

# 平成 2 2 年 第 4 回

## 名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 ( 1 1 月 3 0 日 )

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定 ( 1 5 日間 )	5
1. 日程第 3. 平成 2 2 年第 3 回定例会付託議案第 1 号 名寄市パブリック・コメント 手続条例の制定について	5
○総務文教常任委員長報告 ( 佐藤 靖委員長 )	5
○質疑 ( 大石健二議員 )	6
○原案可決	7
1. 日程第 4. 平成 2 2 年第 3 回定例会付託議案第 2 号 名寄市児童館条例の制定につ いて	7
○総務文教常任委員長報告 ( 佐藤 靖委員長 )	7
○原案可決	9
1. 日程第 5. 平成 2 2 年第 3 回定例会付託議案第 3 号 名寄市児童クラブ条例の制定 について	9
○総務文教常任委員長報告 ( 佐藤 靖委員長 )	9
○原案可決	1 1
1. 休憩宣告	1 1
1. 再開宣告	1 1
1. 日程第 6. 行政報告 ( 加藤市長 )	1 1
1. 日程第 7. 議案第 1 号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につい て 議案第 2 号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条 件に関する条例の一部改正について	1 9
○提案理由説明 ( 加藤市長 )	1 9
○原案可決	2 0
1. 日程第 8. 議案第 3 号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について	2 0

○提案理由説明（加藤市長）	20
○原案可決	20
1. 日程第9. 議案第4号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
て	20
○提案理由説明（加藤市長）	21
○原案可決	21
1. 日程第10. 議案第5号 名寄市学校設置条例の一部改正について	21
○提案理由説明（加藤市長）	21
○原案可決	21
1. 日程第11. 議案第6号 名寄市育英奨学条例の一部改正について	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○原案可決	22
1. 日程第12. 議案第7号 名寄市風連サンシャインホール設置及び管理に関する条例の一部改正について	
議案第8号 名寄市風連福祉会館条例の一部改正について	
議案第9号 名寄市風連日進レクリエーションセンター条例の一部改正について	
議案第10号 名寄市西風連コミュニティセンター条例の一部改正について	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○原案可決	23
1. 日程第13. 議案第11号 名寄市仲町集会所条例の一部改正について	23
○提案理由説明（加藤市長）	23
○総務文教常任委員会付託	23
1. 日程第14. 議案第12号 名寄市保健センター設置条例の一部改正について	23
○提案理由説明（加藤市長）	23
○原案可決	24
1. 日程第15. 議案第13号 名寄市風連国民健康保険診療所条例の一部改正について	
て	
議案第14号 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正について	24
○提案理由説明（加藤市長）	24
○原案可決	24
1. 日程第16. 議案第15号 名寄市風連地区子育て支援条例を廃止する条例の制定について	24
○提案理由説明（加藤市長）	24
○原案可決	25
1. 日程第17. 議案第16号 指定管理者の指定について（名寄市北国雪国ふるさと	

交流館)

議案第17号	指定管理者の指定について(サンピラーパーク森の休暇村)	
議案第18号	指定管理者の指定について(名寄市大橋地区コミュニティセンター)	
議案第19号	指定管理者の指定について(名寄市雪わらべ雪冷貯蔵施設)	
議案第20号	指定管理者の指定について(名寄市風連農産物出荷調整利雪施設)	
議案第21号	指定管理者の指定について(名寄市東部地区集落センター)	
議案第22号	指定管理者の指定について(名寄市西部地区集落センター)	
議案第23号	指定管理者の指定について(名寄市立食肉センター)	
議案第24号	指定管理者の指定について(名寄ピヤシリスキー場)	25
○提案理由説明(加藤市長)		25
○原案可決		25
1. 日程第18. 議案第25号	平成22年度名寄市一般会計補正予算	25
○提案理由説明(加藤市長)		25
○補足説明(佐々木総務部長)		26
○原案可決		27
1. 日程第19. 議案第26号	平成22年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	27
○提案理由説明(加藤市長)		27
○原案可決		27
1. 日程第20. 議案第27号	平成22年度名寄市介護保険特別会計補正予算	27
○提案理由説明(加藤市長)		27
○質疑(高橋伸典議員)		28
○原案可決		28
1. 日程第21. 議案第28号	平成22年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	28
○提案理由説明(加藤市長)		28
○原案可決		29
1. 日程第22. 議案第29号	平成22年度名寄市水道事業会計補正予算	29
○提案理由説明(加藤市長)		29
○原案可決		29
1. 日程第23. 議案第30号	名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	29
○提案理由説明(黒井徹議員)		29
○原案可決		30

1. 日程第24. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○報告済	30
1. 日程第25. 報告第2号 専決処分した事件の報告について	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○報告済	30
1. 日程第26. 決議案第1号 TPP参加の即時撤回を求める決議	30
○提案理由説明（木戸口 真議員）	30
○原案可決	31
1. 休会の決定	31
1. 散会宣告	31

## 第2号（12月10日）

1. 議事日程	3 3
1. 本日の会議に付した事件	3 3
1. 出席議員	3 3
1. 欠席議員	3 3
1. 事務局出席職員	3 3
1. 説明員	3 3
1. 開議宣告	3 4
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	3 4
1. 日程第2. 一般質問	3 4
○質問（佐々木 寿議員）	3 4
○質問（佐藤 靖議員）	4 4
1. 休憩宣告	5 6
1. 再開宣告	5 6
○質問（高橋伸典議員）	5 6
○質問（日根野正敏議員）	6 7
1. 休憩宣告	7 7
1. 再開宣告	7 7
○質問（上松直美議員）	7 7
1. 散会宣告	8 7

### 第3号（12月13日）

1. 議事日程	89
1. 本日の会議に付した事件	89
1. 出席議員	89
1. 欠席議員	89
1. 事務局出席職員	89
1. 説明員	89
1. 開議宣告	90
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	90
1. 日程第2. 一般質問	90
○質問（大石健二議員）	90
○質問（木戸口 真議員）	100
1. 休憩宣告	111
1. 再開宣告	111
○質問（駒津喜一議員）	111
○質問（田中好望議員）	122
1. 休憩宣告	125
1. 再開宣告	125
○質問（竹中憲之議員）	129
1. 散会宣告	139

## 第4号（12月14日）

1. 議事日程	141
1. 本日の会議に付した事件	141
1. 出席議員	142
1. 欠席議員	142
1. 事務局出席職員	142
1. 説明員	142
1. 開議宣告	143
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	143
1. 日程第2. 一般質問	143
○質問（佐藤 勝議員）	143
○質問（黒井 徹議員）	153
1. 休憩宣告	164
1. 再開宣告	164
○質問（川村幸栄議員）	164
1. 休憩宣告	174
1. 再開宣告	174
1. 日程第3. 議案第11号 名寄市仲町集会所条例の一部改正について	174
○総務文教常任委員長報告（佐藤 靖委員長）	174
○原案可決	175
1. 日程第4. 議案第31号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	175
○提案理由説明（加藤市長）	176
○補足説明（佐々木総務部長）	176
○原案可決	176
1. 日程第5. 議案第32号 平成22年度名寄市一般会計補正予算	176
○提案理由説明（加藤市長）	176
○質疑（川村幸栄議員）	177
○質疑（高橋伸典議員）	177
○質疑（熊谷吉正議員）	178
○原案可決	182
1. 日程第6. 意見書案第1号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する 意見書	
意見書案第2号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合 対策を求める意見書	
意見書案第3号 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書	
意見書案第4号 免税軽油制度の存続を求める意見書	

意見書案第5号	米価下落に歯止めをかける対策を求める意見書	
意見書案第6号	領土に関する政府の対応に関する意見書	
意見書案第7号	子ども手当財源の地方負担に反対する意見書	
意見書案第8号	農業に関する国際貿易交渉への意見書	182
○原案可決		182
1. 日程第7. 報告第3号	例月現金出納検査報告について	182
○報告済		182
1. 日程第8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について		182
○継続審査（調査）決定		182
1. 閉会宣告		182
1. 質問文書表		185
1. 議決結果表		190

平成22年第4回名寄市議会定例会会議録  
開会 平成22年11月30日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名	ーションセンター条例の一部改正について
日程第2	会期の決定	議案第10号 名寄市西風連コミュニティセンター条例の一部改正について
日程第3	平成22年第3回定例会付託議案第1号 名寄市パブリック・コメント手続条例の制定について（総務文教常任委員長報告）	日程第13 議案第11号 名寄市仲町集会所条例の一部改正について
日程第4	平成22年第3回定例会付託議案第2号 名寄市児童館条例の制定について（総務文教常任委員長報告）	日程第14 議案第12号 名寄市保健センター設置条例の一部改正について
日程第5	平成22年第3回定例会付託議案第3号 名寄市児童クラブ条例の制定について（総務文教常任委員長報告）	日程第15 議案第13号 名寄市風連国民健康保険診療所条例の一部改正について
日程第6	行政報告	議案第14号 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正について
日程第7	議案第1号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について 議案第2号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	日程第16 議案第15号 名寄市風連地区子育て支援条例を廃止する条例の制定について
日程第8	議案第3号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について	日程第17 議案第16号 指定管理者の指定について（名寄市北国雪国ふるさと交流館）
日程第9	議案第4号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について	議案第17号 指定管理者の指定について（サンピラーパーク森の休暇村）
日程第10	議案第5号 名寄市立学校設置条例の一部改正について	議案第18号 指定管理者の指定について（名寄市大橋地区コミュニティセンター）
日程第11	議案第6号 名寄市育英奨学条例の一部改正について	議案第19号 指定管理者の指定について（名寄市雪わらべ雪冷貯蔵施設）
日程第12	議案第7号 名寄市風連サンシャインホール設置及び管理に関する条例の一部改正について 議案第8号 名寄市風連福祉会館条例の一部改正について 議案第9号 名寄市風連日進レクリエ	議案第20号 指定管理者の指定について（名寄市風連農産物出荷調整利雪施設） 議案第21号 指定管理者の指定について（名寄市東部地区集落センター） 議案第22号 指定管理者の指定について（名寄市西部地区集落センター）

- |   |  |
|---|--|
| 議案第23号 指定管理者の指定について(名寄市立食肉センター)                 | 日程第7 議案第1号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について           |
| 議案第24号 指定管理者の指定について(名寄ピヤシリスキー場)                 | 議案第2号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について |
| 日程第18 議案第25号 平成22年度名寄市一般会計補正予算                  | 日程第8 議案第3号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について              |
| 日程第19 議案第26号 平成22年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算            | 日程第9 議案第4号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について          |
| 日程第20 議案第27号 平成22年度名寄市介護保険特別会計補正予算              | 日程第10 議案第5号 名寄市立学校設置条例の一部改正について                  |
| 日程第21 議案第28号 平成22年度名寄市下水道事業特別会計補正予算             | 日程第11 議案第6号 名寄市育英奨学条例の一部改正について                   |
| 日程第22 議案第29号 平成22年度名寄市水道事業会計補正予算                | 日程第12 議案第7号 名寄市風連サンシャインホール設置及び管理に関する条例の一部改正について  |
| 日程第23 議案第30号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 議案第8号 名寄市風連福祉会館条例の一部改正について                       |
| 日程第24 報告第1号 専決処分した事件の報告について                     | 議案第9号 名寄市風連日進レクリエーションセンター条例の一部改正について             |
| 日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告について                     | 議案第10号 名寄市西風連コミュニティセンター条例の一部改正について               |
| 日程第26 決議案第1号 TPP参加の即時撤回を求める決議                   | 日程第13 議案第11号 名寄市仲町集会所条例の一部改正について                 |

### 1. 本日の会議に付した事件

- |   |   |
|---|---|
| 日程第1 会議録署名議員指名  | 日程第14 議案第12号 名寄市保健センター設置条例の一部改正について         |
| 日程第2 会期の決定  | 日程第15 議案第13号 名寄市風連国民健康保険診療所条例の一部改正について      |
| 日程第3 平成22年第3回定例会付託議案第1号 名寄市パブリック・コメント手続条例の制定について(総務文教常任委員長報告) | 議案第14号 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正について |
| 日程第4 平成22年第3回定例会付託議案第2号 名寄市児童館条例の制定について(総務文教常任委員長報告)          | 日程第16 議案第15号 名寄市風連地区子育て支援条例を廃止する条例の制定について   |
| 日程第5 平成22年第3回定例会付託議案第3号 名寄市児童クラブ条例の制定について(総務文教常任委員長報告)        | 日程第17 議案第16号 指定管理者の指定について(名寄市北国雪国ふるさと交流館)   |
| 日程第6 行政報告   |   |

- 議案第17号 指定管理者の指定について(サンピラーパーク森の休暇村)
- 議案第18号 指定管理者の指定について(名寄市大橋地区コミュニティセンター)
- 議案第19号 指定管理者の指定について(名寄市雪わらべ雪冷貯蔵施設)
- 議案第20号 指定管理者の指定について(名寄市風連農産物出荷調整利雪施設)
- 議案第21号 指定管理者の指定について(名寄市東部地区集落センター)
- 議案第22号 指定管理者の指定について(名寄市西部地区集落センター)
- 議案第23号 指定管理者の指定について(名寄市立食肉センター)
- 議案第24号 指定管理者の指定について(名寄ピヤシリスキー場)
- 日程第18 議案第25号 平成22年度名寄市一般会計補正予算
- 日程第19 議案第26号 平成22年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第20 議案第27号 平成22年度名寄市介護保険特別会計補正予算
- 日程第21 議案第28号 平成22年度名寄市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第22 議案第29号 平成22年度名寄市水道事業会計補正予算
- 日程第23 議案第30号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告について
- 日程第26 決議案第1号 TPP参加の即時撤回を求める決議

1. 出席議員(24名)

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	上松	直美	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	植松	正一	議員
	4番	竹中	憲之	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	大石	健二	議員
	7番	佐々木	寿	議員
	8番	持田	健	議員
	9番	岩木	正文	議員
	10番	駒津	喜一	議員
	11番	佐藤	勝	議員
	12番	日根野	正敏	議員
	13番	木戸口	真	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	中野	秀敏	議員

1. 欠席議員(2名)

	14番	渡辺	正尚	議員
	20番	川村	正彦	議員

1. 事務局出席職員

事務局長	田中	澄昭
書記	佐藤	葉子
書記	三澤	久美子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市	長	加	藤	剛	士	君
副	市	中	尾	裕	二	君
副	市	久	保	和	幸	君
教	育	藤	原		忠	君
総	務	佐々	木	雅	之	君
市	民	吉	原	保	則	君
健	康	三	谷	正	治	君
経	済	茂	木	保	均	君
建	設	野	間	井	照	之
教	育	鈴	木	邦	輝	君
市	立	香	川		讓	君
市	立	三	澤	吉	己	君
上	下	扇	谷	茂	幸	君
会	計	竹	澤	隆	行	君
監	査	手	間	本	剛	君

---

○議長(小野寺一知議員) これより平成22年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に14番、渡辺正尚議員、20番、川村正彦議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(小野寺一知議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

15番 高橋伸典 議員

24番 宗片浩子 議員

を指名いたします。

○議長(小野寺一知議員) 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月14日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月14日までの15日間と決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第3 平成22年第3回定例会付託議案第1号 名寄市パブリック・コメント手続条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、佐藤靖委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤 靖議員) おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、平成22年第3回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第1号 名寄市パブリック・コメント手続条例の制定につきまして、

委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、10月13日、26日、11月24日の3回にわたり、佐々木総務部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容などについて詳細に説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託されました議案は、提案理由の説明にもありましたように平成22年4月に施行されました名寄市自治基本条例に定める市民参加制度の一つとして制度化を目指すものであるとともに、制定により政策決定過程における市民参加、情報共有が図られ、より一層の市民と連携、協力したまちづくりの推進を達成しようというものであります。

逐条解説を含め、より詳細に条例の内容について説明を受けた審査1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、第5条の政策等の案の公表等にかかわり、条例文の中に周知について盛り込むべきではないかに対しては、第3項で実施機関が指定する場所での閲覧または配布、インターネットを利用した閲覧の方法を定めているが、住民周知については広報を含め検討したい。また、新聞報道、広報欄を使って周知あるいは市の情報公開コーナーの活用を考えていると答弁がありました。

また、第3条の対象にかかわり、第6項で定める主な公の施設とは、また新築の場合は主要な公の施設でなくても実施が必要ではないかの質問に対しては、主要な施設は多くの市民が利用する施設、市民生活に重大な影響を及ぼす施設、例えば福祉センター、スポーツセンターなどが考えられる。新築の場合、すべてが対象となるのではなく児童公園等地域が限定されるもの、特養等利用者が特定されるものは省くこととし、実施機関で判断するなどの答弁がありました。

この後、委員会では審査の正確性をより高めるという見地から、次回の委員会開催まで質問事項を文書で担当課に提出し、他の条例との整合性や理事者の考え方などについて一定整理を行って

ただくこととしました。

2回目の委員会までに各委員から提出された質問は13項目でありました。内容は、第2条、定義関係で2件、第3条、対象関係で2件、第4条、適用除外関係1件、第5条、政策等の案の公表等関係6件、第6条、意見等の提出関係2件でした。

主な内容としては、第2条、定義にかかわり、第1項で提出された意見等を考慮して意思決定を行うとしているが、自治基本条例では重要な政策決定の過程において市民の意見を反映させるため、公聴会制度及びパブリックコメントなどの意見公募制度などとうたっている。この考慮と反映の整合性は、第3条、対象では、第1号及び第2号で市の基本的な構想、制度にかかわり、制定または改廃としているが、基本的な構想や計画、制度は改正したり廃止を意味する改廃ではなく、決められた物事などを変える変更と表現することが適正ではないか。第4条、適用除外では、第1号に政策等の策定が次の各号のいずれかに該当するものはこの条例に適用しないとあるが、だれが認め、だれが適用除外と判断するかという観点から第4条でも明示することが必要ではないか。第5条、政策等の案の公表等では、政策案を策定する際に検討した重要な論点及び当該論点に対する実施機関の考え方も公表したほうがよいのではないか、また項目に加えるべきではないか、さらに第2項第1号に経過を加えるべきではないか。第6条、意見等の提出では、第2項第5号にあるその他実施機関が必要と認める方法とは。さらに、第3項に電話番号や利害関係者を有することを証する事項などは必要ないのかなどの質問がありました。

これに対し、考慮と反映の整合性については、政策等の案に内容をよりよいものにするために提出された意見を十分考慮し、その結果反映すべき意見については反映するが、提出された意見をすべて政策等へ反映するというのではない。改廃の表現については、変更を含めて改廃と表現している。第4条内での適用除外明示については、第

2条第1号の条例からパブリックコメント手続の実施主体は実施機関となることから、第4条に基づきパブリックコメント手続の適用除外の判断をすることになる。論点と経過などの公表については、第5条第2項第1号で政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景を公表することとしており、この中で策定に至った経緯や経過、名寄市における状況、課題なども包括される。電話番号や利害関係者を有することを証する事項の必要性については、電話番号は不要、利害関係については本人の申請によるものとし、証するものの添付などは求めているなどとそれぞれ答弁がありました。

3回目の委員会は、議会基本条例第5章第11条、自由討議による合意形成の第2項に基づき佐々木総務部長、関係職員に退席をいただき、委員間による審査を行いました。過去2回の委員会で十分議論が尽くされたことから発言はありませんでした。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました付託議案第1号 名寄市パブリック・コメント手続条例の制定につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、付託議案の審査経過並びに結果についての御報告といたします。

**○議長(小野寺一知議員)** これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

大石健二議員。

**○6番(大石健二議員)** 2点ほどちょっと確認をさせていただきたいと思います。

委員会の議論経過についてお聞きをしたいのですが、名寄市も長寿社会で、たしか高齢化率が26.5%だったかなという記憶がございます。こうした長寿化、長命化の中で名寄市パブリック・コメント手続条例という条例名について片仮名言葉ではなく日本語名で、わかりやすい日本語名での表記についての議論経過があったかどうかお尋ねをしたいと。

もう一点ございます。たしか4条のほうで適用除外について明記をされていたなと思うのですが、この適用除外の1項の中で迅速または緊急を要するものについてはこの限りではないというような理解なのですけれども、この緊急条例制定について後日その政策の制定についての理論、理由、これの発表についてどのような議論経過があったか、これについてお聞きをしたいと。

以上2点です。

○議長(小野寺一知議員) 佐藤委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤 靖議員) ただいま大石議員のほうから2件御質問をいただきました。

まず、表記のこの名寄市パブリック・コメント手続条例ということで、片仮名を日本語にという話でありましたけれども、委員会では議論はありませんでした。

また、適用除外の緊急条例の関係については、いずれにしてもパブリック・コメント手続条例をやることは実施機関がやることでありますので、そこは実施機関の部分での議論はありましたけれども、よりわかりやすい、あるいは先ほども委員長報告の中で述べさせてもらいましたように経過についてももしっかりお知らせするべきではないかという議論はありましたけれども、具体的に緊急条例についての議論というのはしておりません。

○議長(小野寺一知議員) 大石議員。

○6番(大石健二議員) 例えば緊急で、あるいは迅速を要するものであれば、議論の中でどういう煮詰めがあったかわかりませんが、時限条例として扱って後日パブリックコメントを、市民要望を、意見を募集するという手だてもあったのかなというふうに考えたものですから。また、今回のこの名寄市パブリック・コメント手続条例についてもどのような理由で政策の策定に至ったかという理由の公表もあわせて必要だろうというふうに考えたものですからお聞きしたわけですが、いかがでしょうか。

○議長(小野寺一知議員) 佐藤委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤 靖議員) 緊急条例の関係については、いずれにしても審査の中ではこのパブリック・コメント手続条例に適用をして市民から意見を受けるか受けないかについては、一定程度庁議で最終決定をするということでありますので、そのことにおいて緊急性があれば庁議の中で決定をして市民の皆さんにパブリックコメントを受けるといことになるというふうに思いますし、実施機関についてそれぞれその場合に実施機関があるわけでありますので、そこがより市民の皆さんから意見を得られるように、先ほども委員長報告の中で申し上げましたようにこの条例は自治基本条例に基づく政策決定における市民参加、情報共有化が図られ、より一層市民の連携、協力したまちづくりの推進を達成するというのが目的でありますので、それに適応した対応をしていただけるというふうに我々は判断をいたします。

○議長(小野寺一知議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 以上で質疑を終結いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、平成22年第3回定例会付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第4 平成22年第3回定例会付託議案第2号 名寄市児童館条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、佐藤靖委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤 靖議員) 議長の御指名をいただきましたので、平成22年第3回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第2号 名寄市児童館条例の制定につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、10月13日、26日、11月24日の3回にわたり、鈴木教育部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容などについて詳細に説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託されました議案は、提案理由の説明にもありましたように現行の名寄市女性児童センター条例のうち、他の社会教育施設でも行っている女性センター業務を廃止し、新年度以降同施設を児童センター業務のみにすることに加え、合併特例期間の満了に伴い、特例区事業である風連児童クラブと児童館業務を分離して管理運営することが必要になったことから、現行の2条例を廃止し、児童が利用する施設として内容を同じくする名寄地区と風連地区の2つの施設の設置根拠を明示する条例として新たに名寄市児童館条例を制定しようというものであります。

条例の内容について説明を受けた審査1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、第3条、事業について、その他管理者が認めたこととあるのはの質問に対しては、町内会館のない20区、21区が利用しており、そのことを視野に入れていくと答弁がありました。また、第6条、開館時間及び休館日にかかわって、開館時間が児童館は午後5時、児童クラブは午後6時半となっているが、整合性はの質問には、名寄市児童生徒補導協議会では子供たちの帰宅時間を夏は午後6時、秋、冬は午後5時30分としており、これにあわせ児童クラブについては迎えに来る保護者の勤務時間もあって午後6時半としたと答弁がありました。さらに、以前の働く婦人の家条例を女性児童センター条例に変更する際の委員会審査で女性活動の拠点としていくこととしていたが、今回

は女性センターの役割は終えたとしている。男女共同参画を推進する教育委員会としての見解は。社会人と学生が利用している場合もある。その場合の見解はの質問には、女性活動の拠点及び支援は他の社会教育施設でも対応しており、今後の対応も可能と判断している。教育委員会としては、これからも女性の活動の活性化に努めたい。基本は子供たちのやかたと考えたいが、体育館の利用については内部協議していると答弁がありました。しかし、当委員会としてはより慎重に審査を行うため、参考資料として施行規則の提出を求めるとともに、開館時間の設定にかかわり、小学校の下校時間の状況と見通し、児童の帰宅時間の定めについての資料を求めたところです。

2回目の委員会では、審査対象とはなりません。提出を求めた施行規則について説明を受け、小学校の下校時間については新指導要領の改訂により授業時間が増加することに伴い、下校時間が遅くなる傾向が明らかになったところです。具体的には平成23年度以降、小学校高学年は6時限授業が増加、帰宅時間は5時限のときは15時5分ごろ、6時限のときは15時40分ごろとなるとともに、名寄市児童生徒補導協議会による校外生活の決まりでは、帰宅時間については小学生が5月から9月まで午後6時、10月、11月、3月、4月は午後5時、12月から2月までが午後4時、中学生は4月から9月まで午後7時、10月から3月までは午後6時、高校生は午後9時となっていることが明らかになりました。

委員からの主な質疑では、児童館の開館時間は午前9時から午後5時までとなっているが、夏については午後5時30分でもよいのではないかと、町内会の利用が拡大していくことにならないのかなどの質問がありました。これに対し、開館時間については原則は原則ですが、第6条第2項で管理者が特に必要と認めたときは開館時間及び休館日を変更することができるとしており、状況によっては柔軟に対応したい。町内会の利用について

は、町内会館を持たない20区、21区が利用しているとともに、栄町区、中島区も利用しているなどの答弁がありました。

3回目の委員会では、議会基本条例第5章第11条、自由討議による合意形成の第2項に基づき鈴木教育部長、関係職員に退席をいただき、委員間による審査を行いました。委員からは、町内会の利用について質疑が出されましたが、審査対象とはならない施行規則にかかわる事柄であるため、委員会としては他の町内会に理解が得られる範囲内での対応を求めるとどめたところです。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました付託議案第2号 名寄市児童館条例の制定につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、付託議案の審査経過並びに結果についての御報告といたします。

**○議長(小野寺一知識員)** これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小野寺一知識員)** 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小野寺一知識員)** 異議なしと認めます。

よって、平成22年第3回定例会付託議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

**○議長(小野寺一知識員)** 日程第5 平成22年第3回定例会付託議案第3号 名寄市児童クラブ条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、佐藤靖委員長。

**○総務文教常任委員長(佐藤 靖議員)** 議長の御指名をいただきましたので、平成22年第3回

定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第3号 名寄市児童クラブ条例の制定につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、10月13日、26日、11月24日の3回にわたり、鈴木教育部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容などについて詳細に説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託されました議案は、提案理由の説明にもありましたように合併特例区の期間満了により風連町児童クラブ設置及び運営に関する規則が失効となり、失効以降風連児童クラブの運営は市に移管されることに伴い、現行の名寄地区における児童クラブ設置条例である名寄市児童クラブ条例を廃止し、新たに2本の規定を統合した名寄市児童クラブ条例を制定しようというものであります。

条例の内容について説明を受けた第1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、第8条、使用料にかかわり、日割り計算についての規則で対応するということだが、概要はの質問には、規則では短期間というものはないが、基本的に利用可能と考えている。短期間利用についての方針は、今後も考えたいという答弁がありました。また、年間利用料収入はどの程度を見込んでいるのか。児童クラブにかかわり、市の支出はどの程度かの質問には、利用料収入見込みの正確な数値は次回提示したい。市の支出については、21年度実績で南クラブは662万2,000円、うち補助金は305万8,000円、一方風連は775万8,000円で、うち補助金は273万7,000円となっていると答弁がありました。さらに、減免措置については在籍者だけではなく世帯として考えられないか、民間とのバランス、連携についての議論経過はなどの質問には、世帯としては議論していない。在籍者として考えている。民間とは利用時間に差があるとともに、延長についても差があるので、バランスはとれていると考えている。連携については直接的ではないが、民間が利用し

ている経過があると答弁がありました。利用料にかかわり、近隣施設、類似施設との比較及び考え方、記載されていない定員に対する考え方について資料要求を行うとともに、基本的考え方を整理し、次回の委員会での報告を求めました。

2回目の委員会では、要求した資料についての説明がありました。まず、児童クラブの定員の考え方について、現状は南クラブが定員50名に対し22年7月の登録児童数は85名、一方風連児童クラブは定員120名に対し登録児童は54名であることが報告され、受け入れ人数の目安となる人数を規則の中で定めると答弁がありました。一方、児童クラブの利用料金の平成23年の見込額については、南児童クラブでは288万円、風連児童クラブで180万円と報告されるとともに、使用料の受益者負担の考え方については南クラブは平成17年4月に現条例が制定され、有料化されている。当時は、全道33市中28市に受益者負担があり、うち13市が3,000円から6,000円であったが、利用者から負担してでも民間との保育内容の格差是正が求められたことから、利用者が特定されるサービスについてはおおむね50%負担を原則に算定し、使用料を4,000円と算出したと説明がありました。また、今回の調査において類似市では公設である15市中5市が無料、有料額については1,500円から1万円、サービス内容に違いがあるが、単純計算で平均3,470円となること、利用者負担率は南クラブが平成20年度決算で62.8%、21年度決算で60.4%であること、使用料、手数料及び負担金、補助金見直しの考え方については、児童クラブは利用者が特定されるサービスに区分される。施設改善など南クラブで21年度に99万5,000円で改修しており、22年度も改修計画がある。また、風連児童クラブも22年度2,047万5,000円の改修工事を行っており、これらを含めると受益者負担4,000円はおおむね負担率50%となると説明がありました。さらに、同一世帯で以前に

児童クラブを利用した世帯の低減については、認定のためのルールづくりと確認作業が必要及び利用申し込み手続が煩雑になることから、現制度では難しいという判断が示されました。しかし、各委員からは受益者負担のあり方、無料から4,000円となる風連クラブの軽減策、開館時間のあり方などに質疑が集中したところです。

3回目の委員会では、議会基本条例第5章第11条、自由討議による合意形成の第2項に基づき鈴木教育部長、関係職員に退席をいただき、委員間による審査を行いました。委員からは、特に使用料にかかわって、風連地区では特例期間中の5年間は無料となっており、一定程度負担の軽減が図られている。23年度以降については、原案のとおり使用料を統一して運営すべきとする意見、過去の議会で教育委員会は経過措置の検討を答弁している経過がある。また、保育料の統一を初めとして子育て世代の負担が増加しているため利用料を軽減するなど一定の経過措置が必要とする意見、負担率が平成17年当時おおむね50%としながら現行は60%を超えている。両クラブとも負担率は50%にすべきという意見に分かれたところです。

しかし、委員間討議を行った結果、今後において負担率原則50%に近づける検討を強く求めるとともに、特例期間中の5年間は無料として負担軽減を図ってきたものの、過去の議会答弁との整合性、統一保育料の実施などに伴い、子育て世代への負担がふえている状況を考慮する一方、各種公共施設の使用料の統一協議が23年度に実施される見込みであることから、前例としないことを原則に附則第4項の次に第5項、名寄市風連児童クラブの利用に係る使用料は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、同条第1項中4,000円を3,000円と読みかえるものとするを加える一部修正案が全委員より提出され、議論の結果、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修

正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託議案の審査経過並びに結果についての御報告といたします。

○議長(小野寺一知議員) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、平成22年第3回定例会付託議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○議長(小野寺一知議員) 再開いたします。

日程第6 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) おはようございます。本日、平成22年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

まず初めに、本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、柴田敏郎さんに文化奨励賞を授与いたしました。

柴田さんは、本市在住14年余りの期間、「薬草試験場」の愛称で親しまれる「薬用植物資源研究センター」において、一貫して北方系薬用植物の栽培、導入及び改良に御尽力されています。

本市における長年の研究成果として、平成19年に食用、薬用に適性を持つハトムギの新品種

「北のはと」の品種登録に成功し、栽培方法を確立され、道内の栽培実績は着実に増えています。

また、かつての「生薬のまち名寄市」を全国に再発信するために開催した「薬用植物に関するワークショップ」は8回を数え、全国から延べ2,500人が参加されました。特に、平成19年のワークショップで発案した「薬膳弁当」は、市内業者が製造販売して人気を博しました。

その知識を活かし、講師として多くのサークルで指導されるなど、多岐にわたる活動を通して、本市に多大な貢献をいただいています。

名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、産業経済、教育文化、住民運動実践の各分野において市勢の発展に寄与された14個人の皆様に功労表彰を、多額の寄附によりお力添えをいただいた8個人、17団体及び交通安全の奉仕活動を長年にわたり続けていただいた1個人に善行表彰をお贈りいたしました。

受賞された皆様には、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を願っております。

次に、まちづくり懇談会について申し上げます。

市民の意見を反映した協働のまちづくりを進めるため、町内会連合会と連携して、名寄地区6会場、風連地区4会場でまちづくり懇談会を開催しました。

本年度は、「市民と協働のまちづくりについて」をメインテーマに、市民の皆様と意見交換を行いました。

次に、国際交流について申し上げます。

姉妹都市カワーサレイクス市リンゼイとの交流では、2人の高校生を7月24日から9月23日まで派遣し、ホームステイをしながら、リンゼイ市民との交流を深めてきました。

友好都市ドーリンスク市との交流では、名寄・ドーリンスク友好委員会を中心に一般応募の市民を含む12人が9月9日から12日の日程で訪問し、ドーリンスク市創立126周年記念式典に参

加したほか、来年度迎える友好都市提携20周年を記念して、友好委員会による「エゾヤマ桜」の植樹が行われました。この他にも市内の施設見学やアマチュア民族コンサートの鑑賞など、温かな歓迎の中で交流を深めてきました。

次に、国内交流について申し上げます。

東京なよろ会の総会が10月24日、東京都内のホテルに約90人が参加して開催され、本年度のスキーツアーなどの事業計画が承認されました。本市が誇る日本一の「ひまわり」と「星空」にちなんだ映画「星守る犬」が市内で撮影され、来年夏に公開となることなどを紹介し、ふるさと名寄のPRについて、一層の支援をお願いしたところです。

次に、「なよろ健康まつり」について申し上げます。

23回目を迎えた「なよろ健康まつり」は、名寄市立大学など各団体と協力・連携して、「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに9月25日、総合福祉センターで開催しました。

約500人の市民が来場し、動脈硬化検査、体内健康測定、骨密度測定、歯の健康コーナーでの健康チェックなど、生活習慣の見直しの機会として、健康に対する意識啓発を図ったところです。

次に、インフルエンザ対策について申し上げます。

本年は、新型と季節型のワクチンが一本化され、新たなインフルエンザワクチンの予防接種が各医療機関において実施されています。

予防接種費用の支援については、国の事業として市民税非課税世帯及び生活保護世帯に対して全額助成とされたことから、チラシの全戸配布やまちづくり懇談会を通じて、市民への周知を図りました。

本格的な冬を前に、道内では、インフルエンザの流行の兆しも見えていることから、引き続き、手洗いやうがいの基本的な予防対策や早期ワクチン接種の呼びかけなど、積極的な予防対策に努め

てまいります。

次に、市立総合病院について申し上げます。

本年度、4月から9月までの上半期における患者取扱い状況は、入院患者数が延べ5万5,329人で前年に比べ2,077人の減少となり、外来の取扱い患者数でも、延べ12万590人と前年比1,835人の減少となっています。

医業収支の状況は、医業収益が33億8,049万9千円となり、前年同期に比べ102.6パーセント、金額で8,647万2千円の増となりました。主な内訳では、入院収益で7,129万3千円の増、外来収益で701万2千円の増となっています。

また、医業費用は32億7,386万8千円と、前年同期に比べ103.2パーセント、金額で1億121万円の増となりました。主な内訳では、給与費は前年比の104.0パーセント、金額で7,963万4千円の増、薬品費・診療材料費などの材料費は、前年比101.8パーセント、金額で1,472万5千円の増となっています。

この結果、上半期の医業収支については、差し引き1億663万1千円の医業利益となりました。

入院・外来患者数とも前年比で減少していますが、DPC導入による診療単価の増及び診療報酬改定により、収益の確保につながったものです。

患者数の減少により、厳しい状況は続きますが、入院収益をはじめとする医業収益の確保に努めるとともに費用の節減を図り、経営の健全化に向け、より一層努力してまいります。

次に、名寄東病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者数は、入院で延べ1万8,735人、前年同期と比べて118人の減少となり、外来では延べ1,669人、同じく103人の減少となりました。

収支面では、事業収益が2億9,417万円で、前年同期と比べ約104万円の減収となっています。

事業費用は2億9,577万円で、前年比約716万円の増加となり、差し引き約160万円の医

業損失が計上されたところです。

次に、高齢者の福祉施策について申し上げます。

平成22年度「長寿を祝う会」を9月18日、総合福祉センターで開催しました。長年にわたり本市の発展に御尽力いただいた106歳の最高齢者から白寿、米寿を迎えられた161人の方々をお招きして、お祝いを申し上げ、記念品を贈呈いたしました。また、75歳以上を対象に町内会など74団体が開催した「敬老会」では、4,766人の方々が祝福されています。

救急医療情報キット、通称「命のカプセル」については、現在、約1,200個を配布し、705個の設置が確認されています。

高齢者総合相談支援については、高齢者の生活や介護、福祉、健康保持など524件の相談がありました。件数は年々増加し、内容も複雑多岐にわたることから、専門職によるチームを編成し、他機関と連携して対応に当たっています。

高齢者の虐待状況については、平成22年度に入り6件の通報がありました。調査の結果、現段階で虐待行為と判断される事例はありませんが、今後、虐待行為へ移行する可能性がある4件については、家族への支援、見守りを継続しています。

次に、廃棄物対策について申し上げます。

秋の清掃週間に合わせ、9月28日から5日間、内淵一般廃棄物最終処分場において、搬入ごみの分別指導を実施しました。環境衛生推進員の協力のもと、生ごみ・資源ごみの混入防止及び近隣耕作地のカラス被害の縮減を目的に取り組んだものです。

古紙類やアルミ缶など資源ごみの混入が多く、また、事業所・個店からの排出ごみにも混入が見られたことから、分別排出マニュアルの配布、説明、指導、一部持ち帰りなど、分別の指導と適正処理の啓発を実施しました。

今後も定期的に処分場における分別指導を実施するとともに、事業所・個店を訪問して、ごみの適正処理への啓蒙・啓発に努めてまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

10月末現在の災害出動状況は、火災件数が11件で前年同期と比べ2件の増となり、死傷者については、残念ながら焼死者1人、負傷者2人となっています。

救急件数については、862件で前年同期と比べ35件の増となっています。

本年度実施事業については、通信指令装置及び無線サイレン制御装置の更新、非常用自家発電設備の新設工事を行い、1月下旬には全ての装置、設備が稼働する予定です。

防火対策については、10月15日から31日まで「秋の全道火災予防運動」を展開しました。市内量販店における火災予防及び住宅用火災警報機のPR、ハイヤー会社、バス会社の協力による広報ポスター等の掲示、火災予防パレード、タンクローリー検査、チラシ配布など、住宅用火災警報器の普及、防火対策の啓発などを実施しています。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、新北斗団地は、コンクリートブロック造平屋建て1棟4戸の全面改善工事が、11月末で完成しました。北斗団地は、鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸の建設工事を9月に着手し、11月末現在の進捗率は約17パーセントとなっています。

また、新北斗団地2棟8戸の解体工事については、住み替え住宅等への転居終了後、年明けの発注を予定しています。

改善事業では、昨年度から2ヶ年計画で進めている全団地を対象とする住宅火災警報器の設置が、年度内に完了する予定です。

次に、公園整備について申し上げます。

「徳田ふれあい公園」の施設改修については、北海道が実施する「豊栄川河川総合流域防災事業」の河川拡幅に伴う公園敷地の買収及び施設の移設補償費により進めてきましたが、11月に完了し地域の方々に御利用いただいています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための配水管網整備工事については、国道239号線ほか5路線、延長1,252メートルが完了し、現在は道道旭名寄線、延長250メートルの整備を進めています。

老朽管更新工事については、徳田しらかば通ほか5路線、2,049メートルが完了し、現在は16線道路、延長296メートルの整備を進めています。

また、計量法に基づく水道量水器取替工事については、対象量水器1,423台について概ね完了となっています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改修工事については、名寄下水終末処理場の消化タンク設備更新工事の進捗率が70パーセントとなり、3月中旬の完成に向け順調に進んでいます。

個別排水処理施設整備事業については、名寄地区、風連地区それぞれ6基の合併浄化槽が供用開始され、現在、風連地区で2基の整備を進めています。

次に、上下水道料金の納付方法について申し上げます。

上下水道料金の納付方法の拡大と収納対応の強化を目的として、本年10月よりコンビニエンスストア収納を導入しました。これにより、地域や時間を問わず納付が可能となり、サービスの向上が図られています。

次に、道路整備について申し上げます。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業については、西6条通改良舗装工事を10月末に完了しました。

社会資本整備総合交付金事業については、豊栄西10条仲通改良舗装工事、風連地区北栄1丁目線歩道改良工事などが完了しており、19線道路加東橋上部工事は12月末に、南2丁目通改良舗装は1月末に、それぞれ完成を予定しています。

また、北海道からの受託工事である徳田しらか

ば1号通改良舗装工事については、12月の完成を予定しています。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

主要農作物の農作業及び生育状況については、6月からの高温に続き7月からは降雨の影響を受け、収穫作業は順調に進んだものの、いずれの農作物も品質・収量ともに平年を下回る結果となりました。

水稲については、収穫作業終了が9月25日となり、平年と比べてもち米で8日、うるち米で7日早く終了しています。

10月15日現在で公表された農林水産省の作況指数は、全国、北海道ともに98、上川は97となりました。本市の11月11日現在の出荷状況については、もち米2万4千5415俵、うるち米2万5千266俵、合計2万6千5941俵となり概ね97パーセントの出荷率で、一等米比率は99パーセントと品質・収量ともに昨年を上回る状況となっています。

畑作については、湿害の影響が全般的に見られ、作況については馬鈴しょ、小麦、てんさいが「不良」、豆類は「やや不良」となり、野菜では、かぼちゃ、玉ねぎが「不良」で、スイートコーンは「やや不良」となっています。

次に、米政策について申し上げます。

「名寄地域水田農業ビジョン」に基づく本年度の生産目標数量は、もち米が対前年比3.3パーセント増の1万2,387トン、うるち米は2.2パーセント減の1,663トン、合計でほぼ前年並みの1万4,050トンの配分となっています。また、加工米を含めた水稲作付面積は、対前年比1.5パーセント増の3,326ヘクタール、水稲耕作者は15戸減の414戸となりました。

本年度の戸別所得補償モデル対策事業については、米戸別所得補償モデル事業では、対象農家414戸、対象水田2,720ヘクタールで、交付額は4億806万円となり、転作部分の水田利活用自給力向上事業では、対象農家702戸、交付対

象面積2,770ヘクタールで、全道の作付面積の増加に伴い交付単価が調整され、本市への交付額は6億3,289万円となっています。これに激変緩和措置調整枠3億454万円、耕畜連携粗飼料増産対策事業50万円、作付拡大条件不利補正交付金3,127万円、自給力向上戦略的作物緊急需要拡大事業182万円を加えた総額では、13億7,908万円を見込んでおり、交付金の概ね9割の年内支払に向け、交付事務を進めています。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「農地・水・環境保全向上対策」について申し上げます。

中山間地域等直接支払制度については、本年度から新たに向こう5年間の3期目対策に取り組んでいます。傾斜区分などの変更に伴い対象地が減少したために、本年度の交付額は昨年度に比べ1,334万円の減となり、名寄地域集落3,207万円、風連地域集落6,319万円の交付を見込んでいます。

農地・水・環境保全向上対策については、本年度9地区で1億6,476万円の交付が予定されており、既に1億3,161万円が地域活動組織に交付され、農地や農業施設の保全活動などが取り組まれています。

次に、畜産について申し上げます。

公共牧野については、名寄市営牧野では、6月4日から10月23日までの141日間に延べ2万7,565頭を、母子里地区共同牧場では、6月11日から10月25日までの136日間に延べ1万7,016頭を、市内酪農家23戸から受精対象牛を主体に受け入れました。適正な飼養管理により高い受胎率を実現し、個体の資質向上を図っています。

また、本年4月20日に国内で発生した口蹄疫は、10月6日に政府が国際獣疫事務局に対して清浄国の復帰申請を行ったことを受け、北海道は一部の対策を除き休止としたため、本市においても11月8日に侵入防止対策協議会を開催し、取

組の一部休止を確認したところです。この間、御協力いただいた関係機関・団体の皆様にお礼を申し上げます。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

平成18年度より実施してきた「道営地域水田農業支援緊急整備事業」の名寄地区及び「道営農地集積加速化基盤整備事業」の瑞生地区については、区画整理、暗渠排水、客土、用排水路などの整備を行い、本年度で事業完了となります。

「道営農地集積加速化基盤整備事業」の共和地区及び名寄東地区については、本年度分の工事を全て発注し、現在、秋・冬工事として暗渠排水、区画整理及び用排水路の整備を行っています。

また、「道営基幹水利施設ストックマネジメント事業」の弥生地区については、頭首工ゲート、揚水機場などの改修を行っています。

次に、T P P（環太平洋連携協定）への参加について申し上げます。

政府は、11月9日に包括的経済連携に関する基本方針を決定し、関係国との協議を開始しました。

T P Pに参加した場合、関税が原則100%撤廃となり、また金融、保険、医療など幅広い分野の規制廃止を目指すとしていることから、北海道の農業を始め、地域経済社会の崩壊につながる深刻な状況に直面することが強く懸念されます。

上川地区では仮称ではありますが「T P P上川地方対策連絡協議会」を立ち上げ、12月下旬に旭川市において「上川地域を守る総決起大会」を開催する予定となっています。

本市におきましても関係市町村はもとより、農業関係団体、商工関係団体、消費者関係団体などと連携しながら、上川地域を守る総決起大会に参加してまいります。

次に、林業事業について申し上げます。

森林所有者の負担軽減と優良森林資源確保のため、平成13年度に北海道の単独事業として創設された「21世紀北の森づくり推進事業」につい

ては、本年度で終了となります。

本事業の後継対策となる植林事業については、現在、北海道が「森林整備事業検討懇談会」を設置して、検討を行っているところです。

次に、商工業について申し上げます。

融資関係では、10月末現在、市融資制度の経営資金については若干減少傾向で推移しており、融資残高は前年同期と比べ94.2パーセントとなっています。また、設備資金については、件数、金額ともに増加しており、経営資金から設備資金へ移行している状況となっています。年末融資に備え、商工会議所、中小企業相談所、金融機関とも協議を行い、融資枠の確保など対応してまいります。

次に、物産振興事業について申し上げます。

旭川市開村120年記念イベント「食べマルシェ」は、10月9日から11日の3日間、旭川買物公園通りを中心に開催され、本市からは物産振興協会が中心となり出店してきました。多くの来場者で賑わい、地元出店業者が用意した物産も好評を得たところです。

また、精力的に「物産で名寄を売ろう」を合言葉に、10月30日は新札幌サンピアザにおいて、11月10日から15日には札幌アリオにおいて、札幌圏の皆様へ地元特産品を提供してきました。これからも物産、観光を通して名寄の情報発信に努めてまいります。

首都圏においては、友好交流都市「東京都杉並区」と確認した共同アピールに基づく「都市と農村の共生」の取組として、民間活動を推進するための「株式会社協働すぎなみ」が設立され、本年10月9日、杉並区にアンテナショップ「ふるさと交流市場」が開設されました。学校給食における名寄産アスパラガスの活用をはじめ、農産物等の販売や本市の文化、産業、観光の情報発信など、民間交流の拡大に期待するところです。

また、10月22日、23日には「阿佐谷ジャズストリート2010」の会場において、名寄商

工会議所青年部が初の特産品販売を行い、物産や観光のPRを行うとともに、杉並区商店会連合会青年部と意見交換会を開催するなど、民間交流と物産交流が図られています。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における9月末の月間有効求人倍率は0.64倍で、前月と同倍率となっています。

新規高等学校卒業予定者の求人、求職、就職の状況については、管内就職希望者87人、管内求人数は97人で前年同月に比べ73.2パーセントの伸びを示し、これまでの求人对策の表れと考えています。しかし、就職内定率は22.0パーセントで、前年同月に比べマイナス5.5ポイントと依然厳しい状況にあることから、今後も関係機関・団体と連携して対応してまいります。

隔年で実施している「名寄市労働状況実態調査」については、勤労者の実態を把握するため、8月から9月にかけてアンケート調査を実施しており、現在、集計作業を進めているところです。

また、季節労働者の雇用安定を図るため11月17日に、名寄地区通年雇用促進協議会主催による「通年雇用促進セミナー」が開催されました。北海道経済部長坂口収氏を講師に招き、「地域振興と人材育成」をテーマに講演いただきました。

次に、観光振興について申し上げます。

道の駅「もち米の里☆なよろ」は、今年7日、オープン2年7ヶ月で来館者100万人を達成しました。100万人目となった雄武町の中本英雄さんには、記念証、名寄産野菜、もち米などの特産品が贈呈され、居合わせた利用客にも記念の紅白大福もちがプレゼントされました。これからも多くの皆様に立ち寄っていただける「道の駅」となるよう努力してまいります。

ふうれん望湖台自然公園のセンターハウスについては、平成24年3月末で終了させていただく判断をいたしました。しかし、その後、ふうれん望湖台振興公社臨時株主総会において、終了1年

前となる平成23年3月31日までに解散することが決定されました。これまで意見交換をさせていただいた地域や老人クラブの皆様、経緯などを説明させていただきましたが、公社解散後の1年をどのような形で運営していくのか、さらにその後について、関係者と協議してまいりたいと考えています。

名寄ピヤシリスキー場では、すでにリフトの搬器取り付けを終了し、本格的な冬を迎えることとなりますが、昨日29日には安全祈願祭が執り行われ、シーズン中の安全と無事故を祈願したところです。

次に、市街地再開発関係について申し上げます。

本年度で完了する風連地区の市街地再開発事業については、平成23年3月の工事竣工に向けて順調に進捗しており、総合支援施設に整備する「風連国民健康保険診療所」、「(仮称)ふうれん保健センター」とともに5月初旬の供用開始に向け準備を進めています。

名寄地区では、「(仮称)複合交通センター」の整備にかかる市民意見を募集し、5件の応募がありました。提言と要望が主たる内容となっていますので、今後進める基本設計に反映できるよう検討してまいります。また、JR北海道との用地補償、買収契約については、9月21日に契約が整い、平成23年2月末までに事業用地の引き渡し完了する予定となっています。

次に、生涯学習について申し上げます。

本年度で3回目となる「生涯学習フェスティバル」を、市民文化祭と連動させ、10月30日に開催しました。市民文化センターでは、6月から9月までの間を「市民バンド活動応援月間」として、多目的ホールを無料開放し、児童生徒の活動を支援してきましたが、ここで練習を積み重ねた高校生のバンド演奏やダンスがオープニングで発表されました。

また、大学生のジャグリング、市民による合唱や二胡コンサートなど、多彩なステージが繰り広

げられたほか、絵手紙や切り絵、体育指導員によるニュースポーツ体験、ワークショップなどを通して、楽しみながら学び、生涯学習への関心を高めたところです。

次に、市立図書館について申し上げます。

昭和54年度から昨年度まで31回にわたり開設してきた「古典文学講座」を、本年度は「文学講座」に改め、明治20年前後から昭和の戦後の時代に至る間の「日本近代文学の流れ」をテーマに、9月26日から6回開講しました。

「雑誌リサイクル」については、文化の日の「特別開館」に併せて実施しました。北海道立図書館から除籍となった図書約1,000冊の提供があり、利用者から好評を得たところです。

また、市内小中学校の図書室に導入された学校図書システムについて、平成23年4月から運用開始できるよう、現在、図書館事業の一環として、学校図書の整理と登録作業を進めています。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

施設オープン以来7ヶ月が経過しましたが、市内はもとより道内外の来館者から好評を得ており、入館者数も順調に推移しています。

プラネタリウムでは、小惑星探査機「はやぶさ」の映像が人気を博しており、観望会についても、毎月実施し、大勢の方に神秘的な天文現象を楽しんでいただきました。

北海道大学が設置する口径1.6メートルの望遠鏡は、11月8日から設置作業が始まりました。

12月上旬には鏡の取り付けを終え、観測調整及び同時観測リハーサルを行いながら、12月中旬には金星探査機「あかつき」との同時観測を予定しています。

次に、学校教育について申し上げます。

10月15日に「第60回全道へき地・複式教育研究大会上川プレ大会」を智恵文小学校において開催し、次年度の全国大会開催に向けての研究やへき地教育の在り方等の研修を深めました。

10月19日には、名寄市教育研究所主催の研

究大会を風連中学校と豊西小学校で開催し、教育力向上に向けて研修を行いました。

また、教育委員会として上川教育局の指導主事とともに学校訪問を行い、授業参観や校内研修を通して教職員の指導技術の向上を図るとともに、北海道教育委員会の主催で、11月8日から始まった「トライやるウィーク」に全小中学校が参加して、チャレンジテストを行い、学力向上に向けての取組を進めました。

11月6日には、本市全体の学力学習状況調査の結果が示されたことから、その内容について分析・検討を行っています。

就学時健診については、次年度入学予定者を対象に9月から10月に実施し、特別支援が必要と思われる者について、11月に二次検診を行いました。

特別支援教育では、名寄市立大学の協力を得て、心理発達検査をその都度行い、幼稚園・保育所と小中学校間の参観交流も行ったところです。

学校図書室の整備では、全学校に図書システムを導入し、市立図書館の協力を得ながら、より利用されやすい図書室づくりを目指しています。

教育施設の整備では、事故防止も含め、年数が経過している4小中学校の給油管取換え工事などを実施しました。

風連中学校の移転事業については、旧風連高校の学校施設を中学校教育に適した機能の確保とバリアフリー化を図るための改修工事が11月18日に完了し、備品等の移転作業を順次進めています。また、北海道教育委員会が発注する外壁工事については、12月8日までの工期となっています。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

市立大学創立4周年・短期大学部創立50周年記念事業として、11月3日に市民公開討論会を開催しました。「名寄市立大学の未来」をテーマに大学の現状と課題そして将来への展望について、市民の皆様と大学関係者がともに語り合いました。

平成23年度編入学試験を9月10日に実施し、受験者4名の中から看護学科1名、社会福祉学科1名の入学を決定しました。

平成23年度推薦入試・社会人選抜の結果については、保健福祉学部の推薦入試では、募集人員55名に対して昨年より17名多い172名が受験し55名が合格、短期大学部の推薦入試では、募集人員25名に対して昨年より7名多い45名が受験し25名が合格となりました。また、社会人選抜では保健福祉学部において昨年より2名少ない10名が受験し、1名が合格となったところです。

次に、食育について申し上げます。

栄養教諭による子どもたちへの食に関する指導は、地元生産者の協力をいただき、食材の生産過程を学ぶなど、一歩進んだ指導を進めてきました。

また、地場産食材の使用については、本年度が最終年度となる農林水産省の「学校給食地場農畜産物利用拡大事業」の活用を図り、SPF豚肉や保存用野菜を長期にわたって使用するなど、地産地消の一層の推進を図ってきました。

学校給食センターは、改築以来18年が経過していることから、安全で安心な学校給食を安定して提供するため、年次的に改修を図ることとしており、本年度は、システム食器洗浄機の更新を冬休み期間に行う予定です。

次に、家庭教育について申し上げます。

11月20日、名寄市立大学を会場に「家庭教育支援講座」を開催しました。関係団体との共催により、講師に旭山動物園の坂東元園長を招き、「伝えるのは命の輝き」を演題に講演いただきました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

10月11日の体育の日に「スポーツフェスティバル」を開催しました。市内体育施設を無料開放したほか、スポーツセンターで実施した体力測定においては、文部科学省の全国体力・運動能力調査を併せて実施しました。この他にも名寄・風

連両地区の室内外で多様な催しが行われ、約1,700名の市民の皆様がスポーツを楽しみました。

また、体育指導委員の会では、普及活動の一環として出前講座に取り組んでいます。9月の子ども会育成連合会のリーダー研修会、10月のスポーツフェスティバルと生涯学習フェスティバルに出向き、ニュースポーツの指導を行うなど、スポーツの普及に努めています。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

青少年センターでは、10月1日に1団体、1グループ2名、個人2名の方を模範青少年として表彰いたしました。今後も、他の模範となる活動や取組を顕彰し、青少年の健全育成に努めてまいります。

また、10月24日には、名寄市公民館と共催して、薬物乱用防止研修会を開催しました。青少年の健全育成に携わる関係者、学校関係者などが参加し、講師に北海道ダルクの宿輪龍英氏を招き、薬物に対する認識を新たにしました。

次に、学童保育について申し上げます。

旧中央保育所を学童保育所として再活用するための工事が完了したことから、市と市有財産使用貸借契約を結んだ学童保育所コロポックルが、9月27日から移転し運営しています。

また、共同保育園どろんこはうす及びどろんこ学童すまいるが、利用者の増加に対応し、子どもの安全確保と保育環境の改善を図るために隣接地への移転を決定したことから、施設改修費の一部支援など、仕事と子育ての両立支援と学童保育環境の改善を図ったところです。

次に、地域文化の創造と継承について申し上げます。

財団法人地域創造の「公共ホール現代ダンス活性化事業」の指定を受け、京都のダンスカンパニー「セレノグラフィカ」のダンサー2人を招致して、9月中旬から風連下多寄小学校、豊西小学校、名寄市立大学、ピヤシリ大学でのダンス講座を開催し、18日には市民文化センターでダンス公演

を実施しました。

「(仮称)市民ホール」については、文化・芸術活動の拠点として、建設位置を市民文化センター西側に決定したところですが、今後は、平成23年度に予定している基本設計の中で、施設の規模、座席数、設備、機能などについて、十分検討を重ねてまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

10月14日の「鉄道の日」に、排雪列車「キマロキ」編成が、JR北海道から文化的価値が高い鉄道遺産として準鉄道記念物に指定され、10月21日には、指定書と記念プレートの贈呈を受けました。

「キマロキ」編成の展示は、全国唯一本市のみで、昭和51年の貸与以来「キマロキ保存会」により、色あせることなく保存されていることが、指定につながったものと考えています。

また、10月から11月にかけて、「名寄銭湯物語」「ストーブ展」を開催し、郷土の歴史と懐かしい生活体験に触れていただきました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

**○議長(小野寺一知議員)** 以上で行政報告を終わります。

**○議長(小野寺一知議員)** 日程第7 議案第1号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第2号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

**○市長(加藤剛士君)** 議案第1号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第2号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本年11月10日に名寄市特別職報酬等審議会から答申があり、内容は市長、副市長、教育長の期末手当については給与の月額に乗じる割合を100分の415とする。ただし、今年度の人事院勧告をかんがみ、一般職の改定があった場合は別にその改定額を考慮すべきものとする、給料の削減期間については当分の間を改め、限定すべきでありました。

本件は、この答申を尊重した上で、市民に理解が得られる給与改定を検討した結果、厳しい財政状況に加え、職員についても平成21年12月から平成24年3月までの間、給与の月額3%削減と役職加算の凍結の協力をいただいていることから、本則については人事院勧告どおりに改正を行い、当該任期中の在職期間について給与月額及び期末手当の削減をこれまで同様に行うよう条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長(小野寺一知議員)** これより、議案第1号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小野寺一知議員)** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小野寺一知議員)** 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小野寺一知議員)** 異議なしと認めます。よって、議案第1号外1件は原案のとおり可決されました。

---

**○議長(小野寺一知議員)** 日程第8 議案第3

号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

**○市長(加藤剛士君)** 議案第3号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成22年8月10日付人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定が実施されることから、名寄市職員の給与も同様の措置を講じようとするものであります。また、厳しい財政状況に対応するため平成21年12月から平成24年3月までの期間、職員給与を3%削減する予定をしていましたが、昨年の期末、勤勉手当の0.35月の引き下げに引き続き、本年においてもさらに0.2月の引き下げがなされたことから、削減率を2.7%にするべく関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(小野寺一知議員)** これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小野寺一知議員)** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小野寺一知議員)** 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小野寺一知議員)** 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

**○議長(小野寺一知議員)** 日程第9 議案第4

号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第4号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市立総合病院に勤務する医師を対象とした特殊勤務手当について、各診療科の報酬に対する不均衡を是正するとともに、診療実績に応じた評価の見直しを行うため、本条例を改正しようとするものであります。

改正の内容について申し上げます。まず、本条例第2条別表2で規定する緊急手術手当の廃止についてであります。市立総合病院の医師は、管理職手当が支給されており、通常では勤務時間終了後の勤務に対する他の手当の支給はありませんが、緊急手術をした場合に限り特殊勤務手当として当該手当を支給しております。しかしながら、診療科によって手術単価の違いがあることや手術のない内科系の医師との格差が著しいことから、総合的に見直しをした結果、医師の管理職手当支給の対象を診療部長の職以上とすることに改めることとし、他の医師には実績に応じて正規の時間外勤務手当を支給することとしましたので、重複支給となる当該緊急手術手当を廃止しようとするものであります。

次に、医師待機手当の追加につきましては、休診日に自宅等で待機をする医師に対し、1診療科1人に1日5,000円を支給しようとするものであります。

次に、産業医手当の追加につきましては、労働安全衛生法により産業医選任の義務づけで市立総合病院では副院長を選任をしておりますが、当該業務は他の医師の業務内容と異なっていることから、別途手当として支給しようとするものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い

を申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第10 議案第5号 名寄市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第5号 名寄市立学校設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年3月に閉校となった北海道風連高等学校の施設を活用して本年12月に名寄市立風連中学校が移転することに伴い、本条例で規定をする風連中学校の位置の変更が生じたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第11 議案第6号 名寄市育英奨学条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第6号 名寄市育英奨学条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

合併特例区規約第5条の別表第1には、合併特例区で処理する事務を規定しておりますが、平成23年3月26日をもって合併特例区の設置期間満了による解散に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第5条の34第1項の規定により、名寄市が合併特例区に属する一切の権利義務を継承することから、本件は合併特例区で処理している事務の一部について、平成23年3月27日から名寄市教育委員会の権限に属する事務へ移行するため、また本条例で利子補給金の支給対象としている修学資金貸付機関以外の機関でも修学資金貸付制度を創設していることを踏まえ、これらに対応するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第12 議案第7号 名寄市風連サンシャインホール設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第8号 名寄市風連福祉会館条例の一部改正について、議案第9号 名寄市風連日進レクリエーションセンター条例の一部改正について、議案第10号 名寄市西風連コミュニティセンター条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第7号 名寄市風連サンシャインホール設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第8号 名寄市風連福祉会館条例の一部改正について、議案第9号 名寄市風連日進レクリエーションセンター条例の一部改正について及び議案第10号 名寄市西風連コミュニティセンター条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

合併特例区規約第5条の別表第1には、合併特例区で処理する事務を規定しておりますが、平成23年3月26日をもって合併特例区の設置期間満了による解散に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第5条の34第1項の規定に基づき、名

寄市が合併特例区に属する一切の権利義務を継承することから、本件は合併特例区で処理している事務の一部について、平成23年3月27日から市長または名寄市教育委員会の権限に属する事務へ移行するため、名寄市風連サンシャインホール設置及び管理に関する条例ほか3本の条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、議案第7号外3件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号外3件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号外3件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第13 議案第11号 名寄市仲町集会所条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第11号 名寄市仲町集会所条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、先ほど議決いただいた議案第7号から議案第10号と同様に、平成23年3月26日をもって合併特例区の設置期間満了による解散に伴

い、合併特例区で処理している事務の一部について、平成23年3月27日から市長の権限に属する事務へ移行するため、本条例の一部を改正しようとするものであり、改正の内容につきましてもおおむね先ほど議決いただいた議案と同様であります。第4条の使用料につきましても、現在当該施設は一般的な貸し館を行っていないことにより、営利を伴って使用する場合を除き使用料の徴収をしておりませんが、平成23年4月1日から貸し館施設として類似する施設の実態に合わせ、徴収条例に定める使用料の2分の1の額を使用料として徴収しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第14 議案第12号 名寄市保健センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第12号 名寄市保健センター設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

平成23年5月1日に健康増進及び介護予防を目的とした施設としてふうれん健康センターを開設いたしますが、本件は当該施設をこれまで各公共施設で実施してきた保健事業を集約し、同じ機能を持つ名寄市保健センターのサブセンターとして位置づけ、事業を実施をしていくために名寄市

保健センター設置条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第15 議案第13号 名寄市風連国民健康保険診療所条例の一部改正について、議案第14号 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第13号 名寄市風連国民健康保険診療所条例の一部改正について及び議案第14号 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、5月1日付で新たな風連国保診療所を開設するに当たり、当該診療所の位置を改めるとともに、入院を廃止することに伴う関係条文の削除を行うため、両条例の一部を改正しようとする

ものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、議案第13号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第13号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第16 議案第15号 名寄市風連地区子育て支援条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第15号 名寄市風連地区子育て支援条例を廃止する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、幼保一元化事業等の推進のため、風連地区に居住する児童を対象に実施していた名寄市風連地区子育て支援条例に基づく事業につきまして、保護者との協議を経て名寄市の事業に一本化するため、当該条例を廃止する条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入

ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第17 議案第16号 指定管理者の指定について(名寄市北国雪国ふるさと交流館)、議案第17号 指定管理者の指定について(サンピラーパーク森の休暇村)、議案第18号 指定管理者の指定について(名寄市大橋地区コミュニティセンター)、議案第19号 指定管理者の指定について(名寄市雪わらべ雪冷貯蔵施設)、議案第20号 指定管理者の指定について(名寄市風連農産物出荷調整利雪施設)、議案第21号 指定管理者の指定について(名寄市東部地区集落センター)、議案第22号 指定管理者の指定について(名寄市西部地区集落センター)、議案第23号 指定管理者の指定について(名寄市立食肉センター)、議案第24号 指定管理者の指定について(名寄ピヤシリスキー場)、以上9件を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第16号から議案第24号までの指定管理者の指定について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第16号から議案第17号までの2施設に

つきましては、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による公募による施設であり、議案第18号から議案第24号までの7施設については同条例第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、議案第16号外8件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号外8件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号外8件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第18 議案第25号 平成22年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第25号 平成22年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費と事業の確定に伴う事業費の調整を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに1億4,765万7,000円を追加して予算総額を200億7,076万1,000円にするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金3,000万円の追加は、NPO法人名寄心と手をつなぐ育成会が計画している障害者と高齢者、ボランティアなどが交流できる共生型ホームの建設に対して、全額道支出金を充当し、助成しようとするものであります。

8款土木費におきまして排雪ダンプ助成事業補助金500万円の追加は、新たに店舗併用住宅への助成を行うこととダンプ1台当たりの助成金額を1,000円から2,000円に引き上げるため、補助金の総額の増額を図るものであります。

11款災害復旧費におきまして公共土木施設災害復旧事業費4,550万円の追加は、国の補助事業の内定を受け、普通河川大沼川河岸災害復旧工事ほか3件の復旧工事を実施しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、収支不足を地方交付税で調整をいたしました。

16款道支出金におきまして緊急雇用創出推進事業補助金358万9,000円の追加は、農林業費の農地有効活用促進データベース整備事業及び商工費のひまわりのまち観光推進事業を実施をするため、緊急雇用創出推進事業補助金を受け入れるものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正では、さわやかトイレ・ホール清掃等業務委託料ほか16件を追加しようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、公共土木災害復旧事業ほか4件を追加及び変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、

細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第25号の14ページから15ページをお開きください。2款総務費、1項4目広報広聴費で町内会館等建設費補助金200万円の追加は、16区町内会館の改修に対して事業費の2分の1相当を補助するものであります。

16ページから17ページをお開きください。3款民生費、1項7目障害者福祉費でケアホーム・グループホーム整備事業補助金170万円の追加は、社会福祉法人道北センター福祉会が市内に民家を借り上げグループホームとして改修する事業費の2分の1相当を補助するものであります。

18ページから19ページをお開きください。4款衛生費、1項2目予防費で新型インフルエンザワクチン接種助成負担金810万4,000円の追加は、国、道の負担を受けワクチン接種費用の助成を行うものであります。

22ページから23ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工業振興費で中心市街地近代化事業補助金280万6,000円の追加は、6丁目商店街の有限会社ヒライさん、ブラジルの店舗改修事業に対して補助するものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。戻っていただきまして8ページから9ページをお開きください。11款地方交付税で普通交付税3,795万2,000円の追加は、収支不足の調整を図るものでありまして、今回の予算化によりまして留保分につきましては6,961万3,000円となります。

以上、補足説明とさせていただきますので、よ

ろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第19 議案第26号 平成22年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第26号 平成22年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして北海道国民健康保険団体連合会の電算化に伴う事前準備に係るものを中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに20万円を追加し、予算総額を34億910万円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費におきまして一般管理費で旅費、備品購入費を30万5,000円増額し、医療費適正化特別対策事業費で役務費の減額など10万5,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款国庫支出金におきまして財政調整交付金を20万円追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第20 議案第27号 平成22年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第27号 平成22年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれに204万3,000円を追加し、予算総額を19億3,581万7,000円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれに359万5,000円を追加し、予算総額を2億3,208万7,000円に、サービス勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれに264万円を追加し、予算総額を1億2,264万9,000円にしよ

うとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では、介護保険事業計画第5期計画を策定するに当たり、地域の課題等を的確に把握をするためアンケート調査等を実施するもので、賃金、委託料など合計で204万3,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入については、全額国庫支出金を受け入れて事業を実施しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄については、特別養護老人ホーム清峰園のテレビ機器の更新を行おうとするもので、備品購入費の359万5,000円については一般会計繰入金で調整しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連については、特別養護老人ホームしらかばハイツのテレビ機器の更新を行おうとするもので、備品購入費の264万円については一般会計繰入金で調整しようとするものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高橋伸典議員。

○15番(高橋伸典議員) 1点だけお聞きしたいというふうに思います。

サービス勘定の清峰園と風連のしらかばハイツ、テレビの機器を購入されるということで、できれば台数がわかればというのと購入は地元の業者から行うのかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長(小野寺一知議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 今御質問ございました清峰園、それからしらかばハイツのテレビの備品購入でございますが、清峰園につきましては34台分、それからしらかばハイツにつきましては44台分ということで予定をしてございます。

それから、購入につきましては現時点では地元業者ということで考えてございます。

以上です。

○議長(小野寺一知議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第21 議案第28号 平成22年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第28号 平成22年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行おうとするものでありまして、平成23年度における風連浄水管理センター等維持運転管理業務委託料の限度額を1,575万円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第22 議案第29号 平成22年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第29号 平成22年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の原水及び浄水費の修繕費等及び資本的支出の拡張事業の事業費の変更等について補正しようとするものであります。

補正の主なものを収益的支出から申し上げます。2款水道事業費用では、川西浄水場水位計及び操作盤修繕等により1,653万2,000円を追加し、総額を6億2,669万7,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出では、第2期拡張事業の事業費の変更等により8,942万9,000円を減額し、総額を3億8,923万2,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入

ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第23 議案第30号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

黒井徹議員。

○18番(黒井 徹議員) 議案第30号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成22年8月10日付人事院勧告に基づき国家公務員の期末、勤勉手当が引き下げられたことに伴い、議長、副議長及び議員の期末手当について同様の措置を講ずるものであります。あわせて、現在議会独自に6月期及び12月期にそれぞれ100分の10の期末手当の削減を行っていることから、引き続き同様の措置を講ずるものとともに、その期間については当分の間としておりましたが、現議員の当該任期中の期間とすべく条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号につきましては、全議員による提出でありますので、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第24 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、本年9月5日午後3時30分ごろ、名寄市風連町字東風連3395番地の名寄市が所有し、風連特例区が管理する名寄市東風連子どもと老人福祉館南側駐車場におきまして、会館利用者の自家用車が当該駐車場の雨水排水溝を通過した際に排水溝の格子ぶたが外れて相手方車両の後部に接触をし、破損させたものであります。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が8万1,647円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入

ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年10月15日午前11時15分ごろ、名寄市西5条南11丁目におきまして、健康福祉部所管の公用車が市道を走行中に左方の敷地内から路上へ出ようとした相手車と衝突し、破損させたものであります。過失割合は本市が10%であり、相手方車両の修理代として本市が1万8,000円を負担することで示談が成立をし、和解をしたところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第26 決議案第1号 TPP参加の即時撤回を求める決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

木戸口真議員。

○13番(木戸口 真議員) 議長より指名がありましたので、これよりTPP参加の即時撤回を

求める決議案の提案を行います。既に承知かと思いますが、TPPは名寄市の基幹産業である農業が壊滅状態に追い込まれるだけでなく、食品加工や流通、観光などの関連する産業の衰退にもつながり、地域経済に与える影響は極めて大きく、名寄市議会の意思を明らかにしたいと考えています。以下、読み上げて御提案を申し上げますので、議員各位の御賛同を切にお願いを申すものであります。

TPP参加の即時撤回を求める決議。

今、農山漁村のみならず各方面において、不安と憤りの声が渦巻いている。

菅首相は、臨時国会冒頭の所信表明演説において、突然にTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加検討を表明した。TPPは、全ての関税撤廃を原則とする経済圏を目指すものであり、これまで、我が国が各国との共存を基本に進めてきた11カ国・1経済圏とのEPA・FTAとは全く質がことなるものである。それゆえ、TPPの参加による農産物の関税撤廃は、農林漁業者をはじめとする関係者の生産性向上の努力にもかかわらず、我が国の農林漁業を崩壊させ、地方経済・社会をも破綻させることは必至である。

我々は、決して自由貿易を否定しないし、現下の国の経済状況からしても、貿易の促進による経済成長は必要である。

しかし、何らの重層的な分析や準備が全くなされないままでの拙速なTPPへの参加は、農林漁業、地方経済等にとどまらず、多方面における国益を著しく損ない、国の将来に深い禍根をもたらすものである。

TPPは関税撤廃を原則としており、例外品目もないことからこれに参加した場合は、北海道農業に与える影響は甚大で、基幹産業を農業とする名寄市の経済は壊滅的な打撃を受けることが懸念され、こうしたことから、名寄市議会は、食料自給率目標の実現に向けて、農業が持つ潜在能力をフルに発揮し、持続可能な農業、農村の振興を図

ることを強く求めるとともに、我が国の食料安全保障と両立できないTPP交渉への参加に断固反対するとともに、参加検討の即時撤回を求めるものである。

以上、決議する。

平成22年11月30日、名寄市議会。

各議員の切なる御賛同を求めて終わります。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件については、全議員による提出でありますので、この際質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、あす12月1日から12月9日までの9日間を休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、12月1日から12月9日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 0時08分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ

とを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 高 橋 伸 典

署名議員 宗 片 浩 子

平成22年第4回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成22年12月10日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（25名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	上松	直美	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	植松	正一	議員
	4番	竹中	憲之	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	大石	健二	議員
	7番	佐々木	寿	議員
	8番	持田	健	議員
	9番	岩木	正文	議員
	10番	駒津	喜一	議員
	11番	佐藤	勝	議員
	12番	日根野	正敏	議員
	13番	木戸口	真	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員

25番 中野秀敏 議員

1. 欠席議員（1名）

14番 渡辺正尚 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	田中	澄昭
書記	佐藤	葉子
書記	三澤	久美子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	藤原	忠	君
総務部長	佐々木	雅之	君
市民部長	吉原	保則	君
健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	茂木	保均	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院事務部長	香川	讓	君
市立大局学長	三澤	吉己	君
上下水道室長	扇谷	茂幸	君
会計室長	竹澤	隆行	君
監査委員	手間本	剛	君

○議長（小野寺一知議員） 本日の会議に14番、渡辺正尚議員から欠席の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 川村幸栄 議員

11番 佐藤勝 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

（仮称）複合交通センターについて外2件を、佐々木寿議員。

○7番（佐々木 寿議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、ただいまから通告順に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、（仮称）複合交通センターについて伺います。JR名寄駅横地区はJRや都市間、市内循環バスの交通結節点であり、名寄市街地の玄関口ともいふべき地区でもありながら、過去に有効な施設整備がなされないまま現在に至っております。しかしながら、今回この交通結節点という条件を最大限に生かした駅横整備計画の実現により名寄市のにぎわいの創出、活性化につながるものと期待するところであります。また、隣接地においても民間活力による商業施設や福祉サービス施設を整備する計画が進められており、市民の立ち寄りが増加し、かつての駅前地区のにぎわいが回復につながるものと期待するところでもあります。

そこで、（仮称）複合交通センターの事業の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

また、先般の市長行政報告にありましたが、（仮称）複合交通センター整備に関する市民意見を募集したところ5件の応募があり、提言、要望が主たる内容であるので、今後の基本設計に反映できるよう検討したい旨の報告がありました。どのような施設基本設計、施設機能となるのか伺います。

また、どのようなにぎわいの創出構想を考えているのか伺います。

2点目に、教育行政について伺います。名寄市立大学の就職活動状況と大学生確保対策について伺います。来春に卒業予定の大学生の就職内定率は、2000年ごろの就職氷河期より厳しい環境の中にあります。特に調査を始めた1996年以降、最低の数字と言われております。10月1日現在の調査によると、大学生の内定率は57.6%で厳寒とまで言われた昨年をさらに下回る過去最低の水準と言われております。さらに、ことしの春大学、短大合わせ約10万人が進路の決まらないまま卒業したという報道もありました。また、北海道、東北就職内定率は55.6%と全国平均よりも2ポイント下回っております。さらには、道内は公共事業の削減などで停滞感が強く、9月の有効求人倍率は0.43倍と都道府県別で4番目に低い数字だということでもあります。このように厳しい就職環境で名寄市立大学の就職活動状況はどのようなになっているのか伺います。

また、少子化が進んでいる状況の中、持続的、安定的な大学運営に取り組むための要素となる大学生確保のため対策をどのようになさっているのか伺います。

次に、学級定数について伺います。文部科学省は、来年度予算で小1、2年生の35人学級実現を要求しました。新学習指導要領の円滑な実施、生徒指導面の課題等への対応、教員が子供と向き合う時間の確保等の観点から、学級編制の標準を現行の40人から引き下げる必要について、これまでも中央教育審議会においても検討されてきま

した。名寄においても、少人数学級実現については教室の確保に問題はない、新学習指導要領の円滑な推進も図れ、また教職員の増加に伴う人件費においても国の負担であり、地域経済につながるとして歓迎している旨の報道がありました。しかしながら、学級編制の標準の引き下げをすることによって児童生徒の発達段階や直面する課題、特に小学校の低学年はいわゆる小1プロブレムに見られるように学校教育に適応する上で重要な時期であり、学習習慣の確立や集団活動における規律など授業、学校教育の成果に影響するのではないかと、また児童生徒の社会性の涵養や学び合い等の取り組みが困難な状況が生じるのではないかと懸念もあります。教育的配慮に基づいた柔軟な学級編制、そして将来少子化が進む中、学級定数についての見解を伺います。

次に、いじめ対策について伺います。いじめが原因と思われる子供たちの自殺が後を絶ちません。そのたびになぜいじめの兆候に気づかなかつたのか、助けることができなかつたのかと痛感しております。いじめは昔からあったと言われておりますが、陰湿化、隠ぺい性、長期化等が現代のいじめの特徴と言われております。事件が起きて記者会見する学校、教育委員会の会見はおとなしくまじめな子、兆候はなかつたし、アンケートにもいじめのあったことを示す記述がなかつたということが繰り返されております。陰湿ないじめは表に出ないし、被害者本人も親や教師にも友達にも隠したまま逃げ場を失ってしまいます。何としてもこのような痛ましい事件を起こさずにはなりません。名寄市では、現段階ではいじめに関する事例報告は上がってきていないとのことですが、いじめ絶滅対策として加害者を生み出さない教育、早期兆候の発見対策を具体的にどのように実施しているのか伺います。

3点目は、福祉行政について、地域福祉計画策定について伺います。ことし5月に名寄市社会福祉協議会は、本年度だれもが住みなれた地域で安

心して暮らせる地域社会づくりの指針となる地域福祉実践計画の策定作業に取り組むこととしました。そして、ことしの秋ごろをめどにさまざまな分野の地域住民で組織する策定委員会を設置、名寄市が今年度の策定を予定している地域福祉計画の整合性を図りながら策定作業を進めるという報道があり、約5カ月以上経過しておりますが、進捗状況はどのようになっているのか伺います。

また、名寄市地域福祉計画を策定しようとしていますが、地域福祉実践計画との関係、位置づけはどのようになっているのか、また計画を策定するに当たってどのように進めていこうとしているのか伺います。

次に、成年後見制度普及について伺います。介護保険制度が導入された2000年、同時に成年後見制度も始まりました。認知症などで判断能力が不十分な人を支援する制度で、家庭裁判所から選任された後見人らが本人にかわって預貯金、不動産などの財産を管理したり介護福祉サービスの利用契約を結んだりするものです。この制度には法定後見と任意後見の2つがあり、親族のほか弁護士や司法書士などの専門職が後見人を務める場合が大半ですが、高齢者がふえる一方で大都市部以外では専門職が足りないとの指摘もあります。国内には認知症の人が約200万人いると言われていた中で、国際的には1%が制度を利用すると認められておりますが、17万人にとどまっている現状にあると言われております。利用が伸びない背景には、制度の理解が進んでいないこと、また親族が後見人になる場合が全体の約6割ということもあり、身寄りのいない高齢者の増加で弁護士や司法書士など第三者がなるケースもふえていることも要因にあります。専門職の報酬も高いので頼めないということもあります。そこで、成年後見制度普及の現状はどのようになっているのか、また専門職不足にかんがみ、地域住民が後見人となる市民後見人の養成、支援する施策もあると思われるが、見解を伺います。

次に、高齢者虐待防止について伺います。市長の行政報告で、今年度に入り6件の通報があり、調査では虐待行為と判断される事例ではないが、虐待に移行する可能性の4件については家族への支援、見守りを継続するとの報告がありました。18年4月に高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うというような高齢者虐待防止のために高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されて4年以上経過しております。早期発見、早期対応、未然防止のための法律と認識しております。高齢者虐待は潜在している可能性があります。通報義務、通報努力義務も周知されていないのか、または通報したことを知られたくないということから通報しないのか、通報しても不利益な取り扱いを受けるのではないかというような理由なのかもしれません。もちろん保健、医療、高齢者福祉に専門的に携わる関係者の方々は、高齢者虐待についての認識は深められていると思われませんが、市民には周知されていないように思われます。高齢者虐待未然防止や早期発見に市民、地域と具体的にどのように取り組まれているのか伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） おはようございます。ただいま佐々木議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目の小項目1については大学事務局長から、小項目2と3は教育部長から、大きな項目3点目は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、1項目めの（仮称）複合交通センターについて、小項目1の事業の進捗状況と今後のスケジュールについてお答えをいたします。（仮称）複合交通センターの整備については、当初予算時点で用地並びに補償物件調査に係る予算を計上させていただき、4月から用地取得に向けた調査を

進めてまいりました。調査の結果をもとに6月に用地取得等の補正をさせていただき、JR北海道、名寄市土地開発公社と用地交渉を進めてきたところであります。土地開発公社とは8月に、JR北海道とは9月に契約締結が完了しております。JR北海道とは用地、補償費を合計した予定額より約2,000万円低い額で契約締結することができました。また、補償物件の移転に当たっては平成23年2月28日までに行われ、その後速やかに名寄市に土地が引き渡されることになっております。9月には地質調査費、基本設計費等の予算補正をさせていただきまして、施設建設の前提となります基本設計の準備が整ったところでございますが、10月1日から29日の間で施設整備に関する市民意見の募集を名寄市広報並びにホームページに掲載し、意見の募集を進めてきたところあります。募集結果としては、意見、要望が5件あり、内容については施設整備の是非や新たな機能の付加などがあったので、これら意見については可能な範囲において基本設計に反映してまいりたいと考えているところでございます。基本設計の委託業務に当たっては、意見募集の結果を待つて入札を進めており、3月16日までの間で基本設計を策定する予定となっております。なお、基本設計は成案となる前段には改めて市民意見の募集を行い施設整備を進めていく予定としております。平成23年度の予定としては、年度当初から詳細設計を進め、10月ごろをめどとして本体建設工事に着手し、平成24年度の完成を目指してまいりたいと予定をしているところであります。

次に、本施設に計画している施設機能についてお答えをいたします。機能につきましては、これまでも説明してきたとおりバスターミナル、観光インフォメーション機能、レンタサイクル、現有の市民会館の会議室機能、業務機能をあわせ持った複合施設として計画しているところでありますが、さきに行いました市民意見の中から付加できる機能があるかどうか検討し、基本計画とするよ

う作業を進めております。この基本計画では、利用者の階層や動線をもとに各機能の配置計画を立てるとともに、市民の利用しやすい施設となるよう関係者、関係部局と協議を進めております。また、基本計画案の時点で再度市民意見を伺い、基本計画の成案とさせていただき予定としております。

次に、にぎわいの創出について、現時点での考え方についてお答えをいたします。この地区は、これまで特段の施設整備がなかったことから人の滞留がない地区となっておりますが、バスターミナルが整備されることによる施設利用者や市民会館の会議室の機能の移転による利用者、経済センターを初めとする関係者を含めた利用者が恒常的に発生することや公共交通機関の結節点でのイベント開発などによりさらなる人の集中を見込んでおります。また、隣接地においては民間事業者による集客施設の整備計画もあることから、それらの利用者も含めた人の集中は市街地中心部のにぎわい創出に大きく貢献するものと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉己君） 私からは大きな項目2点目、教育行政について、小項目1点目、名寄市立大学の就職状況と大学生確保対策についてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、大学生の就職戦線は新たな氷河期に入ったとも言われ、全国で多くの学生たちがいまだ内定を受けられず就職活動を継続せざるを得ない状況に追い込まれています。本学保健福祉学部においては、ことし3月に131名の第1期生を送り出しました。就職希望した学生の就職率は、栄養学科では100%、看護学科では97.7%、社会福祉学科では95.1%でありました。短期大学部児童学科では55名の卒業生を送り出し、就職希望した学生の就職率は100%でありました。この結果については、非正規雇用

等の課題を残しつつも順調なものと受けとめるとともに、学生に対する就職支援についてさらなる充実強化に努めてきたところでございます。平成23年3月卒業予定者の直近の就職内定状況につきましては、栄養学科では42.5%、看護学科では84.6%、社会福祉学科では53.7%、また短期大学部児童学科では55.8%となっており、現在も社会福祉施設関係や受託給食企業等への就職活動が継続して行われており、多くの学生が内定を受けられるよう教職員一体となって学生の就職支援に取り組んでいるところでございます。

学生確保対策につきましては、入試広報委員会に所属をする教員を中心に事務職員が連携をしまして、高等学校の進路指導担当教諭や高校生に対して本学を紹介する高校訪問や札幌市を初め道内主要都市6カ所における進学相談会の実施、また各学科で工夫を凝らしたオープンキャンパスや保護者相談会の実施など積極的な対応を図り、本学の知名度の向上と志願者の確保に取り組んでいるところであります。

次に、本学の入試制度につきましては大きな変更はありませんが、短期大学部における平成23年度入学者選抜について新たに大学入試センター試験を導入し実施する予定であります。募集人員枠につきましては5名で、受験生に対して受験機会の拡張を図ろうとするものでございます。今後も本学入試制度の検証を行い、持続的、安定的な学生の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは大項目2のうち小項目2、学級定数について及び小項目3、いじめ対策について答弁させていただきます。

現在文部科学省では、来年度から小学校の35人学級への移行が検討をされておりますが、特に1年生の入学当初は学習環境の急激な変化や多くの学校のルールを学ぶときであり、その子に応じ

たよりきめ細かな指導が求められているところから、学級定数の削減は大いに効果が期待されるところであります。ただし、議員のお話のように極端に小規模な集団となりますと多人数の中での社会性や学び合いなどの面では懸念が残ることも確かであります。現在各学校では、学級を一つの集団として学習が行われておりますが、教師の複数体制での指導が必要な楽器のパート練習などのグループ学習の場合や体育や学校行事など大集団がより指導の効果が期待できる場合においては学級を合わせて学年を一つの集団として指導も行われておりますので、今後も学級の枠にとらわれない教育活動の展開に向けて指導をしてまいります。また、将来にわたります少子化の対応といたしましては、平成20年に策定いたしました名寄市内小中学校の適正規模適正配置に関する基本方針に基づき、普通規模校で30名前後を維持できる適正配置、通学区域に向けて保護者、地域との話し合いの中から適切な対応をしていきたいと考えております。

次に、いじめ対策です。本年10月に群馬県で小学6年生、11月には札幌の中学2年生といじめが原因と思われる自殺が相次ぎ、教育委員会としても危機感を抱いているところであります。いじめ根絶に向けて、各学校に改めていじめに関するアンケートを依頼をしたところであります。既に児童生徒との面談やアンケート調査を実施した学校もありますが、名寄東中学校では11月25日に心の相談員による命の授業を行うなど生徒の心に響く実践も行っております。他の学校においても道徳教育などを通してお互いが認め合う態度や生命の尊重などの指導やいじめを生み出さないための取り組みをしているところであります。さらに、児童生徒のささいな変化やサインを見逃さないように日常の児童生徒の行動や会話、家庭との連携など先生方にはアンテナを高くして情報収集といじめ防止に向けた取り組みを推進するよう指導をしているところであります。教育委員会と

いたしましても、教育相談センターとの一層の連携や小中学校生徒指導連絡協議会の機能化を図るなど、いじめ根絶に向けての取り組みを強化してまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは大項目3の福祉行政についての小項目1、地域福祉計画策定について申し上げます。

社会福祉法では、社会福祉の基本理念の一つとして地域福祉の推進が明確に位置づけられており、特定の人々を対象にするのではなく、地域に焦点を当てた地域福祉計画を各市町村で策定することになっており、道内35市中策定済みが20市、策定を予定しているところが名寄市を含め3市、策定未定が12市となっております。町村においては、144町村中53町村の約4割弱が策定済みであります。御質問ありました市のこれまでの進捗状況につきましては、本年度と来年度の2カ年間をかけ策定するもので、今年度においては名寄市保健医療福祉推進協議会の中に地域福祉部会を新たに設置し、委員を選任すべく新聞広告やホームページを活用し市民の方々から一般公募5名を11月末締め切りで行いましたが、1名のみの応募しかございませんでした。各関係機関、団体10名の枠を広げ、15名による委員で開催を予定しております。市民からの地域福祉に対する見方、考え方など広く御意見をいただき、安心した生活を営むことのできる福祉全般の推進に向け取り組んでいくため、今後具体的な作業を進めてまいります。また、地域福祉に関して必要なアンケート調査の内容につきましては社会福祉協議会、名寄市立大学と連携を図り検討を行い、集計と分析につきましては名寄市立大学の協力を得ながらまとめ上げ、来年度の成文化につなげていくための基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

次に、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践

計画は現在2期目が終了し、3期目の策定に向けた策定委員会を設置し、円滑な事業の実施を確保するため地域の方々や福祉団体、事業所などが地域の福祉の推進に主体的にかかわるため具体的な活動を行う計画で、今後の活動の指針となる計画です。地域福祉計画と地域福祉実践計画は、ともに福祉の推進を目指すものであり、市民の参加を得て作成するものであることから、内容の一部や策定過程の共有、さらには地域福祉計画に地域福祉実践計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど相互に連携を図り、一体的策定が有効であると考えております。したがって、市と社会福祉協議会は22年から23年度と2年間同じスケジュールで進めていく予定で協議を行っているところでございます。市が策定する計画は、社会福祉法では策定が義務化されているものではございませんが、福祉サービスを必要とする地域の方々や地域社会の一員として住みなれた地域で安心して健康で楽しい日常生活を営み、社会、経済、文化など、さまざまな分野の活動に参加する機会が与えられるような仕組みづくりやコミュニティーを支援する内容を盛り込んだ計画を予定してございます。さらに、計画策定に当たりましては、地域福祉計画を推進していくため実務との整合性を図り進めていくために社会福祉協議会との連携はもとより、市民の皆さんの御協力により地域ぐるみで問題解決をしていくため地域福祉部会の中で地域福祉に対する御意見をいただく懇談会などの開催を検討していただき、来年度の策定に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2番目の成年後見制度普及の現状と今後の対策について申し上げます。成年後見制度は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な成年者の財産管理や医療、住宅、介護、生活などに関する身上監護を法的に保護するための制度として利用の促進を図っているところです。平成19年、平成20年には弁護士、裁判所事務官や講師による講演会を開催し、

市民の皆さんが成年後見制度を理解していただけるよう啓蒙活動を行ってきております。また、本年度は高齢者の介護相談に当たっているケアマネージャー、介護サービス事業所相談員や地域の福祉に関する相談役の民生委員などを対象に講習会を開催し、どこに相談すればよいかなど理解を深めていただきました。市の相談場所といたしましては、知的、精神障害者の場合は社会福祉課、高齢者は地域包括支援センターが担い、相談業務の中で制度の説明、申し立て書類作成の支援、市長申し立ての支援、後見人候補探しなど関係機関と連携を図りながら相談支援を行ってきております。

相談実績につきましては、平成21年度は3件の相談のみでございましたけれども、平成22年4月から11月末までに14件相談があり、制度利用につながった事例は手続中を含め8件となっております。8件の内訳は、申し立てしたものが親族が4件、身寄りがなく資力が乏しいことから4件が名寄市成年後見制度利用支援規定を利用した市長申し立てとなっております。審判開始の申し立て費用は内容により異なることがございますが、鑑定料など約10万円程度となっております。開始までは2カ月から4カ月の日数を要しており、後見人は裁判所が本人の実情に合わせて土地や家屋などの財産がある財産管理を中心とする場合は司法書士、健康に問題があるなどの身上監護中心の場合は行政書士の専門職を選任しております。後見人の報酬額は、本人の財産や所得に応じたものとなっております。しかし、資力が乏しく親族も後見人が難しい場合は専門の相談機関に問い合わせをすることで無料または低額で引き受けてくれる後見人の候補者を探していただける状況にもなっておりますので、このことにつきましても相談時に対応し、市民の皆さんが利用しやすいよう努力をしているところでございます。

今後の対策につきましては、成年後見制度を積極的にPRするとともに、高齢者などが使いやす

いように相談支援、関係機関との連携の充実を図り、さらには高齢者の増大とともに親族以外の後見人の需要がふえてくるものと思われまので、今後は公益法人による法人後見や市民後見人につきましても先進的な市町村の取り組みを調査研究し、高齢者などの市民の皆さんが安心して暮らせるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3番目の高齢者虐待防止対策について申し上げます。高齢者虐待防止対応は、平成19年介護保険法の改正により高齢者の権利擁護の観点から地域支援実施事業要綱において地域包括支援センターが担うことになっており、平成20年11月に名寄市高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置し、町内会、民生児童委員、人権擁護委員、介護保険施設、警察、医師会、保健所などの17機関で組織し、高齢者虐待への迅速的な対応、連絡体制の整備を行っております。養護者が介護の大変さから虐待に及んでしまい、介護サービス事業所職員が発見をし通報に至ったケースもあり、通報があった場合には高齢者虐待対応マニュアルに沿って実務者会議を開催し、客観的な判断のもとに役割分担や介入方針を検討しております。高齢者の保護が必要な場合は介護サービスの利用による施設入所、また緊急の場合はやむを得ない事由による措置により施設入所を行って対応しております。身体のみならず精神的虐待、経済的虐待、ネグレクトなどなかなか表面に出てこないケースもあると推測されますので、高齢者虐待防止の市民周知を図るため広報なよろ、名寄市ホームページを活用しPRに努めてまいりました。本年度は権利擁護講演会を開催し、講演と福祉寸劇を行い、市民の皆さんに理解を深めていただいているところでございます。また、地域の福祉に関する相談役の民生委員の皆様には講演会を開催し、高齢者虐待の実態や虐待の判断、どこに相談すればよいかなど理解をさらに深めていただくため、今後も積極的に高齢者虐待防止をPRするとともに、早期発見や適切な対応ができるよう地域

での見守り体制の構築など関係機関との連携を図り、相談支援体制に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(小野寺一知議員) 佐々木議員。

○7番(佐々木 寿議員) 御答弁をいただきましてありがとうございます。何点か再質問をさせていただきます。大分時間もないので。

まず、複合交通センターの件についてですが、ちょっと通告をしていないので、資料は持ち合わせがないと思いますが、わかる範囲でお願いしたいと思いますが、事業費について、先般総計で約6億4,946万円の事業費になっていますが、その細部、大まかで結構でございますので。それと、当初予算が5億円だったのですけれども、そのオーバーした1億4,000万円ぐらいのものはどのような関係で多く見積もられたのか。あるいは、もう一つは商工会議所の持ち出し分はどういうふうになったのか。それをちょっとわかる範囲で結構でございますので、お願いします。

それと、3月ぐらいに市民意見をもう一回聴取するという事なのですからけれども、これはパブリック条例もでき上がりまして、するとこのパブリック条例からいきますと政策等の趣旨とか目的とか、あるいは内容等必要な事項を広く公表しながら市民意見を聴取するというふうになっているのですが、これは聴取した場合にこの基本設計に本当に先ほど言った5件の市民意見を含めて反映できるものなのか。そしてまた、公表の仕方もどのような形で、極端に言いますと1月の広報等に今私に御答弁いただいたような内容を広報としてできるのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

○議長(小野寺一知議員) 茂木経済部長。

○経済部長(茂木保均君) 複合交通センターの関係について御質問をいただきました。事業費の関係でございますけれども、ちょっと今調べて御報告しますので、少々これについてはお待ちいた

だきたいと思います。

パブリックコメントの関係ですけれども、これも条例が先日可決をされて、来年の4月1日から施行ということですので、この条例という部分と、ちょっとこれに沿った形ということではなくて、市民の意見を聞くということで、準じた形で今回の部分はやらせていただいているということでありまして、一応先般も市民意見を10月段階で聞いております。これについては5件お寄せをいただいておりますし、その後もまち懇の中でも何件かいただいております。これらについては十分中身を精査していきながら、今基本計画を立てておりますので、その中で反映できるものは反映していきたいというふうに考えているということは先ほど答弁したとおりでございます。さらには、これをまたその内容について公表といたしますか、その部分については名寄市の広報なり、あるいは今の基本設計のあらましができた段階でもう一度市民に意見を求めるという、こういった考え方をしておりますので、そういった中で今回の部分については触れていきたいなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

事業費の関係については今調べておりますので、少々お待ちいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○7番（佐々木 寿議員） 先ほどその事業費について質問したのは、例えば市民意見が本当に重要な意見で、あるいは将来本当ににぎわいを創出するような施設をつくるということになれば、そのスケジュールとか、あるいは事業費がそういうようなので変更できるのかというのが私は心配して質問したわけなのです。

それで、パブリックコメントも待ち受けだと、どうしても今回の場合でも市民から意見を聴取するというのは、今の名寄市の風潮でいきますとなかなか期待できない部分もあるのではないかと私は思っております。それで、駅の大通、ほかの町内会には申しわけないですけれども、例えば市街

地の商店街あるいは駅前通の大通の町内会あるいは神社通の南北の町内会、そういうところに直接やっぱり攻めの段階でもう少しまちづくりとか、商工会とか行政も直接行ってやはり意見を聴取して、それで本格的な基本設計に持ち込むべきだと思いますが、この見解はどうでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 今のお話でございすけれども、市民に多く意見を求めるというのはある意味当然のこととございまして、これまでも中活の論議のときもそうですし、今回のまち懇の中でもそうですし、いろんな形で市民と懇談をする場という中では1つの項目を設けて、今現在の駅横の関係についてはあらましについてお話をし、意見を求めております。さらに、今お話あったような部分、特に駅横周辺の町内会の部分だとか、あるいは周辺の商店街、この辺についても御提言でございまして、その辺については十分検討させていただいて協議する場というものをつくってこの事業に反映させていく機会を設けたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○7番（佐々木 寿議員） ぜひ子供の意見、小学校の意見、大学、中学校、高校生、その学生の意見なども含めて直接やっぱり聞く場面を設けながら、つくってしまったはいいいけれども、何であんなのをつくったのかと。やはりこの市民主体の駅横のものが、私どもと一緒に参加してこういうものをつくり上げたのだよというものがなければ、何か行政に押しつけられたようなことになるのではないかと私は思いますので、その辺はしっかりとやっぱり攻めの形で意見を聴取していただいて基本設計に反映していただきたいと、こういうふうに思います。

それで、もう一点、このなよろ観光まちづくり協会と。これはここに、駅横のところに観光部分というのもあるのですが、ことし大体7月から9月にかけて外国人が日本に来て観光をやったのが

69万人と言われている。その中で、この近隣の隣国の台湾とか香港とか韓国とか中国、シンガポール、この辺がもう北海道に来ているのです。それで、特に中国などは新聞でも皆さん御存じのとおり相当なお金を持ってリゾート地等の山を買う、それほど山を買うぐらいの財政力を持っている方が来ていると。そういう外国人の方を、あるいは国内においてもそういう観光に来られた方が旭川まで来ているのです。旭川まで来ているから旭川からこちらに引き込む、そういうものはしっかりとよる観光まちづくり協会としっかりと連携をとってやるべきだと私は思っています。それで、そういうような取り組みというのは今後、あるいはこれまでに検討してこられた経緯があるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 今のお話でございませぬけれども、今は特に東南アジアあるいは中国を中心として日本にたくさんの観光客が訪れているということで、名寄においてもそういう取り組みがということだろうというふうに思いますけれども、これまでもNPOのほうでは韓国の学生との関係であるとか、モニターツアーの関係であるとか、あるいはことし旭川市でやっているいわゆる北海道を売り出すというような、そういう協議会にも参画をしておりますので、そういう部分については協議をして、何とか少しでも呼び込もうという足がかりの部分はやっております。まだ目に見えているということにはなっておりませぬけれども、そういった取り組みについてはやっているということでございます。特に今回駅横に観光協会も入っていただいてインフォメーション機能というものを高めていただくという、こういった大きな目的がございまして、観光の案内等々を含めて今言われた部分については一層力を入れてやっていかなければならない部門だなというふうに考えております。

それから、先ほどの事業費の関係でございませぬ

けれども、当初段階で6億円程度と言った部分が今現在6億4,500万円程度になっているのではないかというお話でございます。この辺については、まだまだ事業費というのは、今は基本設計を立てておりますので、総体の事業費はまだまだ変わるといふふうに考えております。当初段階では商工会議所といいますか、経済センター機能というものが当初は入るといふ契約ではありませんでしたので、その辺はこれからも変わるとは思いますけれども、現在段階の6億4,500万円の内訳でございますけれども、これについては用地の取得の部分が1億9,000万円余り、それから調査設計が2,000万円、それから建設費が4億1,000万円、備品等が2億4,000万円、ちょっと概数的なお話で申しわけありませんが、それで大体6億4,500万円という、現在段階の数字はそういう状況になっております。この数字については、これから基本設計あるいは詳細設計という中でいろんな機能の付加の部分もございませぬので、数字的には一定程度動くということで御理解をいただきたいと思っております。

（何事か呼ぶ者あり）

○経済部長（茂木保均君） 商工会議所の負担という部分については、一部報道もあったというふうなお話も聞いておりますけれども、今商工会議所から具体的にその建設にかかわる負担という形で幾らと明確な金額を決めている段階ではありません。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○7番（佐々木 寿議員） 前は、商工会でちらっと聞いたら3,000万円ぐらいという話だったのですけれども。

それでは、もう一つ、多目的のことについて、市民意見でも出されたようにこの多目的のいかんによっては、かなりにぎわいのあれが違ってくる、活性化が違ってくると私は思うのです。それで、これはやはり今あそこら辺を通っていると高齢者の方とか主婦の方がほとんど日中は歩いているわ

けなのですけれども、これが例えば学生が、高校生があそこでライブをやるとか、あるいは発表会をやるとか、そういう場面において、普通の講演会とかになれば、それは机とテーブルぐらいでいいのだろーと思えますけれども、例えば商工会議所でも物産展で販売するといったら何もなくてもいいのですが、これはやっぱりそういうような設備を、例えば音響設備はちゃんとしているとか、それからあと照明設備もちゃんとそろっているというのが必ずそのところに、多目的に備わっていれば、あとは自分たちでセッティングして、自分たちの使いやすいようなものに設備を準備しておくべきだと私は思っております。この辺は、どういうふうな考えを持っているの。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 駅横のこの複合交流センターに今言われたようなホール的な要素といえますか、そういったものがどうだというお話だと思います。基本的には、そういったたぐいの発表でもそうですし、練習もそうなのですが、その部分については今市民ホールが一応計画をされております。そういったところで、防音機能も持ったりハーサル室なども整備するという計画を一応しているのです。できればそちらのほうを御利用いただくほうがいいのかと思いますけれども、駅横についても町場の中の本当に皆さんが御利用しやすい、そういった施設ということになります。現段階においては、市民会館の会議室の機能ということが中心になっておりますけれども、今お話あったような多様な用途に対応できるような、そんなことも十分検討していかねばならないというふうに考えておりますので、いわゆる多目的ホールといえますか、そういった機能についても基本設計の中で検討していきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○7番（佐々木 寿議員） 市民ホールを使うのであれば、あそこににぎわいなんかは、向こうに

行くようになったら向こうのほうがにぎわうのであって、そこに設備を置くことによって若い者、学生がそうやって集まってくるというものがあると思いますので、その辺を重点にもう少し詰めて基本設計に入れていただきたいと思えます。

次に、教育行政の中で大学、昨年度は就職で世の中に出るのは、本当に学生から初めて世の中に出るといっては、就職ができないということが本当に不安な状況になっていると思うのです。それで、ことしも順調に去年あたりぐらいので進捗していると思えますが、この就職のために例えば一般大学であれば大体3年生の秋ぐらいからもう始まって、4年生のときにはもう本格的に就職活動をやるといことになりますと、長期間にわたって就活をやると。それでは、本来の学業がちょっとおろそかになるのではないかと、こういうふうには私は思うのです。それですから、当市立大学はいろいろと資格、国家資格も取らなければいかぬということで、その辺はやっぱり大学側も学生に対して最善を尽くされるように御希望したいと思います。

それから、いじめについて、ちょっと学校のいじめ、これは先ほど例に出てまいりました群馬県のあれで、このときに校長先生がいなかったということで指摘された部分もありますけれども、そういう管理職の方の危機管理体制、これはちゃんとでき上がっているのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） いじめというのは、特にこの11月に入りまして多発しているということで、私たちも危機感を持っているわけですが、実は平成18年にいじめによる自殺が多発しております。これ以降、各学校ではいじめに係る危機管理マニュアル、こういうものも作成して管理職がしっかりといじめについて対応する、その体制をつくっております。名寄市ももちろんそういうことで、しっかりといじめの未然防止に努めているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○7番（佐々木 寿議員） このいじめに対しては、本当に常日ごろからの子供たちの生活が変調をしたと、変わったというところを発見することによって、これはいじめが発生しているのではないかと。これは、先生方もそうでありまして、家庭でもそうなのです。生活習慣が変わったなど、こういうことをしっかりと見きわめなければならぬと思うのです。その辺が先生方に大分負担はかかると思いますが、先生方も1対1の本当に食事をするときでもそういうような目が行き届いて、やっぱりそういうような兆候を早期に発見していただきたいと思っておりますし、Q-Uという心理テストがあるのですが、これを先生1人ではできないから、ほかの先生方にもこの心理テストをやって判断してもらって、これはいじめが発生しているのではないかということが心理テストでわかるようになっていきます。このQ-U制度をぜひ導入していただいて、いじめ早期発見に努めていただきたいと思います、こういうふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

平成23年度予算編成にかかわって外2件を、佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問を行ってまいります。

1点目は、新年度予算編成にかかわってお伺いします。加藤剛士市長による初めての予算策定作業が11月1日の市長訓令及び総務部長名の事務連絡により始まりました。同作業を進めるに際し、加藤市長は訓令の中で21年度決算が実質収支4億822万9,000円であったこと、健全化の判断指標が実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともゼロであったこと、実質公債費比率が前年度比0.9%下がって17.9%であったこと、将来負担比率も25.3%下がって129.3%になったことと

実質公債費比率、将来負担比率とも一定の改善を強調しながらも公債費負担適正化計画、行財政改革推進計画などに基づき新規事業を抑制し、適正な公債管理に努めていく必要があると新規事業の抑制を求める一方で、合併後6年目を迎え、合併特例区が解散することから新たな新市一体のまちづくりを進めなければならないとするとともに、名寄地区の駅横再開発事業、風連地区の市街地再開発事業の完成により中心市街地活性化が大きく進展するとし、加えて市立大学、市立天文台きたすばる、道立サンピラーパーク、ピヤシリスキー場、道の駅なよろなど多くの財産があり、これらの財産を生かしながら農業と商工業の連携による加工品の開発、食、移住、定住、観光など総合的な観光振興、地域振興をより一層進めていく必要があると強調しています。一方では新規事業の抑制を求め、一方では名寄の財産を生かした加工品の開発、観光振興、地域振興を求めています。見方によっては、相反する指示とも受けとめられますが、今回の訓令の整合性についてお伺いします。

また、この訓令を受けて作業が進んでいる平成23年度予算の要求は12月3日に締め切られましたが、概算要求額はどの程度になったのか、さらに23年度予算規模についてもお考えをお示しいただきたいと思っております。加えて、加藤市長として初めて取り組む本格予算編成であり、市民と約束した10年、20年先を見据えたまちづくりを実現するため特に力を注ぐ事業、施策についてもこの際明らかにしていただきたいと思っております。

この訓令に基づき総務部長名による事務連絡、予算編成に当たっての基本方針も示されました。それによりますと、今回も基本方針の中では無駄、圧縮、見直し、削減、縮減などの言葉が多用されています。恒常的な行財政改革、財政健全化を考えますと必要不可欠な求めではありますが、一方では市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため多くの市民の意見などを集約し、予算に反映させることと求めています。各部局では、行財

政改革推進計画を基本に事務事業の見直しなどを着実に推進している状況下であり、財政健全化を常に意識した業務に努めていると認識しておりますが、財政当局としてはまだまだ無駄や見直しが必要と判断されているのかを方針の整合性を含めお示しをいただきたいと思っております。

この平成23年度予算編成作業と並行してことし3月26日に訓令第8号として定められました名寄市職員提案要綱に基づく職員提案を11月1日から30日まで推進月間と位置づけ実施されたようでありますので、提案件数及び概要についてお知らせをいただきたい。加えて、提出された提案の対応及び新年度への反映手法についてもお考えをお伺いします。

2点目は、協働のまちづくりについてお伺いします。平成19年度からスタートした新名寄市総合計画で施策の柱、基本目標1で市民と行政との協働によるまちづくりが掲げられ、当初前期計画では1億6,000万円の事業費が見込まれていましたが、11月1日に終了した第4期ローリングでは3億7,384万5,000円増の5億3,384万5,000円となるなど、協働によるまちづくりに対する市長の強い決意がうかがわれる内容となっております。また、平成24年度から28年度までの後期計画においても策定に当たっての視点として、市民と行政との協働のまちづくりを推進し、地域力の向上を目指します。計画の策定に当たっては、情報提供と市民参加に基づく計画づくりを推進しますとの姿勢を打ち出しておりますが、改めて市長の考える協働についてお伺いします。

この市民と行政との協働によるまちづくりの一翼を担う取り組みとして昨年3月4日、名寄市地域連絡協議会等活動交付金交付要綱が定められ、小学校単位の地域連絡協議会が住民相互、各団体、行政などと協働して行う活動に対し、毎年度1万円を上限とする事務経費、活動に対して毎年度5万円を上限とする活動費を交付する取り組みが行われておりますが、これまで取り組まれた活動の

内容と評価について御所見をお伺いします。

私は、真の市民と行政との協働によるまちづくりを実現していくためには、年額で事業経費1万円、活動費5万円上限では限界があると感じております。長い歴史の上に裏打ちされた単位町内会の活動の壁を打ち破り、新たなコミュニティーをつくり上げるための突破口とするためには交付額の見直しが必要と考えますが、見解をお伺いします。

また、近年全国的に住民と行政の協働が大きなテーマとなり、協働のまちづくり条例を制定するなどの取り組みが目立ちます。名寄市にあっては、市の最高規範である自治基本条例において協働に積極的に取り組む姿勢が打ち出されておりますが、その一方で協働を名実ともに実現していく手法の一つとして、住民の労力提供に対する原材料支給事業の導入が目立っています。町内会などを単位としながら、例えば児童公園の遊具ペンキ塗りが取り組まれる場合、行政に申請すると原材料が支給され、労力については住民が行うというものです。この際、地域連絡協議会等活動交付金の枠の拡大検討にあわせ、町内会単位にも拡大していく制度の創設が必要と思っておりますが、見解をお伺いします。

最後に、名寄市立総合病院についてお伺いします。先ほど述べました新名寄市総合計画前期計画第4期ローリングで、名寄市立総合病院において懸案事項であった精神科病棟改築整備事業に2,300万円が計上されました。先日の議員協議会での説明によりますと、旭川以北稚内間の医療環境整備と駐車場対策としております。限られた財政事情下にあります。女性医療スタッフ確保対策の一助となるであろう24時間保育を初め、医療事情の変化に伴う各種課題を抱えている状況にもあり、事業実施に当たっての院内及び設置者としての基本的考え、検討課題、スケジュールなどについてこの際明らかにしていただきたいと思っております。

行政報告の中で市長は、平成22年度上半期における経営状況について、医業収支は差し引き1億663万1,000円の医業利益となりましたと述べました。改めて佐古病院長を初め、市立総合病院スタッフの御努力に敬意を表したいと思いますが、平成23年度は病院改革プランの最終年度であり、同プランの達成が必須課題であるので、同プラン達成見込みについてまずお伺いします。

加えて、全国的に厳しい自治体病院にあっては研修医制度の影響などもあり、診療体制の見直しが進められる状況にあります。さきの平成21年度決算審査特別委員会において佐古院長は、診療体制について一部言及いたしました。診療体制の変化は病院経営にも大きな影響を与えると考えておりますので、23年度における診療体制の見直しについてお伺いします。

また、22年度において医療スタッフ確保対策として新たに1,000万円追加され、今後も継続される見通しですが、具体的な活用方法についてお伺いするとともに、随時募集しておりますが、新年度における看護師の退職者数、新規採用見込み状況についてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま佐藤靖議員から大きな項目で3点の質問をいただきました。1点目と2点目は私のほうから、3点目は病院事務部長からの答弁となります。

まず、大項目1、平成23年度予算編成にかかわっての（1）、重点事業と概算要求額についてお答えします。平成23年度の予算編成につきましては、11月1日付で市長訓令とそれに基づく事務連絡を通知し、各課で編成作業を行い、12月3日に要求を締め切ったところであり、市長訓令では、1つとして平成21年度の決算、健全化の判断指標は好転したが、今後とも行財政改革推進計画などに基づき新規事業を抑制し、適正な公債管理に努めていく必要があること、2つと

して合併特例区が解散することから新たな新市一体のまちづくりを進めていくこと、3つとして名寄市の財産を生かして総合的な観光振興、地域振興を進めていくこと、4つとして行財政改革は市民にとって何が必要かを改めて職場で議論をし、既得権や既存概念にとらわれないですべての事業を見直すことなどを通知したところであります。

お尋ねのありました新規事業の抑制、既存事業の見直しなどによる行財政改革の推進と名寄市の財産を生かした総合的な観光振興、地域振興のあり方につきましては、21年決算は国の臨時交付金の創設、地方交付税の増額などにより好転したものの地方交付税、一括交付金などの今後の見通しが不透明であることから、引き続き行財政改革の推進は必要であります。平成23年度は合併特例区が解散し、名実ともに新市一体のまちづくりが求められます。それには、大学、病院、天文台、スキー場、健康の森、道立サンピラーパーク、道の駅など先人が築き上げた多くの財産を生かして総合的な観光振興や地域振興を図ることが最も必要と考えております。このように行財政改革を推進しながら地域における財産を生かしたまちづくり、総合的な観光振興、地域振興を行うことはまさに車の両輪であると言えます。

次に、平成23年度予算につきましては、12月3日に各課からの要求を締め切りました。要求額を積み上げた結果、一般会計では歳入で191億8,000万円、歳出で199億2,000万円となり、収支の差額は7億4,000万円となっております。お尋ねの想定する予算規模は、今後査定の中で精査をし、総額を固めていくこととなりますので明確には申し上げられませんが、現段階での予算規模は過去の経験からいいまして195億円程度になるものと想定をしております。

次に、10年、20年先を見据えたまちづくり実現のための重点事業などについて申し上げます。予算編成の訓令の中では、選挙で申し上げました6つの約束の一つであります名寄市の財産を生か

したまちづくりを市長は述べました。これは、先ほど申し上げたとおり名寄市には先人が築き上げたすばらしい地域の財産があり、これらの資源を活用して総合的な観光振興、地域振興を図ることは市民と職員の知恵と工夫、いわゆる新たな発想で新たな投資を行わないで新規の事業、新たなまちづくりなどに取り組める可能性があるからであります。また、10年、20年先を見据えたまちづくりの基本にあるのは力強い産業づくりと雇用の創造であります。平成23年度には、農産物加工施設の建設、玄米バラ集出荷施設建設助成事業、駅前再整備、市民ホールの建設に向けての準備作業などを進めていくことを予定しておりまして、これら重点事業を実施しながら基幹産業の農業振興を図ってまいりたいと考えております。さらに、ソフト面では民間会社名寄市的発想での行政運営を目指していくため、予算編成の時期である11月を職員提案の推進月間とし、職員の知恵と工夫で市民サービスの充実を図るゼロ予算事業の実施などを推進し、職員の意識の改革、資質向上などを進めてまいりたいと考えております。

次に、予算編成に当たっての市長訓令及び基本方針についてお答えします。予算編成の訓令や事務連絡では、既得権や既成概念にとらわれないですべての事業の見直しを行うこと、平成21年度決算は好転したが、楽観はできないことからすべての費目で無駄をなくすこと、総合計画掲載事業であっても事業費の圧縮を検討すること、経常経費の部内共有など経費節減の徹底などを通知いたしました。一方で、市民と行政との協働のまちづくりは総合計画で掲げている名寄市のまちづくりの基本理念、基本目標であります。したがって、協働のまちづくりを進めるため多くの市民の皆さんの意見を集約し、予算に反映させることはまちづくりの原点であると考えています。具体的には日ごろの職場の窓口、各種委員会や協議会の開催時、町内会や育成会などの日ごろの地域活動など職場や地域における日常活動などを通して予算編

成の際、職場会議で意見集約をしています。今後とも日ごろの日常業務を常に点検しながら事務事業の見直し、経常経費等の削減に努め、市民と協働のまちづくりを進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、職員提案の反映について、名寄市では事務事業の改善、職員の士気の高揚、活力ある組織づくりなどを進めるため名寄市職員提案要綱を策定し、平成22年4月1日から施行しておりますが、残念ながら現在まで具体的な提案は出ていない状況であります。これは、合併をしてそれぞれの市と町で異なった、違った行政運営をしたことによって一時的に職員がその仕事になれるための苦労があったものと考えております。そこで、平成23年度予算編成方針におきましても多くの市民の声を反映した予算となるように課内、係内での積極的な議論を求めていることから、11月を職員提案推進月間と位置づけをしまして積極的な提案を求めることにいたしました。提案の考え方といたしましては、名寄市職員提案要綱第2条で規定しているものとは別に1つとしてゼロ予算事業、2つとして事務事業の改善、3つとしてその他の3区分として、予算をかけないで住民サービスの向上、日常業務の改善などに限定して行っています。また、提案方法についても課、係単位の提案のほかに個人、グループでの提案も受け付けることにしています。具体的な日程等につきましては、11月1日から11月30日を職員提案の募集期間とし、年内に集約、審査等を行い、その結果に応じて政策として23年度予算への反映、ゼロ予算事業として反映、事務事業の改善に区分をして整理をしています。また、23年度予算への反映につきましては、予算査定時に必要なものについては予算措置等を行う予定で進めています。職員提案の件数につきましては、現時点で取りまとめた結果ではゼロ予算事業関係で18件、事務事業の改善等で4件、その他5件となっております。

次に、大きな項目の2、協働のまちづくりにかかわってお答えをします。市長が求める協働については、新名寄市総合計画を初め平成22年4月には自治基本条例が施行され、協働のまちづくりを進めるための体制が整い、自分たちの地域は自分たちでつくろうという市民自治を基本とした個性豊かな地域づくりに向けて市民と行政が力を合わせ、互いに連携、協力をして協働のまちづくり、地域の特徴を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。まちづくりの主体は市民であるという視点に立ち、一層の情報発信に努め、広く市民の意見を市政に反映させるため、市民参加制度の一つとしてパブリック・コメント手続条例を今定例会で議決をいただいたところであります。また、市民にとって身近な地域コミュニティは市民参加の場であり、情報共有の場でもあります。地域コミュニティの果たす役割は大きく、地域単位の住民活動が自治の重要な担い手となっていていただいているところであります。今後も協働のまちづくりを推進していくために市民意見はもとより、民間の持っているノウハウの享受や地域コミュニティなどと連携、協力をしながら進めてまいりたいと考えております。

地域自治組織の事業取り組みの実績と評価についてお答えをします。平成21年の活動にありましては、3つの地域連絡協議会で7件の事業で活動費については25万256円の実績がございます。事業内容につきましては、地域清掃活動であるとか防犯、見守り、世代間の交流、スノーランタン事業などが挙げられます。事務費と運営費の関係につきましては、4協議会で3万2,800円となっております。平成22年度の活動におきましては、現時点では5つの協議会で6件の事業がございます。連絡協議会によって活動されている内容に差異がありますが、防犯、見守り等で地域的な広がりが見え、少しずつ定着しつつあると考えていますし、今後も新たな活動が期待できる状況だと思

われますので、御理解をお願いしたいと思います。

(3)の補助内容の見直しと町内会単位への拡大についてお答えをします。本年4月に施行されました名寄市自治基本条例において、自治体運営の基本原則として市民自治、情報共有、住民参加をうたっておりますが、今後推進していく事項としてパブリックコメント条例の制定や市民向けの情報発信、現時点では庁議等の決定事項や部次長会議の要約会議録、教育委員会、農業委員会の会議録の公開をいち早く行ってきたところであります。御提案の労力奉仕への原材料支給、あるいはより細かな協働に発展させるために地域連絡協議会等活動交付金の枠の拡大の検討を行ってはということにつきましては、単位町内会でより取り組んでいる町内会がある中で、一方ではこれ以上町内会に行政からの仕事を押しつけないでほしいという意見もありまして、今後各連絡協議会の代表者及び町内会連合会との御意見を伺いながら検討させていただきたいと考えておりますので、御理解を願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。  
○市立総合病院事務部長（香川 譲君） 私からは大きな項目の3番目、名寄市立総合病院にかかわってから施設整備、診療体制の見直し、そして看護師対策の3つの点について答弁させていただきます。

最初に、総合計画ローリングの中で精神科病棟改築事業計画についてお尋ねがありました。本事業計画は、総合計画の後期事業に位置づけをされておりますが、看護師の確保対策としての24時間保育所の設置及び駐車場対策など、当院が抱えている課題の解決とも深くかわり合いがあることから、1年の前倒しをして平成23年度からの計画に変更するものであります。精神科病棟は昭和46年に建築され、既に39年が経過しております。老朽化はもとより、現在の精神医療を行うには必ずしもふさわしい施設になっていないの

が実情であります。

計画の概要ですが、現在は病床数165床で届け出をしていますが、これ以上の医師の確保が見込めないことや現状を考慮しますと50ないし60床程度に規模を縮小した病棟を考えております。また、医療スタッフの確保から、24時間保育所の設置といった複合型施設として検討を行いたいと思っております。改築事業の予算が認められずと、平成23年度早々にも院内に病棟改築検討委員会を設置して建設に係る課題等についてしっかりと議論、検討を重ねてまいりたいと思っております。スケジュール的には、院内での検討結果を基本設計に反映させて平成24年度に実施設計、25から26年度にかけまして病棟改築と既存病棟の解体が想定されます。具体的には、基本設計時にランドデザイン化されますが、財源がない起債事業でありますので、病院事業の中期財政計画と照らし合わせ効率的な施設整備をと考えているところであります。

次に、改革プランについてのお尋ねがありました。行政報告のとおり、患者数が減少しておりますが、診療報酬の改定等により収益の増につながっております。改革プランの計画1年次でありました平成21年度につきましては、計画達成はできませんでしたが、2年次となります今年度は病院経営コンサルを導入し、薬品等ジェネリックの使用を推進するほか、診療材料費等の経費削減について院長以下全部署で取り組んでいるところであり、先ほども説明しましたが、10年ぶりに診療報酬がプラス改定となったことで上半期につきましては利益を計上できたところであります。今後の見込みについては、上半期の医業収支の状況から判断して減価償却費を計上しての決算は黒字になることが見込まれます。今後経営環境に大きな変化がなければ、平成23年度も同様に計画達成は可能と考えているところであります。

次に、診療体制についてであります。12月1日現在では固定医48名、研修医8名、合わせ

て56名での診療体制となっております。平成21年度の決算審査特別委員会において院長がお話ししたのは、平成18年度以降当院では比較的安定した診療体制が構築されていますが、これは毎年毎年医師確保に全力で取り組んできた成果であると言っても過言ではないということであり、その一方で数年前から厳しい状況になってきているのも事実であります。地方センター病院といえども、このまま現在の医師数が確保されるという保証はなく、常に危機意識を持っていかなければならないということでもあります。次年度の診療体制につきましても現状維持をすべく、院長には旭川医大や北大及び北海道庁など関係機関などを通じて医師確保に向けた取り組みを鋭意行っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

最後に、看護師確保対策についてお答えします。本年度は、随時募集によりこれまでに5名の看護師を採用しております。また、来年度につきましては8月と10月に採用面接試験を行った結果、採用内定者は18名となっております。このほか当院への就職希望者が2名おりますので、今後応募書類等が届き次第、順次採用面接試験を行う予定であります。なお、本年度は8月末までに6名の看護師が退職されておりますが、今後3月末で定年退職者4名を含めて20名の看護師が退職される予定であります。看護師については、今後も随時募集を行ってまいりますが、あわせて看護師の負担軽減対策として看護補助者の採用も行っているところであります。本年度は、看護補助者を6名採用して合計で47名となりました。各病棟、外来において看護師を支える業務を行うことで看護師の負担軽減につながっているものと考えております。

次に、名寄市過疎地域自立促進計画事業の中で地域医療確保対策事業として基金積み立てを行い、平成22年度から33年度までの期間、毎年1,000万円を医療スタッフの確保対策費として予算

計上しております。学資金貸与につきましては、本年度から応募があった時点で随時面接試験を行っており、11月以降これまでに2名への学資金の貸与が決まっております。そのほか新しい取り組みとしまして、名寄市内、名寄市近郊の高等学校を訪問し、学資金貸与についての説明をしてみたいと考えております。また、学資金の対象を看護師のほかに薬剤師などのコメディカル部門への拡大及び看護師の資質向上につながる認定看護師などの資格取得を目指す場合の支援策として活用することも検討しております。看護師確保は当院における重要な課題ととらえておりますので、今後も全力で取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたけれども、再質問のほうをしていきたいと思っております。ちょっと順序が逆になるかもしれませんが、御理解をいただきたいと思っております。

市立病院については、計画の取り組みの方法はわかりました。それで、もう一つお聞きをしておきたいのですが、改革プランの関係で経営形態の方向性ということで、平成23年度地方公営企業法の全部適用をめどに検討を進めるということで改革プランのほうに載っておりますけれども、このことについてはどういうふうに今進んでいらっしゃるのかを伺います。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） 改革プランの中で、3点目の視点ということで経営形態の変更がありますけれども、確かに計画の中では23年度に向けて全適ということでプランの中では述べております。ただ、どうしても1度検証をしなければならないのは、これはさきの委員会でもお話ししたとおり全適が果たして経営効果が出てくるのかどうかということです。確かに全適用にするところは多いのですが、どうしても

その後の実態を見ますと、なかなかすべてがすべて経営が効率化していないと。かえって普通の一部適用でしている部分の病院のほうがまだ経営効率が高まっていると、パーセントでいいますと。そういったこともあわせてもう一度検証しているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 経営形態の方向性については、今事務部長がおっしゃったように、ただもう日にちが23年度というあと3カ月ということになりますので、早急な対応をお願いして、市民の皆さんが安心して通える市立病院の経営というのを目指していただきたいと思っております。

もう一つは、診療の体制については、いずれにしても今市内ではいろんなうわさが流布されておりますけれども、ここはさきにも述べた改革プランあるいは病院の経営、看護師体制を含めて重要な影響を与えるものでありますので、最善の努力をぜひこれはお願いということとしておきたいというふうに思います。

もう一つは、看護師確保の関係で、来年度については採用が18人ということでありましてけれども、名寄市立大学からの採用は何人ということになっておりますか。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） 18名の中で、ことしは特に少ないということで3名の方が内定が決まっています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） その3名は、いずれも名寄市内の学生ということでよろしいのですか、それともその他ということになりますでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） 私の記憶では名寄の方が2名、それと釧路の方が1名と、そういうふうに聞いております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 名寄在住者2名あるい

は管外1名ということで、非常にその3名というのは、これも看護師の資格、国家試験が合格して採用ということになるのかもしれませんが、この名寄大学から3名ということについて大学としてはどういう認識をお持ちになっておりますか。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉己君） 今来年卒業の学生のうち3名が市立病院の看護師で採用予定ということでございますが、大学としての使命というのはこれまでもお話ししてございますように市立大学ということで、やはり地元への人材供給という部分を無条件認識をしているという状況でございます。ことしの春、大学として初めて第1期生を送ったわけでございますが、市立病院には6名就職をしてございました。目安の定員といたしまして、定員の1割を大体私どもずっと目安にしてございまして、そういう部分では市立病院の人材提供といたしまして、そういう部分では寄与できたのではないかなと思っておりますが、現在のところが3名ということで大変私ども重く受けておりまして、また一方では残念に思っているという状況でございます。

3名の出身地の関係につきましては、今名寄出身者もいるということでございましたが、実は名寄市外の方が全員でございます。それに病院の助成金といたしまして、その対象者はそのうち2名となっております。来春卒業する名寄出身者というのは看護学科に4名ございますが、4名とも実は東京あるいは札幌ということで大きな基幹病院に採用が決定されているという状況になってございます。

本学の学生さんたちが病院選択の基準といたしまして、それについて実は意向調査をしてございます。当初私どもは、やはりセンター基準として給与や福利厚生部分が一番先にくるのかなと思っておりましたが、意向調査の中ではそうではなくて就職をしてからの研修等の教育システムがどうなっているのかと、ここの部分が77%ほどを

占めているというような状況になってございますし、さらには次に多いのが病院の勤務地域ということで都会志向といたしまして、そういうものを合わせて51%、やりがいというのが43%、病院の将来性というのが42%、給与というのが38%ということになってございます。奨学金を受けると、当然地域を含めて一定程度縛りというのが出てくるわけなのですが、その中においても今申し上げましたように病院の卒後の教育システムあるいは高度医療の環境というのが病院を選ぶ際の重要な課題になっているということで、議員からもこれまで指摘されてございますが、やっぱり大学と病院の連携というのをこれらを踏まえて一層強化していこうと、こういうことで大学としては考えているという状況でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 今の三澤局長の発言は非常に重いものがある、学生の進路を決めるのに入ってから教育システムがというのがあれば、名寄市立総合病院の教育システムが悪いという認識を学生が持っているということにもなるけれども、私は今の病院の教育システムというのは非常に充実しているというか、看護師が大変な思いをするぐらい充実しているという判断をしておりますので、そういう認識があるとより以上に必要なのは、学生の進路を決めるときに大きな影響を与えるのは私は教授だと思っております。教授がどういふことでその進路を選ぶときにはこういうことにしたほうがよいとお知らせするのは、ある意味では教授だと。例えば今回入る3人の生徒、国家試験に受かって採用になって市立総合病院に来たときに、そのときにはこの3人はその担当をしている信頼する教授から名寄市立総合病院がいいという指導もされて入るといふ話も聞いたものですから、そうなるとうち事務局長と教授とどういふコミュニケーションをとって対応をしているのかをお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉己君） 私のほうでちょっと先ほど言った就職後のシステムという部分は、1つには認定看護師の制度がどうなっているだとか、大学院に行く場合はどうなっているだとか、そういうこともあわせて選択をしていると、こういうこととお話したことでございますので、その点は誤解のないように御理解をいただきたいというふうに思っております。

それで、本学の就職進路等の指導につきましては、組織的には全学委員会、さらには学科の就職委員会というのがございまして、その先生たちが中心になると。当然担当されている先生も連携しながら指導に当たっているというのが実態でございます。御指摘のとおり、当然先生たちには市立大学の使命といたしましうか、そういうものは当然認識をしていただいているというふうに思っておりますし、主幹会議の中でも病院の置かれている実態だとか、そういうものについても一応お話しする中で周知を図ってきているというような状況でございます。ただ、先ほど申しましたように大変本学から地元への人材供給というのは厳しい状況になっているという部分がございますので、実は先般学長ともお話ししまして、病院と大学との連携というのをもう少しタイムリーに充実を図っていかねばならないのではないかと、こういうことから専任教諭の配置といたしましうか、任務を持つ人の部署なんかを設けて対応していかうと、こういうことで考えていますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 一定理解はしますけれども、実質市長にこれはお伺いをしておきたいと思えますけれども、名寄市立総合病院、名寄市立大学、いずれも設置者は市長であります。御案内のように名寄市立大学の看護科設置あるいは4大化をするとき、これは大きな議論になりました。議会は、最終的には推進決議ということで議決をしましたがけれども、一方で同じ市立ということで

やっておいて、片一方は名寄市立大学が4大化になること、特に看護師不足や何かがあって、市民の皆さんはある意味ではその大学を設置して、施設整備にかかわっては市の財政が行くわけでありますので、ある意味では血税が行くわけでありますので、そうやってつくって、でもそれは経済効果のみならず、一番はそういう看護師確保対策に役立つでしょうと。それは、名寄市あるいは道北近郊、道内全部、広い意味かもしれませんが

ところが、一方ではずっと言われているのは看護師不足。今病院では7対1、うちの病院は10対1ですけれども、7対1のほうがいいという話もあったときもずっと全国どこでも言われたのは看護師不足。実態は、今大学の事務局長がおっしゃるように昨年が6名、ことしは3名、片一方では初めての学生を送り出しました、片一方ではもう看護師募集に苦勞していますという実態を、私はこれは前任の島市長にも申し上げましたけれども、やはり設置者である市長が率先してある意味では学生に訴えること、ある意味では教授に訴えること、ある意味では大学全体に訴えることというのを私はすべきだと。そうしないと、このままずっと片一方では学生が出る、片一方では看護師が不足するという状態が続いていく可能性があると思えますけれども、その見解をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 御質問いただきました。今回の3名の大学からの市立病院の看護師さんの内定ということは、明らかに少ない人数なのだろうというふうに重く受けとめています。加えて、今設置者としてどうなのだというところでの責任も感じているところです。お話のとおり、市立病院は地域のセンター病院としての担いというミッションがあって、一方で大学も医療、保健、福祉の連携あるいはそれを通じて地域に貢献するというミッションがあって、それぞれがしっかりといま

一度この使命をそれぞれの教職員あるいは看護師さんを含めてスタッフの皆さんが理解をして、さらにはそれぞれの立場も理解し合いながら連携を深めていくことが必要だというふうに感じています。病院長あるいは大学の学長ともしっかりとまた連携をとりながらこの問題、いろんな原因や側面はあるのでしょから、それをしっかりと洗い出していま一度しっかりといい方向に向かっていくように私も鋭意努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 今市長もおっしゃったように市長自身、市立大学及び名寄市立総合病院というのは名寄の大きな財産であるという発言をされております。一方では10年先、20年先を見据えたまちづくりをしたいという思いを持っていらっしゃいます。この2つをかみ合わせてもきちっと連携をしないとならないというふうに思いますし、その先頭に立っていただくのは加藤市長に立っていただかなければならないと。もう一方、診療のほうでは看護師だけではなく医師確保もそうであります。医師確保も院長あるいは病院スタッフに任せるのではなくて、ここも申しわけないですけれども、加藤市長が率先して院長と連携をとって、やはり今病院がもしものことがあると名寄市の総合計画も含めて全部吹っ飛ぶ可能性もある大変な問題になっていくと思いますので、ここは大変でしょうけれども、院長とともに汗をかいて、学長とともに汗をかいていただいて名寄の医療をしっかり支えていただきたいというふうには強く要望をしておきたいとします。

次に、協働のまちづくりについてでありますけれども、これも総務部長から御答弁いただきましたけれども、まさにそれが総合計画に盛り込まれている、後期計画に盛り込まれている協働の考え方だというふうに思います。それは、私も間違いはないというふうに思います。ただ、これを進めることで何が生まれるのかということを考えてとき

に、私は情報の提供をしてしっかり共有をしていくということは行政と市民が、ある意味では市民の皆さんが同じ目線で物事を考えていくテーブルづくりができると。今の総合計画に基づく協働のまちづくりの考え方というのは、ある意味ではその導入口というか、突破口をつくり上げようとしていると思うのですけれども、私はそれは1つの導入口であって早く同じテーブル、同じ目線につくことが協働の基本だというふうに考えますけれども、この点について市長はどういうふうに思いますか。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 協働のまちづくりについてどう考えるかという御質問ですけれども、お年寄りから、あるいは子供まで、あるいはそれぞれいろんな立場でいろんな市民の目線、皆さんがいる中でいろんな市民の目線があるのだろうというふうに思います。その中で、それぞれの持っている立場の中で地域を理解し、そしてこの地域を愛して、それぞれできる中で知恵を出し、汗をかいて、職員だけでなく市民の皆さんも一緒にこの地域をつくり上げていく、それが協働のまちづくりなのだろうという理解をしています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） まさに今市長がおっしゃったことが本当の協働のまちづくりにつながっていくと思いますけれども、現状は総務部長の答弁にあったこの一言に集約されていると思うのです。町内会単位で行政の仕事を押しつけないでくれと。これは、協働では全くないのです。この意識がまだ、それは地域の実情もありますので、全体が悪いというのではないですけれども、ただ行政の仕事を押しつけられることが協働、それがタイトルが協働だという認識がまだあるということだと思うのです。だから、いち早く、なるべく早く市長の考える協働のまちづくりを達成しなければならないし、そういう意味では町内会単位である意味では労力奉仕も含めて、これはじっくり話

を聞くのもいいでしょうけれども、行政のアプローチとして時間をかけてでもじっくりやっていくほうがいいと。

私ども市民連合では、ことし政務調査費の中では視察をさせていただきました。その中でもやっぱりこの協働のまちづくり、労力奉仕というのは意外に取り組んでいて住民の皆さんが一生懸命やっている。ただ、例えばさっき遊具のペンキ塗りのお話をしましたけれども、原材料というとペンキだと。ところが、はけは消耗品なので、行政ではそれは支援できないとか、そういう枠があって改正しなければいけないというところもありました。だから、ある意味でこれはきちっと地域連絡協議会の活動をどうするのか、それに一方支える地域住民の活動をどう行政が支えていく、そこにどう市民の皆さんの汗を流していただくのか、力をいただくのか、その手法は私聞くのも大切ですが、じっくり期間を設けて、例えばそれは23年度中かかってもいいと思うのです。じっくり議論をして24年度に反映させるぐらいの心意気がないと、本当に市長の考える協働のまちづくり、あるいは実態を伴う協働のまちづくりというのは果たされていかないというふうに思いますけれども、その辺の認識は総務部長、答弁をいただきましたので、よろしくお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほど述べましたように、協働のまちづくりを進めるために住民の皆さん方が自分たちの住んでいる地域をよくするためにすべて行政お任せではなくて、労力奉仕をすることによって原材料、消耗品を提供していただいて、労力奉仕をすることによってよりよい地域環境をつくるということについても御協力いただいている先進市の事例等の情報も得ております。

地域におきましては、ローターアクトなんかも含めまして公園の整備であるとか、一部町内会におきましては建設水道部のほうと協議をさせていただいて、公園等の整備における原材料等の提供

も個別個別の事案としては取り組んでおりますので、地域連絡協議会、単一町内会よりは広範囲な形で実際進んでいる状況というのは、学校の通学時の見守りの安全、安心の関係が市のほうからは一部ユニホームであったり、帽子であったり、旗であったり、そういうものを一部提供させていただいて、ほとんどのものが労力奉仕、地域の町内会の方々のボランティアで成り立っているという部分ありますので、地域連絡協議会の活動の活性化、それとあわせて議員のおっしゃる地域町内会へ波及するために新たなルールづくりとか、この辺の関係についても考え方は同じでありますので、速やかな形で検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 今総務部長もいみじくもおっしゃいましたけれども、今でも公園の整備や何かを含めて一定程度支援しているとか、ところがそれは言えるところは言えるけれども、知らないところは知らないということですよね。そのルールづくりをしっかりとしてくださいと。それがあある意味では原材料の提供のものになるかもしれないし、別のものもあるかもしれませんが、それはじっくり本当に1年間、焦ってやる必要は私はないと思います。1年間じっくり議論をして、本当にこれが協働のまちづくりに資する形にしていただきたいと、これも強く求めておきたいと思います。

最後に、新年度予算にかかわってでありますけれども、先日新聞報道で、これは財務省の方針として地方交付税の別枠加算、いわゆる特別加算を廃止するという方針が打ち出され、最終決定はまだでありますけれども、疲弊する地方財政に配慮して09年度は1兆円、10年度は1兆4,850億円ということで地方に支出されておりますけれども、この間9年度、10年度名寄市にはどのような配分であったのかお知らせをいただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 地方交付税の特例加算の関係につきましては、今議員おっしゃるとおり22年度では1兆4,850億円です。この中で、普通交付税の中で明確に区分できる分につきましては全国ベースで9,850億円が地域活性化と雇用等臨時特例費という形で出ています。この部分については、もしなくなったら1億7,000万円近い減になるのかなというふうに思っています。そのほかに地財計画の歳入歳出を見直しをして地方財源を充実させましょうという21年の自民政権、22年度の民主党政権においてそういう形で加算された部分については、例えば市立病院の救急医療に対する1病院幾らという交付税措置なんかもありますので、この部分についてはさまざまな経費のところにまぶさっておりますので、具体的な金額ははじけないのですけれども、おおむね3億円近いような数字になるのではないかなというふうに考えております。

先般議員協議会でお示しをしました23年度の中期財政計画の23年度分につきましては、現行の制度で試算をしておりますので、この部分についてはもし国が本当に削減をされたら一定の影響は出ると思います。ただ、国の今の予算編成の状況が昨年よりもさらにおくれて12月25日、クリスマスごろに予算内示がなるのではないかなということがありまして、それと例年1月の中旬ごろに全国の財政課長会議等で示される詳細情報に基づきまして加藤市長が最終的に判断される市長査定段階で交付税をきちっとはじこうと思っておりますので、現段階ではこれがなくなった場合については一定程度の影響は出るということで考えていますけれども、具体的にそれで23年度予算が組めないか組めるかについてはこれからの作業にかかっておりますので、国からの情報をしっかり収集してまいりたいと考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） この辺は、国の方針がまだ最終的に確定はしておりませんし、ある意味

で中期財政計画に影響する部分もあるのかもしれませんが、情報収集にしっかり努めていただいて健全財政に果たしていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、新年度予算にかかわって、市長は10月4日開催の部次長会議の冒頭あいさつで、これからの名寄市のために次の3つに力を入れたいと。具体的に観光の振興、医療、保健、福祉充実、組織の改革というふうに挙げていらっしゃいます。また、11月1日の部次長会議でも農家経営の厳しさから、これからの予算編成に向け、次年度の営農に明るさが見えるような対応を求めているというふうにインターネットで公開されておりますが、この基本的なお考えについて伺いしておきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 予算編成に当たっての基本的な考え方ということで御質問をいただきましたけれども、これを具体的にどう反映しているかということなのでしょいかね。

（「基本的な考え方」と呼ぶ者あり）

○市長（加藤剛士君） 基本的な考え方。今お話のとおりでありまして、今もお話しされましたとおり国の財政状況もなかなか先行きが、見通しが見えない中で、今これまでつくっていただいた地域の財産をいかに有効に利活用して地域を見ていくか。そのことで足腰の強い地域の産業づくり、これがひいては明るい元気な名寄のまちづくりにつながっていくのだろうというふうに考えています。この財産というのは、先ほどもお話あった医療、保健、福祉の部分での病院、大学ということも含まれているということでもありますから、そちらのほうの連携、振興もしっかりやっていくということでもあります。一方で、それに向けた行財政改革もやっていかなければならぬということでもあります。財政のほうも横にらみをしながら、一方で進めていく施策に対しての組織の改革だとか、あるいは強化する部門だとか、そうしたところの

肉づけもしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） いずれにしても、これから市長査定のほうも進んでいって新年度の取り組みはあると思いますけれども、ぜひ加藤市長のカラーを示す予算あるいは行政組織にしていきたいと思います。

最後に、時間もありませんので、1つだけお考えとこれからの取り組みをお聞きしておきたいと思えます。職員提案の関係ですけれども、私は11月、提案がなかったということもありますので、11月となったのでしょうかけれども、11月は予算査定と並行してやるものですから、次年度以降はもうちょっとやっぱり早目にやってそれを新年度予算に取り込んでいくという方針、ゼロ予算も含めてでありますけれども、やるべきだというふうに思っていますので、そのことをお聞きをして終わりたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 職員提案の関係につきましては、過去も予算編成時に向けて職場で議論をして実績を上げてきた例があります。例えば風連庁舎、名寄庁舎間を結ぶ郵便物を、それらについて業者さんの委託から市職員みずからやって100万円近いお金を浮かせましょうと、こういうのも行革の一環としてやってきましたので。ただ、できるだけ先ほども言いましたように名寄地区と風連地区のそれぞれの市と町の食い違った仕事の進め方もありまして、職員が提案しづらい環境になっているとすれば、そこは克服しながら喚起をして早い時点から取り組んでいって、最終決着ラインが11月の予算編成に間に合う形でということ考えておりますので、積極的な職員に対する周知も進めてまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

除排雪体制について外3件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして質問をしてみたいというふうに思っています。

まず、除排雪体制についてお尋ねいたします。いよいよ名寄も冬将軍が到来してまいりました。昨年は開発局、また北海道建設部の工事に伴い冬工事が多数発注され、名寄管内業者の排雪ダンプが工事に回ったため排雪にダンプが回らないという状況になりました。名寄市は、年2回運搬排雪計画に大変な影響が出たことは記憶に新しいところではありますが、市民からは道路排雪がどうなっているのかとの電話もあり、役所に行き打ち合わせをしておりましたが、その当時ダンプの運転手の労働時間等の内情がわかり、大変苦勞いたしました。本年度は、この苦情が市民から出ないように進めていただくため名寄市内の業者のダンプ保有数、また名寄市がダンプを保有する保有台数、また貸与の数、また本年度の排雪計画をお知らせいただきたいというふうに思っています。

公共工事の削減に伴い、土木業者は生き残りをかけ、給料の削減、余剰人員の削減、機械、ダンプ等の廃棄や売却で息をつないでいる業者もいる中で、昨年のような公共事業が突発的に出た場合、昨年のようなことが起こり得ることは可能になります。除排雪体制が必要な名寄には、一生涯切っても切れない縁になっております。これからの除排雪体制に対する理事者の御見解をお願いいたします。

続きまして、大きい項目、有害鳥獣対策についてお尋ねいたします。近年北海道の鳥獣による農作物被害は50億円で高どまりしていますが、こ

の問題は農作物の金銭的な被害にとどまらず、中山間地域を中心とした営農の断念や耕作放棄地の増加を加速する点が指摘される状況になってきております。また、気象災害とも異なり、効果的な対策を打たなければ被害が拡大していくという特徴もあります。北海道には64万頭というシカ、農作被害も50億円、全国では200億円、知床では生態系まで変わってしまっております。本市の被害状況と有害鳥獣対策の取り組みについてお知らせをいただきたいというふうに思います。

農林水産省は、平成23年度概算要求で鳥獣被害防止のため鳥獣被害緊急総合対策に2010年の5倍となる113億円が盛り込まれました。例えば鳥獣被害防止総合支援事業の活用は、ハード事業の場合、整備事業を実施する場合、採択要件として受益戸数が3戸以上あることが条件でしたが、地域協議会がソフト事業対策として行う実証であれば受益戸数の要件がないとも言われております。施設整備対策など支援するハード対策は、侵入防止さくや焼却施設を設ける際、経費の2分の1以内の補助が出され、侵入防止さくの設置はさくの設置を業者に依頼した場合、建設費の2分の1の補助が出るそうです。自力施工で地元の負担を減らすため、さくの種類や対象鳥獣に合わせて標準的な資材費用の相当分の助成が受けられるそうです。ソフト対策では、地域協議会に200万円の助成で、捕獲機材費やモンキードッグの訓練費、放任果樹の撤去の人件費、一網打尽の大型誘導捕獲わななどの設置、GPSの生育解明調査費等々助成が受けられるそうです。名寄市として関係団体と連携をとりながら進められていると思いますが、本市の来年度の計画、対策があればお知らせいただきたいというふうに思います。

続きまして、大きい項目の3番目、市立名寄図書館の建設についてをお尋ねいたします。図書館の建設は、市民要望として以前から大きいものがありますが、市民に読書の機会をふやし、中学校の生徒は朝読書に専念をする中、現在図書館では

幼児に対しての本の読み聞かせ、また生涯学習の場としてもぜひ必要な施設と私は考えております。また、現状図書館の利用者から見ても狭く利用しづらいという声も聞かれます。また、建設年度から見ても耐震構造上問題があると思いますし、図書館の必要性を考えると建てかえの時期が来ているというふうに思われますが、総合計画上を含めた理事者の御見解をお願い申し上げます。

続きまして、大学図書館についてもお尋ねいたします。大学では、図書館はあるのですが、利用しづらい、よく静かに勉強を学びたいという人が図書館に行かれているそうです。うちの我が息子がテスト期間中、市立名寄図書館に息子が勉強に行くのですが、大学生が市立名寄図書館に勉強に来ている現状を見ても現状大学の図書館の状況、大学に図書館建設の計画があればお知らせいただきたいというふうに思います。

続きまして、まちづくり懇談会から市政運営にという大きい項目のことをお尋ねいたします。こども名寄地区、風連地区でまちづくり懇談会が行われましたが、状況と主な意見をお知らせいただきたいというふうに思います。

また、まちづくり懇談会や市長室開放事業、町内会連合会、またパブリックコメント、また市民からの意見を市政に反映し、対話によって市民と市とが共通意識を持ち知恵を出していける、同じ立場で話し合い、住みよいまちづくりを目指すことが協働のまちづくりだというふうに私は考えております。今回のまちづくり懇談会を含め、協働のまちづくりへの対策、理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま高橋議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は経済部長、3点目は教育部長、4点目は総務部長からそれぞれお答えをさせていただきます。

最初に、除雪体制についての道路排雪作業の計画についてであります。既に除雪作業は始まっていますが、今年度も冬期間の安心、安全な道路空間を確保するため、市民に御協力をいただきながら除排雪作業を行っていききたいというふうに考えているところであります。道路の除雪は、11月から3月下旬までの期間で行っていますが、排雪は市街地道路の除雪をスムーズに行うため12月下旬から2月下旬にかけて実施を予定しております。排雪は、名寄地区市街地生活道路が延長で9.7キロメートルをシーズン1回、幹線道路、通学路及び市内バス路線など34.5キロメートルを2から3回程度予定しており、風連地区は市街地道路16.7キロメートルを降雪量にもよりますけれども、1回から2回予定しております。交差点の排雪作業については交通安全対策、緊急車両対策の観点から今年度も重点課題として取り組んでまいりますし、今年度からは排雪ダンプ助成事業において10トンダンプ1台当たり1,000円だったものを2,000円に改定したことで1,000円ではありますが、店舗併用住宅にも拡大することで高齢者の除雪作業の軽減を図ることや少しでも運搬車の減車に対応していききたいと考えております。冬の除排雪は、基本的には委託作業として行っていますが、関係機関と連携を図りながら市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の対策についてであります。名寄地区では、夏場の公共事業の減少やこれからの期間においても中川町、音威子府村方面で大きな公共事業が行われているというふうにお聞きしていますので、昨年同様に運搬車両の確保が難しい状況にあるということが予想されます。名寄市内の営業用ダンプを所有している排雪協力業者8社の所有台数は67台で、そのうち国及び北海道などに拘束されている台数が34台というふうにお聞きしています。残る33台が市内で使用できるものでありますが、すべてが市の排雪作業に使用でき

ることはないというふうに考えております。現状のままですと1セット、ロータリー車1台当たりにつくダンプの数は12台以上が必要ですから、通常であれば2セット程度しかできないこととなりますが、堆雪場を市街地近郊にふやすことで運搬サイクルをよくし、1セットを8台程度に落として通常の3セットの排雪をすることにより、少ない台数をカバーしていききたいというふうに考えているところであります。しかし、このように作業を進めるには市街地から約6キロメートル離れている名寄日進地区の堆雪場に運搬する量を減らし、3キロメートル以内となるように堆雪場を徐々に市街地近郊にふやすことが必要というふうに考えております。しかし、冷風被害や排水、ごみ問題など地先の同意が得られないこともあり、場所の確保は非常に難しい状況にあります。ことしは、雪印乳業さんや東12区、西12区各町内会さんの協力で新たに雪印乳業工場跡地、営林署跡地などを確保することができました。引き続き使用している大橋の炭化センター北側、北斗団地東側、旭東、JR宗谷線西側、旧職業訓練所グラウンド跡地、南広場などの公共用地を利用し、市民要望にこたえられるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。なお、風連地区は風連野球場横で市街地から比較的近い場所にあるため問題はないというふうに考えております。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは、大きな項目2点目の有害鳥獣対策について2点の御質問をいただきました。

初めに、小項目1点目の被害状況と取り組みについてお答えをいたします。全道的にも被害が広まっているエゾシカによる農業被害は年々深刻な状況となっており、北海道での被害額は平成18年度が30億8,000万円、平成19年度では32億4,000万円、平成20年度では40億5,000万円となっており、平成20年度には50億

円を超える状況となっております。名寄市におきましても年々農作物への被害は広まり、平成18年度では2,970万円、平成19年度では3,390万円、平成20年度では3,370万円、平成21年度では3,340万円の被害額となっております。こういった状況を踏まえ、北海道といたしましては捕獲数をふやす場合の経費に対し支援することを目的に、本年度新たに地域づくり総合交付金を活用したエゾシカ被害防止緊急捕獲事業を実施することとなり、当市におきましても補正予算によりこの事業を取り組んだところ、先般名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会、事務局は農協でございますが、昨年実績の317頭を大幅に上回る685頭を駆除したとの報告を受けたところでございます。

市の取り組みといたしましては、この道北なよろ農業協同組合を事務局とする名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心に猟友会に駆除をお願いするとともに、中山間地域等直接支払制度交付金を活用して農業者みずから電牧さくを設置する取り組みも平成15年から行っておりまして、総延長で200キロメートルにわたって設置をいたしております。また、名寄地区の農家12戸では名寄市有害鳥獣捕獲わな対策推進委員会を設置し、わなの免許を取得して駆除に当たっているところでもあります。いずれにいたしましても、基本的には個体数を減少させることが最善の策と考えているところでございまして、新年度に向けては猟友会をお願いする奨励費等につきまして道北なよろ農業協同組合にも一部負担をいただいていることから、協議を行った中では増額する方向で予算要求をしていきたいと考えているところであります。

また、昨日関係者によります有害鳥獣対策会議の開催を実施したところでございまして、猟友会の役員を初め名寄市、道北なよろ農業協同組合、上川北部森林組合、上川北部森林管理署、上川総合振興局北部森林室などによる意見交換、情報交

換などを開催したところであります。今後の有害鳥獣対策に連携協力して取り組むことを確認したところでもあります。

次に、小項目2点目の鳥獣被害緊急対策の積極的な活用をという御提言についてお答えをいたします。お話にありましたように国におきましては野生鳥獣の生息分布が拡大し、農作物被害金額が約200億円で高どまりしていることなどから、対策が必要不可欠として平成23年度からの緊急総合対策として鳥獣被害緊急対策事業に100億円、鳥獣被害防止総合対策交付金に13億円の総額で113億円の概算要求を盛り込んでいるところでございます。この事業は、捕獲機材の購入費などのソフト事業と侵入防止さく設置等のハード事業に分かれておりまして、いずれも市町村が策定する鳥獣被害防止計画に基づき実施されるものが対象となり、補助率はソフト事業では市町村当たり200万円以内の定額、ハード事業では2分の1となっております。

本市における事業の活用につきましては、道北なよろ農業協同組合を事務局とする名寄市有害鳥獣農業被害防止協議会を中心に、ソフト事業においてシカ駆除用のくくりわな、小動物駆除用の箱わなの購入費用とわな免許取得の促進事業費を合わせて129万円程度を取り組む計画をしておりますが、北海道全体枠における調整もあると伺っておりまして、今後の動向が期待をされております。また、侵入防止さく等の整備にかかわるハード事業につきましては、従前から活用を進めています中山間地域等直接支払制度交付金を活用した取り組みを今後も継続して取り組みたいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうから大項目3、名寄市立図書館の建設について、小項目1と2につきまして答弁させていただきます。

図書館の必要性の認識ということでございます

が、市立名寄図書館は旧名寄市の開基70周年記念事業として昭和44年7月に新築工事に着手をいたし、翌年の45年8月に開館した施設であります。本年で40年が経過いたしました。この間外壁の改修や内部の改装を行っております。中でも平成6年には、蔵書数の増加に伴います施設の床荷重の構造上の問題から2階にありました閲覧室を1階の展示ホールに移設するという大規模な改修を行い現在に至っております。年数が経過するとともに施設全体の老朽化も進み、利用者からは他市の新しく先進的な図書館と比べ閲覧室も狭く、また照明等が暗いとの指摘もいただいているところであります。また、3階の読書室や友好都市の資料展示室を利用するには階段を上りおろししなければならないことから、特に高齢の方や体の御不自由な方には不便をおかけをしております。

議員御質問の市立図書館の改築についてですが、現在のところ将来展望としては、1つには新名寄市の総合計画の後期計画に登載をしております。また、本年4月1日に施行されました過疎地域自立促進特別措置法において、施設建設のための助成対象に図書館が追加されましたことから、名寄市過疎地域自立促進市町村計画にも登載をしております。今後は、将来計画に向けまして時代に対応した図書館のあり方、機能、立地などの基本的な部分について市民を含めました話し合いの準備を始めてまいりたいと思っております。これからは建物も古いながらも市民に愛される施設として、読書普及を目的に市民の学び合いや憩いの場所として、また現在の施設の有効利用と図書館ネットワークなどの機能の向上に努めてまいりますので、御理解のほどをお願いを申し上げます。

次に、小項目2点目の大学図書館についてであります。大学における図書館は、大学の教育、研究内容を十分に支援できる資料収集を行うことを基本方針として、本館と分館の2カ所で運営をされて計画的に図書、学術雑誌、資格資料等の体系

的、量的整備を図っているところであります。そのため、本館では看護学科と短大児童学科の資料を中心に、分館のほうでは栄養学科と社会福祉学科系の資料を中心に収集をしております。現在の蔵書数は7万5,000冊を超え、そのうち開架図書数は約6万4,000冊となっており、収容能力から見て余裕のない状況となっているところであります。閲覧室につきましても両館で108席を確保しておりますが、試験のときなどは学生ラウンジや教室を勉強の場として活用をしているという状況になってございます。また、図書館ではホームページも立ち上げまして、インターネットによる学外からの図書や雑誌の蔵書検索ができるほか、図書館の概要や利用案内等の情報も発信しているところであります。しかし、図書館の高度な電子化が進み、従来の図書館の枠を超えた高度情報化に対応した学術情報発信機能や視聴覚室などの機能のほか、学生が集まるリフレッシュゾーンやコミュニケーションゾーンなども求められてきております。今後平成24年度から始まります新名寄市総合計画後期計画の基本事業の一つとして、大学にふさわしい新図書館のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目の4点目、まちづくり懇談会からの市政運営についてお答えをします。

まず最初に、まちづくり懇談会の状況及び意見についてお答えします。名寄市町内会連合会の主催により平成22年度のまちづくり懇談会は、名寄地区は11月4日から12日までの5日間で6会場、風連地区では11月22日から26日までの4日間で4会場で開催され、名寄地区では153名、風連地区では前年度の2倍になる122名の市民の皆様の参加をいただきました。町内会連合会長のあいさつに続き、加藤市長より総合計画の後期計画策定準備に着手しているところから、

市民と協働のまちづくりをメインテーマに話題を提供していただきました。6つの項目につきましては、市長室開放事業について、出前トークについて、総合計画後期計画の策定準備について、パブリック・コメント手続条例の制定について、9月に市長の意思決定をされました名寄駅横再整備計画について、市民ホール建設位置の決定と望湖台について、最後に局地的大雨災害についての対策と地域の助け合いについて、さらに名寄地区に限ってはごみ減量化と分別の徹底、これらをメインテーマにしまして市民の皆様から意見交換をさせていただいたところでもあります。また、市からのお知らせとしまして3つの項目としまして、1つには平成21年度の名寄市の台所事情、2つ目に映画「星守る犬」とひまわりによるまちづくり、3つ目にインフルエンザワクチンについてということでの説明をさせていただきました。

まちづくり懇談会でのいただきました御意見の主な内容につきましては、詳細につきましては現在集約中でありまして、主なものといたしましては協働のまちづくりについて、町内会役員が減少しており、市から依頼された仕事に大変苦慮をしていると。それから、自治基本条例が施行されて、町内会連合会等との連携が強化された。自治基本条例第12条の市民の責務で応分の負担とうたわれておりますが、余り押しつけをしないしてほしい、しているのではないか、このような意見もありました。また、風連庁舎の1階事務室が閑散としておりまして、庁舎の一部を住民等に使用せ有効活用する方法はないのか。それから、健全な財政運営について総論が言われておりますけれども、具体的にどのように進めようとしているのか。それから、風連地区の消防職員の数が減っているようだが、対応は十分なのか。これは、総員の数は減っていませんけれども、昼間の配置人員が減っていることに対する住民の方の不安があらわれたのかと思っております。それから、望湖台の廃止とピヤシリスキー場、なよろ温泉等との関

係について。それから、街路樹の落ち葉に非常に迷惑をしていると、何とかその対策について。それから、道路照明の改善について。それから、名寄駅横の再整備事業、市民ホールの建設事業等など80項目余りの質問、意見、要望等が出されました。

次に、協働のまちづくりへの対策につきましてお答えをします。新市長の加藤市長が誕生したことで、特に農村地区におきましては若い世代の皆さんの参加をいただき、御意見もいただきました。懇談会でお伺いしました意見、要望につきましては現在集約中で、内容を詳細に分析をし、各担当課で検討、対応できるもの、町内会や団体その他組織での御意見をいただいてさらに検討を深める等に分けさせていただいて対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 大変ありがとうございました。

まず、有害鳥獣について御質問いたします。名寄でもこの何年間か3,000万円を超える農業被害が起きている中で、中山間地域等の直接支払制度でさくづくりや何かを200メートル進めてこられたということで、大分効果があるというふうに思われたのですけれども、結局はやっぱり最後に茂木部長が言われたように基本的にはもうその個体数を減らしていくしかこのシカの駆除は方法がないというふうになってきているというふう先日のテレビでも言っていましたし、シカは1日食べる量というのが約1.5キロ物を食べると。そして、米、野菜等を1日1.5食べ尽くすというのです。そして、1回生まれて次の年から毎年シカは1頭ずつ子供を産んでいくということで、その個体数を減らす以外にこのシカの駆除の部分はないというふうに言われております。ことしから去年まで5,000円だったものを1万円にされて進

められるということなのですけれども、よくハンターがいないというふうに言っております。ハンターもいないし、ハンターが高齢化の状況でその対策に苦慮しているという状況なのですけれども、名寄の場合はハンターの状況というのはどういう状況なのでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ハンターの関係でございますけれども、これは全国的あるいは全道的というようなことと同じように名寄市においてもいつかはかなりのハンターの方がおられたというふう聞いておりますが、最近はやはり非常に少ないということであります。そのためにはというふうなことで、名寄の場合は猟友会の中に自衛隊出身の方もおられるわけなのですけれども、こういった方々の部分、それからこの免許を取得する、あるいは銃を持つというようなことで結構負担も大きいのです。したがって、その免許を取得するのにそういった部分の経費等についてもやはり一定の支援策というものを考えざるを得ないのかなということで、きのうも関係者の対策会議をやった中でその問題も出ておりました。したがって、新しい若い人がというところの部分がかなかふえていないという、ふえていないというか、いないということなので、その辺の部分についてもこれから新たに免許を取得していただくという、そんなためには何が必要なのかという、こんなこともいろいろ論議をして支援の道も開いていこうかなというふうにも思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 私もそういうふうに思います。今茂木部長言われたように興部ではハンターが少なく、先日のテレビでは神奈川でしたか、千葉からでしたか。そういう都会ではシカや何かを撃つのが大変で、銃を持ったら怪しまれるということで北海道のほうに、興部町ではそのハンターをハンター寮に迎えるという事業を行って年間88人ぐらい来られていると言っております。

すし、南富良野町では町がシカ1頭とったら1万円、そしてそれを食肉業者に納入した際に食肉業者から6,000円の補助が出ているような活動をされていると。また、そしてそのとったお肉を食肉業者は給食に使って、先日も幼稚園のお子様シカ肉の栄養というのはこういうふうにあるのだというふう利用されているのを見たのですけれども、この今回の鳥獣被害緊急総合対策事業の中にそういう食肉施設の建設という部分もうたわれておりますけれども、名寄ではそれはこの公益関係を含めて可能なか可能ではないのか、ちょっとわかれば教えていただきたい。あと、またJAではこういうのをつくったらいいのではないかというお話が出ているのかどうかもちょっとあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） これだけシカが多いわけですから、食肉利用というのも当然のように検討をしているわけなのですけれども、名寄以外の例えば十勝であったりオホーツクのほうであったり、従来からかなり食害の出ているところではそれなりに取り組んできている経過もあります。しかし、なかなか販路の関係だとか、きちっとした食肉として活用できる技術だとか、あるいは屠殺をして加工をするという、そういった技術的な問題だとかも含めてなかなか難しいというところで、きちっとした形でやられている件数はそう多くはないのです。市のほうでも農協等ともいろいろ協議しておりますけれども、市の経済部の内部でもことし五、六名の職員でそういった先進的な場所に行って視察もさせていただいています。そういうところで可能性について検討をしているということでもあります。

さらには、きのうも猟友会の皆さんにその話もちょっと投げかけさせていただきました。猟友会の皆さんの中には数名の方が、鷹栖にシカの食肉利用をしている施設があるのですが、そちらのほうにも出しているという、そんな方もおまして、

決して名寄で可能性がないわけでないという話もありました。ただ、今かなり駆除に全道的、この辺もかなり力を入れてやっていますから、将来的にも安定的にシカの肉をきちっと調達できるというか、そういう状況ができるのかどうか、そんなことも含めてしばらくいろんな勉強をさせていただきたいなと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしくお願ひいたします。このシカの被害によって、やっぱり農業者が本当に春から大切に育てた野菜、また農作物が食べられて本当に悲しい部分になると思いますし、先ほど言っているようにやはりさくをつくるよりも個体数を減らすしかないという部分になってきておりますので、ことしは685頭捕獲されたのですけれども、来年はまだまだ捕獲しない限り、この農業被害は減らないというふうに思いますので、ぜひ有害鳥獣被害防止対策協議会を含めて、JAを含めて話し合いをしていただいで進めていただきたいというのとともに、中山間地域等直接支払制度を活用してさくのほうもお願い申し上げておきます。

続きまして、除雪体制についてちょっとお伺ひいたします。去年は、そういう形で本当に相当苦慮されたのは、もうわかり過ぎるほどわかるものですから、ぜひことしはなくしていただきたいというふうに思いまして今回質問をさせていただきました。先ほど名寄市内のトラックが全部で8社中67台、そしてこの音威子府、中川の工事に出るのが34台ということで、残り33台で名寄市内の排雪を行う計画のようですし、この33台の中には名寄市でも工事をやられていますし、各市町村でもこれから北海道の災害等が出てきますので、そちらのほうに回らざるを得ない部分も入ってくるというふうに思います。そして、ロータリー3台の計画で、3台といっても名寄市内は2台の風連町が1台というふうに、私そういうふうに思うのですけれども、ぜひことしは雪がまだ降り

始めるのが遅いものですから、除雪も大した気になっではないのですけれども、毎年間違いなくその量は降るといふふうに思いますので、降り始めたらすぐ対策をお願いしたいなというふうに思います。

このダンプ、残りの33台の中で先ほど野間井部長は8台、8台にされるという計画で言われて、いつも1台に12台だというふうに思います。6キロ離れたのを3キロに持ってくるというのですけれども、先ほど言った雪印と営林署に雪をためてといっても営林署はそんなにきつと積めないでしょうし、雪印が主に積む可能性があるかなというふうに思うのですけれども、今まで先ほど言った旭東と大橋のごみセンターの裏と、そしてあと向こうですか。その中で振り分けていたのですけれども、やはり町中に2つできたことによって、最初はやっぱり向こうに置いて町中がふえてきて町中を主に使うようにするのか、もう最初から町中のほうのを使って効率よく作業を進めていくのかというのをちょっとわかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 作業の段取り的には、今除雪の業者と打ち合わせ中なのですが、基本的な考え方は先ほど申し上げたように3キロぐらいを標準に考えています。去年主に使わなかった部分でいえば、北斗団地の東側の部分と営林署の部分ともの職業訓練校の跡のグラウンドがことし新たな量を積めるというふうに思っていますので、基本的には市役所の中央通から北の部分、この部分は日進に運んでも3キロないし4キロぐらいの距離なのです。北、中央通から南の部分でいえば、これを例えば雪印さんあるいは営林署跡地に運んでも3キロないし4キロなのです。あと南のほうの大通の仏生寺から国道40号線ぐらいの間を職業訓練校のほうに運んでも3キロないし4キロというふうにその地区の分を入れるのではなくて、基本的に距離を稼ぐという考

え方から近いところ、近いところに運ぶほうで8台のサイクルをつくっていきたいというふうを考えているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） もう一点、昨年なのですけれども、町中から進んでいくのは大変わかるのですけれども、地域によっては一番最後のほうになりまして2月の下旬まで雪がたまっているという、ちょっと私に何件か来たのが東4条の北6、7あたりの方々は、もういつになったら排雪していただけるのだということで、ずっと毎日のように言われていたものですから、その地域的な部分、ことしはその地域を若干変えて早目にするだとかという、計画上そういう計画は持っておられるのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 地域割りの関係で申し上げますと、今言われたようにどうしてもどこか遅いところが出てきてしまうので、不便をおかけするということになってはいますが、私どもの基本的な考え方は緊急車両と子供の通学が除排雪の基本というふうに私どもはとらえてまして、特に狭い道路から入りたいというふうな形を持っています。したがって、できれば国道40号以西ですか。そっちの8メートル道路、10メートル道路があるほうから入っていているのが常でありまして、今言われた東のほうの少し広さのある道路は少し後にという形をとらせていただくことになるというふうに思います。これはまた除雪、排雪業者のほうと打ち合わせをさせていただいて、効率よくできればというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。ぜひことしは市民に、私は名寄の除雪はすばらしいというふうに思っております。北海道でもこんなに

すばらしい除雪をしているところはないと。旭川、札幌に行ったら、枝道に行ったらもう車は1台しか通れない。もうこんな道路が道路でないような道路を走らなければいけないというところもありますし、本当に名寄はすばらしい除雪体制だなというふうに思っています。ぜひ市民の方々の苦情が少ないような安心、安全な除雪体制をお願い申し上げます。要望としてよろしく願いいたします。

続きまして、図書館についてちょっとお伺いいたします。図書館は、築40年たたれているということで、平成6年に外壁改修をされて下の閲覧室をつけられているという部分がつくられて、私も何回か行かせていただきましたけれども、下ですから明るくあれなのですけれども、本当に苦情が先ほど言われたやっぱり暗い、狭いというのが現状かなというふうに私も思います。ぜひこの後期計画の中で市民とともに、パブリックコメントを含めて、そういう中でいつぐらいまでにこの部分を建てかえなければいけないのかというのを話し合っていたきたいなというふうに思います。本当に私も各市町村のPMだとかを使っている図書館を見てきたときに、本当に民間でやられているものですから、やはりすばらしいできなのですよ。その中で図書館という運営をされているものですから、先ほど言った地方の方がやっぱりいい図書館を見て名寄に来たら、これがですかという部分がわかるかなという部分だと思うのです。私も三重の図書館、民間のものを見てきたときには本当にもう自分が見たい本は機械で探すのです。ぱっと探してぱっと来るといふ、そこまでは求めませんが、本当に図書館施設としてやはり市民が使って本当にいい図書館だと思っていただけの図書館施設にしていいただきたいなというふうに思っています。

あと、本当に学生が図書館に行って勉強するのは、でも、なかなか遅くまでやっていないものですから、学生の受験生にはもうちょっと長い時

間ここで勉強できる時間できないかなという意見もありますし、いろんな部分で図書館を利用されている高校生、大学生もおりますし、今の体制の時間帯でそういう時間の苦情というのは、民間でやられていますからあれなのですからけれども、そういう苦情というのはないのか、ちょっとあればお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 市立図書館の開館体制の部分でございますが、一般の閲覧につきましては普通の週日のうち2日間、8時まで夜間開館も実施しておりますので、その部分につきましてはおおむね好評な部分でございますし、あと週日働いている方につきましては土日の利用をお願いをしているところであります。ただ、議員御指摘の学生の学習室の確保という部分につきましては、図書館の狭隘化ということと構造的な部分でどうしても職員の目が届かないという部分もありまして、一部課題が残っているところでありますので、この辺につきましてはまだ内部で検討をしていかなければだめだと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ぜひこれから後期計画の中で、本当に市民に愛されるすばらしい図書館の建設をお願い申し上げます。

次に、大学図書館についてお尋ねいたします。先ほど蔵書は7万5,000冊ありますと、そして今使っているのが6万4,000冊ということですのでけれども、やはり私は大学、学校というのは図書館というのは1つでいいと思うのです。今は本館と分館に分けて置いてあります。そういうふうに使っております。生徒は、閲覧室が108しかないの、足りないときはラウンジだとか教室を使っているという状況ですと先ほど言われましたけれども、私はやっぱり学校というのは学ぶ場ですし、ぜひ生徒が学べる体制にするために大学図書館というのは必要かなと。先ほども言ったように後期計画に入れておりますというふうに言

っておりましたので、そこら辺は後期計画の中でしっかりと三澤事務局長が進められていくというふうに思いますけれども、現状生徒たちからは図書館に対する要望というものはあるのでしょうか、ちょっとあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉己君） 学生の要望があるのかどうかということでございますが、開館時間等では要望がございます。実際に試験等の部分で、平日は9時から19時まで開館しているわけなのですが、試験近くになりますと10時まで開館しているという状況もございます。土曜日の開館というのは要望もあつたりするものですから、試しの試行といいましょうか、現実にはやっているわけなのですが、なかなか利用しないという実態もありまして検討事項になっているという状況でございます。さらには、蔵書数の部分もやはり学生が望むものがないという部分もあるのですが、それらについては電子ジャーナルとか、いろんな部分でカバーしているという、他の図書館から取り寄せるだとか、そんなことでやってございます。これまでも大学図書館の考え方については述べさせていただいてございますが、本学の栄養、看護、社会福祉という3学科の構成からいくと、できるだけ早く1つの集約した図書館を建設していきたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ぜひ後期計画でそのような形ができるようお願い申し上げます。

最後に、協働のまちづくりということでちょっと御質問をさせていただきます。本当に今回はまち懇の体制が、名寄は何名か減ったのですけれども、風連が倍以上になったということで喜ばしいことだなというふうに思っています。今回は、市長が市民と協働のまちづくりについてという大きいやはりテーマを打ち出してこのまち懇が進めら

れた中で、本当に先ほど総務部長言われたように意見的な部分というのは、協働のまちづくりのために町内会が高齢化してきていると、また自治基本条例の負担を少なくしてほしいとかという部分があったみたいなのですが、先ほども私の前に佐藤議員のほうから協働のまちづくりについてお話があったとおり、私も本当に町内会でやること、また地域、市民がやることというのはやはり決めていったほうが住みやすいかなというふうに思っている一人です。

協働のまちづくりだよと言って、こういうふうなまち懇でお話し合いするのですけれども、やはり町内会が何をやっていいのか、市民がどういう部分を担っていけばいいのかというのがなかなか見えてこない部分もありますし、まち懇で得た部分を市で全部やるということにもならないでしょうし、本当にその部分をしっかり市民と話し合いをしていただいてこの協働のまちづくり、本当にもう名寄に住んでいる方はみんな名寄が好きなのだという人だと私は思いますし、そのために何が自分ではできるのかなと思える、思っている人はたくさんいると思うのです。

その中で私自身、このまちづくり懇談会をずっと開いて、私も何回か出ておりますけれども、その中で若い人がなかなかいない。今回風連のほうへ行かないものですからわかりませんが、風連のほうは倍以上になりましたから若手が出たのかなと思うのですけれども、やはり名寄にしても町内会関係の上の方々中心という部分が多いのかなという部分は否めないのかなというふうに思っておりますし、本当の協働のまちづくりというのはやはり市長が言われたように、話し合った中でこういうふうにしていこうというのが出るのが協働のまちづくりかなというふうに私も思います。

その中で、今回の意見の中で、これからパブリックコメントを含めて進めていくわけなのですが、町内会から先ほど言ったように高齢化でなかなか対応できないという部分がありましたけ

れども、その対応、行政としてはどのような対応をすれば、町内会には若手はたくさんいると思うのです。私は、若手を少しでも町内会に入れていただく。あるところはいいと思うのです。でも、ないところは私はできれば行政の職員、各町内会にきつと若手も含めていると思いますから、その方をやっぱり行政として責任者、君は責任者だよという名称をつけて出していただくという計画や何かはないのか。町内会は町内会で何とかしてくれではなくて、やっぱり行政が協働だと言っているのですから、何とか市職員がいるところの部分を、君は豊栄町内会の行政から来た役員だよという体制はとれないのかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思うのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 議員も御存じのとおり名寄地区、それから風連地区の町内会長さん、役員の大半に市の職員が、相当OB職員が入っているのも事実だというふうに考えています。過去に地域担当制ということもしたこともありますが、根本的には町内会活動に若い世代の人方が積極的に参加してくれることのほうが緊急で重要なことなのかなというふうに思っています。その中で1つの課題になっているのは、子供の育成会等のもので少子化によってその活動基盤ができなくなってしまったと。そういうことも含めて、町内会の役員のほうに年代的に下から支えてくれるシステムが多分なくなったのだろうなというふうに思っています。

地域担当制の問題については、改めて考えなければならぬと思っておりますけれども、今回のまちづくり懇談会の中で気づいたのは、比較的農村地区のほうでは若い世代が出てきて、いろんな意見も出ました。それで、今までまち懇とか、いろんな会合のものにつきましてはペーパーで町内会長さんにお配りはしていただいておりますけれども、今回のまちづくり懇談会から若い人方がネットでホームページを見ながらいろんな状況を知るための

このできるようにホームページ上にまち懇で話題になったものの質疑応答、住民側からどういう要望、意見があったのか、それに対して市がどうこたえたのか、この辺も含めて地域間の下から役員になっていただけるようなシステムづくりの関係についても市のほうでも一定程度の対応をしてまいりたいと思っています。

ただ、基本的には町内会組織は任意団体でありますので、自治活動に対して余り行政が役員のことについてまで口出しするのではなくて、そこところはちょっと基本でないのかなというふうに思っています。ただ、先ほどの佐藤議員もおっしゃったように協働のまちづくりをするために住民が押しつけられたのではなくて、我が住んでいる町内会、我がまちをどのようによくするためには、こういう材料を市が提供してくれると、後はやり方は町内会のほうに任せていただいて取り組むべきものに取り組みたいという、そこら辺の持っていく方が押しつけではなくてともにやりましょうということがどのようにしたらできるのか、この辺についても研究してまいりたいと思っています。

**○議長（小野寺一知議員）** 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

農業政策について外2件を、日根野正敏議員。

**○12番（日根野正敏議員）** 議長より指名がありましたので、本定例会において大項目3点についてそれぞれ質問をしていきたいと思います。

まず初めに、農業政策についてでございますけれども、本年度の農産物の生育状況につきましては5月の異常な寒さ、そして6月には打って変わって30度以上の日が5日間もあるなど急激な高温により正常な作物の生育とはならず、そして7月29日の1日に100ミリを越す集中豪雨、8月後半からは9月を通して干ばつ傾向と1年を通し、作物の順調な生育環境にはほど遠い天候でありました。農家の方々も天候に合わせた肥培管理に最善を尽くし、ことしの天候と向き合ってきたことと思えます。特に7月29日の大雨のときに

は、民家や農作物に被害をもたらしましたが、水田耕作者全員の協力をいただき、水田の水を河川に流さないようできる限りのとめ水をして、水田ダムの機能を有効に利用して農作物の被害だけでなく、河川のはんらんについても最小限にとどめる努力をしていただいたことに改めてこの場をおかりしまして感謝を申し上げますところでございます。

名寄市内の農作物被害状況については、さきに開かれました経済常任委員会での発表もありますけれども、総額で12億円、それから農家に対しての支援制度につきましては本年度の計画に対して制度設計を考えているようでございますが、具体的にその内容についてはどのように考えているのか1点目にお伺いをいたします。

次に、ことしから始まりました米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業について、さきの制度と比較し、市内の農業収入はどのようなになったのか、その評価と課題について2点目にお伺いをいたします。

3点目に、ことし行われた激変緩和調整枠とその他の作物への助成を合わせて国の予算では464億円を解消し、新年度、23年度からは産地資金が創設されます。農水省の予算要求額としては430億円となっておりますが、名寄市に対する配分予想額と農業者に対するその配分方法についての考え方はどのようになっているのかお伺いをいたします。

4点目に、ことしから新たに第3期対策となった中山間直接支払制度の事業評価と農地・水・環境向上対策から、平成23年度からは農地・水保全管理支払いと環境保全型農業支払いの2つの事業に変更になりますけれども、事業内容と支援単価も変更になる内容になっておりますけれども、それらに伴い市の負担も大きくふえる予測がされますが、その対応についてもお伺いをいたします。

大項目2点目でございます。市立天文台きたすばるの活用と市内観光情報についてお伺いをいた

します。市立天文台きたすばるは、ことしの4月17日のオープンから8カ月を迎え、年間目標集客数1万2,000人を1年を待たず、あと5カ月を残して早くも達成し、きょう現在1万3,000人を超える人が訪れていることは大変喜ばしいことと感じているところであります。しかし、ニュースなどでも御承知のとおり、ことし5月に打ち上げられた金星探査機「あかつき」は、市立天文台を利用し、北大との連携のもと金星の気象環境探査など世界の研究者も注目をするところでありましたが、予定した金星の衛星周回軌道に乗せることができず、まことに残念な結果になりましたが、6年後金星に最接近したときに再度目的の軌道に乗せることに成功し、さきに目的を達成した小惑星探査機「はやぶさ」のように無事にその役目を果たしてくれることを強く望むところであります。

市立天文台きたすばるは、科学館としての機能のほかに全国に誇れる施設であり、大きな観光集客のできる可能性を秘めた施設でもあると受けとめていますが、観光場所としての位置づけについてはPRも含めて余りされていないように思われますが、どのように考えているのか1点目にお伺いをいたします。

次に、名寄市のホームページ内の観光情報を見ても2006年2月に更新されたままで、いまだに天文台も木原天文台の案内になっている。また、ほかの施設の案内についてもなよろ観光まちづくり協会にリンクするものも含め12施設の案内掲示板がある中で、その8施設が表示されない状況で、せっかくアクセスして見てくれた人に失礼に当たると感じますし、名寄市の観光に対する行政のスタンスとして気配りが足りないと感じますが、そのことについても見解をお伺いいたします。

大項目3点目、教育行政について、早寝早起き朝御飯の検証についてお伺いをいたします。早く寝て早く起き、そして朝御飯をしっかり食べる習慣の子供は全国的な調査でも平均に学力が高く、

精神も安定をしているということは各方面の調査研究においても実証をされています。そのことについては全国的にも、また名寄市においても呼びかけをしておりますが、いま一つそのPRに実態感を伴った説得力のある説明が不足されているように思われます。学力向上や健全な心身の発達には、まず健康的な生活習慣が最も大切であることは言うまでもありません。市内において過去に睡眠時間あるいは朝食など生活習慣と学力の関係を調査をしたことがあるのかお伺いをしたいのと、していなければ市内の小中学生を対象に調査をして実態感を持ったインパクトのある説明資料を作成し、家庭ぐるみでしっかりそのことを認識してもらうことが市内の子供たちの学力向上を含め、非行のない心身の健全な発達につながると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、小中学生に対する日本の領土に関する教育についてお伺いいたします。北方領土を含め、島根県隠岐の島町に属する現在は韓国軍に不法占拠されている竹島、そして先ごろよりニュース、新聞等でも報道されていた沖縄県石垣市に属する尖閣諸島などの日本の領土に対する教育について、しっかりと歴史の経過となぜ問題になっているのかを子供たちに教育を通し、大きな視点も含め理解を深めていかなければならないと考えますが、現状はどのようにされているのかお伺いをし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ただいま日根野議員からは、大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目と2点目につきましては私から、3点目は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

初めに、大きな項目1点目の農業政策について、小項目1の農業被害に対しての行政支援の考え方についてお答えをいたします。本年度の農業被害は、昨年度の冷湿害に引き続き高温、大雨、湿害により畑作物、野菜を中心に大きな被害が発生し、

収量、品質ともに非常に厳しい状況となっており、加えて高温による影響から酪農においても乳量が減少するなど全体を通じて平年を大幅に下回る作柄だったと認識しているところであります。先般の北海道のまとめでは、全道の被害額は502億円となっておりまして、上川管内が全道の20%の102億円となっております。当市におきましては、10月時点の調査では12億円の被害額が報告されており、現在この支援策について鋭意協議を行っているところでございます。

北海道の対策といたしましては、1つには農地、農業用施設被害に対する対応として耕地災害復旧費の追加、草地への土砂流入被害対応、2つ目には農業共済金の早期支払い対応として農業共済組合への要請、3つには金融対策として災害関係資金の融通、4つには必要な融資枠、予算枠などの国への要望などとなっております。当市につきましては、既に道北なよろ農業協同組合を初め名寄市農民連盟連絡協議会、名寄市農業委員会からも支援要請が来ているところでございまして、現在の考え方といたしましては、まずは道北なよろ農業協同組合が独自に設定する農業経営緊急支援資金における貸付利率1.5%に対する利子補給について検討しているところであります。この支援資金の内容につきましては、貸付限度額が計画対比で減収額の範囲内であること、償還期間は借入額が300万円を超える場合は10年以内、300万円以下の場合は5年以内、貸付枠につきましては3億5,000万円を予定しております。現在道北なよろ農業協同組合におきまして減収額の調査を行い、その後需要額調査へと事務を取り進める運びとなっております。さらには、国の制度資金であります公庫資金の農業経営基盤強化資金、L資金でございまして、L資金及び経営体育成資金について中間据え置き償還延長、いわゆる償還猶予でございまして、この措置をとることとしてございます。また、中山間地域の直接支払交付金制度における個人支払い分、これは

毎年2月に支払ってございますけれども、これについても年内の支払いについて検討をしているところでございます。

次に、小項目2点目の米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業の評価についてお答えをいたします。本年の米戸別所得補償では、414件の申請により固定払い部分として4億778万円、水田利活用自給力向上事業は701件の申請がありまして、激変緩和措置も含めて9億3,613万円、合計で13億4,391万円となり、11月25日に各生産者へ入金されました。また、その他関連事業として4,824万円の交付を見込んでおり、合計13億9,215万円の交付額となりますが、米戸別所得補償についてはこのほかに米価の全国的な下落部分を補てんする変動部分の支給というものが予定をされてございます。

昨年度につきましては、産地確立事業で8億3,584万円、新需給調整システム事業で4,000万円、その他関連事業で6,960万円、合計9億4,544万円であり、単純な比較では変動部分を除いても4億4,671万円の増額となりますが、昨年につきましては4億6,181万円の緊急対策事業がございました。この緊急対策事業を含めると、平成21年度には14億7,250万円ということになります。平成22年度につきましては、米の変動部分を除いて13億9,215万円ということとございまして、現時点では昨年とほぼ同水準となっております。今年度から主食米への助成が加わったことにより、水稻作付農家には有利に働いたものの、転作率の高い農家や全面転作の野菜農家には厳しい環境となりましたけれども、今年度におきましては激変緩和措置を講じ、全品目において昨年とほぼ同水準の交付金を確保しているところであります。

モデル事業の評価については、現時点での判断は早過ぎると思っておりますけれども、課題として何点が挙げますと、1つには主食用米が値下げ基調にございます。概算払いは昨年を大きく下回ってお

りまして、1月までの米価が下がった場合、追加の支払い、変動部分がありますけれども、価格の低迷が懸念をされるところでございます。また、水田利活用自給力向上事業、転作助成でございませけれども、これにつきましては地域の裁量権というものが基本的になくなってございます。これにつきましては、来年以降振興作物の安定を図る意味でも必要な措置ではないかなというふうに考えてございます。それから、3つ目には、当市は水田の面積が5,678ヘクタールと農地の半数以上が水田でございませ。名寄農業の振興発展のためにも水田農業の確立というものが不可欠でございまして、これは米の需給調整、この仕組みというものがきちっとできる必要があるのかなというふうにも考えてございます。4つ目には、次年度に向けては畑作の戸別所得補償制度も導入されることから、農家の皆さんにとりましては対象になる作物と対象にならない作物とがあります。これらの選定というものが非常に悩むところではないかなというふうに思っております。これらを含めてその財源の確保というのが確保されるかどうかということが非常に懸念されると、こういった状況にございませ。

次に、小項目4点目の次年度の中山間地域等直接支払い、農地・水・環境向上対策の変化と対応についてお答えをいたします。中山間地域等直接支払制度は、高齢化に配慮したより取り組みやすい制度として見直した上で、第3期対策を実施することとして本年度から新たに26年度までの5年間は始まったところでございませ。国における概算要求では、ほぼ本年と同額が確保されており、本市への交付額は9,500万円が見込まれております。名寄市における第3期対策の実施に当たっては、農地・水・環境保全向上対策の実施に伴う傾斜地に対する不利益補正のため、名寄集落、風連集落でそれぞれ異なった従来の配分率の変更を行い、個人配分を交付金の2分の1以内としてきたところでありませ。農地・水・環境保全向上対

策につきましては、平成23年度までを事業期間として農村環境の向上に取り組んでおり、農林水産省の概算要求では農地・水・保全管理支払交付金として21%程度増額要求をしておりますが、これまでと同様の共同活動支援交付金に加え、農地周りの水路、農道等の補修、更新などの活動に新たに支援する向上活動支援交付金が設けられ、老朽化が進む施設の長寿命化への取り組みを進めるためのものとなっております。従来の営農活動支援交付金は切り離して新たに地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に直接支援を行うための環境保全型農業支払交付金が創設されております。

ちょっと順番が狂って申しわけありません。小項目3点目の次年度の産地資金交付予想配分金額と考え方について、漏れておりましたので、答弁させていただきます。産地資金につきましては、国の予算要求が430億円となっております。地域の実態に即して戦略作物の生産性向上や地域特産物の取り組みに支援することとなっております。本年におきましては激変緩和措置が講じられましたが、制度の仕組み上、転作作物においては同様の措置をこの産地資金において講じることになります。まずは、産地資金を活用して平成22年度と同水準の交付金となるよう講じたいと考えております。この制度の策定につきましては、名寄市水田農業推進協議会において御議論をいただき、決定させていただきますが、まだ北海道並びに名寄市への配分額は公表されておりませないので、従来の地域の設定に近づけられるように配分されることを期待しているところでございませ。

次に、大きな項目2点目、市立天文台きたすばるの活用と市内観光情報について、小項目1の市立天文台きたすばるの観光としての考え方についてお答えをいたします。市立天文台きたすばるは、本年の4月にオープン以来約8カ月を経過し、市内はもとより道内外の来館者から好評を得ており、8月28日には1万人を突破し、オープンから1

1月までの来館者数は1万3,000人を超え、当初の年間目標を大きく上回っているところであります。特に5月、7月、8月のゴールデンウィークや夏休み、お盆が存在する月においては1カ月に2,000人以上の来館者が訪れ、5月4日には1日の最高来館者数、362人を記録したところでもあります。

天文台と観光などへの結びつきにつきましては、天文台がある日進地区には健康の森、森の休暇村、サンピラー交流館、サンピラー温泉などがあり、それぞれの施設にさまざまな設備が用意されており、1年を通してにぎわっており、市で夏に実施いたしました市民対象アンケート、私のお勧めスポットの結果では上位4位までが日進地区の施設が占めており、地域観光の核としての期待が大きいと考えているところであります。交流人口の拡大においては、情報の発信が欠かすことのできない大変重要なことだと考えており、幸いにも本市には日進地区の施設のほかに道の駅、名寄大学、北国博物館など他市町村に誇れるさまざまな施設があります。天文台においては、学術研究の立場から北海道大学との協力による日本国内の各種学会、研究会の誘致など多数開催されることが想定されることから、国内の研究者が宿泊、滞在することで地域経済に与える影響は極めて大きなものがあると考えております。また、天文台は交流人口の増加と観光などの分野で数少ない最高の観測条件の評価もあることから、地の利を生かした情報発信のできる施設でもあり、全国的に注目され、道内外の集客も見込まれるため、ほかのさまざまな施設を組み込み、名寄市及び近隣市町村や民間団体も含め体制を整備していくことが必要と考えております。

JR北海道の特急列車の車内誌「THE JR Hokkaido」8月号で天文台が6ページの特集で紹介され、「北海道じゃらん」12月号には話題のスポットランキングで第9位にランクされ、これらの雑誌を見て来館した方も多数おり

ます。大手旅行会社が当天文台に興味を抱き、近隣市町村の観光と天文台への旅行ツアーを商品化できないかということで、10月と12月の2回にわたりモニターツアーを実施しており、商品化について現在検討している段階だと聞いております。また、NHKでは12月17日に市立天文台から全道に生放送で大型望遠鏡や金星の放映をし、さらには18日、19日には再放送、再々放送として3日連続して放映すると聞いてございます。特に12月に入りHBC、TVHなどのテレビ局などの取材があり、このテレビ放映のPR効果で名寄を訪れる方がふえるのではないかと期待しているところであります。今後におきましても天文台ホームページきたすばるや市広報、FMAirてっしなどさまざまな媒体を使い、最大限の情報を発信していくこととしております。

次に、小項目2点目、市内観光の効果的なPRについてお答えをいたします。議員がおっしゃるとおり、市ホームページの名寄市観光情報案内が2006年2月23、24日更新となっております。これは、更新ではなく登録とすべきものだったと考えておきまして、早速直すように指示をしたところでございます。観光案内につきましては、観光協会のホームページにリンクされますので、日々更新された最新情報を得ることができておりますが、今後そのほかの項目も含めて点検し、整備してまいりたいと考えております。名寄市ポータルサイトから各観光情報へのリンクに関するトップページについては更新がされていない状況となっておりますが、それぞれのリンク先の関係団体のホームページは随時更新されておりますので、利用者の方には新鮮な情報が届いていることを確認しております。しかしながら、市ポータルサイトの運用に関して一般のインターネット利用者側からの視点から見た場合、誤解を招く表現があることから、その運用方法について早急に改善をさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうから大項目3、教育行政について、小項目1と2について答弁をさせていただきます。

1点目の早寝早起き朝御飯の検証についてでございます。早寝早起き朝御飯につきましては、子供の生活リズムや健全な成長にとって特に重要であり、子供の体力や学力に及ぼす影響は大変大きく、名寄市においても長年にわたって提唱をしてきてございます。平成18年度からは名寄市教育研究所におきまして、児童生徒の家庭生活の実態調査を行っているほか、学校だより等を通じましてこれらの推進、そしてその定着に努めてまいりました。これらの調査の結果、年々改善はされてきたものの、現在でも小学生の多くは7時前に起き、午後11時前に寝ておりますが、約10%、1割の子供が11時以降に寝ているということがあります。中学校では、12時以降に寝る子が減少しつつありますが、まだ19%の生徒が12時以降に寝ると回答をしております。朝食につきましては、ほとんどの子供たちが朝食を食べていますが、まだ1%から2%の間の子供たちが全くっていないという結果にもなっております。今後家庭における基礎的な生活習慣のさらなる定着に向けまして、名寄市における今年度の学習状況調査と学力の関係につきましてさらに検証していきたいと考えております。

次に、領土教育についてであります。北方領土や竹島問題など未解決な領土問題については、学習指導要領において指導するように明記されております。小学校社会では、名寄市で作成しております社会科副読本の中でも北方領土について、もともと日本の領土で1万7,300人の日本人が暮らしていたこと、さきの太平洋戦争で当時のソビエトに占領をされたこと、戦争の後強制的に引き揚げさせられたこと、現在のロシアになっても続いて占領していることなどの経緯について記述を

しております。中学校においては社会科の分野で、特に地理的な分野においては、北方領土が我が国の固有の領土であること、我が国の領海をめぐる問題にも着目させること、また我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張に相違があるなどについて触れることとなっており、もう一方で公民的分野におきましては、国家間の問題として領海や領空を含む領土について未解決の問題も残されており、平和的な手段による解決に向けて努力していることなどが指導されているところであります。また、記憶に新しい尖閣諸島問題につきましては、中学生の間でも話題になっているということですが、場所を地図で調べさせたり、授業中に話題とするなど関心を持たせている学校もあると聞いております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、農業政策のほうから再質問をさせていただきます。

まず、農業支援に関してなのですが、農協が1.5%まで金利を下げて、その残りを行政が負担というような御答弁だったと思いますけれども、ことしについては物の値段が安い上に病害虫も非常に多かったというようなことから、経費も非常に農業が多くかかっているというようなことで当然利幅が少なくなったと。売り上げ金額のほかに経費がかかったということで、近隣町村では利子補給以外にも種子助成なども行っている町村もあるわけなのですが、名寄市としては金利助成のみの支援というふうを考えているのか、その辺まず1点目お伺いします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 再生産のための営農資金、これについては昨年来もそうですし、過去のこの種の対策については基本的な部分の対策としては実施しているわけです。さらに、今日根野議員から言われるようなさらにことしの部分はや

はり被害が大きかったということで、これ以上の対策という部分がどうだというお話でございませけれども、これについてもまだ今現在は結論は出しておりませけれども、ほかの市町村の状況も含めて、農協のほうでいろんな最終的な数字的なものが今詰まってきておりますので、共済金も含めてその状況を見ながら最終的な判断をさせていただきますけれども、なかなか農業という部分以外の部分も非常に経済が不況感といいますか、そういった状況がある中で、なかなかこれ以上の部分というのは難しい状況もありますけれども、今お話あった種子代の関係も含めて検討はしているということで御理解いただきたいと思えます。

それから、ことし簡易な土地改良事業といえますか、特に排水対策、こういったものの要望がかなり強くて春と秋、道の単独事業を活用してやらせていただきました。特に湿害という部分では、この対策というのが結構効き目があるというようなことで、これは市単独でやるというのはなかなか財源問題も含めて難しいのですけれども、道の事業が来年度どうなるかというのも今の段階ではちょっと不明確な部分もありますけれども、これらについても検討の一つの材料ということで考えております。今現在ははっきり一定程度決まっているのは資金対策あるいは償還猶予と、こういったものが中心ということになります。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） 今検討中ということでございませけれども、ぜひ前向きに検討をして来年の営農につながるように制度設計を行っていただきたいと思えますけれども、借り入れについても事務的に煩雑にならないような形で、これは結局農協がやるのでしょうかけれども、そんな手続のしやすい形で行っていただければというふうに考えております。

それから、産地資金交付金の関係、これが唯一名寄市で国から来るお金で自由に張りつけができるお金ということになるかと思えますけれども、

去年でいえば激変緩和のその枠の中で行われると思うのですけれども、これについても答弁では水田農業推進協議会でその中身を決定をしていきたいというふうな答弁でございませけれども、国の戦略作物についてはそれぞれ割と手厚い中身になっていますので、これについてはやはり畑作、休耕、菜豆ですとか野菜について重点を置いて配分すべきではないかなというふうに私は考えているのですけれども、まだ決定は協議会でするのでしょうけれども、行政としてのスタンス、配分の方法をどういうふうに考えているのかお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） この転作助成の関係につきましては、本来であれば21年度までの対策ということで産地確立対策というのがあって、22年度からいわゆる政権が変わったことによって大きく変わってきたのです。そういう中で22年度は激変緩和措置ということでありました。ただ、21年度終わった時点で、本来であれば22年度からの部分というのは従来の作物の助成の部分について、一定の過去の3年間の部分を検証して見直すというようなことも実は考えてきたのです。ただ、その考える余地もなく新たな対策ということになったものですから、21年度までの一つの形というものを踏襲して22年度に振り向けたというのが実態であります。したがって、この産地資金という形に23年度からなるわけで、今までの助成体系、戦略作物については国で一定程度決めていきますけれども、地方の裁量権というものがどの程度くれるか、ちょっと今の段階ではわかりません。これは、北海道も一定の指導的な部分を持って地方におろすというような話も聞いておりますので、最終的には名寄市なら名寄市の裁量権というものをきちっと担保していただくような、そんな形が一番望ましいかなというふうに思っております。そういう状況になれば、今までの過去の部分を再度見直ししながらきちっとし

た振興作物、名寄市に合った振興作物の本当に振興が図られるような、そんな助成体系にしたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） ぜひ名寄市に合った体系といいますか、今までは加工米にも非常に手厚く配分をしていたと。米については、もう戸別所得が始まって加工米についても反当たり2万円が来ているというようなことから、それ以上加工米作付を助長するようなことをやると、やはり自分の米の値段を下げてしまうと、全国的に。名寄だけつくらなくても値段は上がらない、そういう価格変動はないなんていう人もいるかもしれませんが、やはりそれは回り回って価格に反映して安くなっているというのが私は実態だと思いますので、その辺はしっかり行政としても全国的な需給のことも考えて配分を行ってほしいというふうに思っていますので、その辺は要望をしておきたいと思います。

それから、農地・水の関係なのですが、ことしの名寄市の予算では4,300万円が出されているわけなのですが、これは国の今のところの交付単価を見ますと、来年度の。これが倍になると、維持管理のを含めると。そうすると、まちの持ち出しも当然倍までになるかどうか、それ近くなるようにも考えられるのですが、その辺のことも当然対応をしていただけるのだろうとは思いますが、その辺の見解もお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 農地・水・環境保全向上対策、この仕組みが若干変わろうというような内容になっております。農水省の予算要求で2割程度増額ということになっておりまして、ちょっと我々のほうにまだ具体的な資料はお持ちしていませんけれども、今議員言われたように仕組み的に言うと田んぼあるいは畑あるいは草地の単価がそれぞれ上がっているというような状況にな

っております、これは基本的にそういう仕組み的に十分取り組めるような対応ができれば、これは前向きに考えたいなと思っております。長寿命化だとか、ああいった部分の対策というものが盛り込まれるというようなことで、この辺について特に土地改良区、この辺と十分協議しながら、十分効果的に活用できるような状況であれば取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） この事業については、簡単に言いますと1,000円市が出しますと4,000円になってくるというような事業でありますので、ぜひ前向きに取りこぼさないで採択していただきたいと思っております。農業関係については以上で終わらせていただきます。

次に、きたすばるの観光の関係なのですが、来館者数が予定より結構ふえて本当に嬉しいことだなというふうに思っているのですが、それに伴って職員の対応については、ちゃんと対応はしていると思うのですが、その辺の職員体制について見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 天文台きたすばるの職員体制のことをごさいます。現在天文台の職員につきましては、台長が1名、それから業務係長が1名、主事1名、技師1名の職員としては4名体制であります。このほかに臨時職員、天文技術指導員という名の臨時職員が1名、また受付業務または事務補助を担当します嘱託職員が1名で、総計6名での体制で業務を回している状況であります。

先ほどの答弁にもありましたように、夏場につきましては大変な入り込みであります。その結果として、現在11月末までに入館者数は1万3,576名、当初1年間の目標であった1万2,000人を年度途中で超えているという状況であります。夏休み等の繁忙期につきましては、職員だけの

運用については大変な部分があったようでございますが、天文台につきましては市内の天文サークルであります天斗夢視の方々の会としての協力、それから天文台ボランティアを養成いたしておりますので、その方に事業等もしくは日常の業務につきまわすの補助的なお手伝いをいただいているという形で乗り切った状況もあるように聞いております。

また、学校等の団体学習につきましては、バスの手配等で天文台の開館時間が1時なのですけれども、その前に、午前中に対応してくれという要望が何例かあったみたいですので、その部分につきましては職員が時差勤務で出勤して対応をしたということを知っております。今後天文台が1.6メートルの望遠鏡も含めてグランドオープンする段階になりますと、ますます需要が高まる部分も考えられますので、できれば専門的な知識を持つ嘱託員もしくは臨時職員の方の強化をしていただければいいかなということは、私教育委員会のほうでは考えているところであります。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） 職員体制については強化を部長がしてほしいということですよ。教育長はどう考えていますか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 天文台に関する入館者のニーズは、非常に多様化してきております。これが北海道大学と連携してグランドオープンをした後には、ますます多様化するのかなと、そんなことを考えておりますが、ただ単に正職員をふやすとか、そういう考えともう一つはやはりボランティアとか、市民挙げてこの天文台を支えていく、こういう考え方も大切なものだと、こう思ったりしておりますので、今後また中心になっている天斗夢視の皆さんとか、こういう方たちとも相談しながら今後の対応をまたしっかりと考えていければなと思ったりしております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） 民間団体の力も得ながら、それぞれ市も本当に連携をとりながら盛り上げていってほしいと思いますけれども、大型望遠鏡についてはもう工事が始まっていると思うのですけれども、最終の。これは、いつごろ一般開放を考えておられるのか、その辺をお聞きしたいのと、それから利用、一般開放になってからの。当然北大も使うでしょうから、その辺の協議は北大とどの程度まで進んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 北大の大型望遠鏡の設置後の運用体制ということでございますが、現在大型望遠鏡につきましては台座部分が既に設置をされておりまして、ロシアでつくってございました鏡が少しおくれましたが、今月の14日前後に設置されると聞いております。当初は12月の下旬に先ほど議員も触れられておりましたけれども、金星探査衛星「あかつき」の金星への接近と同時にこの望遠鏡を使って「あかつき」に載ったカメラと、それから地上から金星を観測するという同時観測を予定しておりましたが、それにつきましては同時観測ではなく大型望遠鏡のみの観測になります。もともと大型望遠鏡は惑星を観測するためにつくられた望遠鏡ですので、十分にその役割を果たしてくれるのではないかと考えております。

全体的な一般開放につきましては、来年の4月以降になりますが、その以降につきましては御存じのように大型望遠鏡は北海道大学が所蔵しているために、観測等につきましては北海道大学の運用が最優先をします。しかし、今までの北大との協議の中で事前協議をして名寄市のほうから1年間の観測計画を提出をして、それが北大との観測の運用と調整をして、そして名寄市で使ってもらえるような協議ができております。この間、天文台職員そのものが望遠鏡の操作に習熟することも

含めて研修を図るとともに、市民の皆様に天体望遠鏡を見ていただく企画をつくりまして、それを早い機会に皆さんに周知をして、一人でも多くの方が道内で一番大きい望遠鏡を見ていただく機会をつくりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） 大分時間も経過したので、天文台のホームページの関係でちょっと何点が要望も含めておきたいと思っておりますけれども、天文台のホームページのプラネタリウムの紹介、あれ中身を見ますと小さい写真が1枚だけ載っていて、あとは文字ばかりで、もう少し写真を多くして行ってみたいというような、設備は本当にいい設備なのですから、雨降りでも行ってみたいくなるような表示の仕方といいますか、それらをもっと少し工夫してほしいなと思うのと、それから売店についてもこの机より少し小さいぐらいなところに品物を並べて注文みたいな感じでやっているのですが、もう少し品数もふやしながらその辺、年間こととしていきますと1万5,000人はいくのではないかなと思うのですが、もう少し経済効果もねらった売店の方法はないのか、協議をすべきではないかなというふうに思っておりますし、またその中のホームページの過去の星の写真、それらについてもホームページ立ち上がってまだ半年ぐらいしかたっていないものから、充実はされていないのでしょうか、今までのストックがたくさんあるかと思っておりますので、木原天文台の写真は相当、例えば金星でいえば新しいきたすばるでは1枚しかないですが、木原天文台ですと20枚ぐらいは軽く超すぐらいの星が写っていますので、それらの中身、徐々にというような考え方もあるのかもしれませんが、せっかく昔の歴史があって今の天文台があるわけですから、それらをきたすばるのホームページを見たときには見られるような形で掲載をしたほうがいいのではないかなというふうに思っておりますが、その辺の見解、短目をお願い

いたします。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 天文台のホームページにつきましては、職員が情報を入れているわけですが、業務多忙の部分も含めて十分な、特に見やすい工夫であるとか、データが十分に提示されていないという部分があるかもしれません。今後やはり若い方はホームページ等を見て天文台を訪れることも多いと思いますので、また天体学習等にも使える部分もあるかと思っておりますので、充実するように内部で協議したいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） ぜひ立派なものにして、天文台というのは私は唯一名寄市内で目的を持って道外からも来てくれる施設だというふうに認識をしております。ですから、これを有効に生かせば本当にはかり知れない可能性があるのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ市長も力を入れて情報発信を含めて行っていただきたいというふうに思います。天文台については以上ですが、観光について最後パンフレットです。大分部数が少なくなっているというような情報もありますけれども、今後の考え方についてお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 観光パンフですね。観光パンフ、このパンフだというふうに思いますけれども、非常に今もう在庫も大分少なくなってきたということもありますし、中身についても更新をしなければならぬという、そんな状況にあります。したがって、ことし映画というような形でいろいろと撮影もし、来年公開になるというようなことありまして、来年緊急雇用創出推進事業という、こういった雇用対策の事業で観光協会に委託をしてパンフレットの作成だとかポスターの作成だとか、こういったことも含めてやっていただくというようなことを考えておりますので、

いわゆるひまわりのまちなよろ実行委員会という、こういった組織もありますので、ここと連携をとりながらそういった部分についても充実を図っていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） もう時間もないのであれなのですけれども、パンフレットって私もいろんな自治体で見るとはなすけれども、なかなかどこへ行っても何か似たようなつくり方で、ぜひもうちょっと特色を持ったつくり方に工夫をしていただきたいというふうに思います。

それから最後に、もう一分しかないので、教育行政について伺いますけれども、健康な生活習慣ができれば当然学習能力も上がるということで、先月山口県の山陽小野田市を政務調査で訪れたときも、そのまちはそういうことを強力にやっていって非常に学力もそれ以来上がってきたという実態が明確にあらわれたので、名寄市についてもこれから答弁では検証していくということでございますので、しっかり検証をしていただきたいというふうに思います。

それから、領土に関しては、私はなぜこれを質問したかといいますと、いろんな歴史を調べて、過去の経緯も非常に大事で、それらの知識も重要なのですけれども、なぜ今日本がその領土が、日本の固有の領土がとられているのか、占拠されているのかということを考えてときには、やはり第2次世界大戦を行ったということが大きな原因、通過点にあるわけで、もしあのときに日本が勝っていれば逆のことをほかの外国にもしていたかもしれないというような広い意味でやはり歴史認識を含めて教育を行ってほしいということで今回質問をしたわけなので、その辺の理解も教育委員会として十分酌んでほしいなというふうに思います。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時13分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

介護保険制度の現状と動向外2件を、上松直美議員。

○1番（上松直美議員） 議長より御指名いただきましたので、さきの通告に従いまして本定例会において大項目3点につきまして質問をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1点目の介護保険制度の現状と動向について質問いたします。先ごろ厚生労働省は、2012年度の介護保険制度の見直しで65歳以上の介護保険料が全国平均で月5,200円程度になるとの試算を公表いたしました。地方でのますますの高齢化の進展や介護施設の増設、介護職員の処遇改善策と介護保険を取り巻く環境はますます厳しくなっております。以上の観点に立って質問をしたいと考えます。

1点目に、介護保険導入のこれまでの経緯と意義について質問いたします。介護保険制度が導入された前と現在では、どのように変化してきたのかをお伺いいたします。

2点目に、介護保険の仕組みについて簡単にわかりやすく説明をお願いいたします。私を初め一般市民の皆様の理解は少なく、この制度の仕組みをしっかりと理解することは、これからの介護保険のあり方を検討する上で重要と考えます。

3点目に、介護給付費の財源構成について、国費と被保険者の割合について名寄市の現状をお伺いいたします。

4点目に、被保険者の区分及びその状況をお伺いいたします。

5点目、保険料の算定基準と利用者負担について、第1号被保険者の名寄市における保険基準額

をお伺いいたします。

6点目、介護保険の今後の動向について、保険者名寄市としてどのように取り組んでいくのか、基本的なスタンスをお伺いいたします。

最後に7点目、介護保険料の上昇抑制についてどのような対策案と問題解決の糸口を検討しているのかをお伺いいたします。

続きまして、大項目2点目のデマンド型バスの試験運行について質問いたします。私なりのデマンド交通システムに対するイメージととらえ方について述べさせていただきたいと思えます。利用者の要望にこたえて希望する場所から希望する場所に交通弱者等をドア・ツー・ドアの移動を乗り合いで低額で提供する新しい公共交通システムととらえております。この観点から、地域の公共交通体制を模索する上でデマンド交通による利便性の確保と財政負担軽減等さまざまなメリットを考察することが重要であり、実行可能なシステムの構築が急がれます。

まず1点目に、デマンド型バスの運行期間と実施要領についてお伺いいたします。

続いて、2点目、今後の計画と実効性についてお伺いいたします。

3点目に、高齢者の足の確保としての役割について、利用者の負担軽減、交通弱者への対応等をお伺いいたします。

4点目に、地域公共交通活性化・再生事業と財源の見通しについて、今後の展望をお聞かせください。

最後に5点目、駅横開発との整合性と相乗効果について、にぎわいまちづくりの観点からどういうポイントで駅前交通、多様なニーズをとらえているかをお伺いいたします。

大項目3点目の森林計画制度における市町村森林整備計画の役割について質問いたします。2010年10月、COP10、生物多様性条約の第10回締約国会議が開かれました。COP10の論点は2つ、1つは海洋保全、もう一つは遺伝子

資源の入手と利益配分でした。この国際会議が日本で行われたことは、大変な重要な意味をなすと考えます。先般政府税制調査会は、環境税の導入を来年10月をめどに石油石炭税を最大5割引き上げて約2,400億円の税収を見込み、課税対象を化石燃料の消費抑制による二酸化炭素の抑制と環境税の使い道を環境対策と経済成長を両立させるための省エネ対策だけではなく、森林などの吸収源対策にも拡大を検討しているところであります。この今の状況の中で、地方自治体がどのような取り組みの中で環境対策を考え、その中で森林の持つ役割を十分理解し、森林整備計画を積極的に立案することが重要と考えます。

まず、第1点目、森林計画制度の体系について、基本的な枠組みと目的を簡単に説明をお願いいたします。

次に、2点目、森林区分と森林整備の方向性について、どのような区分と役割を持たせるのか、具体的に説明をお願いいたします。

3点目、市町村森林整備計画の仕組みについて、森づくりのマスタープランとも言われているこの森林計画において、多面的な機能を持つ森林の長期的なビジョンでの整備計画の仕組みと役割についてお伺いいたします。

4点目に、各森林区分の保護と今後の課題についてお伺いします。さまざまな取り組みの中でいろいろな問題点もあると思いますが、客観的な意見をお聞かせください。

最後に5点目、森林資源の有効利用と地域づくりについて、カーボンオフセット、バイオマスエネルギー等、地域の森林資源をどのように付加価値を高め、有効に利用するかが今後ますます期待されるところであります。木材市場の動向を踏まえ、将来に向けてどのようなスタンスで取り組み、市町村森林整備計画に反映させていくかをお聞かせください。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） ただいま上松直美議員から大きな項目3点について御質問をいただきましたので、1点目は私のほうから、2点目は総務部長から、3点目は経済部長からの答弁とさせていただきます。

それでは、私のほうから大きな項目1点目の介護保険制度の現状と動向の小項目1、介護保険導入の経緯、意義について申し上げます。名寄市の介護保険制度は、平成9年に制定された介護保険法に基づき、個人の尊厳を重んじ、その有する能力に応じた日常生活が営まれるよう必要なサービスを提供することを目的に平成12年から条例を制定し施行しております。この制度が開始される以前は、介護は家庭でするものという考え方が定着していましたが、経済成長とともに社会構造が変化し、家族介護やこれまでの老人福祉、医療制度に限界が見られるようになりました。加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病で介護状態となった方が自立した日常生活が送れるためのサービスはもちろんのこと、介護状態に陥ることのないよう日ごろからの生活指導など介護予防事業にも積極的に取り組んでいるところです。すべての市民が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を保障するためにも本制度の継続は必要不可欠なものと考えております。

次に、小項目2の介護保険制度の仕組みについて申し上げます。介護保険制度は、1号と2号の被保険者の保険料と国、都道府県、市町村の税金によって運営されております。介護サービスを受けるためには介護認定を必要とし、その要介護度によって受けられるサービス内容が決められ、利用者は費用の1割を負担することで利用することができます。介護保険事業では、健康教室、講演会などの介護予防、訪問、通所などの在宅介護、老人福祉健康施設などの施設介護と段階的にさまざまなサービスを用意して個々の自立した生活が送れるよう支援しております。介護認定の手續や

保険料の支払いなど複雑な制度になっておりますので、すべてを理解していただくことは難しい部分もあると思われませんが、今後も引き続き新規加入者や各種団体等には機会があるごとに説明を行い市民周知を図り、より多くの市民に理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3の介護給付費の財源構成について申し上げます。介護給付費の財政構成は、サービスに要する費用として国、都道府県、保険者となる自治体と1号、2号の被保険者で負担しております。一般的な負担割合は、65歳以上の1号被保険者が全体事業費の20%、40歳から64歳までの2号被保険者が30%、国が25%、道と保険者である名寄市がそれぞれ12.5%の負担割合となっております。国の25%の中には、保険者である自治体の地域性などを勘案する調整交付金5%が含まれております。被保険者の方々の負担は、介護保険料として1号被保険者では主に年金から天引き、2号被保険者の方はそれぞれ加入している国民健康保険、健康保険組合などの医療保険に上乗せして納めていただくことを基本としております。

次に、小項目4の被保険者について申し上げます。名寄市の本年10月末現在の人口は3万557人で、そのうち65歳以上の方は8,194人、高齢化率は26.82%となっております。要介護認定者は、1号被保険者で1,290人、2号被保険者で45人、計1,335人で、1号被保険者の約15.8%の方が認定を受けていることになっております。名寄市の高齢化は、今後ますますふえていくものと見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所が平成20年12月に算出した結果によりますと、10年後の平成32年には65歳以上の高齢者が約9,100人、高齢化率34%、要介護認定者は約1,500人、25年後の平成47年には65歳以上の高齢者は約7,800人、高齢化率は37%、要介護認定者数は約1,300人を超えると推計されております。受給要件は、1号被保

険者では寝たきり、認知症など介護が必要な要支援状態の方と日常生活で支援が必要な要支援状態の方、2号保険者では加齢に起因する特定疾病の方に限定されています。

次に、小項目5の保険料の算定基準と利用者負担について申し上げます。介護保険料は3年ごとに見直され、その間に変更することはございません。介護保険事業計画は、第1期が平成12年度から始まり、現在は第4期目で平成21年度から平成23年度までの3年間を定めております。平成24年度からの第5期計画は、23年度中に作成することになってございます。算定方法は、人口推計や介護サービスの利用状況等から今後3カ年間の必要額を推計し、財政の均衡を保つよう設定、前段で説明した割合でそれぞれ負担額が決められております。介護保険事業費や所得段階別被保険者数などにに基づき、第4期における1号被保険者の保険料基準額は、名寄市においては月額3,667円、年額4万4,000円となっております。介護保険制度が施行されて10年を経過しましたが、高齢社会の進展に伴う要介護者の増、サービス内容の充実、介護職員の資質向上や処遇改善など利用者の要望にこたえるため、介護給付費は急速に増加している状況にあります。介護サービスの向上には介護保険料の値上げが伴うことから、低所得者に対する支援を配慮しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目6の介護保険の今後の動向について申し上げます。今後の動向につきましては、老後の安定した生活を保障するため、サービス形態も多種多様にわたり、介護給付費の高騰が大きな課題となっていることは前段で説明したところであります。このままの状態では、介護保険制度自体が壊滅するとも言われており、大きな見直しが進められております。現在国からの正式な通知はありませんが、高所得者の利用者負担の引き上げやケアプラン策定の自己負担導入などが検討されている状況にあります。また、介護サービ

スの面では24時間巡回などの独居高齢者対策の普及や宿泊可能なデイサービスなどの協議もされております。さらには、介護従事者不足も懸念されており、これまで処遇改善等に交付金を支出するなどの対策もとっておりますが、今後も継続した支援を関係機関を通じ国、北海道に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、小項目7の介護保険料の上昇抑制について申し上げます。国によりますと、全国の平均保険料が平成12年度第1期から第4期の9年間で2,911円から4,160円と1,249円の増、同じくサービス受給者数が149万人から384万人と235万人の増、その中で特に居宅サービスが97万人から278万人と大きく伸びております。また、総費用も3.6兆円から7.7兆円と4.1兆円の増と年々ふえ続けているこれらの状況の中、第5期介護保険事業計画では全国の平均保険料は現在の月額4,160円が5,000円を超えると試算されております。この引き上げ率を名寄市に当てはめると、平成23年度に介護基盤緊急整備等特別対策事業で設置されるケアハウス等の影響も含め、現在の月額3,667円、年額4万4,000円の基準額が月額1,000円、年額1万2,000円ほどの値上げとなることが予想されております。本事業は、1自治体で対応できるものではございませんので、全道、全国市長会などを通じ、国庫負担の増額や保険料の急激な高騰を抑制するよう働きかけてまいりたいと考えております。なお、市では急激な保険料の上昇に備え、介護給付費準備基金を設けておりますので、基金取り崩しも視野に平成23年度に策定される第5期介護保険事業計画に向け、名寄市保健医療福祉推進協議会に諮りながら検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目2点目のデマンド型バスの試験

運行についてお答えします。

1つ目の試行期間とその実施要領についてお答えします。現在名寄市では、名寄市地域公共交通活性化協議会において名寄市内の公共交通がより利用しやすい交通体系の確立を目指しまして地域公共交通総合連携計画の策定を行っております。その策定に係る調査として、名士バスが運行する下多寄線エリアで乗り合い型車両による実証運行を実施しています。運行期間につきましては、11月1日から12月31日までの2カ月間で実施をしていますが、昨年実施した実証運行でも利用者の方々からシステムになじめないとの意見が多く出されており、協議会で議論を経て3月までの実証運行を継続することの予定をしております。

また、試験運行の内容につきましては、利用者からの電話による利用申し込みにより名寄便、風連便の2系統で1日最大各5便を予定しており、利用者宅から指定場所、市内10カ所、市立病院とか名寄駅前等でございます。までの運行で、運行時間帯につきましては8時、10時、12時、15時、17時台で運行を予定していますが、予約がない場合については運休としております。利用料金につきましては、利用地域ごとに定額料金方式、300円から500円を採用しております。子供料金については半額、障害者については3割割引を適用しております。運行内容につきましては、今後より利用しやすいシステムの検証ということで変更をしていくことになると考えておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

次に、今後の計画と実効性についてにお答えします。名寄市は、道北圏の中心都市として商業、流通、農業を中心に交通の要衝地として発展してきましたが、人口の減少、マイカーの普及等により市内路線バスはいずれも利用が低迷し、不採算の状況が続いており、市街地活性化のための利便性向上が課題となっております。このため、高齢者を初め交通弱者や地域住民の移動手段を確保するため市内バス路線、市内循環線、東西線、徳田

線等の見直しや利用者増加策、農村部と市街地を結ぶ風連御料線、下多寄線、コミュニティーバス、乗り合いタクシーの導入、スクールバス等の活用を含め調査検討を実施しているところでございます。

3番目に、高齢者の足の確保としての役割についてお答えします。公共交通空白地や路線バス等が数本しか走っていない地域にとっては、交通弱者と言われる子供やマイカー等を持たない高齢者にとって足の確保は重要な問題だと考えています。本年度策定をしております名寄市地域公共交通総合連携計画の調査で行っている試験運行を参考に、市民の生活に最低限必要な通院、通学、買い物等に必要な公共交通機関のあり方について検討を重ねた上で積極的な導入を図っていきたくと考えております。

4番目の地域公共交通活性化・再生法と財源の見直しについてお答えします。国土交通省で進めております地域公共交通活性化・再生事業につきましては、本年度で終了するという情報の情報を得ている状況でございます。名寄市では、本事業により総合連携計画を策定中で、策定した計画をどう実施していくかにつきましては新たな事業への移行も視野に入れ模索検討しておりますが、国の事業仕分け等の状況が決定しておりませんので、その推移を見きわめた上で事業を継続推進していきたいと考えています。いずれにしましても、有利な財源を確保できるよう努力してまいりたいと考えております。

5番目の駅横開発との整合性と相乗効果についてお答えします。名寄駅横再整備計画につきましては、現在産業振興課サイドで推進しておりますが、現在の市内の公共交通体系は数カ所に分散されておまして、それを駅横に集約し、駅横からすべての交通機関が発着することにより交通利用者の利便性向上と駅横のにぎわいづくりにつながると考えております。デマンド型乗り合い自動車やコミュニティーバス等で駅横バスターミナルを

利用して他の路線バスやJR線を利用し、目的地に向かうつなぎの利用に限られますが、隣接施設と連携をして相乗効果の促進を図るべく進めてまいりたいと考えております。人の流れができることにより、より多方面への入り込みも創出されるところと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは大きな項目3点目、森林整備計画制度における市町村整備計画の役割についてお答えいたします。

初めに、1点目の森林整備計画制度の体系についてお答えをいたします。森林法に基づく森林整備計画制度は、1つには森林は水源の確保、洪水、土砂崩壊などの災害防止、2つには気象緩和、風害防止などの生活環境の保全、3つにはレクリエーション施設、森林公園など保健休養の場の提供、4つには木材や林産物の供給など人々の生活とのかかわり、5つには大気中の二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止など重要な役割を担っています。このことから計画的、長期的な視点に立ち、森林を適切に管理、育成するために森林整備計画が設けられております。森林づくりは、森林、林業を取り巻く環境や森林資源の内容に応じてその方法は異なり、さらには地域の特色を生かしてきめ細かく計画することが重要となっております。このことから、森林整備計画制度はそれぞれの行政、地域レベルで整合性を保ちながら効果的な施策の実施のため国から都道府県、市町村、森林所有者までの段階的な体系となっております。

次に、2点目の森林区分に応じた森林整備の方向性についてお答えいたします。森林の持つさまざまな機能が総合的かつ高度に発揮されるように整備及び保全するためには、地域住民などの理解と参加が得られるように森林を守り育てる基本的な方針や方法をわかりやすく示すことが重要であります。そのため、計画では森林の持つさまざま

な機能を、1、水源涵養機能、2、山地災害防止機能、3、生活環境保全機能、4、保健文化機能、5、木材等生産機能の5つに分類し、すべての森林について国の基準等により評価を行います。さらに、その評価をもとに重視すべき機能に応じて森林を水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3つに区分し、それぞれの区分に応じた望ましい森林の姿へ誘導することとしております。また、それぞれの森林の区分に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、森林の成立過程や樹木の構成に着目し、育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業の3つの施業方法から適切な森林施業を選択し、森林の持つ特性を生かしながら重視する機能が十分発揮できるよう森林を整備、保全することとしております。

次に、3点目の市町村整備計画の仕組みについてお答えをいたします。地域に最も密着した行政である市町村が地域の実情に応じて地域住民の理解と協力を得ながら適切な森林整備を推進することを目的に立てる計画となっております。市町村森林整備計画の期間は、平成20年度から29年度までの10年間となっております。伐採、造林、保育、その他森林の整備及び保全、間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準、公益的機能別施業森林の整備、森林の保健機能の増進、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進、作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備、林産物の利用の促進のために必要な整備等に関する事項などの計画に沿って地域住民の要請にこたえ、森林の持つ多面的な機能を発揮するための森林整備計画となっております。

次に、4点目の水土保全林等の保護と今後の課題についてお答えをいたします。区分の1つ目、水土保全林は樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため適切な保育、間伐等を促進するとともに、

高齢級や複層状態の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本としております。また、複層状態の森林へ誘導する際は天然力も活用した施業を推進します。2つ目の森林と人との共生林については、生物多様性の保全や森林と人との共生を進める観点から森林の構成を維持し、樹種の多様性を推進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して適切な保育、間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進します。3つ目の資源の循環利用林は、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を基本とし、森林の健全性を確保しつつ、木材需要に応じた樹種、径級の林木を育成させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとしております。

次に、5点目の森林資源の有効利用と地域づくりについてお答えをいたします。近年市内の森林から生産される原木丸太等の森林資源の搬出先は、一部を除き市外に依存しております。また、木材買い取り価格は世界的経済状況に左右され、森林整備の推進は極めて難しいことと考えております。伐期を迎える森林資源を有効に活用し、活力のある地域づくりを推進するため豊富な森林資源を有効活用し、計画的、安定的に供給されることを目指しておりますが、市内における地材地消を考えたとき、木材の主要な消費部門である住宅関連産業等については現実的ではなく、チップの生産が主であります。国内需要の減少に伴い取扱量は減少しましたが、暗渠用チップが増加しております。また、間伐端材や切り捨て間伐材、無間伐林等の未利用資源の活用については森林資源の有効活用の観点から上川北部森林組合との連携協力の上、検討を行っておりますが、課題も多く、今後も引き続き協議検討をしております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） それぞれの答弁をいた

だきましたので、順番に沿って再質問させていただきます。

介護保険制度の現状と動向について、担当部長から詳しく説明いただきましてまことにありがとうございます。この保険制度の内容をよく知ることにより、この保険制度をうまく運用しながら安定した保険制度にしなければならないことを再確認するとともに、市民の皆様の御理解と老人介護の問題を協働のスタンスの取り組みの中でやらなければならないことを痛感しました。保険者として積極的なアプローチを期待するところであり、また、国の制度の動向に積極的に整合しながら、自助努力と多面的なアプローチにより制度運用を期待いたします。また、介護職員の待遇改善とスキルアップによる職域のステータスの向上及び安定雇用の促進による雇用拡大が地域の新しい雇用となり、新しい事業の創出にもつながると考えます。

そこで、この介護保険制度の保険料の上昇抑制策として、介護予防対策による被保険者の負担軽減が期待できると考えます。健康な状態を維持するための対策、啓蒙活動や講演または継続した運動等の推奨、介護保険を使用しないで健康で長生きすることができる環境整備も重要と考えます。最後に、名寄市としての介護保険に対する基本的な考え方と今後の取り組みについて再度お伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員がお話をいただきましたように、これは介護になった人の介護ではなく、やはりその予防というのが非常に大きな役割を果たすのではないかと考えております。現在健康福祉部では、保健センターを含め介護事業におきましてもそれぞれ先ほど議員がお話ありました講演会ですとか、それから教室等々を活用しながら予防に向けて大きな市民の協力のもと一緒に、ともどもやはり健康を持続していくために、またあわせて教育委員会におきまして行

われております生涯学習、特に高齢者学級等々も含めまして介護のみならず、各行政の広範囲にわたるそれぞれの行政の連携を図りながら予防に今後は努めていきたいと考えております。

また、あわせて保険料につきましては、先ほどお話し申し上げましたように基金もございますのでなるべく、国は5,200円という試算が先日出ましたけれども、名寄市におきましてはまだ国の基準よりも低く算定させていただいておりますので、これも先ほど1,000円程度という金額も示させていただいておりますけれども、できるだけ市民の負担にならないように予防に努めて負担を少なくしていくというような形で今後も進めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） ありがとうございます。

1点ちょっとつけ加えさせていただきたいと思うのですが、介護保険のいわゆる算定基準と計算方法ということでちょっと質問したのですが、今第1種被保険者につきましては6つの段階に分かれまして、各掛け率が0.5から1.5までの掛け率に応じて、所得とその掛け率に応じて6段階になっているというのが現実であります。それについてちょっと漏れていたのが、私の知る範囲の中で申し上げたいと思いました。

先般第2号の被保険者、実際私を含めてサラリーマンもしくは社会保険、健康保険組合等に入っている方は、40歳から64歳までの方は第2被保険者ということになり、どのような形で算定基準というか、計算がなされているかということをおちょっと私なりに調べてみました。実際自分のことを頭に入れて調べてみましたので、ちょっとお知らせします。健康保険が実際に9.42%で、所得段階に応じた中で9.42%を掛けた中で徴収されておりまして、それに介護保険料1.5%、トータル

で10.92%を掛けたものが実際に給料から天引きされて社会保険、健康保険と介護保険料が合わせて9.2%のパーセンテージで引かれていると。これが実際に自分でどれだけ払っているかということ調べてみましたところ、実際に3,500円、私にいたしましては自己負担は3,500円、事業主負担も同じ3,500円と。社会保険ですので、事業主と被保険者は折半ということになっておりまして、そういう形の中で自分たちが今介護保険をどういうスタンスで支えているということから、今回私がこの介護保険の問題を取り組みたいというふうに思いました。

高齢化社会に向けて、やはり介護保険制度がきちっとしたものになっておれば、もし要介護になった場合でも心配なく安心して暮らせるというのが実情だと思います。ただ、人ごとではなく自分たちがこの保険制度をどのようにしてやはりいいものにしていくか、また財源的に安定して保険料金を安定した形の中で徴収できるものにするかということをお国の制度にあぐらをかくのではなく、現場の立場に立って今自治体ができること、保険者ができることをきちっと前向きにアプローチし、上級官庁との情報交換等を推進しながら積極的な保険事業展開を希望いたします。

続きまして……

（何事か呼ぶ者あり）

○1番（上松直美議員） 続きまして、第2項目、2点目のデマンド型バス……説明よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員のお話もあつたように私も同感だと思います。特に2号被保険者、40歳から64歳の部分につきましてはそのパーセント値がありまして数字が出ておりますけれども、先ほど申しましたようにこれからのそれぞれのサービス、介護サービスを向上させていくには、やはり保険料の高騰という部分が当然出てきますので、その部分につきましては先ほど

申しました予防を重点的に対応させていただきたいと思ひますし、またその部分では国のやはり今の40歳が、これは大変申しわけないのですけれども、40歳がこれから国民年金と同じように20歳以上ですとか30歳以上だとか、そういうような形も今後は国の中で制度の改正を含めてなってくるのかなというような形で、先ほど申し上げました国民ともども一緒に進めさせていただき介護保険制度を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） 続きまして、大項目2点目のデマンド型バスの試験運行について再質問いたします。

先日、名寄市のデマンド型バスの試験運行の新聞記事を見まして、各自治体はさまざまな取り組みを模索している中、名寄市もさまざまな角度からデマンド交通システムの可能性を見出してほしいと私自身考えております。私は、この試行がどのような意味を持つかを考えた場合、デマンド交通が移動を低額で交通弱者の生活交通の確保、従来の公共交通に対する財政支出の効率化等目的を達成し、その結果住民サービスの向上、地域商工業の活性化、合併後の住民交流等さまざまな政策課題の解決になる可能性を秘めていると考えます。よって、ほかの市町村の成功事例を分析、考察し、よりよいデマンド交通システムの導入と実現に向け、積極的な取り組みをお願いいたします。

最後に、行政側としてデマンド交通システムが地域社会の中でどのような役割を担い、可能性を期待しているのかをお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 従来の国鉄、それからバスの関係について、当時名寄は最盛期には4万、名寄市だけで4万5,000人を数えるような人口規模を持っておりまして、それが名寄地区だけでは2万6,000人ぐらいということで大幅な人口減少がありまして、特に農村地区における

人口減というのが大きな影響になりまして、そこ市街地をどのように結んでいって生活環境をきちっと整備をしていくかと。それにあわせて、あわせて高齢化という問題で、今までは御自分でマイカーで買い物、病院、さまざまなことに対応できたのですけれども、それがだんだん、だんだん不自由になってくると。片一方では、コンパクトシティという形の考えがありまして、町中に便利な施設を集中的に配置をするという面では、風連地区の本町再開発なんかについてはその典型であると思っています。ただ、それぞれの町中の周辺に住む人方につきましては、やはり市内循環バスのような形で、できればワンコインで必要な場所に自由に往来できるようなシステムの構築というのが特に人口減少の激しい市町村には求められているものだなというふうに思っています。

今回名寄市で考えていますのは、22、23でこれらの連携計画をどのようにつくっていくかというのが1点と、それから23年度からは駅横再整備計画とあわせてコミュニティバスの購入をして、4カ年間かけまして市内循環バス、東西バスとか風連と名寄地区の結びつきをどうするかとか、さまざまな検証を行って進めていきたいというふうに考えておりますので、その中から今後の名寄市が進むべき公共交通のあり方をどうするかということも含めて検証してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） ありがとうございます。

最後に、大項目3点目の森林整備計画制度における市町村森林整備計画の役割について再質問いたします。私は今、市町村森林整備計画は森づくりのマスタープランと言われるように重要な位置づけを担っていると思っています。先ほど言われたように森林区分の決定、水土保持林、共生林、循環型の森林と、この3つのカテゴリーを決定する場合にも森林整備計画に基づいて決定されます。

地域における森林整備計画との的確な整合性をより図り、地域の実情と意見を取り入れた森林の公益機能を保全する効率的施業計画の実施をこの森林整備計画が担っていると思っています。よって、この公益的な機能の向上と地域の森林資源の有効利用のバランスのとれたプランニング、施業計画、計画立案を推進することを切にお願いいたします。

関連的なちょっと質問なのですが、先般道議会においても問題になりました山林の売買、外国資本による森林の売買等ではありますが、水源地及びその周辺における水土保持林の管理、その保全について行政側としてどのような考え方を持っていて、またどのような対策を考えられるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 近年外国人の日本の土地あるいはいろんな建物を含めて買いあさるというような記事がマスコミ等でも随分伝えられています。特に北海道においても森林という形で、かなりニセコ周辺といいますか、あのかいわいが中国人を中心とした部分で大分買い占められているというような話が出ておりました。名寄についての状況も一部調べてみたのですが、現在のところ名寄においては外国人からの照会も含めて売買の状況はありません。やはりある程度リゾート的な部分だとか、将来の投機的な様子を見越した部分という形での買収というようなことではないかなというふうに思っておりますが、今日本の法律からいいますと特に山林等に関してはほとんど規制がないのです。日本は、基本的に所有権というものを重視した形での取引というのが中心になっておりますので、ほとんど規制がないということになっております。ただ、このことについては今議員が御指摘のようにやはり何らかの規制が必要でないかというようなことで、国においても道においてもこの規制の部分について検討をしているということでもあります。私どももなかなか末端市町村でということにはなりませんけれども、この部

分についてはやはりきちっとした規制というものをすべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） 各関係、道及び国の施策に、いろんな対策を練ってくると思うのですが、やはり今現実に名寄ではないということではなく危機管理体制というか防衛の意味、いわゆる駐屯地を抱えるいわゆる名寄市、これは普通の通常の市ではなく、やはりいろんな意味でこれから国際情勢の中に不安定要因を抱える中、名寄市民、名寄市ができる危機管理体制またはそういう意識を持っていかなければならない時代ではないかと思えます。例えば駐屯地の近くの森林を第三国または今は仮想敵国と言われているところの人たちが買収し、そこで何をするかと考えた場合、私ちょっと空想している形かもしれませんが、電波諸元、いわゆるミサイルの電波諸元、レーダーの周波数、大気を収集したり、何をやっているかわからない、何をしているかわからないような状況の中でいろんなことが考えられると思えます。先般も日米合同演習の中で、ロシアの哨戒機が海域に入ってきたと。その中で電波諸元のキャッチ、いわゆる……

（何事か呼ぶ者あり）

○1番（上松直美議員） 済みません。そういう意味で、危機管理体制を持って森林の管理もしていかなければならない時代だと思えますので、各上級官庁との連携を密にとり、今できることをスムーズにやらなければならないと思えますので、ひとつよろしくお願いいたします。

もう一点、1つ、今カーボンオフセットという概念がありまして、二酸化炭素の吸収をできない企業もしくは個人が枠をいっぱい持っているところから買い取ることができるシステムです。これが先般の読売新聞の中で、制度普及の環境フォーラムでカーボンオフセットの普及、北海道カーボン・アクション・フォーラムというものが設立さ

れまして、道と関係各団体においてそういう普及活動及びそういった森林資源の有効的な活用という意味で、このカーボンオフセット制度を有効に利用しながら、いろんな意味で森林資源をお金にかえていくという意味では、このカーボンオフセット等については森林を持っている皆さん、もしくは名寄市の森林等についてもそうですけれども、カーボンオフセットの概念に基づいてこういう普及活動をしながらかれを十分有効に使っていくことが大事だと思われます。私は、このカーボンオフセットについては本当にすごくいいことだと思っておりますので、自分自身もそういう啓蒙活動というか、いろんな人たちにやっぱりこういう制度があるということを普及していきたいと思っております。

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 佐 藤 勝

以上をもちまして、質問を終わらせたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で上松直美議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

12月11日から12日までは休日のため休会といたします。

来る12月13日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時12分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

平成22年第4回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成22年12月13日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（25名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	上松	直美	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	植松	正一	議員
	4番	竹中	憲之	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	大石	健二	議員
	7番	佐々木	寿	議員
	8番	持田	健	議員
	9番	岩木	正文	議員
	10番	駒津	喜一	議員
	11番	佐藤	勝	議員
	12番	日根野	正敏	議員
	13番	木戸口	真	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員

25番 中野秀敏 議員

1. 欠席議員（1名）

14番 渡辺正尚 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	田中	澄昭
書記	佐藤	葉子
書記	三澤	久美子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	藤原	忠	君
総務部長	佐々木	雅之	君
市民部長	吉原	保則	君
健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	茂木	保均	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院事務部長	香川	讓	君
市立大局学長	三澤	吉己	君
上下水道室長	扇谷	茂幸	君
会計室長	竹澤	隆行	君
監査委員	手間本	剛	君

○議長(小野寺一知識員) 本日の会議に14番、渡辺正尚議員から欠席の届け出がございます。24番、宗片浩子議員からおくれる旨連絡が来てございます。

ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(小野寺一知識員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

2番 佐藤 靖 議員

16番 山口 祐 司 議員

を指名いたします。

○議長(小野寺一知識員) 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市の行財政運営から外2件を、大石健二議員。

○6番(大石健二議員) 皆さん、おはようございます。緑風クラブの大石健二でございます。議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従い、3件4項目について質問を行います。

最初に、新市建設計画と新市将来構想から、その計画の執行進捗度及び構想の実現度に関する行政課題についてお聞きをしております。平成18年3月27日の風連町、名寄市との合併、いわゆる廃置分合も来春で間もなく5年の歳月を迎えようとしております。この新市建設計画と新市将来構想は、廃置分合の調印からさらにほぼ2年さかのぼること平成16年に策定され、今日の風連町と名寄市との心の合併の礎を築いてきたと言っても決して過言ではありません。「ともに風を連ねて名を寄せる北の都」をキャッチコピーとする新市建設計画及び新市将来構想の延長上にある廃置分合、そして特例区期間の終末に向けた総括に

ついてお聞きをしております。

次に、名寄市の産業経済の発展とその推進から、観光振興を基軸にした振興策についてお尋ねをしております。私は、さきの第3回定例会において6月中旬のふうれん白樺まつりを皮切りに、てっしフェスティバル、なよろ産業まつりなど名寄の四季を彩る祭典のほか、市内で作付栽培されているひまわりを主体としたコンクールイベントの開催、また映画ロケにかかわるフィルムコミッション新設の取り組みなど、名寄市の観光事業展開に向けた具体的な振興策についてお聞きをいたしました。しかしながら、祭典やイベントの継続開催という力わざはあるにしても時を同じくして開催された隣接自治体のフェスティバルとの連携も乏しく、また農林商工業に立脚をした名寄市の産業経済の観点からもいま一つ妙案、妙手を欠いている実態を改めて再認識をいたしました。果たして平成23年度以降の名寄市経済部の施策とその体制整備についてどのような取り組みを想定しているのかお聞きをしております。

続いて、名寄市教育行政から、教育委員会と市民のかかわりについてお聞きをいたします。今児童を取り巻く教育環境は、学校内においては陰湿な暴力、いじめ、学力低下などが、また学校外においては児童の虐待、養育放棄の問題などが深刻化の度合いを高め、今や大きな社会問題となっております。名寄市では、いまだこうした重大な事件、事故にまで発展してはいないものの、これらの事件、事故を他都市での出来事としてとらえるのではなく、市民の皆さんとともに歩む地域に根差した教育委員会の役割が重要になってきています。そのためには、市民の皆さんに広く教育委員会の各委員の紹介やその仕組み、また定例会の開催と審議状況を知らせる手だてとして名寄市の広報やインターネットのポータルサイトに掲載して積極的な情報を公開し、ともに考えようという姿勢をより強固なものにしていくことが急務であろうと考えております。市民の皆さんとのかかわりをよ

り強固に深めるため、市教育委員会の教育施策についてお知らせを願います。

最後になりますが、名寄市立大学の未来についてお聞きをいたします。名寄市立大学は、地域に貢献し、地域に開かれた大学であることを目標に、保健、医療、福祉という支援サービスに携わる人材をはぐくむ大学として2学部4学科で構成し、全人教育と広い視野に立った職業人の育成、地域社会の教育的活用と地域貢献などを基本理念に掲げています。私は、さきの第3回定例会において本年は1960年春の名寄女子短期大学開学以来50年目、さらには名寄市立大学として足かけ開学5年目を迎えたのを機に名寄市立大学の将来構想について質問をいたしました。また、その後名寄大学創立記念事業の一環として、名寄市立大学の未来をテーマに公開討論会も開催をされました。しかし、大変残念ながらいずれも熟度の高まらない議論経過の中で推移し、今後ますます加速度的に少子化に拍車がかかる中であって、果たして現行の体制のままで志望学生の確保と魅力ある大学づくり、さらには市民の皆さんとともに築き上げていく名寄市立大学の未来をどのように切り開いていくのか、いま一度踏み込んだ展望について再度お聞かせを願います。

以上でこの場からの質問を終了いたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） おはようございます。ただいま大石議員から大きな項目で3点の質問をいただきました。1点目の小項目1につきましては私から、小項目2については経済部長から、大きな項目2点目は教育部長から、大きな項目3点目は大学事務局長からの答弁となります。

それでは、名寄市の行財政運営から、新市建設計画と新市将来構想からについてお答えをします。平成19年に策定された新名寄市総合計画は、新市将来構想と新市建設計画を踏まえ、本市が目指すまちの将来像を示し、その実現に向けて具体的な施策を明らかにしたものであります。計画の進

捗度及び実現度につきましては、情勢の変化に対応するために3カ年の計画を毎年度見直すローリング方式で行っており、前期5カ年での当初計画では196事業、約300億円の事業費でしたが、第4期ローリング調整後では252事業、約351億円となっており、事業数では28%の増となっております。なお、事業費ベースでは17%の増となっております。

また、合併して5年が経過するわけですが、その間風連庁舎、名寄庁舎による職員間の人事異動や事務事業等の統廃合など新名寄市の体制づくりに努めてまいりましたが、それぞれ100年の歴史に培われたまちづくりが行われてきたことで心の合併も含め、もう少し時間がかかるものと考えております。市民の一体感につきましても各種イベントや会議などの参加により、少しずつではありますが、培われてきているものと思えます。これからも健全財政と円滑な市政運営を行えるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは、小項目2点目、名寄市の経済産業の発展とその推進から、観光等の振興策についてお答えをいたします。

名寄市は、恵まれた自然を生かした施設整備を含め、各種大会の誘致や集客増加のために効果的なイベントを開催するなど交流人口の拡大や地域の活性化を図ってまいりました。しかし、一律的な色彩の強い観光施策はニーズの多様化による観光の個人化に十分対応したものではありません。自然志向、健康志向の強まり、さらには高速交通網の整備などによる観光ニーズを見据える必要があります。先ほどお話をいただきました名寄の白樺まつりあるいは風連ふるさとまつり、産業まつり等々のイベントにおきましても平成21年度あるいは22年度においてこの種のイベントにつきましては平成21年度で約3万人、平成22年度、現在というか、大体終わっておりますけれども、2万

4,000人と若干減っている状況でございます。この辺につきましては、先ほど御指摘ありましたように企画等の不足の部分もあろうかというふうに思っておりますが、この辺についてはさらに状況を判断しながら進めていかなければならないというふうに考えております。

多様化する観光ニーズに対応するため、広域観光ルートの開発や観光企画、イベントの充実、農林業との連携による体験型、滞在型の観光ステージづくりを推進することが求められております。既存観光資源の保全、有効活用を推進するとともに、新たな観光資源の発掘に努め、体験型、滞在型観光の振興をも推進をしていきたいと考えております。観光の振興につきましては、地域を活性化させる大きな効果が期待されます。自然、スポーツ、文化的な観光資源を活用し、広域での連携を強化してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうから大項目2、教育委員会と市民のかかわりについて答弁をさせていただきます。

まず、1点目の教育委員及び教育委員会議の広報についてでございます。教育委員会制度は、地方自治の尊重、教育の政治的中立と教育行政の安定、指導行政の調和と連携を理念として発展をしております。教育委員は、人格が高潔で教育、学術、文化に関し見識を有する者から市長が議会の同意を得て任命をしております。これらレイマンでもあります教育委員の合議により教育委員会議が開催をされ、意思決定を行っているものであります。名寄市における教育委員会議は、教育長も含めた5名の教育委員と委員会事務局、課長が出席をいたし、毎月1回定例会を開催し、必要に応じて臨時会も開催をしております。会議は、原則公開となっておりますが、人事案件など公開をしない場合もございます。本年4月から委員会の会議録につきましては、市の自治基本条例の趣旨

に基づき、開催から1カ月ほど後にはなりますが、ホームページで会議の内容を公開をしております。会議開催日の案内などにつきましては、今後ホームページなどを通してさらに周知を図るよう努めてまいりたいと考えております。

次に、教育委員会の施策を市民に知らせる方策であります。教育委員会の業務は、学校を含めました教育行政と社会教育の分野に大きく分かれまます。社会教育につきましては、行事の案内が中心ですが、市の広報、各施設の広報紙、市のホームページなどで市民への周知を行っております。また、学校教育においては、各学校においては学校だより等により保護者、校区へのお知らせが中心となっております。教育行政全般の施策についてのお知らせについては、現在のところ市のホームページと冊子となっております「教育なよろ」が中心でございます。各種の手續、小中学校の案内などの基本的な項目のほか、ホームページの中にはさきにお答えいたしました教育委員会議録ほか、教育委員会の諸活動の検証については平成20年度から毎年教育委員会の事務管理の点検評価を行い、報告書としてまとめて同じように公開をしております。ほかにも冊子として毎年6月に作成をしております「教育なよろ」のほか、教育行政執行方針、それから学校施設の整備計画などがありますけれども、項目の数とか、それからわかりやすさなどについては今後さらに工夫を重ねてまいりたいと考えております。

なお、「教育なよろ」につきましては冊子で81ページにわたり名寄市の教育全般が記載されており、ホームページでも全文が記載されております。冊子としては、印刷部数が限られていることでもありまして、図書館などで閲覧となっておりますけれども、貸し出しも可能ですので、今後市民にも周知してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉己君） 私からは大

きな3点目の小項目1、名寄市立大学の未来についてお答えいたします。

名寄市立大学は、市立名寄短期大学の歴史を受け継いで、ことしの3月に第1期卒業生を送り出し、大学として一応の基礎づくりができたと考えております。これまでの4年間においては、それぞれの教職員は学生の参加、協力も得ながら理念及び目的を達成するために教育研究、社会活動、大学運営等の面で試行錯誤を繰り返しながら、よりよい大学づくりを目指して取り組んでまいりました。

議員から御指摘もございましたが、今大学を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、早急な対応が求められています。少子高齢化社会の中で介護、保健、医療、福祉系の分野の学部を持つ公立大学は、平成21年度現在で全国77大学中40を超えており、人々の健康と福祉の向上を目指した人材の養成と地域社会の貢献がますます重要となっており、本学においても連携教育など大学独自の特徴を出していくことが必要であります。

また、大学、短大への進学意欲の向上により全国的には今や進学率は50%を超えている一方、少子化の進行に伴う18歳人口の減少傾向を反映し、志願者数、入学者数は減少が続いてきています。文部科学省の予測発表にあるように、大学を選択しなければ希望する人はすべて入学できるいわゆる大学全入時代を迎えており、その後に来るのは大学余剰時代、大学淘汰の時代であり、それは大学が完全に入学志願者優位の市場になってくることを意味するものと言われております。人気のある大学は、多くの志願者の中から質の高い学生を確保できる反面、そうでない大学は学生の質の低下や入学者の確保が懸念される状態となっております。現在でも私立の4年制大学で3割、短期大学では4割が入学定員を確保できない厳しい状態にあり、学生確保をめぐる大学間の生き残りかけた競争はさらに厳しさを増すことは予測されております。また、平成20年度以降の世界同

時不況によって就職率の大幅な減少と未就職のままの卒業や保護者の失業等による退学率の上昇など厳しい状況が続いてきております。

このような中で、本学においては、学生の志願状況については経済状況を踏まえての公立大学志向が高くなっていることもあり、これまで比較的安定して道内のみならず、全国各地から志願者を確保してきました。しかし、全体としては右肩下がり傾向にあり、少子化の進行により今後質的にも学生の確保が困難になることも予想されます。就職状況については、初めての卒業生でありましたが、厳しい経済情勢を反映して就職率は9割程度にとどまっており、また学科間で就職率に差があり、大学で取得できる資格免許が就職に直結しない分野は厳しい状況となっているところであります。

完成年度を終え、改めて開学以降の4年間を大学全体として組織的に振り返り、確認しながら将来を見据え進んでいくことが重要であると考え、自己点検評価委員会を設けて教育の理念と目標に基づいた教育の質の確保とそれを基盤とする専門職の養成について、項目ごとに現状説明と点検評価をし、さらに将来への改善などを報告書にまとめる作業に取り組んでいるところであります。具体的には、保健、医療、福祉の分野で活躍できる幅広い人材を養成し、地域社会に送り出すことを目指す大学として顔の見える本学ならではの少人数によるきめ細やかな教育実践を展開してきたかどうか、また学生の能力を伸ばすことに主眼を置いた教育を行い、専門職として鍛えられているという企業等からの評価を高めることができたかどうか、また公立大学として教育研究成果の地域への還元や公開講座の実施など、市民に対するサービスの提供などを行うことができたかどうかであります。このことが本学の生命線であり、魅力ある大学づくりにつながるものと考えております。

名寄市立大学は、地域を支える人材の養成と供給という基本使命を持っており、このためこれま

で以上に学生、地域、時代のニーズを把握し、教育研究の改善に努めながらその使命を果たしていくことが必要であり、学生の皆さんから名寄市立大学に入ってよかったと思われるような地域社会に信頼され、地域と歩む大学づくりに努めてまいりたいと考えております。今後自己点検評価報告書ができ次第、議員を初め学外の方々に公開するとともに、認証機関での評価資料にしたいと考えておりますので、後ほど忌憚のない御批判や御意見等をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(小野寺一知議員) 大石議員。

○6番(大石健二議員) それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、順序が入り繰りあろうかと思いますが、あらかじめ御承知おきください。

最初に、名寄市の経済産業の発展とその推進から、観光施策を基軸にした振興策について再質問を行います。先ほども部長のほうから、産業経済振興という観点からお話をいただきましたが、ところで名寄市の経済の進展度を推しはかるバロメーターといたしますか、名寄市の経済部では何を経済指標として役立てて活用されているのか、もしあれば指標等についてお知らせください。

○議長(小野寺一知議員) 茂木経済部長。

○経済部長(茂木保均君) 農業関係あるいは商工業関係のそのバロメーターという、そういうものでございますけれども、一応農業関係については国あるいは北海道、そして名寄市と一応その計画があります。例えば食料自給率を1つとっても国では農業・農村基本計画というのがあります。これに沿って北海道で北海道の計画をつくると。市町村ベースでも名寄市でもつくる農業・農村振興計画、あるいは農協でも農協の3カ年の中期的にというか、当面の計画があります。これの中で一定の作付面積あるいは生産量、農家戸数も含めて出しているものがあります。ただ、商工業関係

についてはそういったものが、きちっとしたものが実はないのです。したがって、一定期間の部分の中で統計上あらわしたものを参考にしながら名寄市の総合計画等の中で一定の振興策というようなことを盛り込むということで、数字的にあらわしたものはございません。

○議長(小野寺一知議員) 大石議員。

○6番(大石健二議員) 名寄市の経済部というのは、名寄市全体の経済、景気の浮揚の原動力になるだろうという、そういう専門部署ですから、そういう荒海だとか、いろんなところで航海するときには羅針盤もなければ航海図もないというのは、いささか寒い状況ではあるなというふうに考えます。ぜひ名寄市の例えば企業における賃金表だとか、いろんな指標があつてしかるべきだと思うのですが、名寄市には今リアルタイムで使える指標が残念ながら欠いていると。その中で経済施策を立てていくという至難のわざに挑戦されている経済部に敬服をいたしますが、ところで現行の名寄市の経済部は本体が風連庁舎にあって、名寄庁舎にたしか産業振興室、観光部門は名寄商工会館の1階にNPO法人のほうに資力を出して口は出さないという観光事業を手がけておりますが、経済部長、フレミングの法則って知っていますかね。左手の法則で、3本指やるのですが、いずれも向きが違うのです。向いている方向がみんな違うと。フレミングの法則というのは、親指というのは動態に働く力、人さし指は電流の方向だとか、いろいろあるのでしょうけれども、それは別にして、名寄市の経済は力が分散している。大変結集をしなければならないところで、どうも名寄市の経済部というのは体制そのものが、心のつながりは一体感があるのかもしれませんが、体制的には分立をしているなという感じがいたします。ここはひとつ大変な時代でありますから、力を分散するのではなくて、事業を選択と集中ということでぜひとも経済部の体制についていま一度お考えがあるかどうかお聞きしてよろしいですかね。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 決して力が分散しているということではなくて、庁舎は別にあってもそれぞれきちっと連携をとりながらやっているつもりであります。そういうことの中で行政も、あるいは商工業団体、観光協会においても一つの場所の中でそれぞれのセクションがあれば連携協力はとりやすいというふうにも考えておりますけれども、それぞれの時代の背景もありまして、そういう中で対応していかなければならぬということでもあります。例えば合併時の経済部が農業関係は風連に、商業関係は名寄にという部分は、やはりそこにそういう業をなされている方が多いという部分の中でそういった判断をされたものというふうに理解しております。行政においても両庁舎の有効活用という、こんな視点もございまして、住民の方あるいは職員にも多少不便はかけているというふうには考えておりますけれども、これらについても鋭意今機構改革等の中でも協議をしているということでございます。いずれにいたしましても、市民の皆さんという形の部分で御迷惑かからないような、そんなことを前提にそこら辺は十分配慮をしたいなと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） ぜひチーム経済部として総合力を発揮していただきたいと思います。

次に、名寄市の新市建設計画と新市将来構想に関連して、期間が間もなく終了するであろう合併特例区もあわせてお聞きをしてみたいと思います。明春3月に風連の合併特例区は期間が満了するだろうと思うのですが、それに伴ってさまざまな条約や規約などの見直しも十分想定されるのですが、このうちさらにはちょっと焦点を絞っていきますと、合併特例区規約というのも失効していくことになりますか。

○議長（小野寺一知議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 合併特例区の期間満了に伴う規約等の失効については、法律で規約が失

効するというようになっておりますので、議員御指摘のとおり失効することになります。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） この規約が失効、あるいは見直しではなくて失効していくということになれば、必然的に合併特例区協議会も解散していくのだろうと思うのですが、たしか平成16年8月16日付の自治組織委員会で発行されている資料の中に2市町間における確認事項として、風連町と名寄市は合併により地域の自治が失われたり、寂れたりしない仕組み、制度を取り入れ、双方の資源を有効に活用していくことを基本的な考え方とするというふうにあるのですが、この特例区期間終了後で自動的に合併特例区協議会も解散、解消していくことになるのだろうと思うのですが、こうした全体的な協議会にかわる組織の設置などというのは考えておられるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 先ほどもお答え申し上げましたけれども、合併特例区は法で設置期間5年ということが決まっておりますので、基本的に合併特例協議会も規約の中で設置するということになっておりますので、当然特例協議会も解散することになります。その設置後の取り扱いにつきましては、地域自治を継承する必要があるだろうということで、地域連絡協議会的なものを設置することで現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） それと、ちょっと時間がなくなってきたので、はしりながら最後にお聞きをしてみたいです。先ほど平成23年3月をもってさまざまな合併特例にかかわるものが条例、規則その他で見直し、廃止につながっていくだろうというお話でございましたが、現行2人体制の名寄市副市長の定数条例あるいは副市長の担当事務規則というのはどのように考えておられるので

しょうか。

○議長(小野寺一知議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 副市長の設置の関係につきましては、名寄庁舎、風連庁舎担当を置くというふうになっておりますので、それぞれ両庁舎を有効活用して、いましばらく庁舎の活用を考えておりますので、条例にのっとりまして2人を設置する、当分設置ということで考えております。

○議長(小野寺一知議員) 大石議員。

○6番(大石健二議員) 重ねて質問をするのですが、いましばらくというのはどの程度の期間ですか。

○議長(小野寺一知議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 庁舎を現実的に今有効活用する部分につきましては、ここ21年、22年につきましては庁舎の改修関係、屋根も含めた改修関係をやっておりますので、庁舎の有効活用の期間については少なくとも10年程度は活用できるかなと思います。副市長2人制がいつまで続けるかにつきましては、市長の御判断も含めて両地域のこれからの地域振興も含めて考えていただけるものかなと思っております。庁舎のありようについては10カ年程度このまま両方の庁舎を活用する方向で進めたいという観点からいいますと、10年程度はというふうには最低思っております。

○議長(小野寺一知議員) 大石議員。

○6番(大石健二議員) 続いて、名寄市の教育行政から教育委員会と市民のかかわりについてお聞きをしております。

先ほど教育部長のほうからるる御説明をいただきました。名寄市教育委員会のホームページには、確かに教育委員会の議事録が掲載されています。ただ、残念ながら傍聴者の項目をずっと見ていきますと、本年4月からすべての会議で傍聴者がなしと、こういうふうに記載がされております。現行では教育委員会、毎月1回開くという会議の公

開が地方教育行政の組織及び運営に関する法律だとか、名寄市教育委員会会議規則だとかに定められているのですが、会議の周知というのはこれまで行ってないだろうというふうに考えます。これから具体的に名寄市教育委員会5人の委員の方と教育委員会事務局の職員との定期的な月例会の中に市民の傍聴を呼びかける告知についてどのように具体的に打っていくのか、お知らせをいただきます。

○議長(小野寺一知議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 教育委員会の会議の周知でございます。議員の御指摘のとおり、教育委員会は主に月の後半に開催されることが多くて、この日程につきましては教育長以外ほかの4人の教育委員の方はそれぞれお仕事等を持っていますので、日程の調整を含めてなかなか決まらなくて後半になる部分が多い部分がございます。その中で、少なくとも1週間前には日程は決まりますので、それについて今まで周知が不徹底であったということは議員の指摘のとおりであります。今後につきましては、ホームページ等で日程について公開をするような形、またほかの方法があればまた内部でも検討をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 大石議員。

○6番(大石健二議員) なるべく閲覧から会議までの開催の時間を少し長くっていただければ、それなりに市民の皆さんも都合をつけて傍聴ができるだろうと思っておりますので、ぜひ御検討願いたいと思っております。

会議の中で、いろんな教育行政項目があるのですけれども、たまたま平成22年9月28日に開かれた第13回教育委員会の会議の中の教育行政報告の中の5番目、フッ化物洗口という項目がございました。このフッ化物洗口というのを調べてみました。昨年の6月、北海道が全国の自治体に先駆けてフッ化物洗口の普及を明言した北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例の制定に伴

って、多分各自治体の教育委員会におろされてきたものだろうと思うのですが、このフッ化物洗口についての教育行政報告について、これを議題とした教育委員会における議事録が掲載されていないものですが、果たしてどのような委員からの協議あるいは皆さんのほうからレクチャーがあったのか、簡単に結構ですので、お教え願えますか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまお話しございましたフッ化物洗口につきましては、道の条例が平成21年6月に制定されて、その中で学校教育においてもフッ化物洗口についての取り組みを推進する、そういう項目がございました。それで、名寄市としてはフッ化物洗口についての取り組みをどうするかということについて今後検討していきたいという報告であったのであります。お知らせでございます。教育委員会の中で教育委員さんに対するお知らせ、そしてこれはフッ化物洗口については上川管内の教育長会議等も何回か開催しておりまして、その中で上川管内としてもどうふうに取り組んでいくかをいろいろ今議論している最中でございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） このフッ化物洗口で用いられる薬品、試薬というのはフッ化ナトリウム、その他混合されているものだろうと思うのですが、調べてみますと劇薬指定で極めて毒性が高いということでございます。かなり水で希釈はするのだらうと思うのですけれども、その希釈した後の処理の問題だとか、飲み込んだらどうなるのだとか、これは殺菌、滅菌にも使われているという薬品ですから、そういった極めて重症化するとかなり腎炎だとか心不全だとか呼吸困難だとか、いろんな症状を併発するというふうに書いてある文献を読んだものですから、ぜひ教育委員会の中でたとえお知らせであってももう少し協議の場があってもよかったのかなと。私は、外部から見ている内容がないものですから、見えないものですから、率

直にそう感じました。

ちょっと時間の関係で進めてまいります、最初に質問をした際に、児童を取り巻く環境が極めて厳しい風雨にさらされているよと、今は。そういった中で、最も児童生徒とかかわりの深い教育委員の皆さん、さらには名寄市には民生委員、主任児童委員あるいは旭川児相の児童福祉司と、こういった専門の方々がいらっしゃる。こういう児童を取り巻く環境が厳しい環境の中にあつて、名寄市教育委員会が音頭をとるのか、それとも生活福祉あるいは福祉事務所、どちらでやるかわかりませんが、こうした教育委員の皆さん、民生児童委員の主任児童委員の皆さん、旭川児童相談所の児童福祉司の方々と例えば三者協議あるいは三者懇談というのをこれまでに何回か開かれた経緯があるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 特にそういう今の大石議員のお話のような意図で開催したという経緯はございません。しかし、今非常に子供たちを取り巻く環境は多様化しておりまして、さまざまなケースが生じております。そういうケース・バイ・ケースの中で、しっかりと連携をとっていることは間違いございません。児童相談所にしても民生委員にしても、その都度いろんな場面でお話し合いはしております。ただ、定例的にそういうことについて、いろいろな議論を児相も交えてすることは取り組みとしてはしていないところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） 開いていくという観点からは、今後検討の余地があるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） これまでのケースから考えますと、子供たちの事例そのものに応じたニーズといたしまししょうか、こういうところから連携をとっているという見地でございまして、これから将来についてはそういうことについても検討し

ていく必要があるのかなと、そんなことを考えております。

○議長(小野寺一知議員) 大石議員。

○6番(大石健二議員) それでは、教育委員会、次の問題で質問を移らせていただきます。前回の定例会で平成22年度の全国学力・学習状況調査についてお尋ねをしました。もう間もなく集計、分析ができてくるのだと思うのですが、次年度に向けて学習向上プログラムの見直しも含めた指導の改善策、こういったものをホームページ、これから積極的に情報を公開していくというお答えですから、その調査の概要と指導の改善策についてホームページ上で公開、掲載していく考えはあるかどうかお聞かせください。

○議長(小野寺一知議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) 今年度の全国学力・学習状況調査については、名寄市にも希望で受験した、名寄市は全校受けているわけですが、抽出と、それから希望と両方に分かれております。その希望で受験した成績についてももう届いております。この基本的な考えとしましては、やはり1つには各学校にしっかりとその結果を周知すること、もう一つは子供たちにその結果を周知すること、それから保護者にはその学校の傾向とか、いいところ、悪いところ、そういうことについて周知するというところで取り組ませていただいております。この成績の結果について、市民にどの学校はどういう傾向でどうだったという具体的なところまで周知する計画は今のところ持っておりません。

○議長(小野寺一知議員) 大石議員。

○6番(大石健二議員) 個別ではなしに全体的な名寄の学習状況調査について、概括的にでも報告される考えはございませんか。例えば名寄市よりも非常に学校数も多い自治体においては、私今手元に持っているのですが、概要と指導の改善策ということで、それぞれ小学の国語、中学の国語、算数、数学と、それぞれについて設問ごとの傾向

と今後どのように改善をしていくかという冊子が極めて教育先進自治体では公表されていると。我が子あるいは名寄の児童生徒の学習の特徴と傾向と今後の対策について一般の市民も理解、把握ができるように努めることが肝要ではないかと私は考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長(小野寺一知議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) ただいまの大石議員のお話であります。昨年までは指導改善プランという冊子をつくりまして、特に昨年度については3年間の集大成という形でつくらせていただきました。この冊子をつくったということイコール市民に周知したということにつながるかどうかはまた別な問題であります。今年度はこの指導改善プランを策定する予定はございません。しかし、名寄市としてもただいまお話のように名寄市の学力、学習環境すべてについては今鋭意分析をしているところであります。そういう中では、この全体的な傾向について各学校、保護者には周知するわけですが、ホームページ等を通してこの傾向についても市民にもお知らせする、そんなことを今後検討してまいりたいと、こう考えております。

○議長(小野寺一知議員) 大石議員。

○6番(大石健二議員) それでは、次の課題にちょっと移ってまいります。名寄市の教育委員会では、生命に畏敬の念を持ち、他人を思いやる心豊かな児童生徒の育成を期するとともに、自主自立の精神を持ち、しなやかにたくましく生き抜くことのできる人間の育成に努めるとして、名寄市学校教育の基本方針を定めています。この方針に基づいて、単年度ごとに名寄市の学校教育の推進の重点、22年度も定めているのですが、どうも私は教育というのは単年ごとにやるというのも一つの手なのかもしれませんが、もっと長いタイムスパンで建設を練っていく必要があるだろうと私は思うのですが、具体的な教育施策を位置づけて実効性のある取り組みを中期的な視点に立って教

育の方向性を明確にして、将来を見据えた例えばですが、名寄市の学校教育基本計画というものを策定する必要があるのではないかと、私は考えるのですが、そちらのほうではどのように考えておられますか。

○議長(小野寺一知議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) まず最初に、名寄市には名寄市の教育目標がございます。これは、旧名寄市ではもう何十年も続いたものでございました。それが風連、名寄が合併して新しい名寄市が誕生した平成19年、新たに名寄市の教育目標を定めたところであります。この教育目標というのは、名寄における教育の基本理念でございまして、これについては今後永劫に続くというふうなとらえ方をしながら教育を進めてまいると、こういうふうと考えているところであります。その教育目標のもとに学校教育、これは教育には社会教育とか学校教育とか、さまざまな分野があるわけでありますが、この中に学校教育の基本方針というのを定めております。これも同じように今議員のお話のとおり生命に畏敬の念を持ち云々と、こう始まっておりますが、これも基本目標と同じように続くものだと、こういう押さえ方で私たちはこの理念に基づいてそれぞれ学校教育の方針を立てております。

その学校教育の推進の重点につきましては、毎年校長会等を通しながら教育委員会の内部、校長会等の内部で検討を繰り返しながら毎年定めております。したがって、基本方針とか目標などという学校教育にかかわる変わらない不易なものを踏まえて、それに応じて毎年重点を検討していくということでもあります。実際的には大きな問題が生じない限り、この重点というのは継続して行われていくと、こういうふうになっております。そして、その重点に基づいて具体的な推進計画を立てて各学校では翌年度の学校教育計画を立てていくと、こういう大きな流れになっておまして、それに加えて教育委員会としては教育行政執行方

針を毎年度発表させていただき、それを受けて各学校では新年度の計画を立てていくと、こういう運びになっておりますので、このこと自体は通例、一般的であるといえますか、名寄独特のものではなく一般的で各市町村、全国的にこういう形で行われてきていると、このように私は受けとめております。

○議長(小野寺一知議員) 大石議員。

○6番(大石健二議員) 教育というのは、単年度でやっていくというのも一つの手なのかもしれませんが、義務教育だけを見ていきますと6年、3年あるいは高校3年というふうにある程度長期の展望に立って、中期の展望に立った取り組み、計画が必要だろうと。その年度に重点的に取り組む年度ごとの事業も必要でしょうが、もっと鳥瞰的に、俯瞰的に見た計画があつてしかるべきだろうと私は思いますが、それは次回にまた譲るとして、先ほど教育部長のほうから教育委員の任命についてのお話でございました。教育委員は人格が高潔で云々ということですね。たまたま私、名寄市の教育委員会のホームページを見ていて、さて名寄市の教育委員の方のお名前はだれだというふうに一生涯検索をするのですが、なかなか出てこない。教育長の藤原教育長あるいは梅野博様、教育委員長というのはお顔もお名前も一致するのですが、他の方々の委員のお名前と顔がどうも一致しないということで非常に距離感が感じております。

たまたま教育では先進的な取り組みをしている東京都中野区の教育委員会のホームページを見ると、各委員の方の顔写真と教育に対する一言というか、メッセージがかなり平易な言葉を用いて自己紹介されていると。名寄市の教育委員会の委員の皆さんと市民の皆さんの距離を縮める意味でも教育委員会のホームページにはもう一工夫、二工夫必要だろうと思いますが、名寄市の教育委員の皆さんとの距離を縮めるという意味で、今は首長の任命制というのがとられておりますが、この中

野区の教育委員会は推薦公募制というのをとおられると。手元に資料あるのですが、ある時期が来ると任期が満了する一月前ぐらいに中野区の教育委員の自薦、他薦を公募いたしますという要綱までびっしり出てくるのですが、その中で教育委員の皆さんに対する市民の皆さんから投票が行われるのです。その投票どおり採用されるかという、そうではなくて首長が、区長さんですね、ここでは。区長さんが定員を超えた場合、超えない場合、いろいろあるのでしょうけれども、それを重きを置いて参考にして任命をしていくという。決して地方教育行政の組織及び運営に関する法律に抵触するものではなくて、こういった人材の推薦公募ということについて名寄市の教育委員会の皆さんと市民の皆さんの距離を縮めるという意味で、教育委員会に聞くのもどうかと思いますが、加藤市長、どのようにお考えですかね。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどから教育委員会のあり方も含めた市の教育行政はどうなのだというお話でありますけれども、いろいろといただいた御意見をしっかりと検証してまいって、どのようにこれから市の教育行政が明るいものになるのか、承った意見をしっかりと検討してまいりたいということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） 実は、名寄市でも教育委員の公選制というのが1度あったのです。1952年、昭和27年ごろと古い話ですが、1度ございました。歴代の市長さんで教育委員もやっていたという経緯があるのですが、それはそれとして、最後に時間をいただきながら、名寄市立大学の青木紀学長から前回の名寄未来大学の公開討論会の中で言い残した、言い募ったということがもしメッセージとして託されていたらお教えいただければありがたい。もしなければないで結構なのですが。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉己君） 11月3日の公開討論会、限られた時間でということで一定程度思いについてお話があったと思いますが、何か聞くところによりますと1月早々に議員の皆さん方とまた懇談会の中で学長の考えをお話しさせていただく機会あるようでございますので、その中でひとつお聞きいただければと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

名寄市の家庭ごみについて外2件を、木戸口真議員。

○13番（木戸口 真議員） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い一般質問をいたします。今定例会では、私は加藤市長に2件、教育長に1件を質問いたしたいと思います。10日から一般質問もなされ、重なる部分もありますが、皆さん方の御理解をいただきたいと思います。

大きな項目1点目に、名寄市の家庭ごみについて。私たちの日常生活では、捨てればごみ、分別すれば資源、ごみの分別は私たちの生活習慣としなければなりません。日々燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみなどに分別し、回収してリサイクルすることが廃棄物最終処理場の延命と今日の循環型社会を目指す取り組みとして必要と考えます。名寄市では、ごみの取り組み状況は先進的であると思われます。名寄地区、風連地区の収集体制の違いを今後どう統一していくのか。これらのことから、1点目に家庭ごみの現況は、2点目に収集体制の現況と課題は、3点目に収集体制の今後の考え方をお聞きいたします。

大きな項目の教育行政について。名寄市の児童生徒数は、少子化の流れによりとどまることなく、平成20年に策定した市立小中学校適正規模及び適正配置に関する基本方針では、名寄地区市街地5つの小学校について各学年2学級で1校当たり12個が適正といたしました。市教委の10年後の試算では、2学年の維持が困難になる見通しで

もあります。農村部にある小規模校も児童数10名を切り、地域父兄みずからが子供たちの学校のあり方を検討し、要望を示す状況にもあります。名寄市の小中学校の統合、校区の再編、校舎の老朽化に伴う改築などを含め、小中学校施設整備計画の具体策を保護者や地域住民との共通理解と協力を得た中で進めるべきと考えるものであります。これらのことから、1点目に風連日進中学校の休校に向けた状況と今後の課題は、2点目に風連小中学校の周辺施設の活用状況と今後の有効活用は、3点目に風連日進小中学校の今後の学校運営は、4点目に名寄市立小中学校施設整備計画の現況と今後の考えはをお聞きいたします。

大きな項目3点目、名寄市短期移住体験型、滞在型観光の確立について。私は、平成22年第2回定例会において定住化促進、短期移住体験住宅、滞在型観光の創設についてお尋ねをいたしました。北海道移住促進協議会、NPO法人住んでみたい北海道推進会議と連携を図り、さらなる情報発信としてホームページの充実とパンフレットの作成など、魅力的な移住体験ツアーなど積極的に取り組みを進めますとの答弁をいただきました。さらに、名寄市立大学白井ゼミの学生からの提言の名寄休暇村構想についても実行に向け取り組むとのことだったが、来年度に向け、今後の魅力ある観光策が必要と考えます。これらのことから、1点目に今年度の取り組み状況と今後の対応は、2点目に観光による交流人口の拡大策が必要と考えるが、3点目に名寄市立大学の休暇村構想の進捗状況はをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(小野寺一知議員) 吉原市民部長。

○市民部長(吉原保則君) ただいま木戸口議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は教育部長、3点目の(1)につきましては総務部長、(2)、(3)につきましては経済部長からの答弁となり

ますので、よろしくお願いいたします。

それでは、名寄市の家庭ごみについて、まず(1)、家庭ごみの現状についてはについてお答えいたします。平成21年度における炭化、埋め立てなど家庭ごみの排出量は約1万1,000トンでございました。これは、市民1日1人当たり970グラムとなります。平成18年度は1人当たり1,097グラム、平成20年度は976グラムとなっており、少しずつではございますが、減量化が進められているところでございます。ごみ排出量の削減につきましては、3R運動のさらなる推進、コンポストの普及、古着、廃食用油の回収など市民の皆様との理解と協力がなければできません。今後も引き続き機会あるごとに啓蒙啓発に努め、市民の皆様との理解を深めてまいりたいと考えているところでございます。

また、本年9月から10月にかけて、環境衛生推進員の協力を得て内淵処分場で分別指導を実施したところでございます。炭化ごみ、プラスチック容器包装類の混入、さらには資源ごみとなる紙類、段ボールなどの搬入なども見受けられ、現地におきまして指導、説明を行ったところでございます。新年度以降も事業所訪問とあわせ、引き続き処分場における分別指導の徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、平成21年度におきまして適切に分別された資源ごみのリサイクル品売払収入につきましては古紙類、缶類などで約550万円、容器リサイクル法による拠出金が約600万円、合わせて1,150万円の収入があったところでございます。議員お話のように捨てればごみ、分ければ資源をスローガンに市民の皆様の一層の協力をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、(2)、収集体制の現況と課題についてでございます。現行の収集体制につきましては、名寄地区、風連地区でそれぞれの歴史的経過、地域事情を踏まえた中で異なったものとなっております。収集につきましては、名寄地区は基本的に

は戸別収集、風連地区におきましては各地区のリサイクルステーションに加えてステーション方式で行われているところがございますし、収集回数につきましては名寄地区が埋め立てごみなりプラスチック類がそれぞれ週1回となっているのに対して風連地区は埋め立てごみが月1回、プラスチックにつきましては隔週、1週間置きというような状況になっておりまして、これらの収集回数の見直しの要望、名寄地区との統一についても出ているところがございます。平成23年度の予算編成に当たり、ごみ収集委託業者の収集能力の有無の判断、さらには財政負担の増についても十分考慮した中で地域住民のサービスの向上を図るために予算編成作業を進めているところがございます。

3番目の収集体制の今後の考え方についてでございます。平成23年度、来年度は19年度に策定いたしました名寄市一般廃棄物処理基本計画の中間年となることから計画目標達成状況、さらにはごみ処理状況等の確認を行う中で計画の見直し作業を進めてまいりたいと考えております。収集体制、方法の見直しに当たりましては人口の減少、高齢者世帯の増加、また排出量の推移等を十分に考慮していかなければならないと考えております。23年度におきまして地域の意見を聞く中から、名寄市廃棄物減量等推進審議会に諮るなどして今後の収集体制、方法のあり方に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(小野寺一知議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 私のほうから大項目2、教育行政についての(1)から(4)につきまして答弁をさせていただきます。

まず、(1)、風連日進中学校の休校に向けた現状と今後の課題であります。日進地区では、生徒数の減少が著しいことから、これまで子供教育環境等につきまして地区内で何度も話し合い

が行われてまいりましたが、平成22年4月に地区のPTA会長より今までの経過についての説明がございました。その後、6月には地域の合意形成が図られたということで町内会長、PTA会長より教育長に対し、口頭にて中学校の休校についての申し出があったところであります。7月には町内会長、PTA会長の連名によります休校に関する要望書の提出がありましたので、それを受けまして8月の教育委員会議に諮りまして休校措置を決定をし、上川教育局に休校願を提出をし、認可を受けて今日に至っているところであります。今後の課題といたしましては、生徒の朝夕の通学の足を確保することであり、スクールバス等の交通手段につきまして具体的に保護者の方々と協議を行い、新年度からスムーズに実施できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)、小中学校周辺施設の活用状況と今後の有効利用についてでございます。まず初めに、あいている教員住宅の活用実態といたしましては、現在地域の高齢者の方がお一人入居しております。この方は、日進7線のバス停から約2キロほど奥に入ったところにいた方で、お体が不自由だということ、また病院に通院をするために人道的な見地から入居を許可させていただいたところであります。今後は、中学校が休校することにより教員住宅等にあきが出ることも予想されますことから、地域の方からの利活用についての要望がありましたら内容を検討の上、対応をしていきたいと考えております。

3点目の日進小中学校の今後の学校運営についてでございます。中学校が休校となりますことから、平成23年度からは小学校のみの学校運営となります。教職員につきましては校長1名、それから教諭が2名となり、現在より4名の減員となりますが、新年度よりもし特別支援学級等が開設された場合につきましては教頭配置が可能となりますので、そのときには3名の減にとどまるということになるかと思っております。中学校が休校とな

ったことによりまして、今後もPTAや地域の方々の意向を十分に尊重して教育環境が悪化しないように努めてまいりたいと思います。

最後に4点目、名寄市の市立小中学校施設の整備計画について御説明を申し上げます。教育委員会では、これまで平成20年4月には小中学校の適正規模及び適正配置の基本方針、21年1月には市立小中学校施設設備耐震化計画をそれぞれ策定をいたしまして、個別の計画に沿った基本的な考え方や留意点を示してまいりましたが、これら2つの計画を連動させた整備計画を策定しなければなりません。現在庁内の関係部局によりまして組織いたしました小中学校施設整備計画策定検討委員会を設置をいたし、学校施設の老朽化の対策、耐震化の必要性、危険校舎等の年次的な改築、改修という視点からだけではなく、これまで策定された計画とも連動させながら後年に大きな負担を残さないという観点から、効果的、効率的な財政運営にも視点を置きました施設整備計画策定に向け、議論を進めているところであります。今後の整備計画策定に向けましての取り組みにつきましては、素案の公表の発表及びそれに対するパブリックコメントを実施した後、原案を作成をいたしまして市民に公表してまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 私からは大きな項目3点目の（1）、名寄市の短期移住体験型、滞在型観光の確立についての今年度の取り組み状況と今後の対応についてお答えをします。

名寄市では、北海道移住促進協議会、88が会員となっています。NPO法人住んでみたい北海道推進会議等と連携を図り、行政と民間組織が協働の視点に立ち、効果的なプロモーション活動等の事業に取り組むべき、主に関東、関西圏の団塊の世代の退職者等に向け道北の中心都市、名寄市の認知度を上げるべく移住等のPRを行っているところであります。また、ちょっと暮らし体験プ

ログラムの紹介や移住関係の相談を受けるなどの対応やふるさと会員等の会報などを通じて移住情報を提供しているところであります。本年度は、移住相談としまして8件の問い合わせがありました。職があれば移住したいといったものがほとんどで、体験プログラムを利用して名寄市に来られた方はいない状況であります。今後もさらなる情報発信としてホームページ等を活用し、短期滞在型体験プログラムを充実させ、名寄でなければ体験できないサンピラーパークでのカーリング体験やなよろ天文台での天体観測体験等をメインメニューとしてPR事業を行う一方、名寄市が移住関連の滞在施設を保有していないため、市内民間業者とタイアップをしてショートステイマンションやレンタルハウス、ワンルームマンション等を安価で提供できるよう対応し、北海道生活体験ちょっと暮らしを実施しているところでございますので、よろしく御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは大きな項目3点目の（2）、観光による交流人口の拡大策及び名寄市立大学の休暇村構想の進捗状況についてお答えいたします。

初めに、観光による交流人口の拡大策であります。当市には北海道遺産の天塩川、その水系の大小の河川、ピヤシリ山系や望湖台自然公園、各地域に広がる農村景観など誇れる自然がたくさんあります。また、名寄大学や天文台、北国博物館を初めとする教育施設につきましても大切な交流人口拡大の大きな財産であると認識しております。

道の駅もち米の里☆なよろは、平成20年4月20日に道内102番目の道の駅として、ふうれん特産館が指定管理者となり管理運営に当たっていますが、名寄の土産品の品ぞろえも多く、季節の新鮮野菜が購入できる直売コーナーにつきましても人気を集めているところであります。先月1

1月7日には来館100万人目を突破し、達成記念イベントが開催され、記念の紅白大福を来客の皆様にも配られたところであります。

また、道立サンピラーパークの利用者も伸びており、先月には開園4年にして目標を上回る50万人の利用者となっており、サンピラー交流館においても安心して子供たちに楽しんでいただく場所として多くの御利用をいただいております。11月以降は屋内カーリング場として地域の大会のほか、全道、全国大会の会場として利用されております。なお、来年2月8日から13日にかけて第28回日本カーリング選手権大会が開催されることになっており、国内の一流チーム男女各8チームの選手が訪れることになっております。

天文台きたすばるにおきましては、ことしの4月にオープンし、市内はもとより道内外からの来館者も多く、オープンから11月末までの来館者は1万3,000人を超え、当初の年間目標を大きく上回っています。昨年観光協会が作成いたしましたなよろグルっと！ガイドでは、自然の大景観ルート、文化・アート探検ルートなどのほか、各施設の紹介が掲載されております。このパンフレットの活用とあわせて、多くの方が来られておりますので、来街者からの意見を聞かせていただくことにつきましても観光協会と協議をしてみたいと考えております。

次に、名寄市立大学の休暇村構想の進捗状況についてお答えいたします。名寄市立大学白井ゼミの学生から提言をいただいております名寄休暇村、名寄で過ごす1週間は、全国各地から来て学んでいる学生たちが在学中にふるさとの親御さんや友人たちに夏休み、冬休みを利用してこの地を訪れてもらい、滞在型観光を实践し、名寄市の観光振興につなげる提言書をモデルコースとして、地域のよさを広く発信することを目的に提案されたものであります。

御提言のありましたモデルコースにつきましては、道北観光連盟の事務担当者会議で協議をして

おり、名寄市立大学の協力をいただきモニターツアーとして企画、実施に向けて話し合いをしているところであります。内容といたしましては、学生とその親族という組み合わせで5組10名程度を考えており、2泊3日の行程で実施していただくこととしておりますけれども、学期末に近づいておりますので、手順を踏んで協議をしているところでございます。また、ツアー実施と並行して来名アンケートなども予定しており、名寄の印象などを交えて改善する点や評価できる点などをお聞きし、今後の事業の参考にさせていただきたいと考えているところであり、関係機関、団体と十分打ち合わせを行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○13番（木戸口 真議員） ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。

最初に、名寄市の家庭ごみについてお尋ねしたいと思います。今御答弁にもありましたように名寄市の家庭ごみについては総排出量1万1,000トンということで、市民1人当たり1日970グラムということでもありますけれども、調べてみますと北海道でも先進地といえますと富良野市が大変道内でも先進地と伺っております。道新にも出ていたわけですが、そこでは1日1人当たりが650グラムという先進的なところだと伺っております。その中では、全国平均ではということになりますと1,200グラムということですので、これは人口密度とか、そういったものによって多少条件が違いますから、そうなのですが、これからいうと名寄市の排出量の数値ですか。健闘されているのかなと私は思っているわけでございます。

また、市民の皆さん方の協力がなければ、そういった資源化はされないということなのですが、先ほども部長が言いましたようにこの分別に関するものは広報なよろの12月号の中でも取

り上げられておまして、資源化の先ほど1,100万円というお話もありましたし、分別の指導も現地に行っているよというような、こういった形で広報による市民の意識の高揚にも努力されているのかなと私は感じております。

そこで、名寄市の一般廃棄物の資源化率はどのぐらいなのか、また目標とされているものはどのぐらいなのか。これは富良野とはちょっと、富良野は焼却施設なんかは持っていないということで、堆肥化もしているということで比べ物にはならないかと思えますけれども、ちなみに富良野は89%ぐらいいっているということなのですけれども、名寄市はどうなのでしょう。

○議長(小野寺一知議員) 吉原市民部長。

○市民部長(吉原保則君) 資源化率についてお尋ねがございました。今お話のように資源化率は、中間処理施設だとか最終処分の方法によってそれぞれの自治体で少し数字が違って来るかと思えますけれども、名寄市における資源化率、いわゆるリサイクル率でございますけれども、平成20年度につきましては19.7%、21年度は20.9%ということでございました。先ほど申しました名寄市の一般廃棄物処理基本計画の中間年である来年の目標につきましては21%ということになっておりますので、21年の段階で若干0.1ほど下回っているというか、そういったような状況になっていきますし、処分場に搬入されるごみが適切に分別され、埋め立てごみ以外のものが搬入されないことになると当然資源化率も上昇すると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(小野寺一知議員) 木戸口議員。

○13番(木戸口 真議員) やっぱり資源化率が高まるのが循環社会の形成にもなるのかなと思えますし、今後も市民の皆様にもさらなるこの分別の協力を求めていただきたいと思います。

次に、収集体制の現況と課題ということでお聞きしたいと思います。両地区の収集方法と収集回

数の違いが課題として挙げられておられました。まず、収集回数を見直しを平成23年度の予算編成の中で検討されているという御答弁をいただきました。そして、最終的には地域住民のサービスの向上を図るためということでしたけれども、私はここはちょっと違うのかなと思えますけれども、私は住民サービスの公平さを図るために来年度風連地区の収集回数を改善していくという思いで予算編成をとり行っていただきたいと思うのです。確かに地域の住民サービスの向上はなりますけれども、今言ったように課題として違いがあるということ認識されているのであれば、住民サービスの公平を図るという中で収集回数を見直しをしていただきたいと思えますけれども、この辺についてはどうでしょうか。

○議長(小野寺一知議員) 吉原市民部長。

○市民部長(吉原保則君) ただいま収集回数の関係で御指摘ございました。おっしゃるとおりだと思いますし、いずれにいたしましても昨年度処分場のごみ処理手数料の関係も統一させていただいた関係もございます。そういった観点からも回数等についても公平性も踏まえた中での回数の増加というふうに理解していただければと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 木戸口議員。

○13番(木戸口 真議員) それでは次に、収集体制の今後の考え方ということでちょっとお聞きしたいと思います。ごみの収集体制につきましては私も二、三年前に、3年ぐらい前だと思ったのですが、またほかにも同僚議員が2人ごみに関する質問、また収集のあり方について質問をしているところでございます。その間、統一に向けてという論議がされていたわけですが、当面の間は現状でということで大きく改善されないままに5年が来てしまったということなのです。

それで、御承知のとおり合併特例区はことしいっぱいで終了するというので、両地区の公共サービスの違いがかなりあったのですが、そ

ういった意味ではかなり改善されてきているのかなと、もう8割方はほとんどサービスが統一されてきたのかなと私は思っておりますけれども、特に収集方法については、私は以前にはステーションでやるべきだという理想をお話したのですけれども、なかなか現状はできないということだったのですけれども、まず今の名寄と風連、先ほどおおむね名寄地区は戸別方式、風連はステーション方式と言っていたのですけれども、私はどうしても全部が同じにならなければならないという考えは持っていないのです。やはりその地域、その地域によって、風連地域の中でではなくて、名寄市全体の中でステーションが活用できるところは活用して、そしてまた効率的に戸別ができるところは戸別にしていくと。そういった方向で市民の皆さん方が公共サービスについて公平で理解されるそういったものを、先ほども今後そういったごみに関する計画の中で審議や何かをして、また来年度に向けては地域の皆さんの意見等もお聞きしながら進めたいということだったのですけれども、この収集方法について同一というか、そういった方法的なことはどれぐらいをめどに取り組む、私は必要があるとは思うのですけれども、その辺の収集体制の違いをどうこれから改善していかれるかを具体的なものがあればお知らせ願いたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 吉原市民部長。

○市民部長(吉原保則君) 先ほども若干お答えしたところでございますけれども、名寄地区につきましては市街地区はおおむね戸別方式、それから農村部につきましてはステーションと戸別の併用というような形になっておりますし、風連地区につきましては20のリサイクルステーションと、それから170ぐらいのごみステーションというか、そういったような形になっているところでございますけれども、収集の方法につきましては先ほど言ったように1つにはだんだん高齢世帯、高齢化社会の進展とともに高齢者がふえていくとい

う中でいきますと、ステーションよりも戸別のほうが出し方も含めて、非常に体力的なものなども含めて楽なのかなと思って、将来的にはそういった方向になっていくのかなというふうに考えているところでございます。

具体的な進め方ということでございますけれども、何回も申しておりますけれども、来年が計画の中間年に当たるということで、そういった中では数値目標の変更なども含めて、さらには分別だとか資源化の関係も含めて市民の皆さんに説明会などを開催したいと思っておりますので、そうした中で十分な意見を聞いてまいりたいと考えていますし、その意見を踏まえて後期計画というのですか。24年から28年までの中に方法を明確にできるのか、あるいは次の計画の中に持っていくのかということもそういった中の意見を聞く中で判断してまいりたいと考えていますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○議長(小野寺一知議員) 木戸口議員。

○13番(木戸口真議員) ただいま御答弁あったわけですが、ちなみにごみ収集委託事業、平成21年度の決算が出ておりましたので、ちょっと参考までに。名寄地区は3カ所で収集量4,188トン、事業費は7,639万5,000円、風連地区は事業者が1カ所ということなのですが、収集量は522トンで事業費は703万5,000円ということなのですが、それで人口1人当たりをちょっと割り出しますと、名寄地区は2,954円、風連地区は1人当たり1,500円ということで、大体その収集に係る費用がちょうど2倍になるということなのですが、そういった住民サービスの違いが大きく出ているということで、先ほども私が言ったように今部長は違いはあると言いながらも徐々に。それで、将来的にはニーズといえば戸別という方向もあるよということだったのですけれども、24年から28年の中で提示できればというお話だったのですけれども、私はやっぱり5年ぐらいの中でそう

いった方向を検討しながら、最終的には市民に3年ぐらい前にお示して、そして5年後には実施していくぐらいなものを取り組んでいかなかったら、もう8年かそこらの中でまず明示するようでは、私はなかなか市民の理解が得られないのかなと考えますけれども、その辺については5年ぐらいの中でできないものなのではないでしょうか。

○議長(小野寺一知議員) 吉原市民部長。

○市民部長(吉原保則君) 今いろいろお話ございましたし、名寄、風連の経費の違いの御指摘もございました。それで、その部分につきましては、多少昨年の決算の数字は若干特殊要因もあったかと思っておりますけれども、いずれにしても多少の違いがある部分につきましては、1つは風連地区は農家の世帯が多いということで自己処理されている方がいるのと、あともともと分別の意識が高いということの中では自己搬入を処分場にされる方がいるということで、そういった部分では収集の経費が名寄と風連を比べて少し差が出てくる要因でないかなと考えております。

また、統一に当たっての考え方ということで今お尋ねいただきましたけれども、いずれにしても収集方法については、いろんな考えの方がやっぱりいるかと思っておりますので、そこら辺を十分に聞く中から、その周知期間のことも含めて考慮する中で次の体制のあり方について検討していくというか、今の木戸口議員の御提言をしっかりと受けとめる中でそういった方向で検討なりさせていただきたいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 木戸口議員。

○13番(木戸口 真議員) ぜひともそういった検討をされて、そういった5年スパンの中で実現に向けていただきたいと思いますけれども、今の関係について副市長または市長から考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 中尾副市長。

○副市長(中尾裕二君) 合併に伴って行政サー

ビスに違いがあるということにつきましては、これまでも統一ということの方向で進めてまいりました。一方、ごみの収集の方式につきましては長い歴史の中でそれぞれ改善を加えて今の方式があるというふうに認識をしております、どちらがすぐれていてどちらが劣っているというふうには判断しておりません。しかし、今後高齢化が進むあるいは地域の地先の張りつきが変わると、こういう状況の変化が出てきました段階で市民の皆さんあるいは廃棄物減量等審議会にも相談をさせていただきながら、その時点での方法がどれがベストなのかということを検討させていただきながらぜひ進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 木戸口議員。

○13番(木戸口 真議員) ぜひともごみの関係につきましては、まだまだ風連地区の市民の皆さんの中にもこの差はどうなのだという意見もございまして、名寄地区は名寄地区で今の方式がベストなのかということもありますので、ぜひともそういった見解を早目に示すべきだと私は考えております。

次に、大きな項目の教育行政についてということで、日進中学校の休止という、大変60年以上の歴史を持った中で地域の皆さんが子供たち、また地域、いろんなことを勘案され、父兄の皆さんが休止という要請をされたということは高く私は評価いたしたいと思っております。今後の課題として、先ほど言われました新入生2人の安全確保に向けたスクールバスの運行について、どのように進めるのかお聞かせ願いたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 先ほどもちょっと答弁でお答えしましたが、新しく中学生となられる方につきましてはスクールバスを運行したいと考えておりますが、スクールバスの運行時間につきましては、特に部活等で帰りの時間帯が若干ずれがある部分等がございまして、その部分につき

ましては地域の方と現在も協議を進めてまいりたいと考えておりますが、いずれも生徒の安心、安全な通学の足を確保するという観点から対処をしていきたいとは考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○13番（木戸口 真議員） ぜひとも、新しく新入生になって大勢の学校に通うということで大変精神的な不安もあろうかと思っておりますけれども、そういったものを取り入れながら2人の新入生が学校に通えるような方向で進めていただきたいと思っております。

それで次に、風連日進小中学校の周辺施設の活用と今後の有効利用ということで、今までなかなか学校の住宅というのは特別枠の中で利用していたということもあって、今回はそういったいろいろな事情から高齢者の方が1人今入っておられるということでもありますし、先ほども部長のほうからもお話があったように中学校の休止ということとこれから近い将来学校の形も大分運営的にも厳しくなろうかと思っておりますけれども、そうしたときに私はやはり前々から地区懇あたりでも地元の若いそういった担い手の人にもそういった近くの住宅を提供していただきたいという声があったというふうに私は思っているわけですが、今後そういった学校がこれからどのように変わっていくかはちょっとあれなのですけれども、ぜひともそういった利用できるような方向で規則の変更ですか。そういったものをした中で地域にお任せするという言い方はちょっと変なのですけれども、地域と十分検討してその地域で有効活用できるような方向に進めていただきたいと考えておりますけれども、これについてはどうでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 学校施設につきまして、周辺につきましての部分でございますが、具体的には一番あく施設として出てくるのは教員住宅がございます。現在も人道的な見地から高齢

者の方が入居をいただいておりますが、今議員が指摘ありましたように若い方で地域の農業等の担い手の方であるとか、そういう部分につきましては若干の規則の改正等も必要となってくる場合もあるかもしれませんので、これにつきましては関係部局と協議をして、有効利用を常に地域の方々とともに話し合いながらやっていくという基本は変わらない予定でありますので、検討をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○13番（木戸口 真議員） ぜひともそういった方向でよろしく願いいたします。

あと、ちょっとプールとかスケートリンクの運営は継続されるということでよろしいのでしょうか。

あと、学校運営について、小学校だけということで、先ほどは3名ということだったので、特別支援ができれば教頭の配置もあるので、4名を確保できるのではないかというお話あったのですけれども、子供たちの地域の関係もありますけれども、そういった部分で4名になる体制だと思っておりますけれども、それで十分だという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） まず、休校措置に関してプールとスケートリンクですけれども、現在プールとスケートリンクを運営をされているわけなのですが、これにつきましては中学校が休校となりまして地域には児童生徒が居住しておりますので、今後も継続して運営をしていきたいと考えております。

あと、学校に関する教職員の部分でございますけれども、これにつきましては児童の人数の関係等で基準がございますので、これに照らし合わせて教育局とも相談をしながらやっていく形になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○13番（木戸口 真議員） 時間もあれなのですけれども、もう一点、名寄市の小中学校の施設整備計画についてお聞きしたいと思います。計画的に進めるということで、基本的な考えを持って整備計画を進めるという御答弁をいただきました。これから、耐震化のを見ますと南小学校、中央小学校が40年、30年ということで古い、老朽化しているということだと思いますけれども、今後計画を立てるといことなのすけれども、基本計画、実施計画、建設ということになると5年にかかると思うのです。3年でできるのかもしれませんが、大きく見れば5年ぐらいかかると思うのですけれども、そういったときに、もう今の時点で来年からもちろん取り組むというお話だったのですけれども、もちろん父兄とか地域だとか、いろんな中で話して進めなければならぬと思うのですけれども、具体的にこの南小学校、風連中央小学校の今後の進め方としての考え方を聞きたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 南小学校及び風連中央小学校の今後の施設整備計画の展望ということでございますが、南小学校につきましては、校舎と屋内体育館につきましては昭和45年から47年にかけて建築されておりまして40年を経過しております。それから、風連中央小学校につきましては昭和46年から47年にかけて建築されておりまして、古い部分では39年が経過しております。そういった意味では、両校は名寄市内の小中学校の中では最も時代的に古い施設となっております。また、両校とも旧耐震構造ということもありまして、耐震補強、改築、改修等の整備が必要となってくるわけでありまして。これらの部分につきましては、先ほども述べましたが、市内小中学校の適正規模及び適正配置計画の中で、その方針に基づいてやっていくことと、また旧耐震基準により建築された学校施設の耐震化も重要な課

題となります。これらを連動させまして名寄市の総合計画の中では、基本的には後期計画の中で施設整備を推進をしていかなければならないと認識をしているところであります。ただ、議員も指摘のとおり1度改築をしますと40年以上使用する学校施設整備においては、10年、20年という長期的な展望に立って保護者であるとか地域の方々の意見をお伺いして、共通認識と協力を得て効果的、効率的に学校施設を整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○13番（木戸口 真議員） これからだということなのすけれども、先ほども私言ったように基本計画から実施計画までといったら5年ぐらいかかると思うので、やはり来年ぐらいから実質の検討に入ると思うのですけれども、早期に取り組んで総合計画の後期の中にしっかり示していただきたいと考えております。

それでは、大きな項目の3点目に名寄市の短期移住体験型と滞在型観光の確立についてということで、先ほどから移住に関するのは短期でもなかなか難しいのかなという感じをいたしました。しかし、滞在型観光はしっかりと情報を提供して取り組めば、それなりに進むと私は考えているわけのですけれども、先ほど移住型の関連では問題点としてはやっぱり滞在型の施設の確保が、一応民間のを利用してというお話だったのですけれども、前回も土別ではそういった施設を2カ所持って、格安でということだったのですけれども、そういった検討がなされた中でも今の状況ではなかなかそういった施設の確保というのは難しい状況にあるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 市内にあります空き住宅、市の公共施設も含めて空き住宅の関係について改修を積算しましたら、戸当たり600万円程度かかってしまうと。それから、電話等の照

会なんかでお伺いしますと、単に滞在型でぶらっと北海道に来て名寄に来てという感じよりは、定住の考え方につきましてはやっぱり働く、その地域でひとつ自分も貢献するというか、地域の中で自分の立場をしっかりと押さえて、その中で定住、移住も含めてということみたいなので、やっぱり基盤となる雇用がはっきりしないと難しいということがまず1点ありました。それから、土別さんの場合につきましては岩尾内ダムの宿泊施設を上手に活用した部分ということで、国の助成も受けながら対応したというふうに聞いていますけれども、そこのところは土別市自体が合宿も含めて広範な取り組みをしているということで、名寄の場合につきましては合宿の関係につきましてもそれぞれサンピラー温泉があったり、市内宿泊施設等も含めてジャンプ等にも選手たち入ってきておりますので、その辺との競争をすることも含めて新たなお金をたくさんかけてするというところについても非常に難しいという判断をしましたので、せめて風連地区、名寄地区にそれぞれマンションやら、それからショートステイの関係の部分につきましても確保させていただいて、そこでの連携を強化して申し込みがあったときにはすぐ対応できるような体制をとらせていただきましたので、御理解を賜りたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 木戸口議員。

○13番(木戸口 真議員) ぜひともそのような方向で来年度に向けて滞在型、そういったものを進めていただきたいと思います。

2番目の観光による交流人口の拡大策ということで、10日の日と先ほども大石議員もいろんな関係で観光に向けたお話もしておられましたので、私はそういった意見を聞いた中ではやはり情報の発信が最も大事だということがまずだと思いますので、今後来年度に向けてホームページや何かのを見やすくするなり、日根野議員もそういった意見ございましたので、そういった方向で進めていただきたいと思います。

3番目に、最後になりましたけれども、名寄市立大学の休暇村構想についてお話しさせていただきたいと思います。第2回の定例会の中でも白井ゼミの提言の名寄休暇村、名寄で過ごす1週間ということで、実現に向けて私も前回6月には強く求めたわけでございますし、それについては実現に向けてということだったのですけれども、休暇村構想はまずは名寄に学生が在学していると、そして来ていただく方にしっかりととはっきりと情報提供できる、そして安心して来ていただける、不安なく来ていただける、そして来ていただけるからにはおもてなしの気持ちも十分持った中でできると私は考えておりますので、今回モニターツアーとしての企画ということで10名、2から3泊ということで、これから進めて具体的にそれぞれ名寄のいろんな自然のよさだとか環境のよさ、そういったものを十分満喫していただく企画を練っていただければなと考えておりますけれども、そういった具体策みたいのはこれからということでもよろしいのでしょうか。

○議長(小野寺一知議員) 茂木経済部長。

○経済部長(茂木保均君) 観光協会が中心になって、道北観光連盟と連携した中での取り組みということで、こういった取り組みを得て一つの形をつくっていききたいということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 木戸口議員。

○13番(木戸口 真議員) 十分そういった企画を煮詰めていただき、来ていただいた、それも在学のお子さん方の関係の方でございますので、そういったおもてなしを十分していただきたいと考えております。

もう一点、今学生に募集をかけるということなのですが、そういった大学側としてこの事業を展開するのに、今これからだとは思いますが、どのような取り組みをしようかと。連携していかなければならないと思うのですが、大学側としてのこのPRと学生にそういった取り

組み、ぜひともこの事業が成功するような形で大学側としてもバックアップしていただきたいと思うのですが、そういった考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長(三澤吉己君) 本学の学生から提言がございまして、具体的にそれをどう具現化するのかということで、お話がありますように味つけなり、手づくりの企画をどうするかということで道北観光連盟で今検討されていると。本学の中の協力体制といいますと、大学であの事業を実施するわけではございません。ただ、そういう企画に学生さんの意見を求められれば参画するような体制をどう構築していくかだとか、PRをする部分で私どもも協力して周知を図っていくと、こういうことはできるのではないかなと思っていますし、できる範囲で協力はさせていただこうというふうに思っております。

それと、大学でこの関係の部分で関連して言えることは、これまでもお話しさせていただいているようにやっぱり本学にお越しいただいた学生が満足して、やっぱり目的を果たして就職につくと。そのことが第二のふるさとということで、これまでも短大50年の歴史の中でお父さん、お母さんを含めてお越しをいただいて寄附もいただいているという経過がございまして、大学としてはそこをきちっと教育、研究をしていくと、こういうことが大事だろうと。ただ、できる範囲で協力はさせていただこうと思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 木戸口議員。

○13番(木戸口 真議員) ぜひともこの休暇村構想、来年の春に実現して親御さん方が喜んで帰っていただけるようなおもてなしをしていただくことをお願い申し上げまして、私の質問といたします。

以上です。

○議長(小野寺一知議員) 以上で木戸口真議員

の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長(小野寺一知議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工業の振興について外3件を、駒津喜一議員。

○10番(駒津喜一議員) 議長より御指名がございましたので、さきの通告どおりに質問をさせていただきます。

最初に、大項目の1番目といたしまして、商工業の振興についてお聞きいたします。地域経済の活性化は、地域全体の活性化にも大きな影響がございまして。特に商業活動における活性化は、市外からの訪問者からは目につくところが多く、まち全体のイメージにも影響がございまして。今まで検討された中心市街地のにぎわいの創出は大切な施策の一つです。駅横周辺の整備については、さきの議員協議会等の説明から当事者との協議により、よりよい方向に向かっていくと思っておりますが、にぎわい創出事業でもある中心部全体の中心市街地整備計画は当時のまちづくり交付金事業から社会資本整備総合交付金事業への国の補助金制度の変更による影響及び市内中心部の店舗の移転計画などによる影響により従来からの計画に変更修正があるのかどうかお知らせをいただき、ハード面、ソフト面をあわせた今後の計画についてもお聞きしたいと思います。

次に、商店街の空き店舗対策は道内に限らず、全国規模で共通の悩みとなっておりますが、この問題解消に向け取り組むことは後継者不足の問題を解決する一つの手法として、意欲ある若手経営者の支援にもなります。従来からの家賃補助は有効な支援策ですが、今までの実績と空き店舗がふえつつある現状から見て、さらに支援策が必要であり、若手経営者の中には希望する融資が受けられないで出店をあきらめている方もあります。家

賃補助に加えて、さらに出店を促す支援として設備にかかわる支援策も必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

さらに、この空き店舗支援にもかかわる中小零細企業の支援施策である中小企業振興条例及び企業立地促進条例についてもお伺いいたします。この事業は、私及び他の同僚議員からも改正の要望をしてまいりましたが、今年度それまでの要望をお聞きいただき、対象業種への制限の緩和と中小零細企業には利用しやすく改正されております。それなりに評価できるものになりましたが、補助金額の上限金額と補助割合については従来どおりの形のままで残っております。中でも用途指定地域、商業地域への補助金限度額が1,000万円に対して、市内地域を特定しない店舗事務所支援事業では限度額100万円と10倍の格差となっております。中心市街地の活性化は大切なことですが、中心小売店と郊外小売店への支援基準にこのような大きな差があることは、同じ業種で該当地区から一步外れたら10分の1しか支援されないことは不公平感を感じます。名寄市内の全体の利便性と活性化のためにも都市用途指定による補助金額の格差がない支援も必要だと思っておりますが、御見解をお伺いいたします。

次の2番目の大項目として、ロケーション誘致事業についてお聞きしたいと思います。平成16年にテレビドラマが名寄市の東病院で撮影されましたときに提言させていただきましたが、テレビ、映画、コマーシャル等の制作ロケを名寄市で行うことは、名寄市のPRを初め観光産業事業展開にも期待がされます。平成16年のテレビドラマは1度きりの放映で、ドラマ設定も名寄以外の設定でしたが、今回名寄市を舞台とした「星守る犬」の映画撮影は名寄市が舞台となり、何回も上映される可能性があり、観光にかかわる活性化が大いに期待されますし、ロケが行われたストーリーやセットは観光資源としても活用していく必要があると思っております。さらに、こうした動きをサポート

していただくひまわりのまちなよる実行委員会が設立しましたが、こうした団体と今後どのように連携してこの事業を進めていかれるのかお聞かせいただきたいと思っております。

次に、地方自治情報化推進にかかわる項目をお聞きいたします。2000年に政府が発表しましたe-Japan戦略を基軸に推進されてきました電子自治体の構築ですが、2010年までに利便、効率、活力を実現できる電子自治体を実現することを目指した新電子自治体推進指針が総務省から発表されているところであります。名寄市では、イントラネットを初めとする情報通信基盤整備も完了し、3カ月ほど前から庁内納入業者の支払い明細が電子メールで送られるなど業務の効率化が進んできています。最初に、名寄市が進めている電子自治体の進捗状況についてお聞きいたします。

次に、自治体クラウドについてお聞きいたします。LWAN回線の使用を前提とした自治体クラウド実証実験を総務省が主体となり北海道、京都府、佐賀県の3カ所で進められております。自治体クラウドを利用することは、多様化している庁内業務の効率化を進めると同時に、システム共同利用による経費節減の効果も期待できます。さらに、公益で利用できるプラットフォームの利活用がより効果的になりますが、今後名寄市のシステムはどのように対応していくのかお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、地域情報プラットフォームについてお聞きいたします。ICTを活用した地域活性化の一つとして、地域情報プラットフォームの活用がありますが、中でも地域活性化分野の移住交流支援事業は民間企業、銀行、不動産、商工会議所などのネットワーク通信システムを利活用し、地域の特徴や生活援助等の情報提供をするものですが、今までの移住交流事業は地域からの一方通行の情報発信が主体です。これからは、自治体のこうしたシステムを利用して移住交流を希望する人から

のアクセスにより、行政からの正確な生活情報を提供していくことが効率的だと考えられますが、このプラットフォームの取り組みについて見解をお伺いいたします。

最後に、データセンター誘致についてお聞きいたします。データセンター誘致による地域への効果については、昨年第1定例会にてホワイトデータセンター構想について質問させていただきましたが、今年度総務省によりデータセンター特区、構造改革特区創設に関して各自治体から募集をして、2011年春に特区が確定すれば、北海道か東北に特区を創設することになっております。当名寄市は、この募集にどのように対応されたのかお聞きいたします。さらに、もう既に時代はクラウドの時代が到来しており、自然環境など好条件を持っている名寄市は国内外を問わず、数多くあるネットウェブ会社のデータセンター誘致活動をしていくことが必要だと考えられます。この誘致の取り組みについてお考えをお聞き申し上げます。

以上をもちまして、この場での質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ただいま駒津議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目1点目及び2点目については私から、大項目3点目と4点目につきましては総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、大項目1点目、商工業の振興について、中心市街地の整備計画等についてお答えをいたします。昨年の政権交代によって国土交通省所管の従来の補助制度が大きく再編、集約され、従来のまちづくり交付金制度から社会資本整備総合交付金制度になり、平成22年度当初から事業が推進されております。名寄市でのかかわりでは、平成18年度から風連地区で進めている事業や本年度から名寄地区で進めている事業は、個別に都市再生整備計画を策定して国土交通大臣の認可を得る

事業であり、新制度に移行しても経過措置の中で自動的に新制度に移行する計画として位置づけられていることから、事業の推進に影響はないものとなっております。

また、名寄地区の都市再生整備計画の策定は、年度当初から計画策定に着手しており、8月末時点の市街地内の状況により計画を策定していることから、9月以降に変更のあった市街地の状況には対応ができていないこととなりますが、駅横地区、3・6地区、市民文化センター地区を結ぶ点の整備には大きな影響はなく、全体計画を大きく修正する状況にないため、施設整備計画及びその施設を有機的に結びつける商店街のソフト事業、市内循環バス路線の見直しなどを計画的に進めていくこととしております。

次に、商店街空き店舗の対応策についてお答えをいたします。入居を支援する制度としては、名寄市中小企業振興条例の中の商店街空き地空き店舗活用事業により名寄市都市計画用途地域の商業地域内の空き地、空き店舗に個人、団体またはグループが1年以上の賃貸契約を結び、商業等を営む目的で入居した場合、60万円を限度に家賃または借地料の100分の50を補助しております。制度の利用実績でございますが、平成20年度には3件、平成21年度には2件の補助をしております。今年度については補助の予定がありませんが、新たな入居による申請が2件あり、来年度に補助する予定でございます。また、設備に対して支援する制度としては中心市街地近代化事業または店舗支援事業があり、中心市街地近代化事業は名寄市都市計画用途地域の商業地域内で行われる、500万円以上の投資による店舗または事務所の新築や増改築などの近代化に対し、1,000万円を限度に投資額の100分の20を補助する制度で、平成20年度が1件、平成21年度が2件の実績があり、今年度は2件を補助する予定でございます。さらに、昨年度までのチャレンジ支援事業の補助内容を見直した店舗支援事業は、全市を

対象として支援するものとし、200万円以上の投資による店舗または事務所の新築や増改築に対し、100万円を限度に施設整備費用の100分の20を補助する制度で、平成21年度には2件の補助をしており、今年度は4件の補助をする予定でございます。今後とも商工業団体などと連携し、制度の周知に努めてまいります。

次に、中小企業振興条例及び企業立地促進条例についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、補助限度額を比較すると中心市街地近代化事業が1,000万円、店舗支援事業が100万円となっており、また市街地近代化事業のほうは先ほど答弁を申し上げましたとおり補助地域、補助対象地域を限定して支援してきております。これは、中心市街地に出店する店舗の近代化を図ることにより中心部、商店街の活性化、にぎわいづくりに貢献、寄与していただき、中心街の活性化に重きを置いたものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。ただ、名寄地区の北と東の地域に小売店がなく、地域住民の購買活動に不便さがあることにつきましては同じ認識を持っております。制度の見直しにつきましては、名寄市中小企業振興審議会の中でどのような支援が望まれるのかなどの御議論をいただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、大項目2点目、ロケーション誘致推進事業について、観光資源としてのロケーションの活用についてお答えをいたします。制作会社の意向があり、撮影終盤まで公表することができませんでしたが、東宝株式会社制作、瀧本智行監督による映画「星守る犬」の撮影が去る8月12日から27日まで道立サンピラーパーク、ふうれん望湖台自然公園、智恵文ひまわり畑、名寄市内商店街、市役所名寄庁舎、市立大学、市立図書館、名風聖苑などで行われました。映画撮影期間中は俳優、スタッフ合わせて約60名が名寄に滞在したことで一定の経済効果があったものと思っております。また、

撮影には多くの民間企業、市民エキストラや昼食接待のボランティア等の地元協力があり、十分なおもてなしを行ったことで撮影スタッフからは名寄が一番よかったとの感想もいただいております。

なお、今月17日から21日につきましても冬の場面の撮影が予定されており、その後来年6月には全国公開が予定されているところでございます。市民初め全国の多くの皆様にぜひ映画館でごらんいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

名寄市そのものを舞台にした映画でございまして、映画公開により名寄の名前とひまわり畑が映画の感動とともに全国にお届けできることとなります。映画撮影が行われた先行都市の例を見ても映画のヒットとともに多くの観光客が撮影地を訪れています。このことは、映画撮影地を訪れる観光客に対し名寄のまちをPRする最大の好機と当初から考え、撮影のために建築した家につきましても撮影終了後に解体するのではなく、来年公開後の観光利用に耐え得る仕様で建築していただき、過日制作会社から無償譲渡を受けておりますので、観光資源として活用してまいります。映画撮影成功のための地元協力と映画公開後の新たなひまわり観光振興を目的に、ひまわりのまちなよろ実行委員会が設立されており、映画を見て感動し、来名される観光客の皆さんに名寄イコールひまわりと、もう一度感動していただけるような事業展開を考えてまいります。今回の映画撮影の成功が何よりも重要であり、制作会社や撮影関係者に対し名寄は撮影好適地との認識が生まれることが財産と思っております。今後の映画等の撮影誘致につながるよう情報発信を適切に行い、今回の経験を生かして対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(小野寺一知議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 私のほうから3点目の地方自治情報化ICTについて、電子自治体の進捗状況についてお答えします。

当市では、平成15年に国の補助を受けインターネット基盤整備事業を実施し、高速通信ネットワークを活用した各種業務システムの構築に取り組んでまいりました。まず、市民の皆さんにサービスを提供する上で欠かすことのできない基幹システムである総合行政システムでは、現在住民記録や税に関する業務、また福祉、介護に関する業務など30業務システムを11部署が活用しております。さらに、連携業務システムとして上下水道料金管理システムや生活保護システム等が稼働しております。このうち最新のシステムは、昨年6月に稼働した戸籍システムで、戸籍や戸籍付票等を電子データ化し、システムを電算化した結果、戸籍に関する証明書等の発行や戸籍の作成に要する時間が大幅に短縮され、窓口に来られた市民の皆さんの待ち時間の短縮に成果を上げております。

次に、行政内情報システムでは、名寄市ポータルサイトを昨年リニューアルし、わかりやすい、知りたい情報を探しやすいポータルサイトづくりを目指しました。ホームページによる市民への情報提供は、職員がタイムリーに発信できるようシステム化されています。また、財務処理業務では、システムの導入により正確で迅速な会計処理を実現しています。このほかにもグループウェアを活用した職員用ポータルシステム、人事管理及び職員給与管理システム、地図情報検索システム、行事案内掲示板システム、職員認証基盤システム、電子ファイル共有システムなどが稼働しており、事務の効率化にも成果を上げています。また、当市では市内の小中学校全校をネットワークで結び、あわせてすべての教職員にパソコンを貸与し、教育行政のネットワーク化と情報交換に役立てています。このように名寄市では、電子自治体の構築を目指し、情報化を推進してきたところですが、今後もより一層各業務システムを有効に生かし、市民の皆さんにその利便性をフィードバックできるよう努めてまいります。

自治体クラウドの取り組みについてお答えしま

す。近年さまざまな分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティングを電子自治体の基盤構築に活用していこうとするもので、平成21年度から総務省がこの自治体クラウド開発実証実験に取り組んでいるところで、現在の状況としては実験の最終段階ということであります。自治体クラウドは、地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、L G W A N等の通信網を活用し、市町村がこれを共同利用することにより情報システムの効率的な構築と運用を実現しようとするもので、これはサーバーなどの高額な機器やシステムを独自に持つ必要がないため安価に業務システムが利用でき、煩雑な管理が不必要という利点があります。一方、標準的なパッケージを使うことによる自治体独自のカスタマイズが制約されることの業務への影響、庁舎外にデータセンターがあることや通信速度の制約と安定の確保及びセキュリティの対策、システム開発会社により異なる住民情報のデータ構造や表現の標準化、委託先事業者の監査方法のあり方などが検討事項として取り上げられています。最新の技術を駆使したこのクラウドコンピューティングは、行政業務システムに大きな変革をもたらすものと思われませんが、当市としましては先ほど申し上げました検討されるべき事項が解決されることを前提として、安全面や財政面も考慮しながら自治体クラウドへの参加や活用について内部協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域情報プラットフォームの活用についてお答えします。地域情報プラットフォームは、自治体が持つ情報システムを初めとした官民にとられない地域内外のあらゆる情報システムを全国規模で連携させるための共通基盤のことを言い、国が平成18年から推進する事業で、現在各分野における実証実験が進められているところであります。移住交流事業に関しましても実証実験が行われ、さまざまな提言や課題が報告されています。地域情報プラットフォームを活用するものとして

ワンストップポータルがあります。例えば移住交流に関する情報提供は、この総合案内所ともいうべきポータルサイト1カ所を訪れることによって官民にとらわれることのない幅広い生活関連等の情報収集が可能となり、移住希望の方が抱かれる不安を官民一体でフォローすることができるかとされています。このようなワンストップポータルを構築するには、自治体及び民間が保有する情報システムの形態を標準化し、それぞれのシステムを共通基盤上で連携、稼働する必要があります。それには市のみならず産、学、官一体となった取り組みが不可欠であります。今後この地域情報プラットフォームに関する実証実験の結果による国や道の動向に注意を払うとともに関連情報を収集し、今後どのように取り組んでいくか研究をしたいと思っております。

大きな項目4点目のデータセンター誘致についてお答えします。データセンター誘致の取り組みにつきまして、自社のコンピューターシステムを利用するのではなく、インターネットを通じたコンピューターシステムを利用し事務処理を行う技術、いわゆるクラウドコンピューティングを採用する企業等が増加していることから、データセンター市場は拡大傾向にあります。特に北海道は、冷涼な気候と自然災害発生の可能性が少ないことから、データセンター立地に大変有利な条件が備わっております。

平成21年4月15日に北海道が要望しておりました霞ヶ関自治体クラウド事業で、全国3カ所に建設するデータセンターの第1号が石狩市に決定いたしました。当市におきましても駒津議員から同年3月定例会で質問をいただきましたので、平成21年4月10日、道の企業立地推進局産業立地課と協議をし、今後のデータセンター誘致の可能性を検証すべく北海道データセンター立地アセスメント委員会による立地評価項目に基づいてデータセンターが誘致可能と想定できる4つの市有地に絞って環境調査を行いました。平成21年

6月に、緑丘第2団地跡を想定した市有地では面積が狭いこと、さらには用途地域ではデータセンター建設は不可能であること、また市有地以外の場所になれば場所の選定、インフラ整備、土地の買収、地域住民への説明、用途区域の変更など相当程度時間を要するという結論となりました。今回の総務省によるクラウド特区構想は、地域活性化効果に非常に期待できるものではありませんが、国内最大級のデータセンター施設であることから広大な面積が必要であると予想されるとともに、この特区構想は来春にも創設予定とされていることから、名寄市としては時間的にも誘致条件を満たすことは難しいと判断をいたしております。今後北海道が道内をデータセンターの拠点とし、位置づけたい考えを示していることやデータセンターは雪氷、熱エネルギーの利用が可能であること等から、データセンターの誘致の可能性を探っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○10番（駒津喜一議員） 各項目で御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、商工業の振興策であります中心市街地の整備計画についてお聞きしたいと思います。昨年の該当する商店街にアンケートをとりまして、そのアンケートの結果、その中で駅周辺の整備は町中の活性化には結びつかないのではないかとこの該当商店街の一個人の方からの回答があったのが目についたのですけれども、今回駅周辺整備を含めた整備がされるわけですけれども、そういった疑問を払拭するためには駅前周辺より該当商店街のかかわり合いというか、こういった形で相乗効果を持って連携を保っていくのか、お考えがあればちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 名寄地区の市街地の整備計画については、先ほど申し上げましたよう

に都市再生整備計画でということ、大きくは駅横の部分、それから3・6の部分、そして文化センターの市民ホールというような形で大きくはそういう計画になっております。駅横地区については、御案内のとおりこれまで何ら整備が行われなかった地区であるというところで、バスターミナルを中心とした複合交流施設、さらには民間のほうでそれぞれの集客施設あるいは住宅等を整備するということであります。そして、3・6の計画については、まだ具体的にはなっておりませんが、でき得れば再開発事業でというようなことでそれぞれ会議所なり、それぞれの商店街のほうに持ちかけておりますけれども、今現在のところは具体的な計画の内容にはなっておりません。そういう中で、駅横地区を整備することによって6丁目あるいは5丁目には一つの形として整備することによって活性化が図られるという一つの初めの足がかりをつけたいなというのがあります。さらには、当然のように大きな計画の中では都市機能の強化、市街地の整備によるにぎわいと活力あるまちづくり、あるいは公共交通機関の充実などによるアクセスしやすい利便性の高いまちづくり、緑地等の整備で快適なまちづくりというようなことで、駅から3・6のほう、あるいは病院のほうに向かってというようなことでの動線をつくっていききたいなということで、それぞれの個店の部分ではソフト事業というような展開も計画しておりまして、それぞれお店の周りのサファード事業というようなことで、そういったお店の化粧直しの事業も計画しておりまして、そういったことを一つ一つやることによって駅から4条、4条から病院、そして文化センターのほうにというような一つの流れをつくっていききたいと、こう考えております。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○10番（駒津喜一議員） 全体的には、当時の計画から変更なく推移しているということで、また駅前の複合交通センターの関係から、交通機関

等によって相乗効果のある程度持たせていくことですけれども、一番大事なことはやっぱり中心市街地が個々のお店が近代化の整備をしてアーケードなり、またはアーケードをとった商店街の景観づくりなど、そういったものは駅前と同時に進んでいくのが一番いい方法だとは思いますが、こちらのほう、中心街のほうはまだ計画の段階なので、これから進んでいくのだろうというふうに思っておりますけれども、ただやっぱりこういう計画を進めるに当たって、やはり該当する商店街の基本になるのは商店街の構想、商業地区の構想が一番軸になると思います。集大的には市民の御意見とか、いろいろな周辺地域住民の意見というのは聞く必要があると思うし、反映しなければいけないのですが、基本になるのはやっぱり商業地区の該当する商店街のお考えというのを取り入れないと無駄になってしまいますので、その辺は該当する商店街との方々とこれからも数多く話し合いを持っていただいて進んでいかれることを望んでおきます。

それと、空き店舗対策なのですが、壇上では設備のほうも設立というか、設置したほうがいいのではないかとこのように提言をさせていただいたのですが、部長のほうからの答弁のほうでは近代化事業ですか。中心街近代化事業の補助金があるので、これで該当をさせたいという答弁をいただきました。ただ、この近代化事業というのは設備が500万円以上の設備でないと該当しない補助金なのです。今ある空き店舗の中に、この上に壊してビルを建てるのなら500万円以上はかかるかもしれませんが、大抵の場合は500万円以内の設備が、既存の店舗をちょっと改造して入るといったパターンは大体500万円以内の金額で設備されるのが多いと思います。そういったことで、この近代化事業の補助金がすべての希望する方々に該当するかといたら、大抵の場合はこれは該当しないと思うのです。

それで、先月の新聞の報道によりますと、各地

区の空き店舗のそれぞれの対応策として、北海道新聞なのですけれども、空き店舗の支援策として記事が載っております、2つのまちを事例にして載っております。1つは、苫小牧の空き店舗の支援と。もう一つは、岩見沢市の設備の支援策ということで2つの事例が載って報告されているのですけれども、苫小牧の場合は名寄市と同じように月5万円を限度とする、月5万円とするという支援ということで年間60万円ですか。同じ形でやっておられるのですけれども、ただ最後のほうに、空き店舗に入る申し込みの件数はふえたそうです。ただ、最後の記事のほうで補助対象になる1年間、この期間が過ぎて移転したり廃業したりする店舗があらわれ始めたということで、非常に危機感を持った締めくくりとなっております、その反面岩見沢市は空き店舗に入る場合は設備に対して限度額最高200万円、こちらのほうは200万円というふうになっておりますけれども、この200万円の補助をするというふうに、そういう施策を行っているのですけれども、これは結構効果を得て昨年11月で94件あった空き店舗が現在では80件に減ったという記事の内容です。先進のこのまち、岩見沢両市に行ってこのことを視察したわけではないので、細かいことはわかりませんが、こういった記事を拝見すると家賃補助よりも、いわゆる壇上では今までの家賃補助に加えて設備もどうですかという言い方をしましたが、逆にこの記事のとおり家賃補助のかわりに設備補助に切りかえてはどうかという、そういった構想も生まれてくると思うのですけれども、この考えについてちょっと伺いたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 茂木経済部長。

○経済部長(茂木保均君) 非常に空き店舗の部分とその空き店舗を借りてそこを設備するという部分ですけれども、当然やられる方は将来的にわたってというような前提でやられるのでしようけれども、この部分についてそれだけの設備投資ができる前提がきちっとできてやればいいかな

というふうに思っているのですけれども、今の状況の中ではこの空き店舗の部分については家賃と地代ということの部分ということになっておまして、500万円という一つの部分、500万円以上といたらあれですけれども、それ以外に店舗支援事業というのがあります。この部分ですと200万円以上という形になっておりますから、この辺の部分との関係で調整できないのかというようなことがあります。それで、この辺については今御提言もありましたし、先進的な事例もございます。このたぐいにつきましては、いろんな条件を出しながら中小企業振興審議会、ここで協議をいたしてございますので、今回の御提案の部分も含めてここで協議の場をつくりたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 駒津議員。

○10番(駒津喜一議員) 私は、後で述べる振興条例と企業立地促進条例につきましては、これはまた別な意味で設けている制度だと思っております。空き店舗の支援策とはまた別に新たに組み込まなければいけないなというふうに考えていますので、今までの家賃補助ではもうそろそろ限界ではないかなという危機感もありますので、こういった設備だけ、空き店舗対策として設備の支援をしますよという、そういう施策の仕方も必要でないかというふうに思いますので、ぜひ今後はそういったことも踏まえて空き店舗対策として考えていただきたいなというふうに思いますので、要望しておきます。

次に、企業振興条例と企業立地促進条例についてでございますけれども、都市用途指定地域なのですけれども、新しく先ほど触れました近代化事業の補助金なのですけれども、この項目がちょっと指定の区域の項目が変わりまして、現在では商業指定地区でなければこの補助金は当たらないという形になっております。

それで、ちょっと私なりに調べたのですけれども、この大通の線上としまして中央通のほうから

その商業地区がぶつんと切れるのです。それより北は住宅地区というふうになっている反面、4条通が商業地区になっておりますけれども、間のより中心部に近いところが住宅地となってこれは該当しないという。前の範囲の指定の仕方は、中心部からたしか半径500メートル以内でしたか。これならば、大体中心部という意味合いがわかるのですけれども、この商業地区の指定というのはかなりまばらにできていて、先ほど部長が答弁されました中心部に商店が設備されることを計画してというか、そういうことを望んでこの用途指定地区にしたという経過をお聞きしたのですけれども、私は中央通に近い商業地区が名寄市の商店街の中心部だとは考えられないわけですし、だれが見ても。それで、その用途指定地区の商業地区のあり方がおかしいということは私は言っているわけではなくて、これは用途指定地区はそれなりの別な目的で非常に大切な都市計画の一部であるわけですから、これは不自然だとか、そういうことを言うのではなくて、この補助金に対して中心市街地に出店するに当たり、その用途地区にあわせた経緯が非常にわからないので。ただ、説明いただいた部分では、まちの真ん中に店を多く設備というか、出してほしいという答弁でしたので、いま一度この経過について詳しく再度御説明いただきたいと思います。用途指定地区にした理由です。

○議長(小野寺一知議員) 茂木経済部長。

○経済部長(茂木保均君) これは、都市計画上の用途地域と用途地域の商業地域というような、そういう用途指定に基づく形にしたというのは、やっぱり基本的には先ほど言いましたように中心街に少しでもぎわいをつくりたいというのが大前提になっているかと思うのです。ただ、今言われたように全体的な部分で考えたときに、必ずしも今議員が言われたような部分でないところもあるということで、ここについては基本的な部分はありますけれども、これについても当初の答弁でも申し述べましたように名寄の北とか東側のほう

に非常に小売店が少なくなっているという、こういう現状もありますので、こちら辺については見直しが必要なのかどうかということを含めて、これも中小企業振興審議会の中で議論をさせていただきたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 駒津議員。

○10番(駒津喜一議員) 審議会を通して検討していただくということですので、ぜひそうしていただきたいと思います。

私のほうからちょっと考えがあるのですけれども、中心市街地というのは特定しづらい地域だというふうに思います。今アーケードを有している商店街というのは、アーケードの負担金とか、そして会員が少なくなったら、残った会員がそのアーケードの負担金を負担しなければいけないという非常に出店しづらい要件の一つとなっているわけなのですけれども、こういったまちの中心部に店を出してほしいという、そういう目的であれば、例えばの例ですけれども、アーケードを有している商店街に出店する場合はこういう助成制度をつくりますよという、それ以外のところは余り補助金の金額に差をつけない、せいぜい2分の1というか、1,000万円でしたら500万円の補助とか、そういった支援策が必要だと思います。先ほど言いましたように、その中央通から手前が1,000万円の補助金を得られて、そこから一歩でも北のほうに行ったら100万円の補助金で、これはもう本当に中心部と言われてもそこが中心部なのかという疑問さえ起こるので、この中心街の指定の方法をぜひ再度検討していただくようお願いを申し上げておきます。よろしく申し上げます。

次に、ロケーションサービス事業なのですけれども、この原作の本を私も読ませていただいて、非常に名寄の自然とマッチした物語だなというふうに思いましたし、ストーリーが非常に泣ける本のベストセラーの1番になったという理由がよくわかりました。したがって、全国にこの映画

というか、この原作のファンの方はたくさんいらっしゃるのではないかと推測されます。ぜひこのロケーションの資産を観光資産として活用していただきたいのですけれども、ちょっと気になるのがこのロケに使った大道具、小道具あるいはそういったロケの建物とか、そういうものが保存状態というか、保存できるものなのか、それとも向こうの制作会社の方が壊して持ってってしまうのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長(小野寺一知議員) 茂木経済部長。

○経済部長(茂木保均君) 大道具、小道具、いろいろたくさんあるかと思いますが、ちょっと私も全体的には把握しておりません。ただ、サンピラーパークの上のほうに建てた家だとか、いろんな農機具小屋だとかありますけれども、あれについては今回そのまま残していただいて東宝のほうから譲渡を受けたということで、これは何とか観光資源に利用したいというふうに思っておりますし、それから玉山鉄二さんが乗った自動車ありますね。あれについてもいただいたということでございまして、これらも観光資源にしたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 駒津議員。

○10番(駒津喜一議員) 名寄をPRするには本当にいい機会ですので、ぜひそういった大道具、小道具も観光の目玉として残していただいて、今度つくる名寄市を紹介するパンフレットにもこのロケのPRを紹介するという形で組み込んでいかれたらいいのではないかと思いますので、御提言申し上げます。

続いて、時間がないので、はしょってしまいますけれども、自治体クラウドについてお答えいただいたわけですが、平成18年度から電子申請を中心としましたサービスが始まっています。今道で協議会をつくっておりますHARP構想について、名寄市としてはどのような方向で進めていかれるのかお聞きしたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 今駒津議員がおっしゃいましたように、道と多くの北海道内の市町村が加盟しています北海道電子自治体共同運営協議会で電子申請を中心としたHARP構想ということで現在動いています。これもプラットフォームの一形態ということで、ある種先取りをしたようなものだというふうに理解をしまして、道の説明によりますとプラットフォームを主に行政が利用する業務システムを連携させまして、安価で利便性高いシステムをクラウド形式で提供をできるように実験を進めていますと、そういうふうに説明がありまして、実験期間が終了した後希望する自治体に提供する計画であるということでもありますので、この辺につきましては、クラウドとHARP構想につきましては密接な関係を持っておりまして、今後HARP構想がこの線に沿って発展的に進んでいくものだというふうな認識をしております。

○議長(小野寺一知議員) 駒津議員。

○10番(駒津喜一議員) HARP構想並びに自治体クラウドにつきましては、名寄市としては十分対応できる設備を持っていると思いますので、ぜひこの利活用についてこれからも推進していただきたいというふうに思います。

あと、電子自治体で、6月ぐらいに電子自治体推進フェア2010年というのが大阪で開催されました、これはこういったただいま質問をしたプラットフォームの利活用並びにクラウドの技術的なテクニカル、そういったものをフェアといいますが、一般の民間企業も参加した総務省が後援になったフェアなのですから、これに名寄の職員が参加されたのですかというふうにお聞きしましたら、だれも参加していないとお聞きしたのですけれども、これから到来するクラウドの時代に一番心配されるのはセキュリティーの問題でありまして、セキュリティーを完全に完備するには正確に言えばCIO、最高情報統括責任者の育成

が一番なのですけれども、その前段階としてこういった先端技術のフェアに職員の方が参加して、そして参加することによって他の行政がどのように取り組んでいるか、情報交換もできるわけですから、こういう機会というかイベントがありましたらぜひ検討していただいて、職員の方が参加するような形をとっていただきたいというふうに求めておきます。

最後に、データセンターの誘致事業なのですけれども、データセンターの誘致に関しての経過はお聞きしたのですけれども、特区が北海道というふうに確定すれば、今申請が出ているのは石狩市、岩見沢市、美唄市がそれぞれ指定されるというふうに認識しておりますけれども、確かに石狩市は好条件がそろっておりますけれども、申請しているほかの都市は必ず100%ただいま答弁された項目をクリアしているかどうかというのはわからない部分もありますけれども、先般市政クラブ、私たちの会派で石狩市に視察研修いたしまして、この石狩市がさくらインターネット株式会社とデータセンターの誘致成功を取りつけたという、契約の段階ですけれども、そういった誘致に成功したという事例を詳しくお聞きしてきたところでございます。石狩市の条件というのは、石狩新港ができて電源も太い電源が2系統とれるという条件もありまして、また石狩新港という非常に条件のいい土地が確保できるという、そういった好条件があるのですけれども、この特区の話というか、申請をする前に実はこの石狩市長さんがみずからこの民間のウェブ会社、大手、中堅、そういったサイト会社にみずからセールスをして、たまたまその1社のさくらインターネット株式会社がこの市長の要望にこたえていただいたという経緯がございます。職員の方からそうお聞きいたしました。

やはり国でやっているデータサーバーというのは、いろいろな条件が満たなければいろいろ対応できないという面がありますけれども、この星の

数ほどある国内外を含めてたくさんあるウェブ会社では、北海道が寒くて一番いいというその理由は、データサーバーを冷やす冷却熱が外気温で3分の1以下の消費電力で済むという、これが一番のメリットで北海道で物色しているわけですから、この機会を逃すのは非常にもったいないというふうに思います。今回の特区についてはいろいろな申請、答弁いただいた申請がいろいろな部分でハードルが高かったという、そして時間がかかり過ぎるといふ部分は理解はできるのですけれども、最後に部長がおっしゃったようにこれからもこういった動きに注目をして取り組んでいきたいという言葉も信じて、ぜひこういった動きに対して敏感になっていただいて、データセンターの誘致について取り組んでいただきたいなと思います。

といたしますのも、ことしの東京なよろ会の記念祝賀会で木原会長ですか。壇上で、名寄はデータセンターを誘致するのに最も適した場所だという東京なよろ会の会長さんからの推薦のお言葉もいただいているところでありますので、ぜひ今回の特区から漏れたとってあきらめないで、民間のウェブ会社はいっぱいありますから、この民間の会社の一つでもいいから名寄市に誘致できるように取り組んでいただきたいと思います。

また、こういった石狩市は特例、税制の特例とか土地の特例とか免除とか、いろいろな優遇措置をしてさくらインターネットも誘致するのですけれども、この誘致期間が過ぎればさくらインターネット株式会社から何億円という市税が、固定資産税なりそういったものが入る見込みであります。したがって、名寄市の財源を潤すためにもこういった誘致事業というのは、これが大変重要な項目ではないかというふうに思います。そこで、最後に加藤市長に選挙公約にもありましたトップセールスをみずから行って、そして株式会社名寄市、民間企業的名寄市行政を目指すという公約にも2項目ございましたので、こういった取り組み

について市長の御見解をお聞きしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今議員からお話しいただいたとおり、東京なよろ会の皆さんでこのクラウド構想の正式な御提案をいただいたのですけれども、さきの10月の総会で今回は厳しいということで見合わせさせていただきました。用地も含めて十分な広さと、また計画をつくるのにちょっと時間が足りないということも含めて今回はそういうことでしたけれども、引き続きお話、部長からもしましたとおり可能性は探ってまいりたいというふうに思っています。いずれにしても、こうしたことも含めて、おっしゃるとおり地域の経済の活性化のためにトップセールスということは必要なだろうというふうに思っていますし、そのためにも名寄という地域の名前をまずは全国の皆さんに知っていただくことがこうしたことでもつながっていくのかなというふうに思っています、来年度はそうした1つチャンスの年であるというふうにとらえていまして、皆様方にもそうした情報の提供も含めていただければ私はどこでも行きますので、お願いを申し上げたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で駒津喜一議員の質問を終わります。

風連地区公共施設移転後の利用について外1件を、田中好望議員。

○17番（田中好望議員） 議長より御指名を受けましたので、通告順に質問をさせていただきます。

大項目1の風連地区公共施設移転後の利用について、小項目1点目の福祉センター解体後について。福祉センターは、風連地区市街地再開発事業にて風連地区の生涯学習の核と位置づけ、福祉センターと母と子と老人の家の機能をあわせ持たせた地域住民の集う拠点としての施設として、ことし4月にオープンしました地域交流センターに移転をいたしました。その後、福祉センター跡地の

将来展望は市民要望も含めてどのように行うかお伺いをいたします。

2点目の風連国保診療所について。診療所につきましても再開発事業により駅前への移転は交通機関へのアクセス等がよく、（仮称）風連健康センターと整備をされることからスケールメリットも期待できる評価をしているところでございます。移転後の解体時期及び跡地利用についてお伺いをいたします。私としては、より有効な利活用を望んでいるところでございます。

3点目の風連中学校跡地、いわゆる私が当初申し上げました風連地区公共施設、この風連中学校も公共施設ということで御理解をいただきたいと思えます。このことにつきましては何回かお聞きをしておりますが、移転後平成23年に解体工事を行うということでありましたが、総合計画、前期実施計画の見直しで平成24年に解体ということですが、その前に現在の校舎の利用についてお伺いをしたいと思えますが、今回はこの校舎の高齢者等への施設利用としての可能性がないのかどうかをお答えをいただきたいと思えます。

次に、大項目2の今後の名寄市農政課題について、市の農政課題といたしましても数限りないだけであろうかと思われませんが、それぞれ今回の定例会も農業、農政問題について何人かの議員が質問をしておりますので、それとはまた別な形で、私の判断かもしれませんが、即座にある程度取り組んでいただきたい2点の項目を挙げさせていただきます。

1点目の後継者、担い手確保についてでございます。後継者、担い手の確保は厳しい状況ではありますが、最近の後継者の就農状況はどのようになっておられるのか。現在行われております後継者対策、市で行っている担い手対策についてお答えください。

2点目の農地流動化対策についてでございます。今後農地の流動化が進まない状況になると予想されますが、最近の農地あっせん実績についてお知

らしてください。また、空知の栗山町に財団法人栗山町農業振興公社が設立されております。農地流動化対策、担い手確保、育成事業等も含まれておりますが、本市としてどのように判断されているのかをお伺いをいたします。また、平成21年度の農地法改正で農地利用集積円滑化事業が創設されました。これも農地流動化に向けてがメインの制度でございます。事業内容と市としてどのように取り組むかをお答えをいただきたいと思っております。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま田中議員から大きな項目で2点の質問をいただきました。大きな項目の1つ目は私のほうから、2つ目は経済部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、大項目の1つ目、風連地区公共施設移転後の利用について、福祉センター解体後についてお答えします。福祉センターは、風連地区の公民館活動、文化活動の拠点として整備をされまして、名寄市地域防災計画第5章、避難救出計画、収容防災避難所に位置づけられていましたが、耐震化改修が未了であること、また都市再整備計画を活用した風連本町市街地区再開発事業により代替施設として地域交流センター、風っ子ホールを新設することに伴い機能の充実とコンパクトなまちづくりが可能になるなど風連特例区協議会を初め、各団体等と協議をしましてまいりましたが、行った結果施設の解体となったところであります。平成12年に増築となりました北側部分につきましては、施設の改修を行いまして図書館に併設されております風連児童会館で行って来ました放課後児童健全育成としての風連児童クラブ専用施設として平成23年1月からの運営を予定しております。福祉センター跡地の利用であります。都市再生整備事業により市街地環境の改善と児童の安全、安心な遊び場の確保を図る目的で緑地広場の整備を行っているところであります。今後とも風連地区

の放課後児童が健全にはぐくむ場として活用されるものと考えております。

次に、風連国保診療所についてであります。都市再生整備計画を活用した風連本町市街地区再開発事業により、現在工事中であります風連地域の保健センター的機能を持ちます風連国保診療所が風連駅前に平成23年3月に完成し、同年5月に移転する運びになっております。JR風連駅に近く、国道、道道に面し、バス停がそばにあることから通院に便利であり、高齢者等に配慮したものになっております。なお、現在の風連国保診療所につきましては、国土交通省所管事業の社会資本総合整備交付金による個別事業の交付金が交付されることとなり、本年7月に名寄市社会資本総合整備計画を策定しまして、北海道及び北海道開発局を通じて国交省本省と協議を進めてまいりましたが、事業内容が採択基準に適合しているとの回答があったことから、風連国保診療所につきましては平成23年度駅前に移転後解体をし、市街地の環境改善と公共駐車場として整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、風連中学校の跡地についてであります。今月16日以降に移転を行った後、風連国保診療所と同じく社会資本総合整備交付金事業による校舎解体工事及び緑地整備事業を平成24年度で計画しているところであります。なお、施設の利用につきましては、昭和39年10月完成の築後46年と古い建物であり、耐震診断等を行ってきた結果、危険校舎に認定されておりますので、安全性、改修費用等を考慮して今後の使用は考えておりませんので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは、大項目2点目の今後の名寄市農政課題について、初めに後継者、担い手確保についてお答えをいたします。

近年の厳しい農業情勢により農業者の高齢化、担い手不足が本市においても顕著でございます。

最近5年間の後継者及び新規参入者の就農状況ですが、平成18年は8名、平成19年は8名、うち新規参入者1名、平成20年は9名、平成21年は6名、平成22年は5名となっております。

後継者対策といたしましては、1つには農業後継者の就農を奨励するために農業後継者育成奨学金を受けた方への助成、また奨学金を借りずに就農及びUターン就農をした方へ助成する農業後継者就農奨励補助金の制度を実施いたしております。2つには、名寄市農業後継者対策協議会においては、主に後継者の婚活に関する事業を行っておりまして、ことしは美深町と共催で道内女性を対象に3回にわたって当地に出向いていただく農婚塾in名寄・美深というツアーを女性11名、地元男性12名の参加で行い、現在も数組のカップルが交流されていると聞いてございます。

担い手対策の取り組みといたしましては、1つには地域農業における担い手及びリーダーの育成を図るため中長期の調査、研修に助成する地域農業担い手育成事業、2つには農村青少年の組織化された団体を対象に自主的活動等を助長し、農業後継者の育成確保を図るために支援する農村青年活動支援事業、3つには農家子弟が所属する経営体から自立した取り組みにチャレンジする経費に対して助成する農業青年チャレンジ事業、4つには新たに農業を営もうとする者に対して新規就農者等の早期定着及び経営の安定を図るため助成する新規就農者等の支援事業等を行っております。後継者及び担い手対策につきましては、国の農業政策に大きく影響されるわけでございますけれども、名寄市といたしましては今後も地道な対策を進めるとともに、JA、農業委員会など関係機関と連携し、有効な対策を実施してまいります。

次に、小項目2点目の農地流動化対策についてお答えをいたします。初めに、最近のあっせん状況でございますが、平成20年度におきましては31件、124.5ヘクタール、風連地区は24件

で77.9ヘクタール、名寄地区においては7件で46.6ヘクタール、平成21年度におきましては45件、139.6ヘクタール、内訳は風連地区20件、55.8ヘクタール、名寄地区が25件、83.8ヘクタールとなっております。平成22年、今年度の11月現在におきましては15件で47.3ヘクタール、内訳は風連地区12件、41.2ヘクタール、名寄地区3件、6.1ヘクタールとなっております。現在のところ農業委員、また農地流動化推進員の方々の努力もあり流動化されておりますけれども、将来的には条件不利地において流動化が進まず遊休農地化する状況が危惧されております。

お尋ねでございました財団法人栗山町農業振興公社の関係でございますが、北海道でも先駆的な農地保有合理化法人であります。貸付事業と管理耕作が主な事業となっております。道内の農地保有合理化法人は、農協の運営が11、第三セクターであります農業振興公社が4、市、これは稚内市なのですが、が1となっておりますが、なかなか実績が上がっていないという実態と伺っております。

また、お尋ねの農地法改正による農地利用集積円滑化事業の関係でございますが、事業の目的といたしましては認定農業者等の農業経営体への農地の面的な集積の促進であります。実施の主体は、農地利用集積円滑化団体として市町村、農業協同組合、市町村公社、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会となっております。また、事業の内容でございますけれども、1つには農地所有者代理事業といたしまして、農地利用集積団体が農用地の所有者からの委任を受けて代理で当該農用地を売り渡し、または貸し付けを行うことができます。2つ目として、農地売買等の事業として、農地利用集積団体が農用地を買い入れ、または借り受けて当該農用地を認定農業者等に売り渡し、または貸し付けを行う、こういった事業ができることになってございます。簡単に申し上げますと、

売りたい、貸したい農地所有者がこの農地利用集積円滑化団体に農地を委任し、この団体は認定農業者等へ売り渡し、貸し付けを行います。この団体は、農地の売り渡し、貸し付け等が行われるまでの間、農地を維持管理することとなります。この事業につきましても本州の所有面積が少ない地域では有効と考えておりますが、北海道のように集積されている地域におきましては、現在のところ取り組みが進んでいる地域は非常にまだ少ない状況でございます。法改正が行われたばかりでございますので、今後も情報の収集を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(小野寺一知議員) 田中議員。

○17番(田中好望議員) それぞれ御答弁をいただきました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず公共施設の関係なのですが、福祉センターの解体後については市街地環境の改善と児童の安心、安全な遊び場の確保ということで緑地広場にするという回答でございました。国保診療所については、市街地域の環境改善として公共駐車場ということで考えているということでございますし、中学校校舎については、これは皆さんそれぞれ御承知かと思っておりますけれども、旧風連町時代から耐震化診断では危険校舎ということになっていたわけですが、高齢者の方々から学校としてはそういうことなのでしょうけれども、いわゆる高齢者の施設というのはそういう耐震度とか、そういうのは該当するのですかと言うから、私はそのとき一応公共施設だからそうなると思うのですというふうにお答えをしたのですけれども、現実的には、例えば100%あり得ないかもしれませんが、今の風連中学校の跡地にそういう公共施設等をやったときに、いわゆる法律的なことで違反になるのかどうか、もしかわかればお知らせ願いたいのですけれども。

○議長(小野寺一知議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時31分

○議長(小野寺一知議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 田中議員から質問ありました件につきまして、過去名寄でも古い学校が用途廃止した後、営農集団の農機具格納庫等に使った事例はございます。今回の部分につきましても補助金等の縛りが該当していないというふうに聞いておりますので、そういう面での縛りはないかと思っておりますが、老朽化した建物を改めて一部壊して一部活用するとかという場合につきましては、新しい建築基準法の適用を受けますので、新築に匹敵するぐらいな改修費用がかかるものと考えておりますので、現実的には非常に高齢者の方々の施設として使うことについては難しいという判断をしております。

○議長(小野寺一知議員) 田中議員。

○17番(田中好望議員) 10分間休憩させて申しわけないと。多分そういうことだと思ったのですけれども、全く可能性がないのかなということでお尋ねをしたのでありまして、そうであればいわゆるこれから少子高齢化がどんどん進んでいくということで、福祉センターのところへ風連地区図書館と児童館とが入るということで、これは法的なことで8年後ぐらいになるのだらうと思っておりますけれども、そこへ高齢者に対する施設等やはり児童館と一緒にすることが今後の行政の一つの方針かなと思うのですけれども、そういった形で検討を進めていきたいと思うのですけれども、そのことに対して何かお話がございましたらお聞かせください。

○議長(小野寺一知議員) 中尾副市長。

○副市長(中尾裕二君) 当面は、取り壊しにも費用がかかりますので、今回同じ補助メニューを受けて取り壊しをするということでありまして

ども、跡利用につきましてはまた市民の皆さんなり議会とも相談をさせていただきながら、今後の方針について改めて定めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 田中議員。

○17番(田中好望議員) いわゆる高齢者がふえてくるということで、そういう施設等もいろいろ視野に入れて、今後総合計画の中にも入れていただいて検討していただきたいことを要望してこのことについては終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、今後ふえてくるであろう行政所有地、休遊地等の処分方法をお知らせください。面積の大小にかかわらず、動産、不動産を含めて市民への公表方法についてよりわかりやすくすべきと思っておりますが、このことについてお答えを願いたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 風連地区、名寄地区には、それぞれ将来の公共事業の代替地の確保も含めて過去ずっと保有してきた土地があります。特に風連地区の関係につきましては、庁舎の建てかえであるとか、さまざまな施設の改築、移転後に余っている土地もありますので、この辺につきましては地域の皆さん方のニーズを確認させていただきまして、合併後既に一般市民を対象にした公募をとりまして売買、持ち家促進ということも含めて取り組んでおりまして、こういう地域経済の状況ですので、なかなか売れ行きがよくないというのも実態でありますので、地元でニーズがないとすれば土地の公売をインターネットを使って公売すべき準備を進めておりますので、最優先は地域の中でニーズがあるかないかの確認をさせていただいた後、広く公売をして地域のためになるような形を取り込んでいきたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 田中議員。

○17番(田中好望議員) 財政の健全化確保の

面からもやはりそういう行政所有地、休遊地等の処分方法というのは、やっぱりある程度早急に対応しなければならないのではないかなというふうに思いますので。

それでは次に、農政課題について再質問させていただきます。名寄市では、新規就農者に対する手厚い条例が本当にあると思っております。最近の新規就農者へ向けた研修生の動向というのはどのようなのか、お知らせを願いたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 茂木経済部長。

○経済部長(茂木保均君) 新規就農を目指す研修生、こういう動向ということでございます。年間に数件のお問い合わせ、あるいは北海道農業担い手育成センターという道の出先があります。今は、北海道農業開発公社と一緒にしておりますけれども、ここで主催する就農相談会、こういったところに出向きながらの部分で、いい人材がいれば名寄においてという、そんなお話をさせていただいておりますけれども、最近の状況でございます。昨年につきましては、4人の方が昨年ですけれども、研修に入りました。しかしながら、この4人の方のうち2人の方が事情がありまして研修をやめたということでございまして、4人うちの2人が去年やめて、そのうちの残った2人が就農を目指してことし研修しておりましたけれども、その2人につきましてもことしから2年間研修をして、そこの農家の農地を一部引き継いでという、そんなことでありましたけれども、2人の男性の方が共同経営をしたいというケースでしたけれども、その方々についても残念ながら本州のほうにやりたい土地が見つかったという、こんなことがありまして転出されてしまったということになっております。

そういう中で、ことしから御夫婦の方が名寄でやりたいということで、去年ぐらいからちょっと御相談には来ていたのですけれども、最終的には名寄を選択していただきまして、御夫婦の方が研修に入っております。ことし1年といいますか、

たっておりますけれども、2年程度研修をやって、この方については何とかこちらのほうで就農を目指したいということでありますので、何とかうまく育てていきたいなと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 今の答弁の中で、2人の方が就農を目指してことしも研修されましたが、本州に農地の取得の情報があり、そちらのほうへ転出されましたということは、これもっと詳しくお聞きをしたいのですけれども、これは最初からてんびんにかけていたわけではないのですよね。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 新規就農者というか、参入する方もいろんな方がおりまして、我々も市農協を初め関係の機関、団体で農業担い手育成センターというのをつくって、そこできちっと面接をしたり、いろんな話し合いをしたりなんかするのですけれども、全部が全部うまく残って、就農までに至るといことはなかなか難しいのですけれども、そういうことで何とかきちっと研修をして、そして最終的にはきちっと周りの人に認めていただいて就農という形が一番望ましいのですけれども、ここは最終的には今回のケースについては研修生が自分でほかのところという判断をされたという部分です。2人の男性の方はそういうことです。もう2人の方については、やはりやってみたけれども、どうも農業という仕事が最終的には合わなかったというか、そんなような判断であります。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 冒頭申し上げましたように後継者不足、担い手の確保もなかなか難しい状況の中、4人の方ということで、現在はこの4人の方がそれぞれ在籍しないということになったということで、今後とも担い手の受け入れに対しましてもやはり名寄市としてのPRもそうで

すけれども、名寄地区ではなく風連地区での研修、就農の可能性というのは現実的に私も可能かと思うのですけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 名寄、風連というのは特に制限をしているわけではなくて、ことしも農家の方々にアンケートをとらせていただきまして、研修生を受け入れる条件があるかないかとか、あるいは将来的に研修生に農地なり、あるいは機械等を含めてお譲りする気持ちがあるかということで、名寄市内の農家に全戸を対象に出させていただきました。そのうち回答が約30ぐらいあったのですけれども、かなり前向きに考えておられる方も20戸程度おりますので、その中には当然風連の方もおります。条件も、条件がかなえば別に名寄とか智恵文とか限定しないで、風連地区も含めて条件を整えればお願いをしたいなと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 今は、どうしても水田より畑作、野菜というか、どちらかというところは智恵文地区はまた別にいたしましても、やはり水田経営がメインですから、そういった点で新規就農者というのは、なかなかそこで少しあれなのかなと思うのですけれども、たまたま風連地区でも年が80近くて面積的にも、水稲ですけれども、1町ちょっとしかない方がおりまして、そこへ新規就農者が、そのときに私のわかる範囲で3年間ぐらいはやる人がちゃんと面倒を見なければだめなのだよということをあれしたのです。そうすると、いつぼこっといくかわからぬから、それは無理なのだという、そういう話でありまして、茂木部長にたしかおととしかったと思うのですけれども、申し出はしなかったわけなのですけれども、そういったこともありまして、やはり風連地区でも研修される方の条件が合うように地区としても今後ある程度そういう方に対する取り組みが必要になるかなというふうに今思っております。

それでは次に、流動化対策についてですけれども、先ほど駒津議員が石狩市へ行ったと言いましたけれども、そのときは市政クラブとうちの緑風と公明さんと3会派で行政視察で栗山町へも行ってまいりました。そこで、先ほど答弁がございました財団法人栗山町農業振興公社、そこを1時間程度でしたけれども、いろいろ勉強させていただいてきたわけですが、やはりかなり厳しいということは言っておりました。

それと、ただことしの、平成22年度の公社の主な事業は、担い手の確保及び育成事業等々から始まりまして農地流動化も上位のほうにランクをされているわけですが、名寄地区は御案内のように、風連地区は農用地利用改善事業実施組合等がございまして、これは風連地区、同じ組織が12地区あるのです。それで、農地のあっせんになったら、その例えばこの地区ならその地区の中で対応しなければならないというか、そういう今のところは制度なのです。そういった中で、もっともっとやっぱり地区なら地区、風連地区なら風連地区全体で流動化対策というか、そういったことに向けて、それとある程度制度を解消いたしまして、それこそ財団法人まで、振興公社とか、あそこまでハイレベルではなくてもそういった中でもっと、いわゆる私に言わせれば農業委員さんを中心にそういう組織的な見直しはちょっと検討していただきたいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 今御質問ございましたけれども、先ほどお答えしましたけれども、非常に条件の不利な土地、こういったものについてはなかなか流動化が進まないという、そういう実態もお聞きしております。ただ、そういった土地をほうっておけば耕作放棄地あるいは遊休地という、こういう状況になるわけですから、何とかそういった農地を少しでもつくりたくないというところで、国も本腰を入れてその対策等については

いろいろきめ細かにやられてきているのですけれども、なかなか実態としては非常に難しい面があります。名寄においても農地の流動化というのもやはり担い手を中心にやられておりますけれども、ある程度最近では30町、40町、こういった水田を持つ方もふえてきておまして、これから先ということになるとなかなか厳しいというようなことも農協のほうからも伺っております。そういったためにもどのような手法があるかというようなことをいろいろ関係者と論議するわけなのですけれども、一つ一つの形としてやはり今お話ありましたように1つの集落でなくともっと大きな集落、単位だとかあるいは風連地区のもっと大きな単位とか、風連地区とか、そういうような、部分で流動化の枠をもっと広範にしていくということは必要なことだろうなというふうに思います。市としてもというよりは農業関係、市、農協、農業委員会が中心になろうかと思っておりますけれども、この辺については十分議論しながらそういった仕組みをつくっていきたいと思っておりますし、基本的には先ほどお話あった農地保有合理化法人の関係でありますけれども、これもある意味農業委員会の屋上屋的な部分ですので、農業委員会がきちっと機能すれば、あえてこういったものをつくらなくてもというふうに私は思っている一人なのです。そういう意味では、先ほど言ったような関係の部分できちっと議論をして、何かやはり新たなきちとした仕組みをつくって流動化が滞らないようにということでもまた協議をきちっと進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 今お話ありましたように栗山町の振興公社は、行政、農業委員会、JA、改良区、それから共済組合、それともう一つ何かありましたね。そういった中で、関係団体が全部入っているのです。そういった中で取り組んでいるということで、それは振興策だとか、そう

いうこともいわゆる農業、農政に関することはほとんどそこでやっているというふうに解釈をしておりますし、財政的にもかなり厳しいということで、それ以上に長沼町がやっていたけれども、今は何か事業を取りやめたらしいですね。そういった中で栗山町へ行ってきたのですけれども、そういったことで、ただ、今いろいろ部長の答弁を聞きますと、これからいろいろ関係団体と協議をしていくということで、前向きにひとつ協議をしていただきたいと思います。

それと、昨年度農地法に変わりましたね。農地利用集積円滑化事業なのですけれども、ここではいわゆる北海道のように、それこそ極端に言えば何十町という、そういうところではなく何反とか、そういう人たち、農家というか、そういう人たちが有利な事業というふうに判断してよろしいのです。この農地利用集積円滑化事業の中で、農地の売買や売り渡し、貸し付け等が行われるまでの間、農地を維持管理する。これは、農地利用集積円滑化団体という、その中で維持管理をしているというか、そういったことなのですけれども、何年か前にJAに、ちょっと農協に言ったことあるのです。例えばあっせんが成立しないけれども、どうしても農地を売りたいといったことをいわゆるJAさんと行政と手を合わせて、はっきり言えば一番問題あるのは農協でしょうと、そういった中でやっていただけないかと言ったのですけれども、それは今の立場の中では無理だというふうに言われたものですから、そういったことも含めて今後農地流動化に対して、やはりはっきり言いまして小さな組織でやることではなく、ある程度風連地区なら風連地区の極端に言えばいわゆる線路東は線路東、線路西は線路西という、そういう大きな組織にして広域で考える、検討するというか、流動化を進めるというか、そういったふうに取り進めていただきたいと思いますのですけれども、そのほかに何かございましたら答弁をいただいて、私の質問を終わらせていただきます。10分間皆さん

に御迷惑をかけたので。

○議長(小野寺一知議員) 茂木経済部長。

○経済部長(茂木保均君) 農地の流動化というのも先ほど申し上げましたように一定程度進んだ段階においては、非常にそれ以上というのは難しい状況にあります。名寄においても担い手の集積率はもう9割超えておりますから、そういう面で行くとこれからの部分というのは、これ以上というのはなかなか難しいのです。そういう中においてもやはり耕作放棄だとか、そういった部分というのは基本的にはつくれませんから、そういったものを今御提案あったようなことを含めて地域で何とか守っていくということ、それから従来からなかなか言っているのですけれども、現実にはならないのですけれども、この法人化ですよ。法人化も個々の法人化というよりはやっぱり地域連携型の法人、ここがそういう農地を受けるといって、こんな仕組みもこれからの部分ではやはり有効な手段だというふうに思っておりますので、この辺も十分研究して関係と連携してやっていきたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 以上で田中好望議員の質問を終わります。

生活保護者数の現状と対応について外3件を、竹中憲之議員。

○4番(竹中憲之議員) 議長より指名をいただきましたので、さきの大項目4点について質問をさせていただきますというふうに思います。

大項目の1点目は、生活保護者の現状と対応についてでございます。近年不況等により会社の倒産や縮小で離職がふえている現状にあることは承知のとおりであります。職を断たれるということは生活設計が立たない、もう少し言えば命にかかわる問題でもあるのかなというふうに私は思っています。必ずしも離職をして生活保護ということにはなりませんけれども、首都圏では生活保護者が増大している現状にあるわけでありまして。生活

保護を求める世帯が増加しているわけでありませうけれども、行政として相談などに対して対応ができていない現状にあると聞いています。名寄においてのここ二、三年の生活保護世帯数と保護者への対応、相談及び指導体制についてお知らせを願いたいというふうに思います。

大項目の2点目は、災害と復旧の現状についてお聞きをしたいというふうに思います。既に今定例会まで何名かの議員から災害について質問がございました。本年は異常気象で、名寄だけでなく多くの市町村が大小にかかわらず災害が多発いたしました。名寄において、市民生活に直接かかわる災害箇所は早急な措置がされているというふうに思います。本定例会では、4件で4,550万円の災害復旧事業が補正で予算化をされました。名寄市における災害の現状について、大小にかかわらず道路、河川等における災害の件数と復旧状況についてお知らせを願いたいというふうに思います。

次に、大項目の3点目、交通安全対策でございます。承知のように市庁舎の前にも交通事故多発対策としての道警や道の赤旗が立っておりますけれども、一向に死亡事故が減っていないというのが状況だろうというふうに思います。昨日も3名のとうとい命が多重事故で亡くなっておりますけれども、そういった意味で人身事故であっても物損事故であっても被害者あるいは加害者にとって大きな精神的な負担がかかるのだろうというふうに思います。北海道の交通事故死亡者数はワーストワンとなっております、名寄においても交通安全対策が重要な問題となっているだろうというふうに思います。人身事故が多くなっている現状にあり、特にこれからの時期は事故が多く発生することが統計で明らかであります。名寄市における今年の交通事故件数と交通安全対策として、市民への指導、啓発、啓蒙についてどのように進めてきたのか、また今後の計画についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

また、交通安全対策について、もう一点は踏切事故についてであります。JRの踏切事故は、即死亡事故につながるケースが多くあります。長年の懸案でありました東地区との連絡道である南2丁目の踏切も拡幅工事が進められ、安全な踏切に生まれ変わろうとしておりますが、名寄市におけるJR踏切の夏季、冬季の踏切数と踏切の安全対策についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

大項目の4点目は、小中学校における事故、不審者への対応と対策についてお尋ねします。この間私も何回かこの問題について質問をさせていただきました。近年の名寄市も都市部と同様に不審者などが増加してきていますが、各学校には対応マニュアルはありますけれども、児童生徒、保護者への周知と対策についてお聞かせを願いたいというふうに思います。また、児童生徒へのケアについて、動揺があったときの対応はどのように進められているかについてお聞かせをください。なぜこのようなことを聞くかといいますと、大人になってから小さいころのことが言葉は悪いですが、トラウマのようになって心身が病むという、そういうことが最近大きな問題として出されてきています。このことが親になって子供を育てることに障害となることが考えられるとのことです。そういう対策についてもお聞かせを願いたいというふうに思います。

以上で、この場からの質問を終わります。

○議長(小野寺一知議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 竹中議員からは、大きな項目4点について御質問をいただきましたので、1点目は私のほうから、2点目は建設水道部長から、3点目は市民部長から、4点目は教育部長からの答弁とさせていただきます。

それでは、大きな項目1点目の生活保護者数の現状と課題についての小項目1、生活保護世帯について申し上げます。生活保護とは、生活保護法に基づき生活に困窮するすべての国民に対し、そ

の困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な生活水準を維持するため最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長するものであります。

生活保護を受けられている世帯につきましては、9月現在246世帯330名で、保護率を千分率であらわしますと10.8パーミルとなります。札幌市など都市部を除く全道32市の中でも30番目と低い位置にあり、最も高いのは釧路市の52.3パーミル、最も低いのは石狩市の9.7パーミルとなっており、港や旧産炭地の市が保護率の高い傾向にあります。上川管内の近隣市では、士別市12.2パーミルで28番目、富良野市が13.3パーミルで25番目、深川市が18.7パーミルで17番目となっております。当市の昨年同月と比較しますと世帯数で1世帯、人数で1名、保護率で0.2パーミルと横ばいの状態で推移しております。また、世帯類型では高齢者世帯130世帯、53%、傷病者世帯59世帯、24%、障害者世帯26世帯、11%、母子世帯13世帯、5%、その他の世帯が18世帯と7%となっております。生活保護を申請される方は、議員お話のとおり近年都市部ほど派遣切りなどの影響による雇用状況の不安を抱える方々がふえている傾向にあります。また、高齢化社会を迎え、年金加入期間が短く受け取る年金が少ないことや無年金者などの高齢者世帯が全体の半数以上を占めている実態にあります。

次に、小項目2の生活保護者への相談と指導体制につきまして申し上げます。市の社会福祉課保護係には、経済的なことや医療費の支払い等、生活に不安を感じ相談に訪れる件数は4月以降11月までに70件、2回目以上の相談件数を除くと実数は54件となっております。そのうち生活保護を開始した方は13件、24%となっております。相談の主なものにつきましては、医療費の心配や一時的にお金がないなどの理由から訪れるケースが多く、時としてハローワークや職業派遣会社等

を紹介したり、他方による制度の活用を生活保護相談員と査察指導員が助言することにより生活保護に至らず、相談のみで帰られる方もおられます。また、生活保護を受給されている方につきましては職員、ケースワーカーが定期的に訪問し、生活する上で困っていることや悩んでいることはないか、家族と良好な関係を築いているかなどを聞き取る中から、日々適正な指導に努めているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(小野寺一知議員) 野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 私からは、大きな項目の2点目、災害とその復旧状況についてお答えをさせていただきます。

最初に、道路、河川等の災害状況についてであります。ことしの7月29日の大雨は、何回か申し上げましたが、旭川气象台によると時間雨量23.5ミリメートル、1日にして117ミリメートルのこれまでに名寄市では余り経験したことがない降雨量でありました。名寄市内にある排水機場5カ所ありますが、内淵、豊栄、智西、智北、無名川はフル稼働し、ほかに1級河川の樋門管理された各主要箇所11カ所には市内建設業協会加盟業者の協力により仮設ポンプで排水をし、浸水被害の軽減を図ったところであります。土木施設の災害状況につきましては、河川や排水溝の増水などによる道路の決壊や路面損傷で42カ所、河川の河岸決壊などが24カ所で合わせて66カ所の被害を受けているところであります。

次に、災害の復旧状況についてであります。施設災害66カ所のうち簡易なもの及び緊急を要するものの39カ所については、直轄による作業や機械借り上げなどにより復旧や応急工事が終わり、その他についても請負工事などで発注し、徳田19線施設災害や風連東大通施設災害復旧工事など5件を残し、すべて完成しております。このうち34件2,870万7,000円の工事や機械借り上げ料などにつきましては単独施設災害として起債

を申請しておりますし、国庫補助対象の災害工事として認定された市道美園線など道路災害2件、大沼など河川災害2件で合わせて4件4,550万円については着工申請の準備を進め、年度内の完成を予定しております。なお、この後で地先などから要望があったものにつきましては、状況を見ながらでありますけれども、次年度以降に補修工事などで対応したいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長(小野寺一知議員) 吉原市民部長。

○市民部長(吉原保則君) 私からは、大きな項目3、交通安全対策について、まずことしの名寄市における交通事故件数についてはお答えいたします。

平成22年の名寄市における交通事故件数につきましては、11月末現在で発生が43件、傷者、負傷者のことでございますが、傷者が46人、物損事故が641件となっているところでございます。幸いにも死亡事故は起きていませんが、発生、傷者とも既に昨年を上回っている状況でございます。なお、名寄市の交通死亡事故ゼロにつきましては平成20年9月27日以降、昨日現在で815日を記録してございます。この間の関係機関、市民の皆様の交通安全運動に対するさまざまな取り組みに対し、この場をかりて改めてお礼を申し上げるところでございます。

次に、小項目2、交通安全対策と市民への指導、啓蒙、啓発はどのように行ってきたかのお尋ねでございます。名寄市におきます交通安全対策につきましては、名寄市交通安全運動推進委員会、名寄市交通安全協会、名寄警察署を初め多くの関係機関、団体、地域の御協力のもとに、春、夏、秋、冬の全国運動に加え、初夏の行楽期、秋の輸送繁忙期、この年間6期60日の交通安全運動を重点的に街頭啓発、高齢者交通安全宣言大会、飲酒運転追放宣言大会、安全運転者研修会、車両パ

レード、事業所訪問、小中学校における自転車教室、町内会、老人クラブ、団体における交通安全教室など、さまざまな取り組みを行っているところでございます。また、今後におきましても冬期間ということで冬型事故の防止、年末年始を控えての飲酒運転の根絶など、さらなる啓発活動に気を引き締めて当たってまいりたいと考えているところでございます。

次に、小項目3、名寄市における夏季、冬季の踏切数と安全対策についてのお尋ねがございました。名寄市内における踏切の数につきましては27カ所で、そのうち4カ所が冬期間の使用を停止しているところでございます。踏切事故に対する啓発運動といたしましては、広報なよろの紙面を通じて注意を喚起しているところでございますし、またJR北海道が実施しています踏切事故防止キャンペーンに協力し、名寄駅でのPR活動などに参加することなどを行っているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長(小野寺一知議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 私のほうからは大項目4、小中学校における事故、不審者への対応と対策につきまして答弁をさせていただきます。

まず、小項目1、小中学校における事故、不審者への対応と対策についてですが、それぞれ各学校では事故や不審者などに対して危機管理マニュアルや安全マップを作成し、緊急時の組織体制や手順、連絡先などマニュアル化をしながら取り組んでございます。また、不審者に対しましてはさすまたの使用や警察の協力を得て児童生徒の避難のさせ方や対応の仕方などの訓練も日々行っております。児童生徒の安全確保や保護者等への周知につきましては、保護者への至急な連絡とともに、必要に応じて集団下校や保護者に迎えに来てもらうなど緊急時の的確な対応を図るとともに、市のホームページで不審者情報として知らせるなど市民部環境生活課や警察などと連携をしながら

周知に努めております。今後も児童生徒及び教職員の安全の確保、学校と児童生徒、保護者、地域社会との信頼関係の維持、組織的で迅速かつ的確な対応を図るために関係機関や学校、安全安心会議などとの連携を図りながら情報収集に努めるとともに、危機の予知、予測を通して事故の未然防止に努めてまいりたいと思います。

次に、小項目2番目の児童生徒へのケアについてであります。不幸にして事故が起きた場合、状況や内容によりまして対応は異なりますが、事故を目撃した児童生徒や事故の発生によりショックを受けている児童生徒がいる場合などについては、心の相談員や教育相談センター、医療機関など専門機関との連携を図り、議員が御指摘のとおりトラウマとなって後の心に大きな傷が残らないようにできるだけ迅速に心のケアを行ってまいりたいと考えております。

また、ほかの保護者に対しましては事故の発生及び今後の対応について周知するなどして事故の未然防止に向けて理解と協力を求めたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○4番（竹中憲之議員） それでは、答弁いただきましたので、若干前後しますけれども、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

4番目の小中学校における問題でありますけれども、今部長から答弁がありました。それはそのとおりでなと思っていますし、今日までそのようなことへの答弁、私もいただいていますし、今日までの議員の質問にも同様だというふうに思っていますが、実はなぜこのようなことを質問したかということ、学校は一番安全な基地でなければならない。基地という言い方はおかしいのであります。そういうふうに思っているものから、学校の運営問題も含めてやっぱりきちっと学校単独でやらせるというよりも教育委員会としてどう指導していくかということが一番私は重要

でないかというふうに思っているものですから、その事故や何かによってのやり方も違うでしょうけれども、そういうことが一番これは校長、教頭、教諭みんな同じように頭の中に入っていなければならない問題だというふうに思っていますので、そういうことで質問を1つはさせていただきます。

もう一つは、行政報告の中に特別支援教育にかかわっての名寄大学との協力で心理発達検査などを実はやっているという報告がございましたが、実は児童心理というところで学校との連携がとれないのかどうか。というのは、名寄大学では児童心理というのを教員も、医療というか、教授もいるというふうに聞いていますから、そんなところで何かあったときというよりも常日ごろから病院あるいは大学と、あるいはカウンセラーと連携をとった体制づくりができないのかどうか、そんなところもちょっと頭にあったものですから質問をさせていただきましたが、教育委員会としてもし考え方があればお聞きをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま特別支援教育とあわせて、こういう子供たちの心のケアのあり方についてもさまざまな関係機関と連携をとれないのか、あるいは名寄市立大学との連携はどうかという御質問でございました。

まずもって、特別支援教育等では既に名寄市立大学の先生方、大変御協力いただいております。北海道でも自信のある取り組みが進められているところであります。また、特別支援教育とひとしく大学の先生には、先生方が一堂に会した中で御講演をいただいたりしながら子供の心の教育、心のケア等についても何回か実施させていただきました。あわせて、名寄ではカウンセリング研究会という先生方独自の組織をつくっております。この中でも名寄市立大学の先生をお招きしてさまざまなお話をいただいていると。これは、1つは今御心配されている心のケアを行うために教員の

資質を高める、そういう営みでございます。また、名寄市立病院には臨床心理士がございまして、これは、教育相談センターなどで連携をとりながら御協力いただいていると。こういうさまざまな場面でケース・バイ・ケースに応じてそれぞれの方を、先生方あるいは学校の取り組みとして進めている。あわせて、やはり児童生徒の安全、安心というのは最大の課題でございます。ただいまお話のように学校が安心していただける場所、これを守ることは最大の使命でありますので、それぞれ各学校では、例えば防犯カメラとまではいきませんが、玄関に侵入したときにそれがモニターで映るような、そういうシステム等も現在しっかりと設置させて学校の安全を守っているところであります。

○議長(小野寺一知議員) 竹中議員。

○4番(竹中憲之議員) これは、学校の安全の問題だけでなく、名寄大学の学生の研究、児童生徒に対する研究と言った言葉は失礼なのですが、名大の学生の研究にも1つは利用できるというか、活用というか、そういう場にもなるのかなというふうに思いましたので、こういう提案をさせていただいたというか、お聞きをさせていただきました。名大も職員でありますから、恐らく金はそういうシステムをつくった場合、お金はかからないと思いますから、そういった意味では精いっぱい次年度に向けてというか、新たなシステムづくりに向けて要請だけしておきたいというふうに思います。

それでは、生活保護の扱いについて、まずは名寄は10.8パーミルということで、北海道では30番目ということでもかなりいいということではありますが、若干気になるのが保護世帯が少ないと。世帯が246世帯で330名と。ちょっと気になるのが、審査が厳しいのではないのかというふうに思ったりもしているのですが、あるいはそれとも地域的なものもあるのかもしれませんが、審査の現状を、厳しいかどうか私立ち会っていません

からわかりませんが、部長として判断する範囲でお答えを願いたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 今議員からお話ございました名寄市は特に厳しいのではないかと、だから30番目ではないかというお話をいただきましたけれども、先ほど答弁でもさせていただきましたように隣の土別さん、富良野さん、それから深川さん等のお話をさせていただきましたように、名寄だけが突出しているわけではないという認識をしております。特に隣の土別さんと比較しても同じような数字ということでもあります。

ただ、名寄市の状況をお話しさせていただきましたと、先ほどお話しもさせていただきました70件、実質2回、3回と御相談をいただいている部分で実数54、その中で実際は24%ほどの生活保護の申請をいただいて受給をされているという実態でございますので、そんなに私、部長としての立場から言わせていただきますと厳しいとは決して思っておりませんし、また国で定めております新聞等でも出ておりましたけれども、1人当たりの世帯数が大体市部では80世帯という、町村部で大体60世帯というような基準がございまして、名寄でいきますと大体60世帯、町村並みぐらいの件数になっているところでございますので、そういう数字を見ますとやはり1人当たりの件数が都会のように120件、150件と戸別訪問もできない状態ということではなく、やはりきめ細かな行政サービスをさせていただいているのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長(小野寺一知議員) 竹中議員。

○4番(竹中憲之議員) 生活保護の扱いは健康福祉のほうでやっている、その他の制度もいろいろあるわけです。資格取得の問題だとか、あるいは福祉における金の貸し付け、限度額あるようではありますが、先ほど答弁の中ではそういったものも含めてということだったのだらうと思いますが、

あるいはハローワーク等々への紹介だとかということで、この間国の自立のためにいろんな施策がされているのでありますけれども、この間国の施策の中で資格や何かを取る、そういう制度もあるわけですが、この1年ないし2年の間でそのような制度で資格を取った方がどのぐらいいるのか、わかればちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 現在いろんな制度がございまして、相談員の方にはそれぞれの御案内をさせていただいているところであります。公的機関で、自立に向けて再就職の紹介ですとかあっせんという、こういう制度がございまして、これは生活保護ばかりではなく、すべての国民に対していろいろな制度ということでございます。基本的に御相談をいただいている部分につきましては、健康福祉部の中でも生活保護を含めましていろいろな包括、それから高齢、障害者というような形で担当をさせていただいておりますので、それらの公的機関の制度はフルに活用させていただいているところでございます。また、母子家庭のお母さんにつきましては、特に名寄といたしましては名寄市母子家庭高等技術訓練促進費事業というような制度もございまして、これにつきましては看護師ですとか介護福祉士、それから保健師さんの就職に有利なこういう部分の訓練とか研修を受けている、その期間についてはそれぞれの支給手当があるという、こういう制度もございまして、そういう部分については活用させていただいていると。ただ、実質の件数につきましては大変恐縮でありますけれども、今の手持ちで数字がございませぬので、大変恐縮ですが、後ほど御連絡申し上げたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○4番（竹中憲之議員） 先ほどの答弁の中で、健康福祉部に來る件数が多いということでありまして。実は、私がそういう答弁をいただいて気になっているのが、今答弁いただいた制度のものも

そうですが、生活福祉金貸付制度の問題だとか等々を含めて私は市民がどれだけ知っているのかなというふうに、そういう制度がですね。市民がこういう……これだけではないのですが、各種制度を知らないとしたら非常に不幸だなというふうに思うのであります。結果として相談に来てそれぞれの対応をしているということでもありますけれども、健康福祉部だけでなくほかの部署や何かも含めたそういう制度についての周知方というのは、関係箇所と連携をしているのでしょうか。もしきちっとしていないのであれば、今後どのような周知の仕方をするのか。広報では時たまそういうのは見ますけれども、一連の流れの中でわかるような周知の仕方私も必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員からお話ありましたように、各制度の改正ですとか新規にできた制度につきましては市の広報及び市のホームページ等々を活用させていただいているのが実態でございます。また、担当のほうではそういう制度につきましてはチラシをつくりまして、そのチラシを窓口等、それから市役所の窓口等々に置いて市民の皆さんに目につく場所に置きながらPRをさせていただいておりますけれども、現実に例えば生活保護の制度というものにつきましては、今私が考えている部分につきましては非常に市民にも、ただ制度の詳しい中身まではなかなか難しい部分がありますけれども、生活保護制度というのは戦後から現在までにおきましては、やはり国民がそれぞれの最低生活を営む上でという部分では、特に先ほど言った4月から11月が70件という、そういう相談件数にあらわれているように非常に私は国民に周知は図られているのではないかと考えており、またあわせて民生委員児童委員の皆さん方にも町内会担当の地区においてそういう人がいれば、その当事者とあわせて

民生委員の方も一緒に相談に来ていただいているという部分もございますので、そういう部分では個人の国民一人一人とあわせて、そういう相談、補助機関の部分についても特に民生委員の部分につきましても研修会等々にそういう制度を周知させていただいておりますので、現時点では生活保護制度の部分については非常に周知をされているという認識を持っているところです。

○議長(小野寺一知議員) 竹中議員。

○4番(竹中憲之議員) 今部長の答弁ですと、精いっぱい努力をしているということですから、それ以上に私は求めたいというふうに思っていますので、関係箇所と連携しながら保健福祉あるいは市民相談のところだけでなく大きな、多くのところでそういう連携をとっていただいて周知方を求めたいというふうに思います。

それと、70件ほどの相談件数があるというふうに言われましたけれども、先ほどの答弁の中で私が聞き漏らしたのかもしれませんが、相談に対する対応、どのような対応をしているか。相談員とケースワーカーだと思のですが、その対応のあり方等々について、あるいは1件当たりの相談件数がどのぐらいの時間を要しているのかも含めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 1件当たりの相談の時間につきましては、それぞれの個別の部分で状況が違いますけれども、私が今見ている範囲では、保護系の隣にそれぞれ個室を2つ設けさせていただいております。その部分では、やはり午前中10時ごろから来られますと午前中いっぱいかかるという部分が多く見受けられます。ただ、先ほど申し上げましたように生活保護申請ということではなく医療ですとか例えば貯金、それから年金、そういういろんな国の制度の中でやはりこういうものがわからないので、ちょっと相談に来ましたよという部分も多々ございますので、そういう部分につきましてはこういう制度というチラ

シ等々をお渡ししながら説明しておりますので、その部分については30分だとかという部分がありますけれども、生活保護を受けたいという意思で申請に来ておられる方についてはそれぞれいろんな組織、仕組みの中でお話をしなければならない部分がございますので、その部分については非常に長い時間かかって御説明をしていると思っています。

以上です。

○議長(小野寺一知議員) 竹中議員。

○4番(竹中憲之議員) 今最大で2時間ぐらいというお話でどのぐらいの、何名体制でというのはなかったのですが、恐らく相談員とケースワーカーの2人ぐらいかなというふうに思いますが、市民と接する相談員、ケースワーカーは非常に苦勞はされているのだらうと思いますけれども、相談に来る方の親切丁寧にも今後も相談に乗っていただければというふうに思ひまして、この項を終わります。

次に、災害復旧の中身ですが、先ほど部長から答弁がありまして簡易なもの、来年度にするものを含めて若干まだ残っているということでありましたけれども、ちょっと経済部長にお聞きをしたいのですが、方向性、違うほうへ向かっていって申しわけないのですが、災害復旧ということありますから土木、河川だけでなく農作地あるいは農道あるいは農業施設等々も含めて災害に遭ったのではなかったかなというふうに思っているものですから、実はもし災害に遭われた中身があるとしたら、その中身についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 茂木経済部長。

○経済部長(茂木保均君) 小さい部分を入れれば農業施設、農地の被害もかなりの件数があったかなというふうに思いますが、主な部分でいいますと土地改良区の管理する農業施設、用排水路等の閉塞等の災害という部分で主なもので20カ所、これにつきましては天塩川土地改良区のほうで復

旧工事を完了いたしております。それから、農地でございますけれども、これも主なものというか、大きいという部分は、大きいというか、部分は4カ所ほどあったのですが、畑地のり面崩壊だとか、排水の閉塞だとか、冠水による土砂の流入だとか、大小いろいろありますけれども、小規模な部分はかなりあったのではないかなということで、農家の皆さんからは、その被害状況については一定程度出してくれというふうにお願いしましたが、小さいものまでは出ておりませんで、大きな部分で4カ所ぐらいあったかなと思いますけれども、これについては農家のほうにおいてそれぞれは復旧をいたしたと、こういう報告を受けております。

○議長(小野寺一知議員) 竹中議員。

○4番(竹中憲之議員) 経済部担当のところではほとんど完了したということですから、来年に向けての扱いはそれぞれ耕作ができるのかなというふうに思っていますけれども、非常にことしの災害、それぞれ大小含めて多くあって、ここでわかるだけでも24カ所ですよね。そういった意味でいくと、かなりの農家にとっては厳しいものではなかったかなというふうに思っていますけれども、それぞれ来年に向けた計画がその中でできるということですから、それはそれでよかったかなというふうに思っていますが、小規模でもまだ年明けてからやらざるを得ないところがあるのだとしたら、それは市としても精いっぱい努力をしていただいて復旧を求めておきたいというふうに思います。

次に、交通安全対策についてでありますけれども、先ほど吉原部長のほうから答弁がございました。庁舎の前にも交通事故多発緊急対策というちょっと片一方が赤くて片一方が白い旗がなびいておりますけれども、本当に交通事故、部長の答弁でありますと名寄の場合は人身事故というか、死亡事故がなかったということでもありますけれども、先ほどの答弁の中身でありますと43件、負傷者

46名、物損641名と。これが11月を越えて12月になってくると北海道特有の事故が、いわば物損事故がふえるという状況に私はなってくるのではないのかというふうに思っているのです。昨年もそうでありますけれども、事故の多発場所というのは大体決まるのです、事故が起きるところというのは。そういった意味でいくと、今言いましたのぼりではありませんが、事故多発箇所とかというのぼりも立てながら市民に啓発をするということも私は必要ではないのかなと。そういう意味で、注意喚起をするということが必要ではないのかなというふうに思いますが、そんなに金のかかるものではないのでありますけれども、考え方があればお聞かせください。

○議長(小野寺一知議員) 吉原市民部長。

○市民部長(吉原保則君) ただいま事故多発箇所にそれぞれのぼり等を立ててはどうかというようなお話かと思っておりますけれども、お金は大分かかるかと思っておりますけれども、これまでも事故の関係につきましては警察署のほうで毎年5月に人身事故が発生した箇所なんかについての危険マップなんかを作成し、窓口に置いたり公共機関などにポスターとして掲示をしたりしていますし、また交通安全の黄色い旗につきましては、それぞれ年間各町内会に少ないのですけれども、20枚ずつぐらい配ったりする中で一定の啓発を図っているところがございますけれども、ただいまお話のありましたそういった危険箇所の部分についても抑止効果も高める意味もございまして、財源の問題もあります。こういったものが一番効果的なのかということも含めて、警察など関係機関とも協議する中でそういった事故防止対策ののぼり等についても少し検討してまいりたいと考えています。

○議長(小野寺一知議員) 竹中議員。

○4番(竹中憲之議員) これは、交差点での事故は単なる市民側の問題だけでなく、特に除排雪の問題も出てきますから、そういった意味では建設水道部と連携を図ってしっかり、もう既に除

雪体制できていると。過日の答弁でありますと、3セットで動かすということでありますから、精いっぱい3セットで動かしていただいて交差点の除排雪も含めてきちっとやっていただければというふうに思います。

踏切の問題でありますけれども、実は私の資料によりますと平成20年度の踏切事故、名寄は死亡事故は最近ありませんからあれであります、踏切事故というのは即死亡事故につながる大きな事故になりまして、一昨年度の調査というか、件数ですと4月から10月までの7カ月間で北海道の事故が4件、11月から3月までの5カ月で10件なのです。2.5倍、冬の事故が多いという。これは、通常の道路の事故も同じような件数になっているのであります、その事故のそれぞれの自動車の割合を見ると普通乗用車が一番多くて50%、大型普通貨物が22%、ちょっとわからないのが軽車両と歩行者が28%なのです。軽車両というのはどこまで言うかというのはちょっとわかりませんが、いわば道交法で言う軽車両だと思うのですが、これが28%という状況でありまして、非常に大きな事故になるということが中身であります。

先ほど答弁いただいた中身でいきますと、名寄は踏切が27カ所あって、冬季4カ所閉鎖をするという。これは、農業用のための踏切だというふうに思いますけれども、そういう状況で、そうすると23カ所が広い狭い関係なく冬も通行できるという中身になっているのですね。JRはJRなりに安全対策をとっていて、それぞれ業者を入れて除雪をしておりますけれども、一気に降った場合の体制というのは非常にできないのです。そういった意味でいくと、非常に市民に対してきちっとした踏切の安全指導というもの、交通安全指導というものをしていかなければならないというふうに思います、広報でもちょっと見たことはありますけれども、冬季に入る大々的な踏切の安全対策というのを私はちょっと目にしていないので

すが、出しているとしたら失礼なことですけども、そういう対策も含めて啓蒙も含めてやるつもりはないのでしょうか。

○議長(小野寺一知議員) 吉原市民部長。

○市民部長(吉原保則君) 冬期間の踏切の安全対策のことをございますけれども、先ほどお答えいたしました中では広報ということでお話しいたしましたけれども、確かに毎年10月か11月の広報の最後のカレンダーの欄の一部を使って注意啓発しているというような状況でございますので、そこら辺、今後につきましてはスペースの問題あるいは改正の問題も含めて改善を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長(小野寺一知議員) 竹中議員。

○4番(竹中憲之議員) 対策は別でありますけれども、ちょっとお聞きをしたいのであります、先ほど南2丁目の拡幅がもうできるということで話をしましたけれども、実は過日雑談である方と話していたら、大通側から東へ向かっていくと上り坂になるのでありますね、踏切に向かって。踏切で1回停止、踏切の前で停止すると滑って上がれないことも結構あると。東から大通へ向かっていく場合は平たんですからいいのですが、こっち側から行く場合は非常に坂になっていて、かなり上がりづらいということもするのであります、あそこはあのままの状況で拡幅になるのかどうか。もう既に大通側も東側も線路の下だけは路盤入れかえ終わったようでありまして、あれを見ただけではちょっと傾斜がわからないのでありますけれども、その傾斜がどうなるかについてだけちょっとお聞きをしたいと思えます。

○議長(小野寺一知議員) 野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 南2丁目の踏切の改良について御質問をいただきました。私もちょっと現地、しっかり把握しているわけではないので、ちょっと自信がないと言えないのですが、基本的に日本貨物の部分の鉄路があっ

た部分には、そこは買収をさせていただきました。したがって、大通から東に向かう部分でも平らな部分ができますし、東3条から大通に来る部分でも買収させていただきましたから、平らな部分ができますので、そういう意味では滑るというか、部分では大分解消されるのかなと思っていますし、冬はできるだけ早く除雪も入れたいというふうに思っていますから、危険度はそれほど現在よりはなくなるというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思っています。

○4番（竹中憲之議員） 終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

---

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 3時47分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 山 口 祐 司

平成22年第4回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成22年12月14日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第11号 名寄市仲町集会所条例の一部改正について（総務文教常任委員長報告）
- 日程第4 議案第31号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第5 議案第32号 平成22年度名寄市一般会計補正予算
- 日程第6 意見書案第1号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書  
意見書案第2号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書  
意見書案第3号 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書  
意見書案第4号 免税軽油制度の存続を求める意見書  
意見書案第5号 米価下落に歯止めをかける対策を求める意見書  
意見書案第6号 領土に関する政府の対応に関する意見書  
意見書案第7号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書  
意見書案第8号 農業に関する国際貿易交渉への意見書
- 日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告について
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第11号 名寄市仲町集会所条例の一部改正について（総務文教常任委員長報告）
- 日程第4 議案第31号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第5 議案第32号 平成22年度名寄市一般会計補正予算
- 日程第6 意見書案第1号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書  
意見書案第2号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書  
意見書案第3号 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書  
意見書案第4号 免税軽油制度の存続を求める意見書  
意見書案第5号 米価下落に歯止めをかける対策を求める意見書  
意見書案第6号 領土に関する政府の対応に関する意見書  
意見書案第7号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書  
意見書案第8号 農業に関する国際貿易交渉への意見書
- 日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告について
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（25名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	上松	直美	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	植松	正一	議員
	4番	竹中	憲之	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	大石	健二	議員
	7番	佐々木	寿	議員
	8番	持田	健文	議員
	9番	岩木	正喜	議員
	10番	駒津	一勝	議員
	11番	佐藤	敏真	議員
	12番	日根野	正典	議員
	13番	木戸口	伸祐	議員
	15番	高橋	好望	議員
	16番	山口	徹	議員
	17番	田中	彦	議員
	18番	黒井	司	議員
	20番	川村	之繁	議員
	21番	谷内	春	議員
	22番	田中	千子	議員
	23番	東	浩	議員
	24番	宗片	秀敏	議員
	25番	中野		議員

市長	加藤	剛士	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	藤原	忠之	君
総務部長	佐々木	雅之	君
市民部長	吉原	保則	君
健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	茂木	保均	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院院長	香川	讓	君
市立大局长	三澤	吉己	君
下水道室長	扇谷	茂幸	君
会計室長	竹澤	隆行	君
監査委員	手間本	剛	君

1. 欠席議員（1名）

14番	渡辺	正尚	議員
-----	----	----	----

1. 事務局出席職員

事務局長	田中	澄昭
書記	佐藤	葉子
書記	三澤	久美子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

○議長（小野寺一知議員） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の会議に14番、渡辺正尚議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

10番 駒津喜一 議員

17番 田中好望 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

事務事業評価と予算、決算について外3件を、佐藤勝議員。

○11番（佐藤 勝議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして大きな項目で4点について一般質問を行います。

初めに、大きな項目の1点目として、事務事業評価の予算、決算についてお伺いをいたします。地方自治体を取り巻く状況は大きく環境が変化をし、厳しさを増す財政状況の中で行財政改革は市長の執行方針にもあったとおり必須の取り組みであります。現在総合計画に基づいた財政に裏打ちされた施策、事業の策定、政策、施策の分析、市民意識、意向の調査と分析、さらに将来予測や財政シミュレーションの実施など市民との協働の推進を基盤に事務事業の着実な進展が図られていることは御承知のとおりであります。この行財政改革の取り組みの中で、今後の財政運営のあり方としてどれだけの行政サービスを提供したかではな

く、行政サービスの提供によってどのような成果が得られたかを重視することが求められております。このことから、早期に行政サービスの成果などを評価する仕組みをつくり、それを総合計画、予算などに反映するとともに市民への説明責任をも徹底して果たす成果重視、情報共有の行政運営システムを充実させていくべきであります。行政に求められている透明性の確保、コスト削減とスクラップ・アンド・ビルドの徹底、職員個々の意識改革、PDCA、つまりP、プラン、計画、Dはドゥー、実行、Cはチェック、確認、Aはアクション、改善、このいわゆるPDCAサイクルを確立すること、既に名寄市でもその取り組みが始まっているとのことではありますが、初めに名寄版事務事業評価システムに対する取り組みについてお知らせを願います。

次に、事務事業評価結果の原課における活用の実態と市民に対し、どのように公開する予定なのかについてをお知らせを願います。

また、事務事業評価結果を予算、決算に活用する手法についてもお知らせを願います。

次に、大きな項目の2点目、合併特例区についてお伺いをいたします。旧風連町が培ってきた地域の特性を生かしたまちづくりを継承し、合併に伴う行政の急激な変化を緩和しながら地域自治の充実を図るため、合併時の平成18年から23年3月までの5年間設置された特例区であります。残すところあと100日余と終了の期日が迫ってきています。合併後の新たな地域自治への挑戦でもあった5年間ではありますが、特例区の5年間で何を不得何を学んだのか、その総括についてお知らせを願います。

次に、特例区事業の継承についてお知らせを願います。

3点目といたしまして、市政執行方針に合併特例区終了後の風連地区の振興を図るため、将来を見据えた区域の課題や方策の検討、区域住民の協力と連帯の促進、市民と行政との協働などを推進

する地域連絡協議会の設置に向け取り組むとありますが、特例区終了後の体制についてお尋ねをいたします。

大きな項目の3点目といたしまして、公民館活動についてお尋ねをいたします。公民館は戦後生まれた社会教育施設で、民主主義を身につけ、平和と文化、教養を学び合い、そのことによって荒廃した郷土を再建していくための地域住民の活動拠点として各市町村、地域に誕生したもので、単に社会教育機関としての機能にとどまらず、郷土振興のセンターとして総合的な役割を期待してのものであります。まさに今はやりの言葉で言うならば、究極の地域活性化装置なのであります。昭和24年の社会教育法では、公民館は社会教育施設として位置づけられ、地域における生涯教育の代表機関であり、情報提供機関、実践拠点であると規定されております。第20条では、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とあり、単に貸し館ではなく地域住民の実生活に密着してさまざまな課題解決を図るための総合的な社会教育施設であることが規定されています。合併によって市内全域のつり合いという観点から、公民館活動を活発な区域の水準に引き上げるのではなく、そうではない地区の水準に合わせるという愚かさを過っても行ってはならず、社会教育法の忠実な実践者を目指すべきであります。そこで、初めに合併後の公民館並びに公民館分館活動の経過と検証をどのようにして行ってきたかについてお伺いをいたします。

次に、今後の分館活動とその拠点となっている各地区のコミセンのあり方について、市の考え方についてお聞きをいたします。

3点目に、今後の公民館分館活動をどのように指導、発展させていくのかについて、その考え方

と方向性についてお伺いをいたします。

大きな項目の4点目として、ことし4月20日実施の全国学力・学習状況調査についてお尋ねをいたします。この件につきましては、9月の第3回定例会において7月30日に公表された道内の結果が全国最低レベルで4年連続学力低迷の状況にあること、図形問題、応用力、記述式問題などの課題が解決されていないことによる小中学校が連携した継続指導の必要性が問われていることについてお尋ねをいたしました。さらに、学校や家庭での生活のあり方などを問う学習状況調査では、家庭学習の短さとテレビ、ゲームに費やす時間が長過ぎること、幼児教育と小学校教育の連携のあり方を念頭に置いた質問をいたしました。

その後、12月7日、経済協力開発機構、OECDが昨年実施した国際学習到達度調査、PISAと呼ばれておりますが、その結果が公表されました。これは、義務教育を終えた15歳を対象に2000年から3年ごとに行われ、昨年は65の国と地域が参加し、知識を実生活でどれだけ生かせるかを測る調査であります。日本は、第1回調査で数学的応用力1位、科学的応用力2位、読解力8位であったものの、その後低落の一途をたどり、前回の06年は読解力が15位に低迷し、関係者に衝撃を与えてきたところであります。その後、ゆとり教育路線の見直しや読書活動に取り組んできた成果が発揮され、今回読解力は8位、数学、科学はそれぞれ9位、そして5位へと順位を上げ、今後に大きな期待を抱かせる結果となっております。問題点といたしまして、日常生活に不自由を来すと言われている低学力層の割合が3つの分野とも1割を超えるという上位と下位の二分化が指摘されているところであります。以上のような状況下であって、9月時点ではまだ市内小中学校の調査結果が出ておらず、10月中にはそれも出さろうということでありましたので、今回はまずそのことについてお聞きをいたします。

次に、実施4年を経過した全国学力・学習状況

調査の問題点並びに改善点があればお聞かせを願います。

3点目といたしまして、現代の子供たちが抱える問題、つまり学力の低下、基礎体力の低下、不登校、いじめ、学級崩壊などの根本的な解決方法をどのように見出していくか、学校生活のみならず家庭生活、生活習慣、生活改善などの取り組みについてお伺いをいたします。

最後になりますが、今後の問題解決に向けての方策があればお聞かせを願います。

以上でここからの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） おはようございます。

佐藤勝議員からは、大きな項目4点にわたって御質問をいただきました。大項目1につきましては総務部長から、大項目2につきましては私から、大項目3及び4については教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、大項目2の合併特例区についてお答えいたします。初めに、小項目1点目の合併特例区の総括についてお答えいたします。風連地区に合併特例区を設置しました目的につきましては、合併前の地区住民の意見を反映させることと旧風連町での取り組んでいた独自の事業あるいは名寄、風連、双方同様な事務事業で内容に相違がある事務事業のうち、一定期間特例区で行うことが効率的かつ利便性を図ることができ、新市の一体性の円滑な確立に資するとの考えで、合併協議に基づいて特例区を設置したものでございます。

特例区事業の処理状況につきましては、この5年間に定住対策事業、町民広場手形作成事業、区域高校振興対策事業など一部事業が完了しているもの、また天塩川パークゴルフ場の管理、町民農園管理、街路灯、防犯灯管理事業など既に市の事業へ一本化されたものもあり、残りの事業につきましては市町村の合併の特例に関する法律により合併特例区の設置満了日の翌日をもって市に承継することになりますことから、引き継がれる市の

関係部署との最終的な協議を行っているところでございます。合併特例区の解散によりまして市に継承される特例区事業のうち、一定期間時間をかけて調整するものも現時点ではありますので、今後関係団体、地域と十分に調整してまいる考えであります。また、特例区の区域に係る振興策につきましては、新名寄市総合計画の策定を初め旧風連福祉センター等受託後の取り扱い、風連高校の閉校後の校舎利用、各種使用料の見直しなど特例区協議会の意見を聞きながら対応してまいりました。また、本年4月の行政区制度から14町内会を単位とする住民自治組織制度が実現されましたのも新市の一体性の確立と新名寄市が目指す市民と行政との協働のまちづくり、これに沿うものであったと判断しております。本年度は、法で定める特例区設置期間5年間の最終年度であり、残すところ約3カ月半となりましたが、規約で定めている特例区の事務事業あるいは区域の振興策にかかわるものなどにつきましても十分に特例区協議会の意見を聞くことに心がけており、特例区の総括についても本協議会で論議を深め、後継組織を整えて解散後の地域の発展、住民自治の高揚、地域課題の解消に当たってまいる考えであります。

続きまして、小項目2点目の特例区事業の継承についてお答えいたします。特例区事業といたしましては、合併当初は22事業ありましたが、既に事業が完了しているもの、市の事業へ一本化されたものもあり、特例区解散後市に継承される事業につきましては一般管理事業を含めて次の14事業となります。1つとして一般管理事業、自治組織推進事業、自治活動推進事業につきましては総務部企画課、市民部地域住民課に、2つとして広報、ホームページ開設事業のホームページ開設につきましては総務部情報広報課に、3つとして地域施設管理事業のコミセン施設につきましては市民部地域住民課に、サンシャインホールは教育部生涯学習課に、日進レクリエーションセンターは経済部産業振興課にそれぞれ継承されます。4

つとしてふるさと会事業につきましては総務部企画課に、5つとして都市交流事業につきましては総務部企画課に、6つとして利雪克雪事業につきましては建設水道部管理課に、7つとして河川、道路愛護事業につきましては建設水道部管理課に継承、8つとしてNPOまちづくり観光及びイベント活性化事業につきましては経済部産業振興課に、9つとして放課後対策事業につきましては教育部女性児童センターに、10として区域育英基金事業につきましては教育部学校教育課に、11として通学、通園支援事業の遠距離通学支援児童送迎車両運行につきましては教育部学校教育課に、遠距離通園、通所支援につきましては健康福祉部こども未来課にそれぞれ継承されます。12として、都会っ子交流事業につきましては教育部生涯学習課に継承されます。

次に、小項目3点目の特例区終了後の体制についてお答えいたします。市町村の合併の特例に関する法律に基づき合併特例区を設置し、合併特例区協議会の権限に属せられた合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施など合併特例区協議会を中心に事業を進めてきているところがございます。合併協議では、名寄、風連両地区に地域自治区を設置するとしておりましたが、名寄地区では地域自治区ではなく、当面小学校区域ごとの広域的な枠組みの中で7つの地域連絡協議会を設置しており、風連地区についても広域的事例として同様の考えで臨むこととしておりますが、特例区終了後の風連地区につきましては特例区期間が終了しても風連地区での問題、課題などが残ることから、名寄地区の地域連絡協議会を前進させた市長の諮問に応じて区域の施策について審議し、その意見を答申するなど意見反映のできるこれまでの合併特例区協議会の任務を一部受け継いだ組織として、仮称ではありますが、風連地区地域協議会を設置していく考えでございます。

なお、この（仮称）風連地区地域協議会につきましては、現在合併特例区協議会の意見を聞いて

いる段階でありまして、今のところ構成は15名程度、構成メンバーには1つとして公共的団体の役員または職員、2つとして風連地区町内会連絡会から推薦のあった者、3つとして識見を有する者、4つとして公募による者などを考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 私のほうからは、大きな項目1点目の事務事業評価と予算、決算について、まず小項目1の事務事業評価に対する取り組みについてお答えします。

事務事業評価につきましては、旧名寄市の制度を活用し平成20年度に1度実施しておりますが、時間の経過に伴う見直しが必要なことから、本年度係長職で構成するワーキンググループを設置し、所要の見直しを経て実施をしているところであります。主な見直しは、評価調書の改定、総合計画推進市民委員による外部評価の導入のほか、総合計画の基本事業を対象に施策評価の施行に取り組んでいます。本年度の成果評価対象は、平成21年度事業のうち12の施策とその施策の推進に向け取り組んだ26の事務事業を対象として、担当部局が自己評価を行う1次評価、1次評価に対するワーキンググループの検討、総合計画推進市民委員による外部評価を終えておまして、今後副市長を座長とする事務事業評価検討会議を開催し、最終評価となる2次評価を行う予定です。また、事務事業評価の目的ですが、成果重視による効果、効率的な行政運営の推進、市民への説明責任の充実、さらには評価事務を通じ職員の意識改革を図るものであります。

事務事業評価結果の原課における活用と公開についてお答えします。評価結果の原課の活用についてでございますが、評価結果については担当部局に通知をし、事務事業の改善、ローリング調整、予算に反映させ活用を図ります。また、評価結果の公開につきましては市ホームページに掲載し、

評価結果はもとより評価のもととなった事業の概要、実績、成果、コスト等についても情報提供したいと考えております。

次に、小項目3の評価結果の予算、決算の活用につきましては、評価は各事務事業の決算を活用する事後評価を行い、評価結果はローリング調整を経て予算に反映することとなります。本年度は、見直し作業に時間を要したため現在も作業中となっておりますが、次年度以降につきましては年間サイクルを確立するとともに、評価対象事業を順次拡大して事務事業評価の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3と4についてお答えをさせていただきます。

まず、大項目3、公民館活動についてでございます。公民館活動の分館のあり方の経過ということでございますが、風連公民館として今までの分館活動のあり方の経過につきまして、平成19年6月に設置されました住民自治組織移行審議会にて、風連地区の行政区制度から町内会制度への移行審議にあわせまして風連公民館分館のあり方、さらには分館事業を町内会事業に移行することで分館としてどのような方法がよいのか協議を進めてまいりました。このことを踏まえ、平成19年度から風連公民館運営審議会、各分館長主事会議の中で分館のあり方について協議を重ね、平成23年度から風連公民館分館を廃止し、分館活動を町内会活動へ移行していただくことと、その活動に対しての各分館へ交付いたしております交付金を、交付額は未定ではありますが、町内会活動費として交付させていただくことで公民館分館の皆様ともお話し合いを進めてまいりました。しかし、特例措置として風連公民館分館への交付金を町内会に交付することにより名寄智恵文地区の町内会との整合性もとれなくなるのではないかと、また風連地区の培ってきた歴史及び地域特有の課

題や実情を踏まえて、本来の公民館活動として地域活動の原点に戻ったとき、名寄市全体として地域が求める教育活動としての講座、教室の学習ができる場所が必要ではないかと、そういう議論経過の中から公民館分館としての組織を廃止するのではなく継承することが最良の方向との判断をさせていただき、それぞれの地域に公民館分館長、分館主事会議などで御意見を伺ってきたところがあります。また、地域の活動をこれからも支援させていただくためにも交付金等の手当ては必要との観点から交付額、交付方法及び交付期間につきましては現在関係課と協議をさせていただいております。

2点目の風連公民館分館とその拠点となるコミュニティセンターのあり方についてでございます。

風連公民館分館につきましては、現在主に風連地域の学校校区内に各分館の拠点を設けてございます。しかし、実際の分館活動の事業等を行う場合には各地域のコミュニティセンターを利用いたしております。今後分館の所在地につきましては、活動拠点等を十分に考慮させていただき、地域の皆様にとってどちらがよいのか、各分館の方々の意見を伺いながら進めさせていただきたいと存じますので、御理解をいただきたいと思っております。

3点目の今後の分館活動の方向性についてでございます。風連公民館分館活動は、今日まで風連地域に根差した活動の中心となっておりますが、各分館の活動の内容を社会教育法による公民館事業の役割等につきまして見直しをいたしますと、本来教育活動である公民館活動と地域での町内会の活動に大きく分けることができます。また、名寄智恵文地区の公民館分館におきましても分館のあり方につきまして会議にて御意見を伺っており、協議が進んでおります。風連公民館分館におきましてもこれから各分館への交付金が交付されている期限内において分館活動事業等、地域で行う町内会事業と各分館ごとに御意見を伺いながら時間

をかけて協議を重ねていただき、今後の風連公民館分館として地域の教育力の高揚のためによりよい方向性がつけられるよう努力をさせていただきますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、大項目4、全国学力・学習状況調査についてでございます。小項目1点目の市内小中学校の調査結果についてでございます。平成22年度における全国学力・学習状況調査につきましては、抽出校、希望校の合算によります名寄市全体の結果が11月5日に届きましたので、結果の分析や21年度の指導改善プランとの比較を行いました。テストを受けている児童生徒や出題内容が昨年度と若干異なることから単純な比較はできませんが、朝学習や放課後学習、宿題など全市的な取り組み、漢字の書き取り等につきましては成果が上がってきております。また、漢字の読み書きのほかに中学校国語Aでは読み返し、わかりやすい文章にするではよい結果となりました。平成19年度1回目の調査を受けた小学校6年生の児童が現在中学3年生となり、今回で2回目の調査となりましたが、図形の面積や体積など小学校での既に学んだ事項の定着が十分でない生徒も多くいることがわかりました。

学習状況調査では、小学校では1日に3時間以上テレビ、それからビデオを見たりテレビゲームをする児童が減少傾向にはあります。中学校においては、宿題をする生徒が8.5%ほどふえました。また、読書が好きであるとか国語の勉強が好きであり、内容もよくわかるなど学習に対する満足度や、ほかにはいじめはどんな理由があってもよくないとか、地域行事や家の手伝いをするなどが上昇しております。しかし、学力状況調査の結果からは依然として基礎的事項の定着が十分でない生徒も多くいることがわかりました。また、無回答は減少しておりますけれども、日常の問題とは違った出題傾向になれていない戸惑いもあることが予想されているところでございます。

小項目2点目の調査の問題点であります。今回4回目となりました全国学力・学習状況調査ですが、文部科学省では中間のまとめとして平成23年度以降の全国的な学力調査のあり方についてとしまして、次年度以降も実施をし、対象教科はこれまでの国語、算数、数学に加えて小学校では社会、理科、中学校では社会、理科、英語を追加するなどの見直しを図ることとしております。調査方法については抽出方法で行う方向となっております。また北海道の教育委員会のほうでは今現在のところ検討中でありまして、名寄市教育委員会といたしましては児童生徒の全体的な実態を把握するという上では、本調査は効果があると押さえておりますので、国や道の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

小項目3点目の家庭、学校における生活改善の取り組みについてでございます。今回の学習状況調査結果から、小学校のテレビやビデオ等を見る時間が減少したり、小学校では宿題の時間がふえたりするなど家庭との連携が進んでいる結果とはなりましたが、全国と比べますと依然として家庭学習の時間が非常に少ない状況にあります。子供自身は、予習や復習、宿題など家で勉強をしていると答えてはおりますけれども、平日の家庭学習の時間が2時間以上の割合が3割程度で全国の6割に比べて半分以下であり、宿題以外に自主的に学習する時間も非常に少ないことがわかります。ほとんどの児童生徒は、早寝早起きと規則正しい生活を送っておりますが、テレビやビデオの視聴、携帯電話やインターネットなどに費やす時間も多く改善が必要であると考えます。今後も日々の授業改善や適切な宿題などを通して学習意欲の向上を図るとともに、学校だよりや保護者懇談会などあらゆる機会を通じまして保護者への一層の理解と協力を求めていくよう学校へ指導してまいりたいと考えております。

小項目4点目の今後の課題についてでございます。今回の学習状況調査の中学生では、人の役に立つ

人間になりたいと答えた生徒は全国平均を上回りましたが、近所の人に会ったときにはあいさつをしていると答えた生徒は全国を12%も下回ってしまいました。また、自分にはよいところがあると答えた生徒も全国平均を10%ほど下回る結果となりました。このことから、あいさつをしないのではなく自己を厳しく評価している結果ではないかと考えておりますが、名寄市の子供たちは謙虚さや優しさ、厳しい自然に立ち向かう強さ、物事に対する興味関心などすばらしいよさを秘めてもおります。生きる力の育成を目指して子供たちの自信を深めさせることが今後の大きな課題であると考えます。学校においては、参観日や学校日より、学校行事などあらゆる機会を通して家庭と一緒に子供たちを認め、励ましていくことが必要であり、教育委員会といたしましても学校と保護者との一層の連携や信頼関係を築きながら自信を持って教育することができるように適切に支援をしていきたいと考えております。

最後に、学力向上についてであります。教育委員会といたしましては指導主事の学校訪問を通じて学習の定着を図る授業改善の指導を行いますとともに、学び直しなど復習や宿題の一層の推進に取り組むよう指導しております。また、11月8日から北海道教育委員会が主催いたしましたトライアルウイークに全学校が参加をいたし、全国学力調査に類似した問題でありますチャレンジテストに取り組みました。現在昨年度作成した指導改善プランを参考にしまして、それぞれ自校の分析とその方策について各学校に情報を求めており、これを集計して今後のさらなる改善策を早急に構築してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。順次再質問をさせていただきます。

初めに、事務事業評価システムについてであり

ますが、平成20年から取り組んでいるというふうな御答弁でありました。今現在12の施策、26事業についての実施であるというふうなことでありましたが、この事業について最終的には全事業に対する事務事業評価システムの導入ということになっていくのではないかとと思いますが、いつをめどにこの事業の完結と、完全実施となるのか、そのめどがあればお知らせをお願いします。

それから、事務事業評価の公開のあり方についてもインターネット等で公開をしていくというふうなお話でありましたが、さらにすべての方がインターネットを見るということではありませんので、やはり庁舎内の情報公開コーナー等の活用の中でいつでもだれもが、市民の皆さんがそういったデータを見ることができるといような工夫も必要だというふうに思いますが、そのことについてもどのようにお考えかお伝えをお願いします。

それから、予算、決算との関係であります。これはやはり総合計画のローリングとも絡み合っており非常に今後有効な道具に、ツールになっていくのではないかなというふうに思うわけですが、今現在私が思う予算、決算、特に予算のあり方について、なかなか現場の思いだとか試みが生きてこないというふうなじれったいところがあるかというふうに思います。よく事件は現場で起きているのだというふうな言葉がありますが、幾らいい取り組みがあっても最終的には財政的な中で実施できないというふうなことがあるわけですが、ある程度全体的なシーリングではなくて原課、部と言ったほうがよろしいかもしれません。そういったところにやはり一定権限をおろしていくというふうなことができるのかできないのか、このことについてもお答えをお願いします。

以上3点です。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 事務事業評価の関係につきましては、今回外部評価ということで総合計画推進市民委員会の皆さんの御意見もちょう

だいいたしました。今回は3部会に分かれまして、それぞれ専門的な知識を有する分野のところで御意見をいただきました。今回初めての試みの中で大変よかったなと思ったのは、行政はどうしても大きなお金をかけて箱物をつくって、そのつくった箱物を有効活用しようとはしているのですけれども、市民の皆さんの目線で見るとソフトの部分が不十分であったり、そこが一過性でやって、そこからさらにステップアップするための施設整備がないとか、そういうさまざまな御意見もいただきましたので、この辺を大切にしながら進めたいと思っておりまして、全体の事務事業評価の枠を拡大して全事業ということにつきましては、その辺との推移を見ながら段階的に拡大してまいりたいと考えております。

それから、情報公開コーナー等の関係につきましては、情報公開につきましてはホームページ上で多くの皆さん方に見ただけのようにつくりますけれども、市の施設7カ所に設置しております情報公開コーナーでも冊子としたものにつきまして公開をしたいと考えております。

それから、評価の関係、それから現場からの提案関係について、しっかりいいアイデアが予算に反映されるかどうかの関係につきましては、それは私たち財政を担当する者も同じ考えなのですけれども、1つは合併を選択したまちであること、それからもう一点は人口が急増している市町村ではないこと、それとあわせて財政力指数が比較的3割程度ということで低い市であること、この辺を含めまして気持ち的には新しい政策、新しい住民像を積極的に取り入れていきたいと思っております。予算等の制約については先ほど言いました3つの理由の中でなかなか裁量権を行使できる予算の目幅というのが非常に少ないと、そういうふうに考えておりまして、それであるにしてもできるだけ職員の知恵と工夫、今回一部ゼロ予算ということも含めまして市民の満足度の得られる仕事のありようはどう進めていくべきなのか

について、改めて職員の意識改革についても取り組んでおりますので、この辺については御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） わかりました。いずれにしても、この事務事業評価制度については、やはり全事業に広げていかなければ本来の効果が発揮できないというふうなことになると思いますので、今部長の御答弁でありますと段階的というふうなことでありますが、これはやはり一定目標をしっかりと持って、いつまでにここまでやると、そして最終的にはいつまでに最終的に仕上げていくというふうな形でしっかりとした目標を定めて段階的に進んでいくべきだというふうに私は思います。

それから、最後の財政の部分であります。これについてもやはり限られた予算ということは、もうこれはだれもがわかっていることでありますので、ソフト事業等に対する取り組みをさらに積極的に進めていっていただきたいというふうに考えております。

続きまして、合併特例区のほうに移ってまいります。当初イメージしていた特例区の機能とは5年間を経過してみるとちょっと違っていたかなというふうな率直な思いは私にはあるわけですが、これは決して私一人の思いではなくて、特例区についていろんな議論をした皆さんは多少の温度差はあったにしろ、そのような思いは持っているのではないかというふうなことで、やはりこれは新たな自治の仕組みというふうなことで、非常におぼろげながらのものではありますが、自分の地域は自分でしっかりと見詰めて、そしてできるところは自分でやっていく。これは、いわゆる協働の部分であります。そういった実験上であったというふうに私は思っていたわけですが、なかなかそうではなくて本来果たしていかなければならないことの事務の処理に追われてしまった5年間であったという側面もあったというふうに見ており

ます。ただ、今後この5年間で培ったノウハウというのは私たちは、名寄市は持っているわけですから、これは名寄市全体の中で生かしていくことができれば、この5年間は非常に有益であったというふうに思っております。

それで、何点かちょっとリクエストも含めてあるのですが、今現在広報紙と一緒に風連地区限定の「風」という1枚のペーパーが風連地区には発行されておりますが、この発行については冠婚葬祭も含めて独自のニューズペーパーになっているわけですが、これについてはぜひとも特例区にかかわらず今後とも発行をしていただきたいというふうに思うわけですが、これについての考え方をお聞きをいたします。

それから、今御答弁がありました。特例区が終わった後の後継組織として風連地区地域協議会というものを設置していくということですが、新しい組織でありますので、具体的な何をどういうふうにやっていくのだというようなところがなかなか私たちには見えてこない部分がありますので、これからあと100日、3カ月を残すのみとなりましたが、新しい組織でこういった働きを行っていきます、こういう任務を担っていきますというようなことを、これは試行的に先駆的な事例として取り組んでいくというようなお話もありましたので、これについては全市的に広報を強めていただきたいというふうに思います。

それから、特例区の後継事業につきましては非常に今は多岐にわたってのお話だったというふうに思いますので、このことについても一括して何はどこ、これはあそこというような形でわかるような一覧性のある情報を私たち住民のほうに届けていただきたいというふうに思いますが、以上いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） まず、広報紙の関係、お答えさせていただきたいと思えます。

お知らせ「風」という名称で月1回発行してい

るこの広報紙なのですけれども、風連地区の住民等に対する情報周知という観点、さらには地域住民の連帯を図るということ、さらには地域課題を共有するという部分では大変重要なものというふうにとらえておまして、この間この広報についてもそういう役割を一定担ってきたのではないかとこのように考えているところでございます。ついでには、特例区協議会とも目下協議中でございます。現行ではその継続について検討していくという前向きな姿勢を持っているということでお考えいただければというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

それから、もう一つは、この地域協議会についてのそれぞれ多岐にわたるさまざまな任務ということになるのではないかとこのことで、できるだけ今後この地域協議会が任務として果たしていかねばならない役割については、今後とも特例区協議会と調整をさせていただいて、その点については皆さんに周知を図っていきたく思っていますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） わかりました。

「風」については、ぜひこういう地域限定版のニューズペーパーというのは非常にいろんな地域でこれからすべてがインターネットではなくて、やはりペーパーで、紙によってそういった意思の伝達を広めていくということは非常に逆にこれからの時代必要なというふうに思います。ですから、今は風連地区限定ではあります。これはほかの地区でもぜひ進めていく、そのことによって地域活動あるいは地域の連帯が強まってくるというような働きが期待できるものですから、ぜひ全的に広めていってはいかがかなというようなことも希望として申し上げておきます。

それから、地域協議会につきましては、まだまだこれから一生懸命私たち、それから市も一緒になって目をつけ、鼻をつけというような作業をや

っていかなければいけない組織だというふうに思います。ですから、組織のあり方、それからどういう形が地域の自治を強めていく形になるのか。これは一緒に学習をしながら、歩きながら身なりを整えていくというようなことになろうかというふうに思いますので、これからも積極的な情報の交換が必要だというふうに考えております。

公民館活動についてお伺いをいたします。今回長々と公民館の歴史も申し上げたわけですが、私自身改めて今回の質問をさせていただいたことによって公民館がいかに今現在に至るまで重要であるかということ再認識させていただきました。地域活性化装置であるというふうな言い方もしましたが、まさにそのとおりだというふうに思います。ですから、今後公民館活動を町内会と車の両輪として位置づける方向で、強めることはあっても弱めることは決してあってはいけないというふうに強く私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 地域におきます公民館活動というのは、戦後の社会教育分野においていわゆる人々の学習意欲、それから地域のいろいろな課題をみずから解決する原動力、エネルギーとして作用をしてきたと言われてございます。

先ほど議員が御指摘したとおり、まさに究極の地域の活性化装置であります。大きな学説の中では、都会部においては公民館の役割は終わったという学者もおりますけれども、このように地域活動が盛んで地域的なまとまりの中で学校であるとか町内会であるとか、地域のお年寄りから子供までが地域活動を行っていく拠点はやはり公民館しかないかと考えております。その意味で、少子化であるとか高齢化の中で地域の活動がなかなか元気がなくなってきているという現状もありますけれども、その中でも一生懸命やっていただく方には何らかの応援をできるような形、その場がまさに公民館だと思いますので、今後も名寄市としては公民館活動、特に分館活動について温かく見守っ

ていく所存ですので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） 今教育部長のおっしゃった思いを私たち地域ともどもしっかりと共有しながら、公民館活動をさらに今後強めていかなければならないというふうに考えております。

それから、コミセンのあり方については今地域でいろいろ協議中でありますので、私はこのことについて多くは語るつもりはありませんが、ただ先ほどの質問の中にも書かせていただきましたが、やはり公民館というのは社があると。社があつての活動であるというような位置づけがまずなされております。今現在事務局は、ほとんどのところが小学校に置かれているのが実態ではないかというふうに思いますが、御答弁のあつたとおり実際の活動はコミセンであるというところが、これは100%でありますので、これはやはり当然そうであれば行政が応分の負担をしていくべきだということを、しっかりとまずそこを共通認識をしてこのコミセンの料金問題等にも進んでいかなければならないというふうに考えます。

最後になりますが、全国学力・学習状況調査についてお伺いをいたします。このことについては、私もくどくどと余りわからないながら発言をさせていただいていますが、もうそれぞれ学校側、家庭側、課題が何であるかということはもうわかっているわけですよ。特別なことをやるのではなくて当たり前のことというよりもかつて、昔と言ったらよろしいかと思いますが、昔どこでもやっていた早く寝る、それからだから夜更かしはしない。昔はテレビもありませんでした。そうすることによって強靱なしっかりとした体ができ上がるし、十分な睡眠をとることによってさわやかな朝を迎えることができるということでもありますので、まずそのところをしっかりと認識をしていかなければならない。ですから、問題は学校にあるのではなくて家庭にあるのだということを共通認識

として持っていかなければならないというふうに思います。

きょうの読売新聞の中に出ておりましたが、今回北教組の委員長と、それから道の教育長が異例の会談をしたということが出ておりますが、これはやはりこれだけ北海道が最下位に低迷している。これは、学力の比較では学力テストというのは学力の全国比較では決してないわけですが、ただし北海道が最下位に低迷しているということは、だれしものがこれは大きな危機であり、非常事態宣言をしてもいいのではないかというような状況だというふうに思います。ですから、北教組委員長と、それから道の教育長がひぎを交えて話し合ったということだというふうに思います。やはりその中でも二分化してきているというような問題が共通認識として出されております。これは、時代的な背景もありますので、一地域で一朝一夕に解決できるものではないというふうに思います。もう一点、基礎学力が身につけていないというようなこともお二人のこの会談の中では共通認識として語り合われているわけですが、今後指導改善プランも名寄市にはあるわけですが、家庭との連携も含めて今の危機的な状況についてどのように対応していくかについてお答えを願います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まずもって、先ほど部長が答弁いたしました全国学力・学習状況調査中の（3）、生活改善の取り組みについてであります。中学校における家庭学習時間2時間と答えましたが、1時間以上ということで御訂正願いたい。1時間以上、名寄は3割、全国は6割だということで、ここで御訂正させていただきます。

今のお話のとおり、小学校は全国で最下位と、平均点で。これは大変危機的な状況であると。名寄市は、幸いにも標準を保つように努力は続けさせてきているわけですが、やはりこれについてもしっかりと取り組んでいかなければならぬ。特に家庭学習につきましては平成16年、旧名寄

市時代から私は教育行政執行方針の中で家庭学習の重視ということを大きく取り上げてまいりました。しかし、一步一步であります。4年間の中で明らかに家庭における生活は改善されてきております。しかし、なかなかパーフェクトまでいかないのが現実でございますので、学校教育とあわせて家庭における子供たちの生活のあり方をさらにメスを入れながらしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

平成23年度予算編成に当たって外2件を、黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、平成23年度予算編成に当たってお伺いをいたします。私の質問は、それぞれ今までも多くの方が質問をしてダブっておりますけれども、予定どおりさせていただくことをお許しいただきたいというふうに思います。

国の補正予算は、臨時国会でようやく決定をいたしました。その要因には、どなたか神風と表現したようでございますけれども、北朝鮮の突然の砲撃で危機感を持って急激に可決をしたというような状況だというふうに思います。私もその砲撃事件はテレビで見て知りましたが、平和な日本もいつどこで紛争に巻き込まれるか油断はできないということを実感した瞬間でもありました。国は、補正予算集中審議というよりも内閣の失言、失態に対する揚げ足取りで実質政策に関する議論は少なかったような気がいたします。全く最近の国の政府には失望するばかりです。我々地方自治体はそんな余裕はなく、いかに市民の要望にこたえるか、またいかにコストを抑えて効果のある事業を展開するかを真剣に考え議論し、財政健全化に向けて市長等特別職あるいは職員は給与の削減等をし、もちろん我々議員も定数削減、手当等の

自主削減を実施し、将来に負の財産を残さないように努力をしております。しかし、地方経済は厳しさを増す一方で一向に明るさが見えてきません。そういう状況で加藤市長は初めての本格的な予算編成をすることになりますが、道内一若くて元気の良い市長と評判の市長は選挙で約束をいたしましたことを予算にどう反映するのか、多くの市民が関心を持っていると思います。そこで、3点についてお伺いをいたします。

新市長の基本方針は、予算編成に向けて基本的にどのような指示をしたのか。その方針を予算の中でどうあらわしていくのかを伺います。

2番目として、市内経済対策における建設業、商工業界の振興対策について。今までの質問にもありましたように建設業界は人員の削減、ダンプ等の車両の減車等を行い、ぎりぎり頑張っていることと思います。また、商工業界も大型店に負けないようにそれぞれの努力をしているというふうに認識をしております。そういう業界に対してどのような政策を示していくのか伺います。

3番目に、新規事業とその展望について。総合計画前期実施計画のローリングが示されました。新規事業として16事業、23年度事業費として15億6,600万円が予定されていますが、その展望をお伺いをいたします。

次の項目、合併特例区終了後の名寄行政について伺います。名寄市も合併をして5年目を終えようとしています。合併によって住民の声が市政に届きにくくなるのではないかと、こうした不安を解消することと、また旧風連町で取り組んでいた独自の事務事業あるいは事業の内容に違いがあって一体化に一定の時間を要する事項は特例区である程度の道筋をつけるということが段階的に処理できるという考えのもと、合併協議に基づいて特例区を設置いたしました。お互いに100年以上の歴史を持つ両地区が一つにまとまるのは一定の時間がかかるのは当然だというふうに思います。この5年間で名寄は市民の理解と島前市長の努力に

よって意外と順調に一体感の持てる名寄市になっていると私は評価をしております。しかし、それでもまだまだ問題があるというふうに思いますので、今までの評価と課題等について、2点についてお伺いをいたします。

まず、合併後風連、名寄両地区にどのような事業、制度の変化があったのか。また、それを市民あるいは行政がどのように評価、総括しているのかを伺います。

さらに、特例区の現状と今後の課題についてもお伺いをしたいというふうに思います。

最後に、3つ目になりますけれども、基幹産業、農業の展望についてお伺いをいたします。現在日本の政治は混沌としております。国内においても景気回復に先が見えてこない、外交も主権国家としての方向性が打ち出せないでいます。内閣支持率も下がる一方で、国民の不安は増すばかりです。

特に最近では、国際貿易においてTPPに参加を突如表明し、今日大きな反対阻止運動が全国各地で起きております。基幹産業を農業とする名寄市においても先般反対の決議を議会といたしましてもさせていただきました。さらに意見書も国、関係機関に示す運びとなっております。当然市としても断固反対の意思を表明をしております。この12月20日には旭川で上川の大きな集会を行う予定であります。オール北海道の動きとなっているというふうに思います。

先ほど道議会でももしTPPに参加した場合、道内の影響額を示しました。それによりますと、道内の自給率が211%から64%へ大幅に低下をし、主要農畜産品7品の自給率は酪農が342%から80%、米が163%から16%へ、牛肉が55%から3%へそれぞれ低下し、小麦、ビート、でん粉、豚肉に至ってはゼロ%になると予想されています。総生産額においては年間6,180億円、関連産業を合わせると2兆1,254億円になり、国内の自給率は40%から13%程度まで低下すると試算されております。古い表現になり

ますけれども、日本の食料基地として北海道は致命的打撃を受けることは間違いない事実であります。

そこで、名寄市における農業の世帯数、生産額、税収等の数値的現状はどのようになっているのかを改めてお伺いをしたいと思います。あわせて、農業、農村の多面的機能はどのようにとらえているのかをお伺いします。

最後に、農業の振興策についてですが、ことしも高温、湿害で甚大な影響を受けました。支援対策につきましては既に伺いましたが、年々経営に対する圧迫は度を増すばかりです。それに加えて高齢化率は上がってきております。今後は経済的と肉体的の限界が一気に爆発する可能性があります。農業の先を見詰めた政策はどのように考えているのかお伺いをしたいというふうに思います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 黒井徹議員からは、大きな項目3点にわたって御質問をいただきました。大項目1につきましては総務部長から、大項目2につきましては私から、大項目3につきましては経済部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、大項目2の合併特例区終了後の名寄市行政についてお答えいたします。佐藤勝議員の答弁と重複するところが多くあろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

初めに、小項目1点目の合併後の両地区の変化とその評価についてお答えいたします。議員御承知のとおり、平成17年2月28日に合併に関する調印がなされ、平成18年3月27日に新名寄市が誕生し、5年が経過しようとしております。この間ソフト面では、両市町が早期に一体感が持てるようにと合併前から両地区でのイベントへの相互の参加などを通じて人と人とのつながりを大

切にし、あるいは一つになって取り組みがなされてきております。例を挙げれば、風連地区の白樺まつり、風連ふるさとまつり、風舞あんどんなどの参加、名寄地区では産業まつり、地産地消フェアなど風連地区からの交通手段の確保も含めて参加しやすい体制で行ってきておりますし、名寄地区、風連地区で行われていたふれあい広場が本年から名寄地区と一本化され開催されるなど、福祉部門のイベントでの交流も前進していると思えます。また、今年度名寄商工会議所青年部が杉並交流事業を計画し、阿佐ヶ谷ジャズストリートのイベントに合わせて名寄市物産展を独自で開催、杉並区商店街連合会青年部との交流を行うなど都市交流を通して新たな民間も含めた幅広い交流も広がっており、ソフト面でも確実な変化があらわれてきていると考えております。

合併協定書では、名寄地区には地域自治区を設置し、風連地区には合併の日から5年間合併特例区を設置、この特例区設置期間満了後は地域自治区を設置するというふうにしておりましたが、名寄地区では地域自治区ではなく当面小学校区域ごとの広域的な枠組みの中で平成20年度に7つの地域連絡協議会を設立し、地域課題に対応しております。風連地区につきましても合併特例区の設置期間満了による解散後におきましては、名寄地区と同様の考えで臨むこととしておりますが、現在の合併特例区協議会の性格の一部継承を含めて名寄地区の地域連絡協議会を前進させた市長の諮問に応じて意見を答申するなど、意見反映のできる独自性のある協議機関として仮称ではありますが、風連地区地域協議会を設置することで特例区協議会で協議検討中でございます。

合併特例区協議会は、合併前の風連地区の特性、慣習を継承し、名寄地区との一体性の円滑な確立に向けてソフトランディングを図ることを目的にこの5年間地域特有の施策としての特例区事業を処理してきておりますが、旧名寄、旧風連、お互いに歴史ある文化、慣習があることから、特例区

期間の5年間では一元化できない事業が多くあります。身近なところでは、特例区事業ではありませんけれども、市の制度で保育料、ごみ処理手数料の統一など一元化が図られている事業もございます。また、ハード面では新名寄市の総合計画に盛り込まれました風連地区の道の駅、本町地区市街地再開発など、また名寄地区では天文台、市立病院の救急外来、ICU、病床増改築、駅横再開発などの特例措置を講じた事業が実施されております。先ほど述べましたようにお互いに歴史ある市、町が合併して5年が経過しようとしておりますが、一体化が図られるには今後時間を要するものと考えており、今後さらなるソフト面での人的考慮を含めて一体化が図られるよう努めてまいりたいと思います。

次に、小項目2点目の特例区の現状と課題についてお答えいたします。本年度は、法で定める特例区設置期間5年間の最終年度であり、この間規約で定めた事業あるいは特例区の振興策にかかわるものにつきまして、特例区協議会等の意見を聞きながら対応し、法の目的に沿って特例区の運営がなされてきているものと考えております。現状といたしましては、先ほど佐藤勝議員の答弁で述べさせていただきましたが、事業の処理につきましては定住対策事業、町民広場手形作成事業、区域高校振興対策事業など事業が完了しているもの、天塩川パークゴルフ場の管理など市の事業へ既に一本化されたものもあり、残りの事業につきましては特例区の解散後、市に継承されることとなりますことから、引き継がれる市の関係部署との最終的な詰めを行っているところでございます。

継承事業の14事業と市への承継部署につきましては、先ほどの佐藤議員の質問でお答えしておりますので、省略させていただきます。特例区解散後、承継される事業の中には利雪克雪事業の補助金の問題とその存続、名寄、風連両NPOの一本化の問題、地域施設管理事業のコミセンの地域移管の問題など課題を残しての事業もあり、特に

コミセンの7施設の地域での維持管理につきましては関係地域との十分な協議が調わない中での引き継ぎとなります。このことにつきましては、継承部署であります市民部の地域住民課で向こう1年かけて関係町内会と十分に協議をさせていただき、指定管理による維持管理を受けていただけるような方針を定めていきたいと考えておりますので、御理解を願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 私のほうからは、大きな項目1点目の平成23年度予算編成に当たってお答えします。

小項目1の新市長の基本的な指針についてお答えします。加藤市長が本年4月、多くの市民の皆さんの支援をいただき就任して以来、およそ8カ月が経過いたしました。この間、6月の第2回定例会に平成22年度の肉づけ予算を提案し、市民生活の利便向上に努めてきました。予算編成に当たっての基本的な考え方は選挙の際、市民の皆さんに申し上げた6つの約束の具現化を最優先に考えました。1点目は、基幹産業である農業の振興であります。具体的には、強い産業づくりを進めるため農畜産物加工施設の建設、玄米バラ集出荷施設建設助成事業などを予定しており、農業の体質強化を図ってまいります。2点目は、名寄市の財産を生かしたまちづくりであります。名寄市には、大学、病院、天文台、スキー場、健康の森、道立サンピラーパーク、道の駅など先人が築き上げた多くの財産がありますので、これらを生かして総合的な観光振興や地域振興を図ってまいります。3点目は、ソフト面での民間会社名寄市的発想での行政運営であります。予算編成の時期でもある11月を職員提案の推進月間とし、職員の知恵と工夫で市民サービスの充実を図るゼロ予算事業や事務事業の改善などを図るため職員の意識改革、資質向上などに努めてまいります。これらの基本的な考え方に沿って予算編成の訓令を出させ

ていただきました。

訓令の中では、1つとして平成21年度の決算、健全化の判断指標は好転したが、今後も行財政改革推進計画などに基づき新規事業を抑制し、適正な公債管理に努めていく必要があること、2つとして合併特例区が解散することから新たな新市一体のまちづくりを進めていくこと、3つとして名寄市の財産を生かして総合的な観光振興、地域振興を進めていくこと、4つとして行財政改革は市民にとって何が必要かを改めて職場で議論し、既得権や既成概念にとらわれないですべての事業を見直すことなどを通知しまして、職員の英知を結集し予算編成作業に当たるよう指示をしたところであります。

次に、小項目2の予算編成における建設業、商工業などの振興対策について申し上げます。毎年建設業協会、JA道北なよろ、名寄商工会議所などから新年度予算編成に対する要望があり、ことしも10月から12月にかけて要望を受けました。建設業協会からは建設事業費の確保など3項目、JA道北なよろからは農畜産物の減収に伴う対応など4項目、名寄商工会議所からは地域振興策など3項目14事業の要望をそれぞれ受けました。具体的な事業の盛りつけにつきましては今後査定の中で判断いたしますが、地域の厳しい経済状況や雇用の安定を考えると可能な限り事業量の確保は必要と考えております。

次に、小項目3の現時点で想定している新規事業などについて申し上げます。先ほども申し上げましたが、事業の具体的な盛りつけについては査定の中で判断しますので、あくまでも現時点で想定しているものを申し上げます。新規の主な事業につきましては、ハードでは農畜産物加工施設建設事業、玄米バラ集出荷施設建設助成事業、介護基盤緊急整備等特別対策事業、市立病院精神科基本設計、（仮称）市民ホール建設事業などを、ソフト事業では財務会計システム更新事業、子宮頸がん等ワクチン接種助成事業、コミュニティーバ

ス試験運行事業などを想定しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは大項目3点目の基幹産業、農業の展望について、初めに基幹産業の数値的位置づけについてお答えをいたします。

名寄市の農業の概要につきましては、初めに農家戸数であります。農林業センサスで見ますと平成2年に1,362戸、平成12年に986戸、平成22年、今年度であります。754戸と農業従事者の高齢化が進む中で減少しており、平成2年と22年の20年間の比較で45%の減少となっております。耕地面積につきましては、平成10年で田5,300ヘクタール、畑5,310ヘクタール、計1万610ヘクタール、平成20年度で田が5,240ヘクタール、畑5,220ヘクタール、計1万500ヘクタールと多少の減少はあるものの大きく変わってはおりません。農家戸数が減少する中では、担い手農家に集積されてきております。しかし、近年条件の悪い農地につきましては流動化が進まない問題も発生してきているのが現状でございます。転作につきましては、平成10年で転作率が45%、平成20年で48%、平成22年では50%の転作率で推移してきており、需給調整に協力しながら産地として売れる米づくりと野菜等の産地確立を目指して推進しております。農業生産額につきましては、平成10年度では105億8,000万円あったものが平成20年度では94億2,000万円とこの10年で大きく減少をし、米を初めとする農畜産物価格は価格政策の見直しや輸入農畜産物との競合により低迷し、農業所得の確保も難しくなっており、本年度から農産物の価格所得補償制度が始まったところでもあります。

このような状況の中では農業担い手の確保も厳しく、本来現在の農家戸数を維持するために必要

な新規就農者数、約25名が必要なのですが、この25名の3分の1前後しか就農していないのが現状でございます。平成20年に9名、平成21年に6名、平成22年では5名という厳しい状況でございます。TPP、環太平洋パートナーシップ協定が締結されると米につきましては生産量の9割が削減ということになります。小麦につきましては、外国産は価格面で圧倒的に優位で生産は壊滅状態になると言われております。てん菜、でん原用バレイショにつきましても外国産が価格面で優位なため壊滅、酪農につきましては飲用以外は優位性がないため大幅減少、ちなみに飲用、この辺の地域においては飲用が30%、加工用が70%ということでございます。豚、肉牛は価格差が非常に大きく生産が激減となると試算されておりまして、当市の農業もこれら重要品目の割合が圧倒的に高く、農業はもとより地域経済が壊滅的な影響を受けると考えているところでございます。

次に、農業、農村の多面的機能の評価についてお答えをいたします。農業の関連産業の影響につきましては、北海道においては農業が食品加工業や観光産業と密接して結びつき、地域の基幹産業となっており、重要品目である米、小麦、砂糖、牛肉、乳製品等について関税措置がなければ地域経済に大きな影響を及ぼすものと考えております。北海道の試算では、北海道全体の関連産業で5,200億円、地域経済で9,800億円の影響、雇用に17万3,000人の影響があると言われております。上川管内では、関連産業で226億円、地域経済で547億円、雇用に1万3,000人の影響があるとの試算が出ております。当市においての試算はしてございませんけれども、食品加工、食肉処理場、農業機械や資材関係、流通サービス等、大きな影響があると考えているところでございます。

次に、農業、農村が持つ多面的機能につきましては、農地が持つ保水力を活用した田んぼダムなどによる災害防止の取り組みなどが行われており、

また用水路には保水の浄化機能やニホンザリガニなどの希少生物の保存などの機能があり、施設を適切に保存することによりこれらの機能の効果は高まると考えられます。また、水路や道路等に花木を植栽するなど農用地に景観作物を作付することによって農村景観の美化につながっており、これらの機能をまとめて農村を訪問することによる健康回復的機能等も都市の住民の間では1つの動きとなっております。一方、文化の面では開拓以来地域で伝承してきた農村文化などが挙げられ、農業が衰退することになると農業に関連したこれらの産業の衰退を招くこととなるほか、多面的機能の面では保水力の低下による災害の発生や景観の悪化、文化の面ではこれまで伝承してきた歴史的な農村文化が衰退していくことが懸念されるところであります。北海道農業・農村の多面的機能の評価につきましては、国土保全機能、アメニティー機能、教育、文化機能など北海道全体で1兆2,581億円の評価額の試算が出てございます。

次に、農業振興策についてお答えをいたします。当市の基幹産業である農業の振興につきましては、国の施策によるものが大方を占めておりまして、農業農村整備事業や農業近代化施設整備事業及び戸別所得補償制度等を有効活用することによって名寄市農業、農村の振興発展に結びつけているところでございます。平成12年度から開始された中山間地域等直接支払制度交付金及び平成19年度から開始された農地・水・環境保全向上対策におきましては、今後も新たな対策等が継続されることになっておりまして、本年度の名寄市への交付額は総額で2億6,000万円程度が見込まれており、この制度につきましては集落において地域の実情に合った事業展開を図っていくことが可能な制度であり、小規模な土地改良事業、有害鳥獣被害対策、廃プラ適正処理対策、農地及び農業施設の維持管理等に有効に活用されているところであります。名寄市単独の事業につきましては、従来に比較すると若干縮小している実態もございま

すけれども、当市の基幹産業は農業であるという観点から名寄市の総合計画並びに農業・農村振興計画の着実な推進に努め、振興を図っているところでございます。

御質問の担い手の育成確保は、緊急かつ重要な課題と考えておまして、営農意欲が豊かで経営感覚にすぐれた担い手の育成、確保を図るため、農業青年チャレンジ事業を初め地域農業担い手育成事業、農村青年活動支援事業、農業後継者就農奨励補助金、新規就農者等の支援事業などとあわせて農業振興資金の活用を図り、継続した取り組みを進めているところでございまして、平成23年度には名寄市農業・農村振興計画の後期実施計画の策定を予定しております。その中で時代に即した施策等について改めて御意見をいただく機会を設けていきたいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それぞれ答弁をいただきました。大変ありがとうございます。

まず、順番に再質問をさせていただきたいというふうに思います。新年度予算につきましては、それぞれの方から質問ありましたので、ダブるのではないかなというふうに思っているのですけれども、冒頭申し上げましたように加藤市長においては初めての本格的な予算編成ということで、それぞれ4項目ほど指示があったりというふうにあります。そんなに名寄市の予算を市長がかわったからといってごろっと変えるようなことはできないというふうに思っているのですけれども、やっぱり精神というか、そういうものがきちっと市民に伝わらなければならぬなというふうに私は思うのです。

それで、その伝わるという意味では、いろんな質問をしても多分総務部長がお答えになるのかなと思いますけれども、ぜひとも市長にはこれはおれが答えるということで積極的に手を挙げていた

だきたいなど。御指名なくても手を挙げていただきたいなというふうに思うわけですが、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。財政が厳しいから、名寄市が持っている財産を生かしながら多面的に活気を取り戻していくのだと。いわゆるゼロ予算的な発想があるのではないかなというふうに思うわけですが、それは私も大賛成できるのですけれども、そのシステムをどうやってつくっていくかというその具体的なことを言葉としていただきたいなというふうに私は思っています。新規事業なんかもあるわけですが、大型な新規事業もあるわけですが、それを示していただかないと我々も議論ができないし、市民もいい悪いの評価もできないと。ただなし崩し的に予算が執行されているだけかなというふうに思います。そういう意味での将来展望というのを市長にはぜひとも市民に、私たちでなくて市民に示していただきたいなというふうに思いますので、この点の考え方をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 来年度の予算編成に当たっての基本的な方針の再確認ということでありまして、佐藤靖議員のときにも同じような質問があったと思います。

10月の部次長会議の中でもローリングに当たっての……11月でしたか。まちづくり懇談会でも冒頭に常々申し上げていたことが3点ありました。1点目は、地域の財産がたくさんありますと。それをしっかりと生かしていくことで、名寄をこれから大いに売っていく必要があるのではないかと。観光も含めてということであります。2つ目には、名寄市の大きな財産である大学あるいは病院、これらをさらに連携も深めて医療、保健、福祉をしっかりと基盤をつくっていく。地域福祉計画という質問も何回も出てきていますけれども、来年度それを策定していくということもありまして、そこをしっかりとやっていくと。3つ目には、

これらをやっていくためにはやはりふだんの庁内の組織の改革が必要だろうというふうに思っています。数十億の件費がある中でこれが10%活性化するだけでも大きなインパクトがあるというふうに思っています。

例えば観光分野1つにしても産業振興課がある程度今は主体になっているのでしょうかけれども、天文台は教育であったり、情報発信するのは総務部広報であると。あるいは国内交流は総務部の地域振興係だとか、農政に関しては農務課だとか、庁内を見ても観光を売っていくというだけでもこれだけの部署が散らばっていると。これをしっかりと1つの目標に向かってコーディネートをしていくということが大切だろうというふうに思います。そうした横の連携あるいは産業振興自体をしっかりと強くしていくための組織の改革も4月に向けてぜひともこれは行っていきたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 大分踏み込んで発言をいただきました。いわゆる観光、そういう有機的に結びつけて観光というか、そういったものを交流人口を含めてやるということで、今の言葉を私なりに解釈すると総合的なそういうセクションを設置をして研究をしていくというふうに聞こえるのですが、そういう判断でよろしいのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 具体的なことはこれからということですが、今後庁議等で私の思いをお話をさせていただいて、どのような組織を進めていくのかということを検討してまいりたいというふうに思います。当面は、4月に天文台がオープンをしていると。6月に映画が撮影されて、8月にそれに向けてひまわり畑、そんなようなことがぼつぼつ出てくる中で、こうしたのをどうやって発信をしていくのか。横の連携も含めて、あるいは民間の人たちともどうやって連携をとって

みんなで1つの目標に向かっていくのか。そのため組織づくりは、どうあるべきかということこれからしっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 我々以前ちょっと勉強したというか見てきた中では、そういう観光あるいはその自治体を全国に売り出す、知名度を上げるにはお役所的な発想ではなかなかできないということもあって、能力がないということではなくて、その考える基盤が違うというようなことで、市長が言っている民間的な発想ということにつながっていくわけですが、例えばそういう来年は天文台あるいは映画ですとか、そういった中でそういうものを結びつけていくという中では専門職の配置をする、いわゆる民間、役所でない発想を持って、若干職員とのあつれきはあると思うのですが、そういう考え方について部長はどういうふうに思いますか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今の市長の新年度に向けまして総合的な観光振興と地域振興という観点で、組織の中で行革を進めている最中ですが、今回の職員採用の関係につきましては2名程度当初計画よりも、地域の雇用対策もあったのですが、市長の政策を実行するための組織の拡充も必要だという判断をしております。数字的には一般事務職を2名程度当初予定よりもふやしておりますので、この辺は今後市長のほうからさらなる指示をいただきまして、どの分野のところに職員を増やすことによって市長の考えている政策が実行できるか。この辺については、1月の市長査定の終わるまでにきちっとしたものをつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） という担当部長の答弁ですが、市長は常々選挙のときから行政の執行についてはプロがいるので、そう心配はし

ていないというような話も私は聞いています。ただ、やっぱり市長は職員ではありませんし、職員のトップではないということで、いわゆる政治家というのもあるんですけども、市民の代表というふうに考えていただきたいなと思います。そういうことで今部長から答弁ありましたように、はっきり言って予算の関係もあると思うのですけれども、そういう考え方もありというふうに、私が今言った専門職とか町外からそういう人事を入れるということについて、そういうこともありというふうに考えるかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 当然そうした考え方もあるのかなというふうに思いますけれども、この4月の人事に関してそうした専門職ということを配置するということは考えてはおりません。とりあえず今ある庁内の優秀なそれこそ人的財産と、あるいは民間の皆さんの優秀なマンパワーを融合すれば、必ずや目標は達成できるのかなというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 今のところはないということですが、2名増員をして対応をしていくということですが、なかなか一気にはいかないと思うのですけれども、市民がなるほどなという形で進めていただきたいというふうに思います。

それから、福祉関係でもそうなのですが、介護保険が上がるという話も先般ありましたけれども、いわゆる協働の社会づくりの中で、私は余り詳しくはないという言い方はおかしいのですけれども、それぞれ地域によるボランティア、地域連絡協議会もあるわけですが、そのボランティアをどう活用するかという総合的な発想といえますか、そういうものが今後必要になってくるのではないかなというふうに私は思うのです。介護

の問題や何かも地域で支えるという意味では、施設に頼っていると介護保険がどんどん上がっていくばかりで、かといって家庭、家族だけでは見切れない。でも、地域のそういうボランティアの組織によって支えていくというような社会がいずれ来るのではないかとどこかで聞いたような気がするのですけれども、そういう考え方についてどう判断されるかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 地域ボランティアの関係につきましては、健康福祉部が社会福祉協議会ともさまざまな地域連携を図りながら作業を進めているというふうに考えています。その一方で、不幸にして今回名寄地区、風連地区を合わせて多くの箇所でも水害災害もありまして、その中でなかなか十分な動きができなかった地域連絡協議会の中でも改めて隣近所のおつき合いも含めて防災時における要援護者の把握事業も含めて、役所からの仕掛けではなくて、地域みずから役所の言っていることは当然だったのだねと、おれたちがもう少し動かなければいけないよねと、そういう自発的な部分が出てきましたので、そこら辺行政のほうで情報提供と。地域の皆さん方の横のつながりでそういうボランティア活動につながるようなものも含めて醸成をしていきたいなというふうに考えています。庁内でもお互い連携をしながら、防災の観点からと地域福祉の観点からとミックスをして作業を進めてまいりたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今総務部長からボランティアの一般的なお話をさせていただきました。健康福祉部のほうといたしましては、さきの答弁でもお話しいたしました地域福祉計画を本年と来年度に向けて計画を策定するという中で、今議員からお話がありました地域のボランティアも含めて今福祉のほうでは5つの計画書がござい

ますので、それぞれの各セクとの計画書の連携を図りながら地域、特に先ほど総務部長が言った要介護を含めた、防災も含めた形の中のやはり住民のボランティアを積極的に取り入れて、今特に高齢者に向けての徘徊の部分ですとか虐待の部分ですとか、そういう部分の把握はやはり地域でなければ取り組めないということでありますので、その部分につきましては地域福祉計画、23年度で策定いたしますが、その中に社会福祉協議会と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 今までは、すべてのサービスは行政がやるのだというような市民意識というのがあったと思うのですけれども、協働の社会づくりの中ではそういうものをきちっとボランティアを含めて醸成していかなければならぬというふうに私は思いますので、そこら辺はもう少しアピールをしていってもらえば、いわゆる地域自治区といいますか、協働の社会というのは自然とできてくるのではないかなというふうに思います。いわゆる社会的に言う弱者を支えるという、そういう優しい気持ちが地域をつくる、お互いに助け合うということがやっぱり協働の社会になってくるのではないかと。押しつけの協働ということではなくて、やっぱりみずから出てくる協働というのが大事でないかなというふうに私は思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

余り時間もないので、移らせていただきますけれども、先ほど各種団体からのいろんな要望事項があると。建設業界からは議長あてに要望書が届いていますので、我々議員もそれを見させていただいて、あと商工業あるいは農業というのは見てはいないわけですが、非常に経済というか、それぞれの業界が逼迫している中で問題提起があって、いわゆる予算を例年並みに建設費を確保してくれですとか、雇用対策にかかわる事業を起こしてくれですとかというふうに、これを見て今言

っているわけですが、1つ私が聞いているのは、いわゆる市の事業発注に関して入札で、我々は地元で一生懸命地域貢献をしているのに、わずか1年ぐらいの事務所が設置された他市の業者に仕事を持っていかれるのは非常に耐えがたいというような、本当にちょっと低い話かもしれませんが、そういう入札制度の中で地域に貢献しているいろいろ業界に対するその評価というのは全くないものかどうか。ちょっとそのことについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今の地元業者に対する評価という件でありますけれども、私どもも入札等審議委員会の中ではこの件に関しても何回か論議をさせていただきました。基本的には私どもの市の中にも要綱がございますので、一定程度その新しく参入した業者も基準を満たしているという意味では公平、公正な入札を執行するという立場から参入を認めたということでありまして、決して地元業者に対するそういう偏見を持った見方ではございません。ただ、業者のほうも経済全体が疲弊している中であって厳しいという状況は私ども勘案しますので、それも含めて今後入札制度のあり方も検討が必要だというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 災害なんかでも十何社がいわゆるポンプアップをしてくれたとか、その後の復旧工事についても業者が一生懸命やってくれるとかという、それからこれから除雪、排雪があるわけですが、それは営業として、仕事としてやるわけですが、やっぱりそういうものに影響のないように市内の業界は育てていかなければならぬと。特にえこひいきとかそういうことではなくて、やっぱりそういう意識が根底にあることが大事だなというふうに思いますので、そこら辺も制度上許されるものであればきちっと

守るような、そういう政策、制度を確立してほしいというふうに要望をしておきたいというふうに思います。まだまだ言いたいことはあるわけですが、次の議題に入らせていただきたいと思います。

それでは、2番目の合併特例区で、これも先ほど佐藤議員からもありましたので、私からはくどくどというふうにはしたくないというふうに思います。いわゆる合併特例区、いろんな制度の違いがあってソフトランディングしようということで5年間が終わろうとしています。名寄市においても風連町においてもそれぞれやっぱり自分たちの思いというのがあるというのは、これは自覚をしなければならぬというふうに思っていますので。

ただ1つ、まだまだ課題は先ほど伺いましたが、やっぱりコミュニティセンター、なかなか地域住民との話し合いがまとまらぬというようなことがありました。当然でないかなというふうに私は思います。やっぱり今まで行政で設置をして使っていたものを急にあなたたちで管理をして費用は全部持てというのは、これはちょっと酷なのかなというふうに思います。そこを拠点として公民分館があったりということであれば、やっぱりそこは一定程度の、いつまでという期限は別として、それは地域のコミュニティーを崩さないようにしてってもらいたいなというふうに私は思いますので、余りごり押しでなくて、ここはやっぱり大きなことではいろんな議論、異論があると思うのですが、一番はやっぱり地域のコミュニティーで、さっきもボランティア制度、助け合いではないですが、そこがしっかりとするとまち全体もしっかりするというふうに私は思っていますので、こちら辺のコミセンについての見通しと伺いますか、住民の意向を聞きながら多少なりとも時間をかけて十分にその反映できる方針に持っていけるのかどうか、こちら辺を改めて伺いをしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 議員御指摘のとおり、設置背景を含めてですけれども、いろいろな意見も賜りまして今後の対応をしていきたいというふうに考えております。特に先ほども分館活動で教育部長がお答えしたとおり、このコミュニティセンターが分館活動の拠点になっていたり、あるいはコミュニティー活動の拠点になっているということも踏まえまして、今後町内会としてのコミセンの必要性を初め負担金や施設の修繕も加えて総合的な観点から1年かけて関係町内会と十分に調整していきたいと思っておりますし、また現段階でも特例区協議会等いろいろ相談をしておりますし、特例区の解散後においては先ほどお答えいたしました特例区協議会の後継組織として考えております風連地区地域協議会とも十分に調整をしながら、まずは地域の意見に耳を傾けて対応に当たっていききたいというふうに思っておりますので、その点については十分に配慮していきたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、地域の意見、たくさんあったわけですが、もっと早くに説明してほしいという声もあったのでありますけれども、目下私どものほうで急いでおりましたのは、地域のほうとの調整の中では行政区制度から住民自治組織、町内会制度への移行後にとということもあったものですから、そういう面では時間をかけて十分に話し合うことができなかったという反省も踏まえて今後対応させていただきますと思います。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 対話をきちっとしてやっていただきたいなと思います。

そこで、名寄とはちょっと違うわけですが、後継組織として風連地区連絡協議会に継承されるということで、この協議会の役割、権限とか、それはどういうふうイメージとして描いたらいいのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思

います。

○議長（小野寺一知議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 特例区協議会の基本的なスタンスというのは、合併後の一体化を図るといふのと、それともう一つは地域特有の活動を担保しようではないかという2つの目的があったのではないかというふうに思っています。合併後そういう形で進めてきたのですけれども、特例区の設置期間というのは5年で終了するというので、問題は6年目からの地域特有のそういうこれまでの歴史、文化を尊重した住民活動をどう進めていくかという、このところが一番住んでいる人たちにとって関心の高いところかなというふうに承っております。そういう面では従来の特例区協議会の性格を一部継承するというにしております。またこれまで旧風連町時代でまちづくりに大きくかかわってきた団体、経済団体とか公共団体あるのですが、そういう団体の方々、そしてまた町内会連絡会に変わりましたが、旧行政区制度の一部継承をした町内会というのは市民の声が一番集まる場だというふうに思っていますので、その町内会の方々にもその構成メンバーになっていただきたいと。それとまた、公募による対応をしていきたいということで、風連地区全体の意見を聞けるようなそういう協議会、また名寄市の今後の後期計画も含めて地域にかかわる課題等についても審議してもらおうという、そういう考え方を持っているということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） ちょっとコメントしたいのですけれども、時間がなくなりました。

最後に、農業関係につきましては、いろいろと加工施設やら玄バラ施設で新規事業で盛り込んでいただいていますので。ただ、高齢化社会に向けての対策というのが1つやっぱり問題が残るなどというふうに思います。そこら辺をこれからしっかりやっていただきたいなというふうに思いますの

で、この点について最後の答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 農家の高齢化の問題につきましては、これは名寄というよりは日本全国的にそういう問題を抱えているということでもあります。この部分については、今国のほうでも企業を含めた新規参入という部分で対応をしている部分もございまして、基本はやはり農業経営というのは個々の部分かなという部分もございまして。新規就農者対策なんかを名寄市としてはできるだけ力を入れていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

国民健康保険の都道府県単位化となる広域化について外1件を、川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1点目に国民健康保険の都道府県単位化になる広域化についてお伺いをいたします。広域化に対する市の考えについて、まず1点目お伺いをしたいと思います。民主党政権が後期高齢者医療制度を廃止して2013年度から創設するとしている新制度の具体的な姿が明らかになってきました。厚生労働省は12月8日、後期高齢者医療制度にかわる新制度を議論している高齢者医療制度改革会議に最終案を示し、年明けにも2011年の通常国会へ関連法案提出を進めようとしています。新制度の第1段階では、75歳以上の高齢者のうちサラリーマンや扶養家族は健保組合や協会けんぽなどの被用者保険に約200万人、残りの大多数は国民健康保険に約1,200万人、86

%の方々が入ることとしています。75歳以上の国保は都道府県が財政運営して現役世代と別勘定にし、75歳以上の医療給付費の約1割を75歳以上の保険料で負担します。また、70歳から74歳の患者負担を2013年度に70歳に到達した人から順次医療費の1割から2割に引き上げます。第2段階で75歳未満の市町村国保の財政運営も都道府県単位化、広域化します。時期は2018年度と法案に目標を明記し、全国一律に移行する方針を掲げています。今までとは決定的に違う部分です。これに対して全国知事会は、国の財政責任が明確にされていないとして難色を示しているところです。新制度案に賛成しているのは京都、大阪の2人となっているところです。共同通信と北海道新聞社などが協力して実施した首長アンケート、9月から11月の中旬にかけて行ったアンケートで道内では77%の138人の首長さんが賛成派となっていますが、名寄市の考えについてお伺いをいたしたいと思います。

2つ目に、市民への対応、説明はどのようにされようとしているのか伺いたいと思います。3年前の後期高齢者医療制度が導入されるときも制度の中身がよくわからない、わかりづらいなどの声が多くありました。今回の新制度についても一見もとの制度に戻ったような錯覚をしますが、75歳以上の大多数を都道府県単位の国民健康保険に入れ、あくまで現役世代と差別するものであり、70から74歳の患者負担の2倍化や75歳以上の保険料軽減措置の段階的な縮小があります。そして、新制度の第2段階と位置づけられている現役世代の市町村国保の都道府県単位化です。どうしてこんなにわかりづらいものにするのだろう、もっとわかりやすい制度にできないのか、こんな声が寄せられています。市民への対応、説明についてどのようにされようとしているのかお考えをお知らせいただきたいと思います。

3つ目に、国民健康保険のあり方についてお伺いをいたします。憲法25条は、国民の生存権を

保障し、国に対してすべての国民がひとしく健康のうちに過ごすことができるよう医療を含む社会保障制度の確立に努める義務を課しています。国民皆保険制度の根幹をなす国民健康保険制度も国民健康保険法第1条で社会保障及び国民保健の向上に寄与するものとされ、第4条で国の運営責任を明確にしているところです。国民の命と健康を守るのは国の責務であり、国づくりは社会保障、社会福祉のあり方が問われるところでもあります。

名寄市の国保税の住民負担は、さきの定例会の質問でも明らかになりましたように年間所得の1割を超えている状況にあります。国保税を払っても病院代が心配で病院に行けない、生活が大変だなどの声が多く聞かれているところです。ましてや保険税が払えずに保険証が手元になく、病院にかかれないなどということがあってはなりません。

そこで、短期証の取り扱いについてお伺いをいたします。窓口により分納などの支払い方法などの相談を受けながら手渡ししていると聞いていますが、窓口でとめ置きのままになっている方たちへの対応はどのようになっているのでしょうか。また、その中に子供は含まれているのかどうかお知らせください。さらに、滞納者への差し押さえの実態についてもお知らせをいただきたいと思います。北海道新聞の11月27日付に旭川市の国保の記事がありました。高い国保料や病院窓口の負担が重く検査、受診を控える傾向が続いているといいます。病気の発見のおくれ、病状の重篤化につながるおそれがあります。このことに対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

大きな2つ目、市民のための市立図書館についてお伺いをいたします。1つ目に、図書館の利用状況についてお伺いします。私も図書館は、よく利用させていただいているところです。最近利用者が多くなっているように見受けられます。各利用状況についてお知らせをいただきたいと思います。利用カードの発行数や1日平均利用状況、また夜間開館の利用状況ややまゆり号の利用状況に

ついでお知らせをいただきたいと思ひます。

2つ目に、職員体制についてお伺いをいたしませう。図書館司書は、専門性が要求される職種であります。有資格者の雇用状況等、また職員体制についてお聞きをしたいと思ひます。

3番目に、指定管理者制度導入に関する名寄市のお考えをお聞きいたします。指定管理者制度導入に関しましては、文部科学省が2005年1月の全国生涯学習・社会教育主管部課長会議において社会教育施設における指定管理者制度の適用についてとの資料を配付し、社会教育施設については指定管理者制度を適用し、株式会社など民間事業者にも館長業務を含め全面的に管理を行わせることができることを明らかにいたしました。しかし、2008年の国会審議では指定管理者制度は図書館になじまないとの大臣答弁があり、指定管理者制度の導入には弊害があるとの認識のもと、適切な管理に伴う体制の構築を目指すことを求めた図書館など社会教育施設への指定管理者制度導入による弊害を認めた附帯決議が両院の委員会で全会一致で採択されたところである。附帯決議には、社会教育施設は社会教育主事、司書、学芸員などの有資格者を自治体みずからが雇用して直営で行うべきだとすることをあわせて指摘しています。そうした中で2009年5月に行われました日本図書館協会調査では、2008年までにこの指定管理者制度を導入した市区町村、2009年に導入予定の市区町村、合わせて全国123市区町村となっております。一方、471の市区町村では導入しないとの表明がされているわけですが、名寄市はこの導入しないという市区町村に含まれていませんでした。名寄市のお考えをお聞きしたいと思ひます。

4つ目に、市民に喜ばれる市立図書館のために今後の取り組みについてお伺いをしたいと思ひます。行政報告で紹介されていました文学講座や小学生による一日司書体験、季節ごとの特集、また男女共同参画の資料コーナーなど取り組みが進め

られていますが、今後も市民に喜ばれる市立図書館のための取り組み等をお知らせをいただきたいと思ひます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 吉原市民部長。

○市民部長（吉原保則君） ただいま川村幸栄議員から大きな項目で2項目にわたり御質問をいただきました。1項目めは私から、2項目めは教育部長からの答弁とさせていただきます。

それでは、国民健康保険の都道府県単位化となる広域化について、まず小項目1、広域化に対する市の考え方についてのお尋ねでございます。厚生労働省が設置いたしました高齢者医療制度改革会議が後期高齢者医療制度が廃止された後の新たな高齢者の医療制度改革案を12月8日に取りまとめたところでございます。最終的には、今月20日の最終報告取りまとめを待たなければなりません、平成25年度から始まる新しい高齢者医療制度の内容につきましては、ただいま議員のお話にありましたように75歳以上の方が対象で、その8割、1,200万人が国民健康保険に、2割の200万人の方が健康保険などの被用者保険に加入するというものでございます。このうち国保部分につきましては、都道府県単位での運営となる予定でございます。いわゆる国保の広域化第1段階では、75歳以上の方が加入する国保が都道府県単位となり、第2段階では全年齢を対象に都道府県単位での運営に移行することとなりますが、移行時期は新制度経過から5年後の平成30年度とされているところでございます。

また、北海道における国保の広域化への対応についてでございますが、ことし5月の国民健康保険法の改正によりまして各都道府県では国民健康保険広域化等支援方針の策定に取り組んでいるところでございますが、北海道におきましても7月の市町村アンケート以降9月、11月、2回のブロック別説明会を全道6会場で開催し、年内に方

針を決定する運びとなっているところでございます。国保事業運営の広域化、また国保財政の安定化を推進するための市町村に対する北海道の支援方針が盛り込まれることとなっております。広域化に対する私どもの考えといたしましては、国保制度の構造的な特性にかんがみ、財政基盤の安定強化を図るために大きな受け皿、都道府県単位が望ましいと考えているところでございます。

次に、小項目2、市民への対応、説明についてのお尋ねでございます。名寄市といたしましては、まず平成23年年明け早々となる法案の提出と平成23年の春とされる法案成立までの推移を見守ってまいりたいと考えております。また、法案成立後2年間とされる施行準備期間がとりわけ重要であり、期間中示される政令、省令の精査、コンピューターシステムの改修、さらには北海道と名寄市との役割分担などの実施体制の検討、準備、広報などによる市民周知など迅速に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

次に、小項目3、国民健康保険のあり方についてのお尋ねがございました。国民健康保険制度は、我が国の社会保障制度の中にあって国民皆保険を担う健康へのセーフティーネットであります。病气やけがなど万一に備えてお互いが支え合う制度となっているところでございます。医療費の支払いのためには、加入者の支払う国民健康保険税を初め国、道、市からの負担金や補助金などの財源が必要となっているところでございます。一方では、低所得の方が多く、医療費のかかる高齢の方が多くなど構造的に財源が厳しい中で国保加入者の約半数以上が所得に応じた7割、5割、2割の軽減措置を行っているところでございます。所得が下がったことにより無保険、受診抑制、さらには保険税の滞納に伴う短期証の交付だとか差し押さえ、さらには保険証の窓口とめ置き、留置などの課題につきましてもきめ細やかな相談などで応じてまいりたいとも考えております。

お尋ねのありました短期証の現在の状況、12月9日現在でございますけれども、123世帯でございます。そのうち高校生以下の世帯につきましては9世帯となっているところでございます。また、国保税の差し押さえの関係につきましては平成21年度で119件となっております。いずれにいたしましても、市民が安心、信頼できる国民健康保険制度の安定的な運営のために努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

私からは以上とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは大項目の2、市民のための市立図書館についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、小項目1、利用状況についてでございます。市立名寄図書館は風連分館を設置しておりますことから、本館、分館の各施設の利用状況について御説明申し上げます。本館における平成21年度の図書貸し出しや閲覧に訪れた入館者数は4万1,908人で、前年度は3万8,894人です。1日平均にしますと146名の利用となっております。また、毎週水曜日と木曜日には午後5時から8時までの時間帯で夜間開館を行っております。そこでの入館者数は2,556人で、1日平均にしますと26人の利用となっております。利用者カードの発行数につきましては、平成18年12月に現在の図書貸し出し制度に移行してから本年3月までで6,075枚となっております。また、風連分館におきます昨年度の入館者数は7,902名で、昨年は9,260名です。1日平均にしますと28名となっております。利用者カードの発行につきましては644枚となっております。入館者の総計でいいますと、前年度の20年度の4万8,154人から21年度は4万9,810人ですので、合計では微増となっております。移動図書館のやまゆり号についてでございますが、名寄地区と風連地区で19カ所のステ

ーションと遠隔地の小中学校や保育所、幼稚園などを定期的に巡回しており、昨年度の個人の利用が1,760名、団体では8団体の利用となっております。

2番目の職員体制についてであります。新名寄市の行政改革推進計画に基づきまして、本年4月からは館長に嘱託職員を、奉仕係の1名減に対しまして司書資格を有する嘱託職員2名を配置しております。このことにより、本年度の本館の職員数は全体で14名です。うち正職員が4名、嘱託職員が夜間の開館対応職員を含めまして9名、臨時職員が1名となっております。また、分館のほうの職員数は3名で、うち嘱託の職員が2名、臨時職員が1名で、総勢全体では17名の体制で図書館業務に当たっております。また、司書の資格を有する者ですが、正職員につきましては4名のうち2名、嘱託職員につきましては11名のうち3名の合わせて5名が有資格の職員となっております。さらに、計画では平成23年度は奉仕係の正職員1名の減で2名体制となること、そこに司書資格を有する嘱託職員を1名配置する計画となっております。報酬につきましてですが、司書資格を有する嘱託職員につきましては第2種非常勤職員として任用いたしております月額報酬16万1,600円です。資格を有しない職員につきましては月額報酬14万1,000円となっております。

次に、小項目の3、指定管理者制度に関する考え方であります。市立名寄図書館の指定管理者制度の導入につきましては、新名寄市の行政改革推進計画の実施に当たって、ほかの社会教育施設も含めまして協議を重ねてまいりました。社会教育施設の1つであります公共図書館の役割については、住民の知る権利を保障し、安定した継続性のあるサービスの提供と利用者や社会状況に即応したサービスの改善、また図書館の自由を守って自主性、独立性を確保することが重要であります。そのためには職員の知識と経験、資料の収集等が

必要であるとされております。これらの条件を満たしながら地方の博物館に求められている市民の読書意欲へのきめ細かなサービスを維持するためには、現在導入されている他市町村の指定管理者制度の状況とか、その主体となる受け皿などもあわせまして、対費用効果の面からも公共図書館としては現行の体制が望ましいと判断をしているところであります。

4点目、市民に喜ばれる市立図書館の今後の取り組みについてでございます。市立名寄図書館の今後の取り組みですが、図書館では現在特に子供の読書活動にかかわる事業の推進に努めております。今定例会初日の行政報告にもありましたように、現在市内の小中学校の図書室に出向いていきまして導入されました学校図書システムに学校図書の登録作業を進めております。この作業が終了しますと、市内の小中学校全体で図書の管理及び貸し出し、返却処理ができることとなり、また他の学校との図書の検索等が可能となるところです。このことから、次のステップアップとしては学校間での図書の相互利用、貸借ができるようお手伝いをしていきたいと考えております。また、図書館から司書が学校に赴いて子供たちにその本の本当のおもしろさを伝えることとか、聞き手にその本を読みたいという気持ちを起こさせる、そういうようなことを目的としたブックトークというの準備を進めているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問と要望をさせていただきますと思います。

まず最初に、国保の都道府県単位となる広域化についてお伺いをしていきたいというふうに思います。ただいまの御答弁の中では、国保財政の安定強化のために都道府県化はふさわしいというふうなお答えがあったかというふうに思っていますが、今国が示している中身というところと広域化に向け

て市町村ごとにばらばらの保険料、保険税を均等化するために1つ、保険料収納率のアップ、2つ、医療費適正化、これは医療費の削減を目的とした医療費適正化、3つに市町村の税金投入解消による保険料のアップ、これらを推進すると、国がそのための助言、支援を行うこととしているわけです。そして、現在都道府県が策定、実施している医療費適正化、この削減計画については新制度でも同様の仕組みを設けてさらに推進すると明記されています。こうした中で、先ほど答弁の中にもありましたように北海道国民健康保険広域化等支援方針の素案、この中ではやはり医療費の削減、これを目指すこと、医療費適正化と保険料、保険税の収納率の向上対策に力を入れると、このことが強く書かれてあります。この中では滞納整理機構、今もあるのですが、滞納整理機構の設立推進、これも挙げています。また、保険者規模別の保険料、保険税、収納率、この収納率の目標もきちっと数字として設定されているわけです。

私は本来、広域化と言われる中身について、住んでいる地域によって格差があったり、また職業、例えば会社員であったり、自営業者であったり、そういった職業のいかんによって負担に格差があることは望ましくないというふうに考えています。これには国が財源、財政を一括管理をしていく、運営は住民に身近な自治体が行う、こういった広域化保険が望ましい姿であると考えているところであります。しかし、国が目指しているこの広域化、なかなか広域化というと、ちょっととらえにくい部分もあるかと思うのですが、都道府県単位化をしていく。これは、国からの財源を少なくして皆保険制度に対する国の責任を放棄すると言わざるを得ないというふうに思いますし、都道府県単位に押しつけるものであって、今以上に加入者である住民、国民に負担を押しつけるというものであると私は思っています。

広域化という名前の中で、例えば3年前にスタートした後期高齢者医療制度広域連合議会があり

ます。全道で32人の議員で年間2回の議会があるわけですが、この中で各市長、また町長、各市の議員、町村議員と。8人ずつで32人なのですが、そういった中でなかなか一堂に会して議会が開かれることがない。この中には共産党の2名の議員がいるのですが、共産党の議員が質問する以外ほとんど質問なしで終わっている。これでは、本当にこの広い北海道の中で北海道民の皆さんの声がこの中に届くのかというような不安もあるわけです。また、この上川管内でいえば大雪広域連合があります。この中でも住民の声が届きづらいという話も聞いています。こうした広域化を進めることに私は非常に危惧を抱いているところです。

この北海道が示した広域化支援方針の素案の中でも北海道は他都府県と比べて市町村間の格差の程度が大きい、問題解決にも時間を要するものであると、また中長期的な視野で広域化、安定化の推進を考えていく必要があるのだと、このように言っているわけです。長くなるので、ちょっと御紹介したいのですけれども、1人当たりの保険料、医療分、一番高いところで利尻町、10万3,712円、一番安いところで平取町、2万700円、こんなに差があるのです。

それで、国保財政の中でも、前回の定例会で私も名寄市の2億9,000万円を使って保険税下げてくださいというお願いをしたところでしたけれども、この国保財政でも基金の保有額ゼロという市町村から幌加内町のように20年度決算で1人当たり39万1,941円というところもあるわけです。また、名寄市は法定外繰り入れを行っていませんけれども、全道では法定外の繰り入れを行っている市町村も多くあって、住民負担を抑える努力をされているわけです。こういう差が出てきた中身でいえば、1984年の国が国庫負担を50%から約半分に減らしてきた。これが住民や地方自治体に大きな負担を押しつけてきた結果だというふうに思っています。

先ほど紹介した旭川の記事の中で、名寄大学の

青木学長が国保加入者の多くは低収入で、そのため滞納率が悪くなり、さらに高額化するという悪循環になっている。ここまで高額になると国民皆保険制度の崩壊であり、医療、健康格差だと指摘されているわけです。このままこの都道府県単位の広域化を進めると、さらに格差が広がっていくという危惧を抱いているところですが、この件についてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原市民部長。

○市民部長（吉原保則君） 広域化の関係で再質問がございました。先ほどもお話しいたしましたけれども、1つは高齢化が進む中で医療費が年々増加する現状、さらには国保も保険制度である以上その受け皿を大きくして財政の安定化を図らなければならないと考えているところでございます。しかしながら、市町村国保の負担増に十分に配慮する、あるいは保険料が急に増加したり不公平なものにならないことが大前提でございまして、国保財政の負担増等、市民に混乱を招かないための我々自治体の意見を十分に尊重することをあわせて、こういった先ほど来言っています国保の構造的な課題を解決するためには国庫負担の大幅な導入が必要でありますし、それを求めてまいりたいと考えているところでございます。そういった大前提のもとで広域化という形で考えているということでひとつ御理解をいただきたいなと思っております。

また、北海道後期高齢者医療広域連合議会の関係についてもお尋ねがございました。その関係、その議会の議事なり議会の運営についてのコメントについてはする立場にないことをひとつ御理解をいただきたいと思っております。

また、あわせて大雪広域連合のお話もございました。大雪広域連合、御案内のとおり平成16年4月に東川、東神楽、美瑛の3町により構成される中で国保なり介護保険あるいは後期高齢者事業を運営するというで設置されたものでござい

ますけれども、それぞれ事務の区分を広域連合の事務局が行う部分と構成町の役場が行う事務と役割分担を行っているところと聞いております。例えば国保でいきますと、特定健診の計画の策定だとか契約あるいは受診券の発行などは広域連合の事務局で行いますけれども、受診券の再発行だとか保健指導などについては市町村の窓口で行うと。あるいは、国保料の料率の決定等については広域連合の事務局で行いますけれども、苦情なり相談については広域連合事務局と構成町村の役場の窓口の双方で対応していると伺っているところでございますし、ここの広域連合の理念の前面の中には住民福祉の増進と被保険者のサービスは低下させないということを掲げているようでございます。

また、広域連合のメリットといたしましては、1つは保険財政の安定化を図る、2つには保険料水準の平準化ということでございますし、3つにはこれが大きいかと思っておりますけれども、義務経費の削減と職員配置の適正化ということが挙げられていますし、また課題といたしましては財政調整なり給付準備基金等の確保、それから2つ目には健康づくり対策と事業運営の安定化、3つ目には自主財源である保険料の収納率の向上対策ということが挙げられているようでございます。

滞納の関係も少し……滞納関係はよろしいですか。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今滞納の関係、最初のところでお話しさせていただいて滞納の関係がまだ出てこないの、今お聞きをしようというふうに思っていたところだったわけですが、今その広域化の問題について住民に混乱を与えないと、そんなようなお話がされたかなというふう思うのですが、実際先ほども紹介したように制度がややこしくてよくわからないと。もう混乱になっているのではないかと私は思うのです。

例えば後期高齢者医療制度が入ったときもよくわからなかったけれども、ふたをあけてみてこれ

はどういうことなのだと、負担ばかりふえるというようにことで要するに全国的な混乱が起きて、いろいろな対策が練られて軽減策が盛り込まれたわけです。その軽減策も今回この都道府県単位化によってどんどん削られていくというようなことも出されているわけで、これがはっきり見えてくれば市民、住民の皆さん方に混乱はもう当然起こってくる。負担が重くて困っているのだというばかりではなくて、何が何だかわからないうちというような、それで国民健康保険ですから、命にかかわる問題の中で混乱が起きてくるということはあってはならないというふうに思っています。

今お話がありましたように、財政の安定化と収納率を上げていくということが再度説明の中でも出されたわけです。ここのところを今の広域化、また道の支援策の中でも強調されているということで、ますます住民に負担が押しつけられて命の格差も広がってくるというところ辺に非常に危惧をしているところです。改めてこの部分についてお聞きをしたいと、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

今お話がありました滞納者の差し押さえの件があります。その前に、窓口でのとめ置きの件について、先ほど御答弁がちょっとなかったかなというふうに思っているのですが、この部分についてどのように対応されているのか詳しくお知らせをいただきたいと思いますし、子供のとめ置きはなかったのかどうか、この部分で御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原市民部長。

○市民部長（吉原保則君） ただいま広域化の関係、再質問、再々質問というか、いただきましたけれども、いずれにしても広域化を進めるに当たっては市町村の財政なり被保険者にしわ寄せが来ないように国庫負担の大幅な導入を引き続き求めていく中で広域化を進めていただきたいなというふうに考えているところでございますので、そこはひとつ御理解をいただきたいなと思っています

し、滞納処分のお尋ねもございましたけれども、1つは滞納処分につきましては善良な納税者との公平性の問題、さらには今言いましたように国保財政の安定的な運営のために滞納処分、滞納整理は必要だと考えています。そういった中で、相談等にも応じない悪質と思われる滞納者に対して差し押さえ等の執行をしているところでございます。先ほどお答えいたしました21年度の119件のうち多くは……多くといたしますか、そのうち約80件につきましては国税なり道税の還付金が80件近く残っていますので、このことは当市におきます賦課なり収納の担当がそれぞれ連携した成果であると考えております。

もう一つは、短期証の関係で改めてお尋ねがございました。先ほど12月9日現在123件、うち子供のいる世帯が9件ということでございました。これにつきましても保険証の交付は本人交付が原則でございますけれども、内容を申しますと123件のうち44世帯がどちらかという納付の意欲がないというふうに私どもが判断している世帯でございます。そのほか市役所内の中で他の課との連携をとらなければならない世帯が何世帯かございますし、あるいは多重債務の整理が必要な世帯が3件ほどございます。また、中には居所不明により職権消除が可能な世帯が2件、それから住所変更なり居所の確認が必要な世帯が3件とか、そういったような内訳になっているところでございますけれども、ちょうどきょうから国保のほうでも夜間窓口を開設いたします。この期間中、4日間なのですけれども、職員の訪問や窓口等でも交付なりを、自宅訪問なり窓口等でのこういった短期証の交付などを行っていきたいと思っています。いずれにしても、先ほど申しました納税意欲がないと思われる44世帯への対応が重要な課題でないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今短期証のところでは

23世帯というふうにはお聞きしたと思ったのですが、この123世帯の分がとめ置きになっているのでしょうか。確認をさせていただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 吉原市民部長。

○市民部長（吉原保則君） 短期証の未更新ということでとめ置きになっている世帯でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） その中で子供がいる世帯もあるというようなことになっているわけですね。第3回定例会のところでも私質問をさせていただいた中で、国が資格証発行の世帯であっても高校生までは短期証交付措置をすることというふうに指示をしているのですが、私はこれ子供のところにこの保険証が短期証であっても届いていないというふうになるわけで、これは逆行していることではないかというふうに思うのですが、この辺について御見解をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 吉原市民部長。

○市民部長（吉原保則君） 先ほども申しましたけれども、今の段階で子供のいる世帯が9世帯ということでございまして、これにつきましては先ほどいろいろ内訳等もお話しいたしましたけれども、基本的には本人に交付するのが原則でございますけれども、窓口にも見えないし、なかなか連絡をとっても会えない部分があるということで、その部分について先ほど申しましたようにきょうから4日間の夜間の中で自宅訪問をする中で交付等に努めてまいりたいと考えていますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） きょうから夜間窓口対応し、訪問などというお話でした。では、発行されてきょうまで保険証がここにとめ置きのままになっていて、子供たちが例えば、この季節です。風邪を引いた、おなかを壊した、病院に行けないという状況も生まれるのではないのでしょうか、保険証がなければ。全額払わなければなりませんから。そういうやり方を私はここ3年半、何回か

国保について質問させていただく中で、名寄市は資格証は発行していないのだということで、短期証ではあってもということでした。それがすべて皆さんのところに、行方がわからない方たち、連絡がとれないという方たちも確かにいらっしゃるかとは思いますが、皆さんのところに届いているというふうに思って理解をしてきたところでした。

今回、実は北海道社会保障推進協議会の中で全道の市町村でアンケートをとった中で、この窓口とめ置き状況で、このときは10月末で子供の対象が24人というふうな数を見て私は非常に驚きました。この子供たちは、どうやっているのかという不安の中で今回取り上げをさせていただいたわけですが、ほかの市町村のすべてが郵送をして届けているわけではないのですが、やはり窓口へ来て分納等々の相談をしながらお渡ししているというところまで皆さんに届いているものと私は理解をしていたのですが、そうっていない。郵送で届けている市町村もある中で、この部分についてどのようにお考えになっているのでしょうか。もう一度改めて御見解をお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 吉原市民部長。

○市民部長（吉原保則君） 短期証の関係につきましては、今後の納税相談等も含める中で本人と面談の上、交付するというのが大前提となっております。したがって接触のとれなかった部分については交付されていないのが現況でございますけれども、いずれにいたしましても何回も申し上げておりますけれども、そういったお子さんの部分も含めてきょうからの夜間訪問等の中で確実に届くような対応を進めてまいりたいと思いますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） なかなか理解はしがたいものがあります。加藤市長にお聞きさせていただきたいと思います。この子供たちに保険証が届

いていない。病院にかかれぬ。名寄ではないのですけれども、保健室に熱があつて来たけれども、御家族に連絡しようかと言うと、お父さん、お母さんには連絡しないでくださいと。家の事情がわかっているから、連絡しないでほしいと。横になつていけばよくなるからといった子供のそんなことを聞いたことがあるのですが、こんなことをこの名寄の子供たちにさせたくないと思つていますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今部長からもお話ありましたけれども、面談しての引き渡しということが前提だということですので、その部分でそうした事態があることは非常にゆゆしき事態だというふうに思つていますから、早急に対応するように指示もしたいし、努めてまいりたいというふうに思つています。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 早急に手だてを講じていただきたいと切にお願いを申し上げるところです。

滞納者の差し押さへの件につきましても、本当に悪質な滞納というところ辺ではこういった差し押さえも必要だというふうに私は思つています。しかし、多くが低収入という中で滞納が発生しているのではないかというふうに考えています。保険税の減額、また保険税の減免または分納などによる対応、これの相談をしっかりと進めていただきたいと思いますというふうに思つています。周知も含めて相談をきょうから行うということですので、ぜひ丁寧な対応をしていただきたいと思いますというふうに思つてるところです。

例えば全日本民主医療機関連合会というところでことし3月、2009年の国民健康保険などによる死亡事例の調査報告を公表しています。民医連の病院や診療所がかかわった人だけで47名の方が亡くなつていますが、保険証がない、短期証や資格証がないという方もありますが、1

0名が正規の保険証がありながら経済的な理由で受診を控えて、病状が悪化して手おくれになつたといった報告がされています。ですから、保険税の引き下げはもちろんなのですが、一部負担金の減免制度、また保険税の減免制度の周知、相談窓口、減免の書類なども皆さん方の目に見えるところに置いていただく、こういったことも必要ではないかというふうに思つてはいるわけですが、この部分についてお考えをお聞かせいただきたいと思つています。

○議長（小野寺一知議員） 吉原市民部長。

○市民部長（吉原保則君） 何点か御質問を再度いただきましたけれども、滞納処分の関係につきましてもそういった差し押さえが機械的にならないように十分配慮をしてみたいと思つています。

それから、受診抑制の関係なんかについてもお話がございました。なかなか保険者としての受診抑制の部分、チェックするような状況にございませぬけれども、市立病院の医療支援相談室との連携なども含めてそういった重症化にならないような啓発などに取り組んでいきたいと思つていますし、関係書類等についてもわかりやすいところに設置するなり、そういった形で命と健康を守る立場で対応してまいりたいと思つていますので、ぜひ御理解いただきたいと思つています。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） ぜひそうしていただきたいというふうに思つています。命を守る国民健康保険にしていきたいと思いますというふうに思つています。

時間がありませんので、図書館の件につき再度お伺いをしたいというふうに思つています。指定管理者制度の導入に関して、このアンケート調査で名前が載っていなかったことにちょっと私も心配をしていたのですが、現行のままで進めていくというようなお話でしたので、安心をしているところであります。やっぱり市民に喜ばれる図書館にしていいただくことが必要だなというふう

に思っています。図書館というのは、言うまでもなく収益を生む公共のサービスではありませんし、また個人情報の保護だとか、また先ほど部長のほうからもあったように多様化する住民の皆さんの要求にこたえるための公立の図書館であると。ほかの道の図書館であったり国会図書館等との連携も進めていく中で、やはり公立の図書館で進めていただくことが必要だというふうに思っているところです。

先ほど職員の方々のお話お聞かせいただきました。図書館司書の方も嘱託の中で本当に一生懸命頑張っているなというふうに思っています。利用者が気持ちよく利用できるような日々努力をしていただいているわけですが、聞くところによると図書館司書というのは一人前になるには10年はかかるというふうに私は聞いているのですけれども、こうした職員の皆さん方への研修の機会等も提供することが望まれるかなというふうに思っているのですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま質問をいただきました図書館の職員の研修についてでございます。市立図書館では、まず館内での研修会につきましては5月31日と6月30日のいわゆる月末休館日に2回ほど本館と分館の奉仕係に勤務する全職員を対象にして内部研修を実施をしております。研修項目については図書館の仕事と、それから最近問題となっております著作権の扱いについて、また図書の本の装備の仕方について、また配架業務についてなどであります。また、出張等の機会を利用して全道図書館新任職員研修会では嘱託の職員が2名、北海道図書館大会と資料補修セミナーというものには嘱託職員それぞれ1名ずつ、全道図書館研究大会と上川管内の図書館協議会の研修会に正職員がそれぞれ1名出席をして研さんを積んでおります。いずれにしても、図書館というのはただ単に本を貸し出す施設では

ありませんので、そこに従事する職員が高い資質とこれからも研さんを重ねて市民のための魅力ある書架を構成するための研さんを積んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 建物が非常に老朽化している中で、中には暗い、ちょっと見づらい、狭いという声も確かにあるのですけれども、そういった物的な本当に制約のある中で非常に工夫をしていただいているなというふうに私は思っています。例えば先ほども言いました男女共同参画の資料のコーナー、これは私も本当に利用させていただいています。また、季節ごと、テーマごとにいろいろな特集がされていたり、また課題図書のコーナーがあったり、ふだん自分の視野の中で見つけることのできないそういう図書だとか資料だとかを目にすることができるという意味では、本当に司書の皆さん方の研さんというか、前向きな取り組みが本当にうれしく感じているところであります。引き続きまたそういった市民が本当に利用しやすい、喜ばれる図書館のためにこれからも鋭意努力していただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時01分

○議長（小野寺一知議員） 再開をいたします。

日程第3 議案第11号 名寄市仲町集会所条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、佐藤靖委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、今定例会におきまして当委員会に付託されました議案第11号 名寄市仲町集会所条例の一部改正につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、佐々木総務部長を初め担当職員の出席を願い12月9日に開催し、本条例の改正内容などについて詳細に説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託されました議案は、提案理由の説明にもありましたように合併特例区の期間満了による解散に伴い、市町村の合併に関する法律第5条の34第1項に基づき名寄市が合併特例区に属する一切の権利義務を継承することから、当施設の管理などを特例区事業から市長等の権限に属する事務に移行するため改正をしようというものであります。

新設となる料金体系につきましては、風連地区内の同種公共施設を参照に設定したことなどの説明を受け、条例の改正内容について説明を受けた委員会で各委員から出されました主な質疑では、1日平均及び夏季、冬季の利用人数はどの程度になっているのかに対しては、旧風連時代の建築目的が勤労者会館であり、連合に有料貸し出しとしていたため原則として一般への貸し出しはしていなかった。しかし、住民要望により連合の了解が得られれば貸し出しており、これが年間10件ほどで、利用料金については一般から取れないことになっており、連合の厚意で貸していた。同集会所はジギスカン利用も可能であり、施設の安全対策上、新年度以降は管理人を配置して対応すると答弁がありました。

また、勤労者会館の要素から一般に貸し出す会館となるが、PR手法は。減免措置に対する考えは。第3条の利用の制限とはなどの質問に対しては、風連地区で発行している広報紙「風」などを利用して広く市民に周知する。減免措置については、名寄市風連地区施設使用料徴収条例に基づき

対応したい。利用の制限で想定されるのは、暴力団やその構成員を初めマルチ商法、悪徳商法などが考えられるが、申請時にしっかりとチェックするなどと答弁がありました。しかし、減免措置について名寄市風連地区施設使用料徴収条例では、非課税世帯や少年団活動、高校生以下の活動について10割減免としているが、上程された一部改正条例では上記条例が記載されているのみで、条例主義上一般市民に十分理解されないことも考えられることから委員間の議論となり、23年度中に実施される各種料金統一議論の中で条例間の整合性を含め市民理解が図られる対応を求めたところです。

この後、佐々木総務部長ら関係職員に同席をいただき、議会基本条例第5章第11条、自由討議による合意形成の第2項に基づき委員間による審査を行いました。発言はありませんでした。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました議案第11号 名寄市仲町集会所条例の一部改正につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、付託議案の審査経過並びに結果についての御報告といたします。

○議長（小野寺一知識議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識議員） 日程第4 議案第31号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更

についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

**○市長（加藤剛士君）** 議案第31号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

本計画につきましては、本年第3回定例会において議決をいただきましたが、本件は国の財政支援策の有効活用を図るため本計画の変更を行おうとするものであり、北海道との協議が調いだったので、同法第6条第7項で準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、変更の概要につきましては、総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（小野寺一知議員）** 補足説明を佐々木総務部長。

**○総務部長（佐々木雅之君）** 私のほうから補足説明をさせていただきます。議員の皆様には、お手元のほうに見開きの資料を用意してございますので、それに沿って説明させていただきます。

まず、今回の名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。本年4月1日に施行されました過疎地域自立促進特別措置法の一部改正によりまして拡充されました過疎債のソフト事業での活用を図るために、既計画登録ソフト事業の区分等の変更と過疎地域の自立に必要なソフト事業を新たに追加するものであります。

次に、変更の概要について申し上げます。資料をごらんください。産業の振興では、計画の表中から（5）番、企業誘致、（7）番、商業のうち中心市街地活性化事業及び特別融資利子・保証料補給事業、（10）、その他のうち新規就農者等に関する助成事業及び農業後継者育成奨学金就農助成をそれぞれ削除し、新たに（9）、過疎地域自立促進特別事業を設け、企業立地促進助成事業、中小企業振興事業、農業担い手育成確保対策事業、農業支援システム定着促進事業を追加。交通通信

体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では計画の表中から（8）、道路整備機械等のうち排雪ダンプ助成事業を削除し、新たに（10）番、過疎地域自立促進特別事業を設け、除排雪支援事業を追加。高齢者の保健及び福祉の向上及び増進では、計画の表中から（8）番、その他のうち除雪サービス事業を削除し、新たに（7）番、過疎地域自立支援特別事業を設け、除雪サービス事業を追加。集落の整備では計画の表を新たに設け、8、集落の整備、（2）、過疎地域自立促進特別事業として自治活動支援事業を追加するものであります。これにより変更後の総事業費では1億8,128万円増の344億1,558万3,000円となっております。

以上、説明させていただきました。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（小野寺一知議員）** これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（小野寺一知議員）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（小野寺一知議員）** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（小野寺一知議員）** 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

**○議長（小野寺一知議員）** 日程第5 議案第32号 平成22年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第32号 平成22年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算成立に伴い、子供の命と健康を守るため小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン等の接種助成を図ろうとするもので、歳入歳出それぞれに983万5,000円を追加して予算総額を200億8,059万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。4款衛生費におきまして、感染症対策事業費983万5,000円の追加は、子供の細菌性髄膜炎及び子宮頸がんを予防するため小児肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン及び子宮頸がんワクチンの予防接種料を助成しようとするものであります。

次に、歳入については、事業費の2分の1を道支出金で充当し、残りを地方交付税で調整しようとするものであります。

なお、事業費の内訳については別紙議案第32号関係資料、子宮頸がん等ワクチン接種事業の実施についてをごらんください。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 1点お伺いをしたいというふうに思います。今回のこのワクチンの接種、本当に歓迎しているところです。子宮頸がんワクチンの対象のところで、中学1年から高校1年生の女子というふうになっているのですが、高校1年に該当する年齢の女子を含むというふうでよろしいかどうか確認をしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員お話しのとおり高校1年生、ただ来年の4月になりますと高校2年生ということでございますので、現在の高校1年生は1月から3月までに第1回目、子宮

頸がんワクチンにつきましては3回接種でございますので、この1月から3月の間に1回または2回、3回目はできません。1回接種したら1カ月後に2回目、後ほど6カ月以降に3回目ということでございますので、高校1年生については3月までに受けていただくということで、該当につきましては高校1年生は該当するということであります。ただ、該当の部分については、来年になると該当しなくなりますので、3月までにしていただくように担当のほうで重点的に周知をしてまいりたいと考えております。

（何事か呼ぶ者あり）

○健康福祉部長（三谷正治君） 大変失礼いたしました。高校に行っていない年齢も、高校1年という年齢でありまして、たまたま学年で表示させていただいているということで、年齢ということで御理解いただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 私も何点かお聞きしたいと思います。この部分で言うことが市民の周知にもなりますし、本年加藤市長になりまして、前島市長には私たちの女性局が3,300名のこの子宮頸がん予防ワクチンの助成をしてほしいということで2週間で集めましたのを島市長に受けていただきまして、これは次期市長にも受け継いでいくということで受け継がれたものというふうに思っております。その点、女性の命と健康、また女性の人権を守るための加藤市長の英断のある決断、本当にありがとうございました。

その中で、今川村幸栄議員からも言いましたけれども、1月からスタートされるということでお聞きしました。そして、この接種はどこを病院をまず使われるのか。一般も含めて、風連は診療所になりますけれども、診療所体制でもやっていけるのかどうかもちよっとお聞きしたいというふうに思います。

あと、個人単位でこれは進めるものなのか、学校単位で進めるものなのか。きっとこの助成の接

種を受けるには、平日でないと厳しいというふう  
に思っておりますので、学校を休んで生徒が受け  
に行く部分も出てくるというような可能性もあり  
ますので、その辺の対応をどうするのか教えてい  
ただきたいということをまずお聞きしたいという  
ふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 医療機関につ  
きましては、方法といたしましてはインフルエンザ  
と同じように名寄市、自治体と病院の契約行為に  
なります。ですから、各病院と現在、市内の市立  
病院を含めて個人病院も含めて今各医療機関と調  
整中でございます。多くの市民が利用しやすいよ  
うな形で市内の病院に対応していただけるように  
進めさせていただきたいと考えております。

個人単位か学校単位ということでございますけ  
れども、現在は22年度と23年度ということで  
急遽このような形になってございますので、現時  
点で考えているのは年内に個人単位ということで、  
各該当者には個人通知をさせていただきまして、  
各個人がそれぞれ各病院に行って接種していただ  
くというような形で考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） そういうことでは、  
平日は生徒は一応学校を休んで自分の時間がとれ  
るときに行ってほしいという対応になるという考  
えでよろしいのかどうか、ちょっと教えていただ  
きたいというふうに思います。

今中学校1年生から高校1年生までの対応とい  
うことで言われておりましたけれども、再来年度、  
今度は小学生が6年生から中学生に上がるときは  
各中学1年の学年ごとの接種の助成になるのかも  
教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 現時点では、国  
の事業といたしまして2分の1、自治体2分の1  
の事業につきましては22年度と23年、この2  
年間のみということで現在私どもは周知をいた

している部分でございまして、24年度以降につ  
いては現在内部で検討をさせていただいています。  
ただ、今回22年と23年度だけでこのゼロ歳か  
ら4歳、それから中学1年から高校1年までのこ  
このエリアだけの部分だけをやって、その後はやら  
ないということになりますと非常に穴があいてし  
まうということでありまして。ただ、厚生労働省、  
国のほうでは、部会の中ではこの部分につきまし  
ては通常の接種の中でということの部会の報告も、  
何か今の時点ではそういうお話も聞いてございま  
すので、国の動向を見ながら24年度の部分は考  
えていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます  
。本当に今20代の女性のこの子宮頸がんとい  
うのは、乳がんよりも発症率が高いというふう  
に言われています。この予防接種において、本当  
にこれからの女性の方々がしっかりと予防できる。  
この子宮頸がんのワクチンをすることで子宮頸  
がんがなくなるということをお聞きしておりますし、  
それともう一つ、その周知、この子宮頸がんの周  
知と、もう一つは保健関係で言われるのはこのワ  
クチンとともに性行為をしたらこういう子宮頸  
がんになりやすいだとか、このワクチンをするこ  
とによって治るだとかという学校ごとの周知が今な  
されていないという部分と言われております。そ  
の部分ぜひ学校ごと周知等を進めていただくよ  
うお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） かねてから市民要望  
の高い3ワクチンについて、国の動きと合わせて  
実施をしていきたいということで補正が出ている  
のですが、二、三ちょっと市民の方から、あるい  
は最近読んだ雑誌の引用になるのですが、少し実  
施に当たってお聞きをしたいことがございませ  
うので、お願いをしたいと思います。

たまたま厚生労働省の医系技官、木村盛世さんとい  
う方が雑誌「WiLL」の11月号で十数ページ

にわたってこの子宮頸がんの関係について若干問題提起をしている雑誌を見て、私も改めてよくわかっていなかったのだなということについて理解を深めて、この間も保健センターの佐藤所長にもいろいろ専門的な立場でも勉強をさせていただいたのですが、その後たまたま市民の皆さんから、新聞にも報道されたものですから、いよいよ大きく助成をして年明けからスタートするのですねという喜びの声とあわせて、実際にいわゆるこのワクチンが、肺炎球菌とヒブワクチンについてはその発生を速やかに抑える大きな効果が出るということで当然問題もないし、この子宮頸がんのワクチンについても私も今まではもちろん早くやってほしいという思いもあったのですが、わからぬことが多々あって、この雑誌を見る限りでは中学生、高校生あたりから早くにワクチンをして、10年とも言われる、あるいは5年とも言われるさまざまその効果については年数がまだ、2006年にできたワクチンなものですから、実際に統計は出ていないということで、その罹患率あるいは死亡率、子宮頸がんになった場合の。そういうデータだけは厚労省から数字が出ていまして、性交渉によって6割の方がウイルスにかかる。しかし、そのうちの9割は自然になくなっていく。残りの1割の人の0.1ぐらいががんになるというようなことが専門家の立場で読んでいて、実際にこれは赤ちゃんとか大人といったような親が判断する年代、あるいは大人の場合はそれぞれ判断をしてしっかりお医者さんやいろんな知識を持たなければならぬのですけれども、ちょうど年齢的に今高橋議員も言っていましたけれども、中学生あるいは高校生にかかわる年齢なものですから、学校で実際に正しい情報伝達をする。先生が独自に判断するよりもやっぱり厚労省や北海道の指導を受けながらということになるのでしょうかけれども、どのように実際に周知がされていくのかということで、若干問い合わせを受けて、実際に私もわかるわけがないものですから、勉強させてくださいという

ことになっているのですが、実際に実施するに当たってどのような対応をされていかれるのかということについてお聞きをまずしたいと思います。

それと、子宮がんの検診、今国保などで無料パスを出しながら実施をして、なかなか多くの方がやっているというよりも、受診率が少しずつ上がりながらもたくさんの方が、ほとんどの方がやっているという状況でもなくて、そのがん検診とのかかわりも非常に重要な、ワクチンだけではなくて。そういう部分なんかもあって、正しい情報というか、そういうものがどのようにして伝達をされて、それぞれ皆様個人でお医者さんに行ってお願いますということになってくるのかというのが少し、お互いに理解を深める意味合いで御答弁をお願いしたいなというふうに考えておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員から1つ目は周知方法ということで、私のほうも国がこのような形で進めさせていただくということで担当のほうといろいろ勉強させていただきました。議員も、それから皆さんも御案内のとおり、この子宮の部分につきましては基本的にはいろいろな100種類、特にその中では十五、六種類、今回のこのワクチンにつきましては16型、18型のこの2種類の部分が有効ということで、日本ではそれ以外に2種類ほど五十何型だとかということではお聞きしております。しかしながら、現在の日本のデータの的には、私たちのほうで聞いている部分については、日本としてのデータは非常に少ないということで、世界的な外国のデータをもとに今そういう数字が出ているのが実情であります。

先ほど議員のお話があったように、一部の部分ということでございますけれども、残念ながら日本の中でも毎年数多くの女性の方がこのがんで亡くなっているというのが現実でございますので、この部分につきましては特に先ほど議員のお話がありました子供たち、中学生、高校生のこの部分

を子宮頸がんのワクチンだから打ってくださいよというだけのお話ではなかなか御理解をいただけないというのが現実だと思います。私たちのほうにつきましては中学校、それから高校、これは中学校につきましては教育委員会を通じて校長会、教頭会、それから高校につきましては校長を初め担当の先生方にそれぞれ文書等を出してお願いをするとともに、個人につきましては先ほどお話ししましたように周知は個人あてに文書で出ささせていただきたいと思っておりますし、その中に周知とともに、このワクチンについてはこういう効果がある、このワクチンを打ったからといって100%もうかからないということではございませんし、議員お話のように今の時代では6年または10年というようなお話もございまして、このワクチンとともに検診も含めて併用した形で対応していただきたいという、そういう内容もあわせてチラシ等も作成をしてその中に入れて市民の方には周知を図っていきたくて考えております。

それから、特に中学生につきましては、今保健体育で性教育の中でいろんなお話をさせていただいていると思っておりますけれども、ただこのがんについては中学生から、中学3年、高校1年については非常に難しい年齢でもございまして、学校には……ただ来年1月から実施をさせていただきますので、即という形にはなりませんけれども、市立病院の担当の先生等々、それから北部医師会等々を通じましてそれぞれ講演会ですとか講習会ですとか、そういうものを図りながら市民に周知を図っていきたくて考えております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） いい意味でお医者さん中心、あるいは厚労省の情報やら北海道の情報などを含めて情報をどんどん出していただくと、専門的な立場で。それはぜひ継続的にやっていただきたいのですが、この資料のその他の中に、ワクチンも一般的な注射も薬も100%はないわけで、必ず副作用というのがあるのですが、このそ

他のところに被害救済に万全を期するために助成対象事業には民間保険への加入を要件とするというふうになっていまして、その辺の一部そういう心配もないわけではないのですということだと思っておりますが、ちょっとここは御説明をお願いをしたいと思っております。

それで、該当の子供たちへの周知、それは保健の先生とか市の立場とかということで送る場合には、当然実施方法についてはいつからやりますので、ぜひ御利用くださいということでは一般的な情報、出ている情報を資料も含めて送られると思うのですが、なかなか年代が年代だけに日本の文化からすると非常にフランクにこういう話が話題として出しにくいということもあって、いわゆる正しい情報をしっかり頭に入れながら病院で受けていただく。あるいは、もっと言えば子宮がん検診、本当に熱心に保健センターでもやっていたいのですが、これも雑誌によるとがんになる段階前にちゃんと検診さえしていれば怖くないのだよというようなことで、ワクチンに頼ることもそれは100%ではないけれども、がん検診としっかり併用の受検体制をとらない限りは、それはなかなか完全なものになっていかないということで、それはもう言われるとおりなのですが、この辺とのかみ合わせで改めて市の政策として少し、もしかしたら22年、23年で道をつけて独自で今度拡大をしていかなければならぬということになるかもしれないですね、今の可能性としては。そういう意味合いからすると、専門的ないろんな情報についてもかなり市の責任もまた問われることになるわけでありまして、よりそういう周知、宣伝のあり方について改めてお聞きをしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 先ほどの周知の中で、個人に郵便で周知をさせていただくというお話もさせていただきました。特に中学1年から

3年、高校1年につきましては基本的には親、母親の意識の問題によって、母親が意識をつければ、あなたいいのではないですかというような形もなきにしもあらずという感じをしております。私のほうでは、やはりお母さんにこの子宮頸がんの位置づけをしっかりと理解をしていただくために先ほどのチラシの中にお母さん、父兄のための知識もその中に取り入れさせていただいて御理解をいただいて、その御理解の上でお子さんにそれをお話をしていただくということでそれを進めさせていただきたいと思っております。

あわせて、保険の会社の関係でございますけれども、現在保険で予防接種等を行っている部分では、すべて民間の会社の保険に入らせていただいておりますので、今回の部分についてもその保険で該当するというところで確認をさせていただいております。

それと、あわせて先ほどからお話ししてありますようにワクチンだけを1回打てばそれで済むということではありません。やはり検診が基本だと考えておりますので、その検診とあわせてワクチンを接種していただくことによって、毎年または何年かに1度というような検診の道筋をこの22、23年で開いていきながら24年度に向けてどのような形でやるのが一番最適かということを検討してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 先ほど少しお伺いした雑誌の厚労省のお医者さんの例で、去年は新型インフルエンザで大変国内じゅう大騒ぎになって、余剰な薬も残したような形になっておりましたけれども、しっかりと冷静にワクチンを受けるにしてもがん検診をしっかりとやるにしても、そのワクチンを受けたらがんにならないのだというふうにして誤解を受ける方が結構問い合わせの中であると。だから、私もあなたもという大騒ぎをするのではなくて、比較ですけれども、子供たちの大変深刻な病気であります細菌性の髄膜炎にかかると、こ

れにかかると後遺症を残す例がやや1割から2割と、死亡率が二、三%と極めて高い。そして、B型肝炎の場合でも100万人以上の感染者がいるというふうに言われておりますけれども、それよりは落ちるけれども、死亡率、肝がんになる可能性もやっぱり0.4%ぐらいあると。それよりも実症例やまだ期間が少ないものですから、子宮頸がんについてはそれよりも低いと、確率的に。ただ、これから大量なそのデータ、打った人、打たない人のデータをたくさん集めて症例を分析をしていかなければなりません。ということで、より冷静な対応が求められると。あるいは、お医者さんとはいえ役人ですから、費用対効果の問題も含めて若干問題提起もされておりました。ぜひ各個人の皆さんに送るときには、情報をしっかりと送っていただきながら、もう既に問い合わせも受けたりなんかもして心配をさせていただいているようですが、私も先般子宮頸がんの方が出産直前のテレビも見まして本当に深刻だということを感じておりましたけれども、ぜひ情報については正しい情報を出していただく中で対応、実施を深めていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 議員に今お話をいただきましたように周知の部分につきましては、今回の部分については法律に基づくものではございませんので、任意ということでございますので、メリット、デメリットを含めまして、個々の考え方に強制をするということではございませんので、ただやはり先ほどからお話しさせていただいているようにそれぞれの個人が判断、お母さんたちが判断ができる、そういう資料をつくって御案内のときに同封をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結い

たします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第6 意見書案第1号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書、意見書案第2号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)総合対策を求める意見書、意見書案第3号 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書、意見書案第4号 免税軽油制度の存続を求める意見書、意見書案第5号 米価下落に歯止めをかける対策を求める意見書、意見書案第6号 領土に関する政府の対応に関する意見書、意見書案第7号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書、意見書案第8号 農業に関する国際貿易交渉への意見書、以上8件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外7件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号外7件は原案のとおり

可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承を願います。

○議長(小野寺一知議員) 日程第8 閉会中継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成22年第4回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時39分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 小野寺 一 知

署名議員 駒 津 喜 一

署名議員 田 中 好 望

## 質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 2 年 第 4 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	佐々木 寿 (P 34)	1. (仮称)複合交通センターについて (1) 事業の進捗状況と今後のスケジュール (2) 施設基本設計(施設機能)について (3) にぎわい創出構想について 2. 教育行政について (1) 名寄市立大学の就職活動状況と大学生確保対策について (2) 学級定数について (3) いじめ対策について 3. 福祉行政について (1) 地域福祉計画策定について (2) 成年後見制度普及について (3) 高齢者虐待防止について
2	佐藤 靖 (P 44)	1. 平成 2 3 年度予算編成にかかわって (1) 重点事業と概算要求額について (2) 予算編成に当たっての市長訓令及び基本方針について (3) 職員提案の反映について 2. 協働のまちづくりにかかわって (1) 市長が求める協働とは (2) 地域自治組織の事業取り組み実績と評価について (3) 補助内容の見直しと町内会単位への拡大について 3. 名寄市立総合病院にかかわって (1) 施設整備について (2) 診療体制の見直しについて (3) 看護師確保対策について
3	高橋 伸典 (P 56)	1. 除排雪体制について (1) 道路排雪作業の計画について (2) 今後の対策について

		<p>2. 有害鳥獣対策について</p> <p>(1) 被害状況と取り組みについて</p> <p>(2) 鳥獣被害緊急対策事業の積極的な活用を</p> <p>3. 名寄市立図書館の建設について</p> <p>(1) 図書館の必要性についての認識は</p> <p>(2) 大学図書館についての考え方は</p> <p>4. まちづくり懇談会からの市政運営は</p> <p>(1) まちづくり懇談会の状況及び意見は</p> <p>(2) 協働のまちづくりへの対策は</p>
4	日根野 正 敏 (P 67)	<p>1. 農業政策について</p> <p>(1) 農業被害に対しての行政支援の考えは</p> <p>(2) 米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給率向上事業の評価は</p> <p>(3) 次年度の産地資金交付予想配分金額と考え方について</p> <p>(4) 次年度の中山間地域等直接支払い、農地・水・環境向上対策の変化と対応について</p> <p>2. 市立天文台「きたすばる」の活用と市内観光情報について</p> <p>(1) 市立天文台「きたすばる」の観光としての考えは</p> <p>(2) 市内観光の効果的なPRを</p> <p>3. 教育行政について</p> <p>(1) 早寝早起き朝ごはんの検証について</p> <p>(2) 日本の領土に関する教育について</p>
5	上 松 直 美 (P 77)	<p>1. 介護保険制度の現状と動向</p> <p>(1) 介護保険導入の経緯・意義について</p> <p>(2) 介護保険制度の仕組みについて</p> <p>(3) 介護給付費の財源構成について</p> <p>(4) 被保険者について</p> <p>(5) 保険料の算定基準と利用者負担について</p> <p>(6) 介護保険の今後の動向について</p> <p>(7) 介護保険料の上昇抑制について</p> <p>2. デマンド型バスの試験運行について</p> <p>(1) 試行期間とその実施要領について</p> <p>(2) 今後の計画と実効性について</p> <p>(3) 高齢者の足の確保としての役割</p> <p>(4) 地域公共交通活性化・再生法の活用と財源の見通し</p>

		<p>(5) 駅横開発との整合性と相乗効果について</p> <p>3. 森林整備計画制度における市町村森林整備計画の役割</p> <p>(1) 森林整備計画制度の体系について</p> <p>(2) 森林区分に応じた森林整備の方向性</p> <p>(3) 市町村森林整備計画の仕組み</p> <p>(4) 水土保全林等の保護と今後の課題</p> <p>(5) 森林資源の有効利用と地域づくりについて</p>
6	大石 健二 (P 90)	<p>1. 名寄市の行財政運営から</p> <p>(1) 新市建設計画と新市将来構想から</p> <p>ア 計画の執行進捗度及び構想の実現度について</p> <p>(2) 名寄市の経済産業の発展とその推進から</p> <p>ア 観光等振興策について</p> <p>2. 名寄市教育行政から</p> <p>(1) 教育委員会と市民のかかわりについて</p> <p>3. 名寄市立大学の基本理念から</p> <p>(1) 名寄市立大学の未来について</p>
7	木戸口 真 (P 100)	<p>1. 名寄市の家庭ごみについて</p> <p>(1) 家庭ごみの現状は</p> <p>(2) 収集体制の現況と課題は</p> <p>(3) 収集体制の今後の考え方は</p> <p>2. 教育行政について</p> <p>(1) 風連日進中学校の休校に向けた状況と今後の課題は</p> <p>(2) 風連日進小・中学校周辺施設の活用状況と今後の有効利用は</p> <p>(3) 風連日進小・中学校の今後の学校運営は</p> <p>(4) 名寄市立小中学校施設整備計画の現況と今後の考えは</p> <p>3. 名寄市の短期移住体験型・滞在型観光の確立について</p> <p>(1) 今年度の取り組み状況と今後の対応は</p> <p>(2) 観光による交流人口の拡大策について</p> <p>(3) 名寄市立大学の休暇村構想の進捗状況は</p>
8	駒津 喜一 (P 111)	<p>1. 商工業の振興について</p> <p>(1) 中心市街地の活性化について</p> <p>(2) 商店街空き店舗の対応策について</p> <p>(3) 中小企業振興条例及び企業立地促進条例について</p>

		<p>2. ロケーション誘致推進事業について</p> <p>(1) 観光資源としてのロケーションの活用について</p> <p>3. 地方自治情報化 I C T について</p> <p>(1) 電子自治体の進捗状況について</p> <p>(2) 自治体クラウドの取り組みについて</p> <p>(3) 地域情報プラットフォームの活用について</p> <p>4. データセンター誘致について</p> <p>(1) データセンター誘致の取り組みについて</p>
9	田 中 好 望 (P 1 2 2)	<p>1. 風連地区公共施設移転後の利用について</p> <p>(1) 福祉センター解体後について</p> <p>(2) 風連国保診療所について</p> <p>(3) 風連中学校の跡地について</p> <p>2. 今後の名寄市農政課題について</p> <p>(1) 後継者、担い手確保</p> <p>(2) 農地流動化対策について</p>
1 0	竹 中 憲 之 (P 1 2 9)	<p>1. 生活保護者数の現状と対応について</p> <p>(1) 生活保護世帯数について</p> <p>(2) 生活保護者への相談及び指導体制について</p> <p>2. 災害とその復旧状況について</p> <p>(1) 道路・河川等の災害状況について</p> <p>(2) 災害の復旧状況について</p> <p>3. 交通安全対策について</p> <p>(1) 今年の名寄市における交通事故件数は</p> <p>(2) 交通安全対策と市民への指導・啓蒙・啓発はどのように行ってきたか</p> <p>(3) 名寄市における夏季・冬季の踏切数と安全対策について</p> <p>4. 小中学校における事故・不審者への対応と対策について</p> <p>(1) 不慮の事故や不審者等に対する児童・生徒・保護者への周知と対策について</p> <p>(2) 児童・生徒へのケアなどの対応について</p>
1 1	佐 藤 勝 (P 1 4 3)	<p>1. 事務事業評価と予算・決算について</p> <p>(1) 事務事業評価事業に対する取り組みについて</p> <p>(2) 事務事業評価結果の原課における活用と公開について</p>

		<p>(3) 事務事業評価結果の予算・決算活用について</p> <p>2. 合併特例区について</p> <p>(1) 合併特例区の総括について</p> <p>(2) 特例区事業の継承について</p> <p>(3) 特例区終了後の体制について</p> <p>3. 公民館活動について</p> <p>(1) 公民館分館活動のあり方の経過について</p> <p>(2) 分館活動とその拠点となるコミセンのあり方について</p> <p>(3) 今後の分館活動の方向性について</p> <p>4. 全国学力・学習状況調査について</p> <p>(1) 市内小・中学校の調査結果について</p> <p>(2) 調査の問題点について</p> <p>(3) 家庭・学校における生活改善の取り組みについて</p> <p>(4) 今後の課題について</p>
1 2	黒 井 徹 (P 1 5 3)	<p>1. 平成 2 3 年度予算編成にあたって</p> <p>(1) 新市長の基本的指針は</p> <p>(2) 市内の経済対策における建設業界・商工業界の振興対策について</p> <p>(3) 新規事業とその展望は</p> <p>2. 合併特例区終了後の名寄市行政について</p> <p>(1) 合併後の両地区の変化とその評価は</p> <p>(2) 特例区の現状と課題について</p> <p>3. 基幹産業、農業の展望について</p> <p>(1) 基幹産業の数値的位置づけについて</p> <p>(2) 農業・農村の多面的機能の評価について</p> <p>(3) 農業振興策について</p>
1 3	川 村 幸 栄 (P 1 6 4)	<p>1. 国民健康保険の都道府県単位化となる「広域化」について</p> <p>(1) 広域化に対する市の考えについて</p> <p>(2) 市民への対応・説明について</p> <p>(3) 国民健康保険のあり方について</p> <p>2. 市民のための市立図書館について</p> <p>(1) 利用状況について</p> <p>(2) 職員体制について</p> <p>(3) 指定管理者制度導入に関する考えについて</p> <p>(4) 市民に喜ばれる市立図書館のために、今後の取り組みについて</p>

## 平成22年第4回名寄市議会定例会議決結果表

平成22年11月30日～平成22年12月14日 15日間  
 本会議時間数 15時間33分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
22年第3定 付託議案第1号	名寄市パブリック・コメント手続条例の制定 について	22. 9. 7 総務文教常任	22.11.24 原案可決すべき	22.11.30 原案可決
22年第3定 付託議案第2号	名寄市児童館条例の制定について	22. 9. 7 総務文教常任	22.11.24 原案可決すべき	22.11.30 原案可決
22年第3定 付託議案第3号	名寄市児童クラブ条例の制定について	22. 9. 7 総務文教常任	22.11.24 修正可決すべき	22.11.30 修正可決
第 1 号	名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	— —	— —	22.11.30 原案可決
第 2 号	名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	— —	— —	22.11.30 原案可決
第 3 号	名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について	— —	— —	22.11.30 原案可決
第 4 号	名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	— —	— —	22.11.30 原案可決
第 5 号	名寄市立学校設置条例の一部改正について	— —	— —	22.11.30 原案可決
第 6 号	名寄市育英奨学条例の一部改正について	— —	— —	22.11.30 原案可決
第 7 号	名寄市風連サンシャインホール設置及び管理に関する条例の一部改正について	— —	— —	22.11.30 原案可決
第 8 号	名寄市風連福祉会館条例の一部改正について	— —	— —	22.11.30 原案可決
第 9 号	名寄市風連日進レクリエーションセンター条例の一部改正について	— —	— —	22.11.30 原案可決
第 10号	名寄市西風連コミュニティセンター条例の一部改正について	— —	— —	22.11.30 原案可決
第 11号	名寄市仲町集会所条例の一部改正について	22.11.30 総務文教常任	22.12. 9 原案可決すべき	22.12.14 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 2 号	名寄市保健センター設置条例の一部改正について	—	—	22.11.30 原案可決
第 1 3 号	名寄市風連国民健康保険診療所条例の一部改正について	—	—	22.11.30 原案可決
第 1 4 号	名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正について	—	—	22.11.30 原案可決
第 1 5 号	名寄市風連地区子育て支援条例を廃止する条例の制定について	—	—	22.11.30 原案可決
第 1 6 号	指定管理者の指定について（名寄市北国雪国ふるさと交流館）	—	—	22.11.30 原案可決
第 1 7 号	指定管理者の指定について（サンピラーパーク森の休暇村）	—	—	22.11.30 原案可決
第 1 8 号	指定管理者の指定について（名寄市大橋地区コミュニティセンター）	—	—	22.11.30 原案可決
第 1 9 号	指定管理者の指定について（名寄市雪わらべ雪冷貯蔵施設）	—	—	22.11.30 原案可決
第 2 0 号	指定管理者の指定について（名寄市風連農産物出荷調整利雪施設）	—	—	22.11.30 原案可決
第 2 1 号	指定管理者の指定について（名寄市東部地区集落センター）	—	—	22.11.30 原案可決
第 2 2 号	指定管理者の指定について（名寄市西部地区集落センター）	—	—	22.11.30 原案可決
第 2 3 号	指定管理者の指定について（名寄市立食肉センター）	—	—	22.11.30 原案可決
第 2 4 号	指定管理者の指定について（名寄ピヤシリスキー場）	—	—	22.11.30 原案可決
第 2 5 号	平成 2 2 年度名寄市一般会計補正予算	—	—	22.11.30 原案可決
第 2 6 号	平成 2 2 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	—	—	22.11.30 原案可決
第 2 7 号	平成 2 2 年度名寄市介護保険特別会計補正予算	—	—	22.11.30 原案可決
第 2 8 号	平成 2 2 年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	—	—	22.11.30 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 2 9 号	平成 2 2 年度名寄市水道事業会計補正予算	—	—	22. 11. 30 原案可決
第 3 0 号	名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	—	—	22. 11. 30 原案可決
第 3 1 号	名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	—	—	22. 12. 14 原案可決
第 3 2 号	平成 2 2 年度名寄市一般会計補正予算	—	—	22. 12. 14 原案可決
意見書案 第 1 号	北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書	—	—	22. 12. 14 原案可決
意見書案 第 2 号	ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書	—	—	22. 12. 14 原案可決
意見書案 第 3 号	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書	—	—	22. 12. 14 原案可決
意見書案 第 4 号	免税軽油制度の存続を求める意見書	—	—	22. 12. 14 原案可決
意見書案 第 5 号	米価下落に歯止めをかける対策を求める意見書	—	—	22. 12. 14 原案可決
意見書案 第 6 号	領土に関する政府の対応に関する意見書	—	—	22. 12. 14 原案可決
意見書案 第 7 号	子ども手当財源の地方負担に反対する意見書	—	—	22. 12. 14 原案可決
意見書案 第 8 号	農業に関する国際貿易交渉への意見書	—	—	22. 12. 14 原案可決
決議案 第 1 号	T P P 参加の即時撤回を求める決議	—	—	22. 11. 30 原案可決
報告第 1 号	専決処分した事件の報告について	—	—	22. 11. 30 報告済
報告第 2 号	専決処分した事件の報告について	—	—	22. 11. 30 報告済
報告第 3 号	例月現金出納検査報告について	—	—	22. 12. 14 報告済
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	22. 12. 14 継続審査（調査）決定